第154回国会概観

第154回国会（常会）は、１月21日に召集され、７月31日に192日間の会期を終了した。

開会式は召集日当日の午後１時から、参議院議場で行われた。

会期は６月19日までであったが、6月19日、衆議院で７月31日までの42日間延長することが賛成多数で議決された。参議院において会期延長の議決は行われなかった。

今国会においては、平成13年12月14日の経済対策閣僚会議において決定された「緊急対応プログラム」を実施するための平成13年度第２次補正予算が召集日当日に提出された。召集日当日は開会式に引き続き、衆参両院本会議において、塩川正十郎財務大臣の財政演説が行われた。これに対する質疑は衆議院において１月22日、参議院において23日に行われた。

同補正予算は衆議院予算委員会において１月24日、25日及び28日に質疑が行われ、29日の衆議院本会議で可決され、本院予算委員会では30日、31日及び２月１日に質疑が行われ、同日の参議院本会議で可決、成立した。

平成14年度予算３案は１月25日、国会に提出され、衆議院では３月６日、参議院では３月27日の本会議で可決、成立した。

２月４日の両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣の施政方針演説を始め、外交・財政・経済の政府４演説が行われた。これに対する代表質問は、２月６、７日衆議院で、２月７、８日参議院で行われた。

補正予算の衆議院審査の過程で、１月20日に東京で開催されたアフガニスタン復興支援ＮＧＯ会議へのＮＧＯ出席拒否問題が取り上げられ、特定議員から外務省にＮＧＯ排除の圧力があったか否かの真相解明をめぐり紛糾した。この事態打開に関連して、小泉総理は答弁に齟齬のあった田中眞紀子外務大臣と野上外務事務次官を更迭した。

後任の外相には２月１日、川口順子環境大臣が就任した。また２月４日、鈴木宗男衆議院議院運営委員長も辞任し、後任には鳩山邦夫議員が就任した。

２月19日、ジョージ・ウォーカー・ブッシュ・アメリカ合衆国大統領が参議院議場で演説を行った。

２月20日の衆議院予算委員会における田中眞紀子衆議院議員及び鈴木宗男衆議院議員の参考人招致に引き続き、３月４日、本院予算委員会でピースウィンズ・ジャパン統括責任者大西健丞氏外１名を参考人招致し、ＮＧＯ問題について質疑が行われたが、特定議員からの圧力はなかったとする外務省の見解とは食い違いが生じたままであった。

３月11日、衆議院予算委員会に鈴木宗男衆議院議員が証人喚問され、同議員が北方四島支援事業として国後島に建設した緊急避難所兼宿泊施設 「友好の家」の入札に関与したとされる問題、北方四島支援事業に関する施設建設をめぐり働きかけがあったかどうかとされる問題等について、質疑が行われた。野党４会派は18日、鈴木議員を議院証言法違反容疑で刑事告発し、同日、同議員は自由民主党を離党した。

４月30日、東京地検特捜部は国後島の「友好の家」の建設工事入札をめぐり鈴木宗男衆議院議員の公設第１秘書、業者等７人を偽計業務妨害容疑で逮捕し、５月23日に同特捜部は政治資金規正法違反（虚偽記載）容疑で同議員の議員会館事務所と自宅を家宅捜索した。

５月10日、衆議院予算委員会で野党４会派は、３月11日の鈴木宗男衆議院議員の証人喚問の答弁に関して、議院証言法違反で告発すべきとの動議を提出したが、否決された。

６月17日、東京地検特捜部は、あっせん収賄容疑で東京地裁に鈴木宗男衆議院議員の逮捕状を請求した。同日、同地裁は逮捕の必要性を認め、逮捕許諾要求書を内閣に提出し、内閣は衆議院に逮捕許諾を求めることを決定し、許諾請求を行った。議院運営委員会は、18日、議員鈴木宗男君の逮捕について許諾を求めるの件について秘密会を開き、鈴木議員の弁明、森山眞弓法相等から事件の経過報告等を聴取後、森山法相等に対して質疑を行い、19日、全会一致で許諾を与えるべきものと決定し、同日、衆議院本会議は全会一致で逮捕許諾を与えるに決した。同特捜部は同日午後、鈴木議員をあっせん収賄容疑で逮捕した。

なお、６月21日、衆議院本会議は議員鈴木宗男君の議員辞職勧告に関する決議案を全会一致で可決した。衆議院において議員辞職勧告決議案が可決されたのは初めてのことである。

４月８日、加藤紘一衆議院議員は同議員の元秘書の脱税事件をめぐり衆議院予算委員会に参考人招致された。同議員はその場で政治資金流用疑惑等一連の問題の政治的、道義的責任を取って議員辞職する考えを表明し、同日、綿貫議長に辞職願を提出した。翌９日、本会議は加藤議員の辞任を許可した。また４月８日、同委員会に元秘書による秘書給与肩代わり問題で民主党を離党した鹿野道彦・前民主党副代表が参考人招致された。

政策秘書給与の流用疑惑問題が発覚した辻元清美衆議院議員は、３月26日、辞職願を綿貫議長に提出し、28日の本会議で辞職が許可された。

なお、４月25日、衆議院予算委員会は、辻元清美前衆議院議員を参考人招致し、質疑を行った。

３月29日の参議院本会議において衆議院議院運営委員長から提出された「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案」が、賛成多数で可決、成立した。本改正は、議長、副議長及び議員の歳費月額について、本年４月１日から平成15年３月31日までの１年間、１割減額した額とするとともに、永年在職表彰議員特別交通費については本年４月１日から廃止し、及び憲政功労年金の制度についても平成15年１月１日から廃止するものである。

なお、議員歳費の削減は戦後新国会で初の事例である。

４月４日、参議院野党４会派は、ＢＳＥ問題をめぐる農林水産大臣の対応に不手際があったとして、農林水産大臣武部勤君問責決議案を共同で提出したが、同決議案は翌５日の参議院本会議で賛成少数で否決された。

なお、２月５日、衆議院本会議は、農林水産大臣武部勤君不信任決議案を賛成少数で否決している。

４月11日、衆議院本会議はパレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案を全会一致で可決した。翌12日、本院においてもパレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案の両決議案をそれぞれ賛成多数で可決した。

４月18日、政策秘書の裏金受領疑惑が報ぜられた井上裕参議院議長は各会派代表者懇談会を開催し説明を行ったが、翌19日、国会審議上の混乱を回避するため議長辞任届を提出した。22日、参議院本会議は、井上議長の議長辞任を許可し、後任に自由民主党・保守党

の倉田寛之議員を選出した。

５月２日、千葉地検は千葉県鎌ヶ谷市内の公共工事に絡み、競争入札妨害容疑で井上前議長の元政策秘書ら６人を逮捕した。同日、同前議長は倉田議長に議員辞職願を提出し、８日の本会議で同前議長の議員辞職願が許可された。

今国会は、国会議員の公設、私設を問わず秘書による公共事業等への口利き等一連の不祥事が相次いで発覚したことを受け、７月19日、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）が参議院本会議において可決、成立した。

また、同24日、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等の公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）は参議院本会議で賛成多数で可決、成立した。

５月８日、瀋陽日本国総領事館に亡命目的の朝鮮民主主義人民共和国出身者と思われる５名が駆け込んだが、これを中国の武装警察官が総領事館内に立ち入り、連行する事件が発生した。これに関し、５月14日の衆議院本会議、同15日の参議院本会議で、川口外務大臣の報告と質疑が行われた。

７月３日、参議院本会議において、カナダのカナナスキスで開かれた第28回主要国首脳会議出席等に関する報告について小泉総理から報告があった後、質疑が行われた。

参議院本会議において、６月24日、共生社会に関する調査会長、７月５日、国際問題に関する調査会長、同19日、国民生活・経済に関する調査会長からそれぞれ中間報告が行われた。

７月24日、公設秘書給与流用疑惑が報じられた田中眞紀子衆議院議員は、衆議院政治倫理審査会において弁明し、質疑が行われたが、同議員は疑惑を否定した。

なお、今回の審査会はテレビを含むマスコミの代表取材が認められたが、これは初めてのことである。

会期終盤において、参議院では健康保険法等改正案等の採決をめぐり与野党が対立した。

７月25日、参議院厚生労働委員会において健康保険法等改正案外１件に対し質疑打切りの動議が提出され、いずれも賛成多数で可決された。

この事態に野党各会派は委員会採決の無効を主張し、26日の本会議では、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の一部、社会民主党・護憲連合等が欠席したまま、両案はいずれも賛成多数で可決、成立した。

７月30日、衆議院において、野党４会派は小泉内閣不信任決議案を提出したが、同日の本会議において、賛成少数で否決された。小泉内閣発足後、内閣不信任決議案が提出されたのは初めてのことである。

同日、参議院において、野党４会派による議長不信任決議案及び内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案が提出されたが、いずれも会期最終日の31日の本会議において、否決された。小泉内閣発足後、総理に対する問責決議案が提出されたのは初めてのことである。

また、同日の本会議でホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案（衆第42号）外１件が可決されたほか、請願審議、継続審査及び継続調査の会期末の手続が行われた。

なお、同日の本会議で総務委員長等９常任委員長の辞任が許可され、新たに９常任委員長が選任された。

同日、衆議院においても請願審議及び閉会中審査の手続等が行われ、第154回国会は閉

幕した。

なお、山崎参議院議院運営委員長は３月13日の参議院本会議において、参議院議長の下に協議員11人をもって組織する参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を、同日設置することに決定したとの報告を行った。同日、井上議長は青木幹雄協議員に同協議会の座長を委嘱し、同座長の下、３月20日に第１回目、７月18日、第２回目の会合が開かれた。

議院の構成

召集日当日、参議院本会議において議員の議席を指定し、井上議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の５特別委員会が設置された。

４月22日、本会議において井上裕参議院議長の議長辞任を許可し、後任議長には無名投票で、自由民主党・保守党の倉田寛之議員を選出した。投票結果は、自由民主党・保守党の倉田寛之議員が180票、日本共産党の吉岡吉典議員が20票、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の松岡滿壽男議員が14票、自由民主党・保守党の斎藤十朗議員が１票、社会民主党・護憲連合の大田昌秀議員が１票、白票が２票であった。

５月31日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会は倉田寛之前委員長の補欠として沓掛哲男君を委員長に選任した。

７月31日、本会議において、17常任委員長のうち総務、法務、外交防衛、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、決算及び行政監視の９常任委員長の辞任を許可し、議長は新たに９常任委員長を指名した。

衆議院では、召集日当日、本会議において、総務委員長外11委員長の辞任を許可し、これら12委員長を新たに選任し、また災害対策特別委員会外５特別委員会の設置を行った。

２月４日、本会議は鈴木宗男議院運営委員長の辞任を許可し、綿貫議長は後任の委員長に鳩山邦夫君を指名した。

４月23日、本会議は武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を賛成多数で設置した。

６月11日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会は石原健太郎委員長の辞任を許可し、河村たかし君を委員長に選任した。

平成13年度一般会計補正予算（第2号）及び特別会計補正予算（第2号）

平成13年度一般会計補正予算（第２号）及び特別会計補正予算（第２号）は、１月21日、閣議決定され、国会に提出された。

同補正予算は、政府が平成13年12月14日に決定した「緊急対応プログラム」を実施するため、一般会計において国債整理基金特別会計から日本電信電話株式会社の株式売払収入による国債整理基金の資金の一部を受け入れ、これを産業投資特別会計に繰り入れるとともに、同特別会計において必要な経費の追加を行うこと等を内容とするものである。

一般会計における歳出の追加事項は、産業投資特別会計へ繰入２兆5,000億円及び「改革推進公共投資」特別措置（一般会計施行分）1,392億円であり、また、歳入については、日本電信電話株式会社の株式売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する国債整理基金特別会計受入金２兆5,000億円を含む雑収入２兆6,392億円の増収を見込むこととしている。

１月21日、両院本会議において、塩川正十郎財務大臣の財政演説が、22日、衆議院本会議において質疑が、23日、参議院本会議において質疑が、それぞれ行われた。

同補正予算は23日、両院の予算委員会において提案理由説明聴取が、それぞれ行われた。

衆議院では、予算委員会において、24日、基本的質疑が行われ、25日、28日、質疑がそれぞれ行われ、28日、質疑終局の動議を可決した後、賛成多数で可決され、29日の本会議においても、討論の後、賛成多数で可決され、参議院に送付された。

なお、委員会採決、本会議採決の双方とも野党会派は欠席した。

参議院においては、予算委員会において、30日、総括質疑方式で質疑が行われ、31日、質疑が行われ、２月１日、締めくくり質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決され、同日の本会議においても、賛成多数で可決され、成立した。

同委員会においては、アフガニスタン復興支援ＮＧＯ会議へのＮＧＯ出席拒否問題に絡んだ国会紛糾に対する総理の認識、第２次補正予算の経済への波及効果、ＢＳＥ対策、特殊法人改革、有事法制の必要性、不良債権問題、ペイオフの解禁、地球温暖化対策等について質疑が行われた。

小泉総理大臣の施政方針演説等

２月４日、両院本会議において、小泉総理が施政方針演説、川口順子外務大臣が外交演説、塩川正十郎財務大臣が財政演説、竹中平蔵経済財政政策担当大臣が経済演説を行った。

施政方針演説の概要は次のとおりである。

構造改革は、着実に動き出している。特殊法人改革、規制改革など、様々な改革がスタートを切った。必要な予算も編成した。今年は、動き出した改革を一つ一つ軌道に乗せ、さらに大きな流れを作り出す、改革本番の年である。そして、経済再生の基盤を築く年としなければならぬ。この正念場を乗り切って、平成15年度から、改革の成果を国民に示し、平成16年度以降は、民間需要主導の着実な経済成長が実現されることを目指す。

平成14年度の経済情勢は、引き続き厳しいものとなることが予想される。平成14年度予算と平成13年度第２次補正予算とを切れ目なく執行し、改革を断行する一方で、デフレスパイラルに陥ることを回避するために細心の注意を払う。政府は、日銀と一致協力して、デフレ阻止に向けて強い決意で臨む。

平成16年度には、不良債権問題を正常化する。金融情勢について十分注視し、金融の危機を起こさないためには、あらゆる手段を講ずる。

ペイオフの円滑な実施に向けて、国民に対する周知に努めるとともに、金融機関に対する検査・監督など金融システムの安定化に万全を期す。

個人や企業の経済活動における自由な選択を最大限尊重し、努力が報われる社会を実現するために、税制を再構築していくことが必要である。適切な租税負担水準や地方分権にふさわしい地方税の在り方をどう考えるかなど、多岐にわたる課題を検討しなければならぬ。経済財政諮問会議や政府税制調査会において、総合的に取り組む。６月ごろを目途に基本的な方針を示すとともに、当面対応すべき課題について年内に取りまとめ、平成15年度以降、実現してまいる。

我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有している。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とし、このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進

する。

政府系金融機関の見直しについては、経済財政諮問会議で検討し、年内には結論を得る。

緊急に対応を要する地球温暖化の問題に対しては、今国会における京都議定書締結の承認と、これに必要な国内法の整備を目指す。また、米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、途上国を含めた国際的ルールが構築されるよう、最大限の努力を傾ける。

世界の平和と安全の実現のため、テロ対策に加え、大量破壊兵器などの軍縮・不拡散、対人地雷の問題にも着実に取り組む。さらに、先般の国際平和協力法の改正も踏まえ、国連平和維持活動に貢献してまいる。３月には、自衛隊施設部隊を東ティモールのＰＫＯ(平和維持活動)へ派遣する予定である。

テロや武装不審船の問題は、国民の生命に危害を及ぼし得る勢力が存在することを、改めて明らかにした。国民の安全を確保し、有事に強い国づくりを進めるため、与党とも緊密に連携しつつ、有事への対応に関する法制について、取りまとめを急ぎ、関連法案を今国会に提出する。

今回、私は、外務省の体制を一新することとした。新しい体制の下、山積する外交課題に取り組むとともに、内外の信頼を一刻も早く回復するよう、外務省改革を強力に進めてまいる。

この施政方針演説に対して、２月６日、７日、衆議院本会議において、７日、８日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、アフガン復興支援会議へのＮＧＯ参加問題と外相更迭、政治と金、構造改革、デフレ阻止、金融システム不安回避、税制、特殊法人改革、外務省改革、有事法制、中国及び朝鮮半島との関係、医療制度改革、ワークシェアリング、食の安全、不審船事案、人権委員会等についてである。(政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの２を参照されたい。)

平成14年度総予算

一般会計予算の規模が81兆2,300億円で、前年度当初予算額に対して１兆4,224億円、率にして1.7%のそれぞれ減少となった平成14年度総予算は、１月25日、閣議決定され、同日国会に提出された。

２月４日、塩川財務大臣の財政演説が両院の本会議で行われた。

衆議院においては、予算委員会において、２月８日、提案理由説明を聴取し、12日、13日に基本的質疑を行い、14日、15日、18日、19日、21日、22日、質疑をそれぞれ行った。20日、外務省予算、特にＮＧＯ問題について田中眞紀子衆議院議員及び鈴木宗男衆議院議員の両議員を参考人として招致し、それぞれ個別に質疑を行うとともに、外務省問題についても集中審議を行った。25日には、ＢＳＥ問題及び医療改革問題について、26日には、金融、財政、景気、雇用問題について質疑を行った。公聴会は27日、28日に、分科会は３月１日、４日にそれぞれ行われた。

５日、デフレ対策及び外務省問題についてそれぞれ質疑が行われ、６日、締めくくり質疑が行われた後、野党４会派共同提案による平成14年度一般会計予算に対する修正案は賛成少数で否決され、平成14年度総予算は賛成多数で可決された。

同日、本会議において、平成14年度一般会計予算外２案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が否決され、平成14年度総予算は賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、２月28日、趣旨説明を聴取した。

３月７日、８日、基本的質疑が総括質疑方式により行われ、11日、12日午前、13日、14日、15日、18日午前、25日、質疑がそれぞれ行われた。19日に公聴会を開き、６人の公述人から意見を聴き質疑を行った。12日午後、外務省問題に関する集中審議を行った。18日午後、財政、経済、雇用に関する集中審議を行った。26日、ＢＳＥ問題を始め食品の安全問題について３人の参考人に質疑を行うとともに、食品安全及び医療問題に関する集中審議を行った。

委嘱審査は、20日に内閣委員会外10常任委員会で、22日に沖縄及び北方問題に関する特別委員会でそれぞれ行われた。27日、締めくくり質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。

同日、平成14年度総予算は、本会議において、賛成多数で可決、成立した。

参議院予算委員会においては、政府のデフレ経済に対する認識及び政策対応の遅れ、失業率の地域間格差を是正するための雇用対策の必要性、ワークシェアリングの在り方、医療の高コスト構造の抜本的是正策、ＢＳＥ問題への対応の遅れ、食品の虚偽表示の続発に伴う農林水産省の責任の重大性、外務省改革の進め方、外務省と特定の国会議員とのかかわり、今般の国会議員の政策秘書給与不正受給疑惑等について質疑が行われた。

決算等の審査

参議院においては、５月８日、本会議において、塩川正十郎財務相から平成12年度決算の概要について報告があり、これに対して質疑が行われた。５月20日、決算委員会において、平成12年度決算外２件について同財務相から概要説明聴取後、会計検査院の検査報告について金子会計検査院長から概要説明を聴取し、７月15日、同委員会において、平成11年度決算外２件及び平成12年度決算外２件について全般的質疑（第１回目）が行われた。また同日、平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第151回国会提出）等予備費関係12件について説明を聴取した。

質疑は平成11年度決算外２件及び平成12年度決算外２件とともに、一括して行われ、同予備費関係12件は、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

19日、本会議においても、同予備費関係12件について、いずれも承諾することに決した。

健康保険法等改正案等

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）は、４月19日、衆議院本会議において、健康増進法案（閣法第47号）外１法案とともに趣旨説明聴取、質疑が行われた。

同24日、衆議院厚生労働委員会において健康保険法等改正案は、健康増進法案外２法案とともに提案理由説明聴取が行われ、同26日、５月８日、17日、22日、29日、31日、６月５日、７日、12日、14日、質疑が行われ、６月11日、健康保険法等改正案及び健康増進法案について参考人から意見聴取及び参考人に対して質疑が行われ、13日には地方公聴会が名古屋市及び宇都宮市においてそれぞれ開催された。14日、野党会派が欠席し、与党３会派だけで質疑を行い、質疑打切り及び採決を行うべしとの動議が提出され、動議は賛成多数で可決され、健康保険法等改正案及び健康増進法案の両案は、それぞれ賛成多数で可決された。なお、21日、与党３会派及び民主党・無所属クラブにより補充質疑が行われた。同日、本会議においても、両案は賛成多数で可決され、参議院に送付された。

なお、民主党・無所属クラブは委員会は欠席したが、本会議には出席して反対し、自由

党、日本共産党及び社会民主党・市民連合は委員会及び本会議のいずれも欠席した。

参議院においては、６月24日、本会議において、健康保険法等改正案について趣旨説明聴取、質疑が行われた。

25日、厚生労働委員会において、内閣提出の健康保険法等改正案及び健康増進法案、並びに医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（今井澄君外４名発議、参第18号）の３法案について趣旨説明聴取が行われ、７月２日、４日、９日、質疑が行われた。11日、参考人から意見聴取及び参考人に対し質疑が行われた後、引き続き政府に対し質疑が行われた。この日の質疑の中で、宮路和明厚生労働副大臣の帝京大学医学部の入学試験をめぐる口利き問題が取り上げられ、審議が中断した。

16日、内閣提出の両案について、それぞれ参考人から意見聴取及び参考人に対し質疑が行われた。18日、３法案について、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）、社会民主党・護憲連合の野党３会派が欠席の下、質疑が行われた。23日午前、学校法人帝京大学特別調査委員会事務局長の前田憲正氏を参考人として招致し、帝京大学医学部問題について同参考人に対し質疑が行われた。野党３会派は審査に復帰し、引き続き同日午後、政府に対し質疑が行われた。

25日、質疑の途中で、与党側から提出された内閣提出の両案に対する質疑打切りの動議が賛成多数で可決され、採決の結果、両案は賛成多数で可決され、26日、本会議においても、賛成多数で可決、成立した。

なお、自由民主党・保守党の一部及び野党の民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の一部、社会民主党・護憲連合は本会議を欠席した。

厚生労働委員会においては、今回の医療制度改革に伴う国民の負担増の内容と経済に及ぼす影響、被用者保険の自己負担割合を３割に引き上げることの是非、医療制度の抜本改革の在り方、保険者の統合・再編の考え方等の諸問題、さらに内閣提出の両案に関連する医療事故等の問題について質疑が行われた。

郵政関連４法案

日本郵政公社法案（閣法第92号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）の両案は、４月26日、国会に提出され、また、日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）の両案は、５月７日、国会に提出された。

４法案は、衆議院では、21日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われた。総務委員会において、30日、提案理由の説明を聴取し、６月４日、６日、質疑が行われた。11日午前中、参考人から意見聴取及び参考人に対して質疑が行われ、午後は小泉総理の「民営化に向けた一里塚」発言問題を含め質疑が行われ、13日、参考人から意見聴取及び参考人に対して質疑が行われた。25日、27日も質疑が行われ、また、７月２日、地方公聴会が札幌市及び熊本市においてそれぞれ開催された。

４日、派遣委員の報告の後、質疑が行われ、５日、質疑終局後、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案の両案が賛成多数で修正議決され、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案が賛成多数で可決された。９日、本会議においても、日本郵政

公社法案及び日本郵政公社法施行法案の両案が賛成多数で修正議決され、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案が賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院において、４法案は７月10日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われた。

総務委員会において、４法案は、11日、趣旨説明を聴取し、16日から質疑が行われ、17日、参考人から意見聴取及び参考人に対して質疑が行われた。18日、質疑が行われ、22日には、新潟県に委員派遣を行った。23日、質疑が行われ、質疑終局後、賛成多数で可決された。24日、本会議においても、賛成多数で可決され、成立した。

総務委員会においては、公社化の意義、地域社会における郵便局の役割、公社化後の経営形態に関する検討状況、信書の解釈、国庫納付金の根拠と算定方法等の諸問題について質疑が行われた。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）等

衆議院においては、５月22日、与党３会派共同提案の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外６名提出、衆第16号）及び野党４会派共同提案の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（岡田克也君外９名提出、衆第14号）の両案についてそれぞれ提案理由説明聴取を行い、５月29日、31日、６月５日、６日に質疑を行った。

６日、質疑終局後、あっせん利得等処罰法改正案（衆第14号）は賛成少数で否決され、あっせん利得等処罰法改正案（衆第16号）は賛成多数で可決され、同日、本会議においても、あっせん利得等処罰法改正案（衆第14号）は賛成少数で否決され、あっせん利得等処罰法改正案（衆第16号）は賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月12日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、あっせん利得等処罰法改正案（衆第16号）及び衆議院の野党案とほぼ同じ内容である公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（江田五月君外４名発議、参第17号）の両案についてそれぞれ趣旨説明聴取を行った。両案について、６月28日、質疑が行われ、７月８日、参考人から意見聴取及び参考人に対して質疑が行われた。12日、17日、質疑が行われ、質疑終局後、あっせん利得等処罰法改正案（衆第16号）は賛成多数で可決され、19日、本会議においても、賛成多数で可決され、成立した。

委員会においては、あっせん利得罪の処罰対象を私設秘書に拡大する趣旨、処罰対象を親族等にまで拡大することの当否、処罰対象の拡大と自由な政治活動に対する影響、国民の政治に対する信頼回復のための方策等の諸問題について質疑が行われた。

調査会

国際問題に関する調査会は、「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について、４回にわたり、参考人から意見聴取及び参考人に対し質疑を行った。次いで、杉浦正健外務副大臣及び政府参考人から報告を聴取した後、２回にわたり質疑を行い、委員の意見表明及び委員間の意見交換を行った。また、東アジア経済の現状と展望について、参考人から意見聴取及び参考人に対し質疑を行った。７月３日、国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

国民生活・経済に関する調査会は、２月13日、「真に豊かな社会の構築」のうち、「「構造改革と経済財政の中期展望」と経済の活性化策、雇用政策及び社会保障制度の在り方」について、内閣府より構造改革と経済財政の中期展望について説明を聴取、質疑を行った。

「雇用環境の変化とその対応」等５つのテーマについて５回にわたり、参考人から意見聴取及び参考人に対し質疑を行った。５月22日、「真に豊かな社会の構築」について意見表明及び意見交換を行った。７月17日、国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

共生社会に関する調査会は、共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について２回にわたり、参考人から意見聴取及び参考人に対し質疑を行った。また、４月10日、政府に対し質疑を行うとともに、５月８日、委員間の意見交換を行った。２月27日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、政府等より説明を聴取、質疑を行った。さらに、６月12日、共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

３調査会の中間報告については、参議院本会議において、６月24日、共生社会に関する調査会長、７月５日、国際問題に関する調査会長、同19日、国民生活・経済に関する調査会長からそれぞれ報告が行われた。

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、国家の基本政策に関する件について、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉総理と討議を行った。討議は、４月10日、６月12日、７月17日の３回行われたが、６月12日、７月17日、小沢一郎君は討議を行わなかった。

合同審査会では、鈴木宗男議員の辞職勧告決議案への対応、防衛庁の情報公開請求者リスト作成問題、来年度からの国民の社会保障費負担増に伴う日本経済への影響、非核３原則遵守への決意等の諸問題について討議が行われた。

憲法調査会

参議院憲法調査会は、２月20日、初の公聴会を開催し、国民主権と国の機構のうち、「国会の在り方と二院制」及び「地方自治と地方分権の在り方」の両テーマについてそれぞれ公述人から意見を聴取、質疑を行った。５月15日、２回目の公聴会を開催し、基本的人権のうち、「私たちにとっての人権」のテーマについて公述人から意見を聴取、質疑を行った。

また国民主権と国の機構及び基本的人権の両テーマについて、それぞれ参考人から意見を聴取、質疑を行った。なお、４月10日、国民主権と国の機構についての自由討議を行った。

衆議院憲法調査会は、基本的人権の保障に関する調査小委員会等４つの小委員会を設置しそれぞれ５回にわたり参考人から意見を聴取、質疑を行った後、それぞれ自由討議を行った。また同調査会は、２回にわたり、全体での自由討議を行った。さらに地方公聴会を２回（４月22日 沖縄県、６月24日 札幌市）行った。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から新たに提出された法律案は104件であり、88件が成立した。

また、前国会から衆議院及び参議院でそれぞれ継続審査となっていた内閣提出法律案２件のうち１件が成立し、衆議院で１件が引き続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに22件提出され、このうち１件が成立し、残り21件のうち

３件は参議院で継続審査となり、18件が未了となった。

また、前国会から参議院で継続審査となっていた参議院議員提出法律案２件のうち１件が引き続き継続審査となり、１件は未了となった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された47件のうち12件が成立し、残り35件のうち衆議院で21件が、また参議院で２件がそれぞれ継続審査となり、衆議院で１件は否決となり、２件は撤回となり、９件が未了となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた衆議院議員提出法律案44件のうち３件が成立し、残り41件のうち衆議院で33件が引き続き継続審査となり、１件は否決となり、３件は撤回となり、４件が未了となった。

予算は５件提出され、いずれも成立した。

条約は新規に提出された18件が、すべて承認された。

内閣提出の承認案件は１件であり、承認された。

決議案は５件提出され、２件を可決した。

国政調査

ＢＳＥ問題については、参議院において、３月26日、予算委員会において、食品安全の問題とともに３人の参考人に対して質疑が行われ、４月４日、同委員会において、２日に提出されたＢＳＥ問題に関する調査検討委員会（農水、厚生労働両大臣の私的諮問機関、委員長・髙橋正郎女子栄養大学大学院客員教授）の最終報告書について参考人として招致した同調査検討委員会委員長から報告聴取の後、参考人及び政府に質疑が行われた。

５月10日、我が国で４頭目のＢＳＥ感染牛が確認されたことから、農林水産委員会において、21日、牛海綿状脳症問題に関する件について、武部勤農水相から説明を聴取し、６月４日、質疑が行われた。

外務省改革に関する件については、４月４日、18日及び25日、外交防衛委員会で質疑が行われ、26日及び７月16日、参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。また、７月10日、予算委員会において小泉総理が出席して経済、外交、防衛に関する集中審議が開かれ、外務省改革についても質疑が行われた。

不審船引揚げ問題に関する件について、外交防衛委員会において、４月９日、11日、７月２日、９日、質疑が行われた。また同件について、６月27日、参議院国土交通委員会において政府参考人から説明を聴取した。このほか、関係委員会において質疑が行われた。

瀋陽総領事館事件については、参議院において、５月15日、本会議で川口外相から報告があった後、質疑が行われた。23日、法務委員会において質疑が行われ、27日、予算委員会において、外交問題及び政治倫理等に関する件として小泉総理が出席して集中審議が行われた。７月９日、外交防衛委員会において質疑が行われ、10日、予算委員会において小泉総理が出席して経済、外交、防衛に関する集中審議が開かれ、11日、外交防衛委員会において難民問題に関する件とともに集中審議が開かれ、それぞれ質疑が行われた。

５月28日発覚した防衛庁の情報開示請求者リスト作成問題については、６月24日、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会において集中審議が行われ、７月２日、９日、参議院外交防衛委員会において質疑が行われ、10日、参議院予算委員会において小泉総理が出席して経済、外交、防衛に関する集中審議が開かれ、その中で質疑が行われた。

1 参議院役員等一覧

（会期終了日 14.7.31 現在）

役員名		召集日(14.1.21)	会期中選任
議長		井上　裕（無）	倉田　寛之（無）14.4.22当選
副議長		本岡　昭次（無）	
常任委員長	内閣	佐藤　泰介（民主）	
	総務	田村　公平（自保）	山崎　力（自保）14.7.31選任
	法務	高野　博師（公明）	魚住　裕一郎（公明）14.7.31選任
	外交防衛	武見　敬三（自保）	松村　龍二（自保）14.7.31選任
	財政金融	山下　八洲夫（民主）	
	文教科学	橋本　聖子（自保）	大野　つや子（自保）14.7.31選任
	厚生労働	阿部　正俊（自保）	金田　勝年（自保）14.7.31選任
	農林水産	常田　享詳（自保）	三浦　一水（自保）14.7.31選任
	経済産業	保坂　三蔵（自保）	田浦　直（自保）14.7.31選任
	国土交通	北澤　俊美（民主）	
	環境	堀　利和（民主）	
	国家基本政策	広中　和歌子（民主）	
	予算	真鍋　賢二（自保）	
	決算	岩井　國臣（自保）	中原　爽（自保）14.7.31選任
	行政監視	森本　晃司（公明）	白浜　一良（公明）14.7.31選任
	議院運営	山崎　正昭（自保）	
	懲罰	吉岡　吉典（共産）	
特別委員長	災害対策	加藤　修一（公明）※	
	沖縄・北方	佐藤　雄平（民主）※	
	国会移転	西川　きよし（国連）※	
	金融経済	久世　公堯（自保）※	
	倫理選挙	倉田　寛之（自保）※	沓掛　哲男（自保）14.5.31選任
調査会長	国際問題	関谷　勝嗣（自保）	
	国民生活	勝木　健司（民主）	
	共生社会	小野　清子（自保）	
憲法調査会会長		上杉　光弘（自保）	
政治倫理審査会会長		中曽根　弘文（自保）	
事務総長		川村　良典	

※印は召集日(14.1.21)選任

2 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 14.7.31 現在）

会派	議員数	① 16.7.25 任期満了			② 19.7.28 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党・保守党	114 (11)	17 (2)	32	49 (2)	21 (6)	44 (3)	65 (9)
民主党・新緑風会	60 (8)	12 (3)	21 (2)	33 (5)	8 (1)	19 (2)	27 (3)
公明党	24 (4)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	8 (1)	5 (1)	13 (2)
日本共産党	20 (9)	8 (2)	7 (5)	15 (7)	4 (2)	1	5 (2)
国会改革連絡会 (自由党・無所属の会)	15 (2)	3	6 (1)	9 (1)	4	2 (1)	6 (1)
社会民主党・護憲連合	7 (4)	3 (2)	1 (1)	4 (3)	3 (1)	0	3 (1)
各派に属しない議員	5	0	3	3	0	2	2
合計	245 (38)	50 (10)	74 (10)	124 (20)	48 (11)	73 (7)	121 (18)
欠員	2	0	2	2	0	0	0
定数	247	50	76	126	48	73	121

（ ）内は女性議員数

3 会派別所属議員一覧

（召集日 14.1.21 現在）

無印の議員は平成16年７月25日任期満了、○印の議員は平成19年７月28日任期満了
また、（ ）内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・保守党】

（１１６名）

阿南　一成（比　例）
青木　幹雄（島　根）
○有村　治子（比　例）
市川　一朗（宮　城）
岩城　光英（福　島）
上野　公成（群　馬）
○尾辻　秀久（比　例）
○大野　つや子（岐　阜）
○加治屋　義人（鹿児島）
○狩野　安（茨　城）
○片山　虎之助（岡　山）
河本　英典（滋　賀）
○北岡　秀二（徳　島）
○沓掛　哲男（石　川）
○小泉　顕雄（比　例）
○後藤　博子（大　分）
佐々木　知子（比　例）
斉藤　滋宣（秋　田）
○桜井　新（比　例）
清水　達雄（比　例）
○世耕　弘成（和歌山）
田中　直紀（新　潟）
○竹山　裕（静　岡）
○段本　幸男（比　例）
鶴保　庸介（和歌山）
○中島　眞人（山　梨）
仲道　俊哉（大　分）
○野上　浩太郎（富　山）
南野　知惠子（比　例）
○林　芳正（山　口）
○藤井　基之（比　例）
○舛添　要一（比　例）
○松村　龍二（福　井）
○溝手　顕正（広　島）
森田　次夫（比　例）
矢野　哲朗（栃　木）
○阿部　正俊（山　形）
○荒井　正吾（奈　良）
井上　吉夫（鹿児島）
入澤　肇（比　例）
岩永　浩美（佐　賀）
○魚住　汎英（比　例）
大島　慶久（比　例）
○太田　豊秋（福　島）
加藤　紀文（岡　山）
○景山　俊太郎（島　根）
○金田　勝年（秋　田）
木村　仁（熊　本）
久世　公堯（比　例）
○国井　正幸（栃　木）
○小斉平　敏文（宮　崎）
○鴻池　祥肇（兵　庫）
佐藤　昭郎（比　例）
斎藤　十朗（三　重）
○山東　昭子（比　例）
○陣内　孝雄（佐　賀）
○関谷　勝嗣（愛　媛）
○田村　公平（高　知）
○武見　敬三（比　例）
月原　茂皓（比　例）
中川　義雄（北海道）
中曽根　弘文（群　馬）
○西田　吉宏（京　都）
野沢　太三（比　例）
○橋本　聖子（比　例）
日出　英輔（比　例）
○保坂　三蔵（東　京）
松谷　蒼一郎（長　崎）
○松山　政司（福　岡）
宮崎　秀樹（比　例）
○森元　恒雄（比　例）
山内　俊夫（香　川）
○愛知　治郎（宮　城）
有馬　朗人（比　例）
泉　信也（比　例）
○岩井　國臣（比　例）
上杉　光弘（宮　崎）
○小野　清子（比　例）
○大仁田　厚（比　例）
○扇　千景（比　例）
加納　時男（比　例）
○柏村　武昭（広　島）
亀井　郁夫（広　島）
岸　宏一（山　形）
久野　恒一（茨　城）
○倉田　寛之（千　葉）
○小林　温（神奈川）
○近藤　剛（比　例）
○佐藤　泰三（埼　玉）
坂野　重信（鳥　取）
○清水　嘉与子（比　例）
○鈴木　政二（愛　知）
○田浦　直（長　崎）
○伊達　忠一（北海道）
○谷川　秀善（大　阪）
○常田　享詳（鳥　取）
○中島　啓雄（比　例）
○中原　爽（比　例）
○西銘　順志郎（沖　縄）
野間　赳（愛　媛）
服部　三男雄（奈　良）
○福島　啓史郎（比　例）
○真鍋　賢二（香　川）
松田　岩夫（岐　阜）
○三浦　一水（熊　本）
森下　博之（高　知）
森山　裕（鹿児島）
○山崎　力（青　森）

山崎　正昭（福　井）　○山下　英利（滋　賀）　山下　善彦（静　岡）
○山本　一太（群　馬）　○吉田　博美（長　野）　吉村　剛太郎（福　岡）
若林　正俊（長　野）　脇　雅史（比　例）

【民主党・新緑風会】

（６０名）

浅尾　慶一郎（神奈川）　○朝日　俊弘（比　例）　○伊藤　基隆（比　例）
○池口　修次（比　例）　今井　澄（比　例）　○今泉　昭（千　葉）
○岩本　司（福　岡）　海野　徹（静　岡）　江田　五月（岡　山）
江本　孟紀（比　例）　○小川　勝也（北海道）　小川　敏夫（東　京）
○大塚　耕平（愛　知）　○大橋　巨泉（比　例）　○岡崎　トミ子（宮　城）
勝木　健司（比　例）　○神本　美恵子（比　例）　川橋　幸子（比　例）
木俣　佳丈（愛　知）　北澤　俊美（長　野）　郡司　彰（茨　城）
○小林　元（茨　城）　小宮山　洋子（比　例）　輿石　東（山　梨）
佐藤　泰介（愛　知）　○佐藤　道夫（比　例）　佐藤　雄平（福　島）
○齋藤　勁（神奈川）　櫻井　充（宮　城）　○榛葉　賀津也（静　岡）
○鈴木　寛（東　京）　高嶋　良充（比　例）　○高橋　千秋（三　重）
○谷　博之（栃　木）　谷林　正昭（富　山）　千葉　景子（神奈川）
○辻　泰弘（兵　庫）　○角田　義一（群　馬）　内藤　正光（比　例）
直嶋　正行（比　例）　○羽田　雄一郎（長　野）　長谷川　清（比　例）
○平田　健二（岐　阜）　広中　和歌子（千　葉）　福山　哲郎（京　都）
藤井　俊男（埼　玉）　○藤原　正司（比　例）　堀　利和（比　例）
本田　良一（熊　本）　○松井　孝治（京　都）　円　より子（比　例）
峰崎　直樹（北海道）　簗瀬　進（栃　木）　柳田　稔（広　島）
山下　八洲夫（岐　阜）　○山根　隆治（埼　玉）　○山本　孝史（大　阪）
○和田　ひろ子（福　島）　○若林　秀樹（比　例）　藁科　満治（比　例）

【公　明　党】

（２４名）

荒木　清寛（比　例）　○魚住　裕一郎（比　例）　○加藤　修一（比　例）
風間　昶（比　例）　○草川　昭三（比　例）　○木庭　健太郎（比　例）
沢　たまき（比　例）　○白浜　一良（大　阪）　○高野　博師（埼　玉）
続　訓弘（比　例）　鶴岡　洋（比　例）　○遠山　清彦（比　例）
浜田　卓二郎（埼　玉）　浜四津　敏子（東　京）　日笠　勝之（比　例）
弘友　和夫（福　岡）　○福本　潤一（比　例）　○松　あきら（神奈川）
森本　晃司（比　例）　○山口　那津男（東　京）　山下　栄一（大　阪）
○山本　香苗（比　例）　○山本　保（愛　知）　○渡辺　孝男（比　例）

【日本共産党】

（２０名）

○井上　哲士（比　例）　井上　美代（東　京）　池田　幹幸（比　例）
市田　忠義（比　例）　岩佐　恵美（比　例）　○緒方　靖夫（東　京）
大沢　辰美（兵　庫）　○紙　智子（比　例）　小池　晃（比　例）

小泉　親司（比　例）　大門　実紀史（比　例）　富樫　練三（埼　玉）
西山　登紀子（京　都）　畑野　君枝（神奈川）　八田　ひろ子（愛　知）
林　紀子（比　例）　○筆坂　秀世（比　例）　宮本　岳志（大　阪）
吉岡　吉典（比　例）　○吉川　春子（比　例）

【国会改革連絡会（自由党・無所属の会）】

（１５名）

岩本　荘太（石　川）　○大江　康弘（比　例）　島袋　宗康（沖　縄）
田名部　匡省（青　森）　○田村　秀昭（比　例）　高橋　紀世子（徳　島）
○西岡　武夫（比　例）　西川　きよし（大　阪）　平野　貞夫（比　例）
○平野　達男（岩　手）　○広野　ただし（比　例）　松岡　滿壽男（山　口）
○森　ゆうこ（新　潟）　山本　正和（比　例）　渡辺　秀央（比　例）

【社会民主党・護憲連合】

（７名）

大渕　絹子（新　潟）　大脇　雅子（比　例）　○大田　昌秀（比　例）
○田嶋　陽子（比　例）　福島　瑞穂（比　例）　渕上　貞雄（比　例）
○又市　征治（比　例）

【各派に属しない議員】

（４名）

井上　裕（千　葉）　椎名　素夫（岩　手）　中村　敦夫（東　京）
本岡　昭次（兵　庫）

4　議員の異動

第153回国会終了日（13.12.7）以降における議員の異動

○逝去

坂野　　重信君（自保・鳥取）　14. 4.17　逝去

○辞職

大橋　　巨泉君（民主・比例）　14. 1.31　辞職

井上　　裕君（ 無 ・千葉）　14. 5. 8　辞職

○繰上補充当選

ツルネン マルテイ君（民主・比例）　14. 2. 8　当選（大橋巨泉君辞職による）

○補欠当選

黒岩　　宇洋君（ 無 ・新潟）　14. 5. 1　当選　　真島一男君の補欠

○会派解散

「自由党」　　14. 1.11

「無所属の会」　　14. 1.11

○会派結成

「国会改革連絡会（自由党・無所属の会）」　14. 1.11　結成

西岡　　武夫君（代表）

岩本　　荘太君	大江　　康弘君	島袋　　宗康君
田名部　匡省君	田村　　秀昭君	高橋　紀世子君
西川　きよし君	平野　　貞夫君	平野　　達男君
広野　ただし君	松岡　滿壽男君	森　　ゆうこ君
山本　　正和君	渡辺　　秀央君	

○所属会派異動・会派所属

柏村　　武昭君	13.12.13	自由民主党・保守党に入会
島袋　　宗康君	13.12.17	無所属の会に入会
山本　　正和君	13.12.25	社会民主党・護憲連合を退会
〃	13.12.26	無所属の会に入会
倉田　　寛之君	14. 4.22	自由民主党・保守党を退会

5 委員会及び調査会等委員一覧

（初回開会日現在）

【内閣委員会】

（２１名）

委員長	佐藤　泰介（民主）	上野　公成（自保）	山根　隆治（民主）
理　事	斉藤　滋宣（自保）	亀井　郁夫（自保）	白浜　一良（公明）
理　事	松村　龍二（自保）	竹山　裕（自保）	森本　晃司（公明）
理　事	森田　次夫（自保）	西銘　順志郎（自保）	筆坂　秀世（共産）
理　事	長谷川　清（民主）	山崎　正昭（自保）	島袋　宗康（国連）
理　事	吉川　春子（共産）	岡崎　トミ子（民主）	田嶋　陽子（社民）
	井上　吉夫（自保）	川橋　幸子（民主）	― 欠員１名 ―

（14.2.26 現在）

【総務委員会】

（２５名）

委員長	田村　公平（自保）	沓掛　哲男（自保）	魚住　裕一郎（公明）
理　事	景山　俊太郎（自保）	南野　知惠子（自保）	木庭　健太郎（公明）
理　事	世耕　弘成（自保）	日出　英輔（自保）	八田　ひろ子（共産）
理　事	谷川　秀善（自保）	森元　恒雄（自保）	宮本　岳志（共産）
理　事	浅尾　慶一郎（民主）	山内　俊夫（自保）	松岡　滿壽男（国連）
理　事	伊藤　基隆（民主）	高嶋　良充（民主）	渡辺　秀央（国連）
	岩城　光英（自保）	高橋　千秋（民主）	又市　征治（社民）
	小野　清子（自保）	内藤　正光（民主）	
	久世　公堯（自保）	松井　孝治（民主）	

（14.3.12 現在）

【法務委員会】

（２１名）

委員長	高野　博師（公明）	岩井　國臣（自保）	江田　五月（民主）
理　事	市川　一朗（自保）	柏村　武昭（自保）	小川　敏夫（民主）
理　事	服部　三男雄（自保）	片山　虎之助（自保）	角田　義一（民主）
理　事	千葉　景子（民主）	佐々木　知子（自保）	浜四津　敏子（公明）
理　事	日笠　勝之（公明）	陣内　孝雄（自保）	平野　貞夫（国連）
理　事	井上　哲士（共産）	中川　義雄（自保）	福島　瑞穂（社民）
	青木　幹雄（自保）	三浦　一水（自保）	本岡　昭次（ 無 ）

（14.3.14 現在）

【外交防衛委員会】

（２１名）

委員長	武見　敬三（自保）	河本　英典（自保）	佐藤　道夫（民主）
理　事	山本　一太（自保）	桜井　新（自保）	齋藤　勁（民主）
理　事	吉村　剛太郎（自保）	福島　啓史郎（自保）	広中　和歌子（民主）
理　事	木俣　佳丈（民主）	舛添　要一（自保）	遠山　清彦（公明）
理　事	山口　那津男（公明）	矢野　哲朗（自保）	吉岡　吉典（共産）
理　事	小泉　親司（共産）	山下　善彦（自保）	田村　秀昭（国連）
	泉　信也（自保）	海野　徹（民主）	大田　昌秀（社民）

（14.3.14 現在）

【財政金融委員会】

（２５名）

委員長	山下	八洲夫	（民主）	鴻池	祥肇	（自保）	峰崎	直樹（民主）
理　事	入澤	肇	（自保）	坂野	重信	（自保）	浜田	卓二郎（公明）
理　事	林	芳正	（自保）	清水	達雄	（自保）	池田	幹幸（共産）
理　事	若林	正俊	（自保）	中島	啓雄	（自保）	大門	実紀史（共産）
理　事	円	より子	（民主）	溝手	顕正	（自保）	平野	達男（国連）
理　事	山本	保	（公明）	山下	英利	（自保）	大渕	絹子（社民）
	上杉	光弘	（自保）	大塚	耕平	（民主）	椎名	素夫（無）
	尾辻	秀久	（自保）	勝木	健司	（民主）		
	金田	勝年	（自保）	櫻井	充	（民主）		

(14.1.31 現在)

【文教科学委員会】

（２１名）

委員長	橋本	聖子	（自保）	有村	治子	（自保）	神本	美恵子（民主）
理　事	阿南	一成	（自保）	大仁田	厚	（自保）	輿石	東（民主）
理　事	仲道	俊哉	（自保）	扇	千景	（自保）	鈴木	寛（民主）
理　事	小林	元	（民主）	加納	時男	（自保）	山本	香苗（公明）
理　事	風間	昶	（公明）	後藤	博子	（自保）	畑野	君枝（共産）
理　事	林	紀子	（共産）	中曽根	弘文	（自保）	西岡	武夫（国連）
	有馬	朗人	（自保）	岩本	司	（民主）	山本	正和（国連）

(14.3.14 現在)

【厚生労働委員会】

（２５名）

委員長	阿部	正俊	（自保）	斎藤	十朗	（自保）	山本	孝史（民主）
理　事	田浦	直	（自保）	伊達	忠一	（自保）	草川	昭三（公明）
理　事	中島	眞人	（自保）	鶴保	庸介	（自保）	井上	美代（共産）
理　事	朝日	俊弘	（民主）	中原	爽	（自保）	小池	晃（共産）
理　事	柳田	稔	（民主）	藤井	基之	（自保）	西川	きよし（国連）
理　事	沢	たまき	（公明）	宮崎	秀樹	（自保）	森	ゆうこ（国連）
	狩野	安	（自保）	今井	澄	（民主）	大脇	雅子（社民）
	久野	恒一	（自保）	今泉	昭	（民主）		
	佐藤	泰三	（自保）	辻	泰弘	（民主）		

(14.3.14 現在)

【農林水産委員会】

（２１名）

委員長	常田	享詳	（自保）	加治屋	義人	（自保）	郡司	彰（民主）
理　事	太田	豊秋	（自保）	岸	宏一	（自保）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	国井	正幸	（自保）	小斉平	敏文	（自保）	鶴岡	洋（公明）
理　事	田中	直紀	（自保）	野間	赳	（自保）	渡辺	孝男（公明）
理　事	和田	ひろ子	（民主）	松山	政司	（自保）	市田	忠義（共産）
理　事	紙	智子	（共産）	池口	修次	（民主）	岩本	荘太（国連）
	岩永	浩美	（自保）	小川	勝也	（民主）	中村	敦夫（無）

(14.3.14 現在)

【経済産業委員会】

（２１名）

委員長	保坂　三蔵（自保）	加藤　紀文（自保）	簗瀬　進（民主）
理　事	魚住　汎英（自保）	倉田　寛之（自保）	若林　秀樹（民主）
理　事	松田　岩夫（自保）	小林　温（自保）	荒木　清寛（公明）
理　事	山崎　力（自保）	近藤　剛（自保）	松　あきら（公明）
理　事	平田　健二（民主）	関谷　勝嗣（自保）	緒方　靖夫（共産）
理　事	本田　良一（民主）	直嶋　正行（民主）	西山　登紀子（共産）
	大島　慶久（自保）	藤原　正司（民主）	広野　ただし（国連）

（14.3.14 現在）

【国土交通委員会】

（２５名）

委員長	北澤　俊美（民主）	小斉平　敏文（自保）	佐藤　雄平（民主）
理　事	鈴木　政二（自保）	月原　茂皓（自保）	藁科　滿治（民主）
理　事	脇　雅史（自保）	野上　浩太郎（自保）	続　訓弘（公明）
理　事	藤井　俊男（民主）	野沢　太三（自保）	大沢　辰美（共産）
理　事	弘友　和夫（公明）	松谷　蒼一郎（自保）	富樫　練三（共産）
理　事	大江　康弘（国連）	森下　博之（自保）	田名部　匡省（国連）
	荒井　正吾（自保）	森山　裕（自保）	渕上　貞雄（社民）
	木村　仁（自保）	池口　修次（民主）	
	北岡　秀二（自保）	海野　徹（民主）	

（14.3.14 現在）

【環境委員会】

（２１名）

委員長	堀　利和（民主）	小泉　顕雄（自保）	谷　博之（民主）
理　事	大野　つや子（自保）	山東　昭子（自保）	ツルネン　マルテイ（民主）
理　事	佐藤　昭郎（自保）	段本　幸男（自保）	加藤　修一（公明）
理　事	清水　嘉与子（自保）	西田　吉宏（自保）	福本　潤一（公明）
理　事	福山　哲郎（民主）	真鍋　賢二（自保）	山下　栄一（公明）
理　事	高橋　紀世子（国連）	江本　孟紀（民主）	岩佐　恵美（共産）
	愛知　治郎（自保）	小宮山　洋子（民主）	井上　裕（無）

（14.3.14 現在）

【国家基本政策委員会】

（２０名）

委員長	広中　和歌子（民主）	加藤　紀文（自保）	直嶋　正行（民主）
理　事	河本　英典（自保）	小泉　顕雄（自保）	日笠　勝之（公明）
理　事	矢野　哲朗（自保）	舛添　要一（自保）	富樫　練三（共産）
理　事	今泉　昭（民主）	松田　岩夫（自保）	筆坂　秀世（共産）
理　事	木庭　健太郎（公明）	吉村　剛太郎（自保）	西岡　武夫（国連）
	有村　治子（自保）	鈴木　寛（民主）	大渕　絹子（社民）
	魚住　汎英（自保）	角田　義一（民主）	

（14.2.20 現在）

【予算委員会】

（４５名）

委員長	真鍋　賢二（自保）	佐藤　昭郎（自保）	佐藤　道夫（民主）
理　事	金田　勝年（自保）	山東　昭子（自保）	内藤　正光（民主）
理　事	野沢　太三（自保）	世耕　弘成（自保）	藤原　正司（民主）
理　事	日出　英輔（自保）	田中　直紀（自保）	峰崎　直樹（民主）
理　事	松谷　蒼一郎（自保）	伊達　忠一（自保）	柳田　稔（民主）
理　事	齋藤　勁（民主）	谷川　秀善（自保）	若林　秀樹（民主）
理　事	高嶋　良充（民主）	段本　幸男（自保）	草川　昭三（公明）
理　事	魚住　裕一郎（公明）	仲道　俊哉（自保）	福本　潤一（公明）
理　事	小池　晃（共産）	松村　龍二（自保）	渡辺　孝男（公明）
理　事	平野　貞夫（国連）	宮崎　秀樹（自保）	紙　智子（共産）
	有馬　朗人（自保）	山崎　力（自保）	大門　実紀史（共産）
	市川　一朗（自保）	山下　英利（自保）	宮本　岳志（共産）
	入澤　肇（自保）	浅尾　慶一郎（民主）	西川　きよし（国連）
	木村　仁（自保）	江田　五月（民主）	平野　達男（国連）
	国井　正幸（自保）	小宮山　洋子（民主）	大脇　雅子（社民）

（14.1.23 現在）

【決算委員会】

（３０名）

委員長	岩井　國臣（自保）	柏村　武昭（自保）	谷　博之（民主）
理　事	佐々木　知子（自保）	北岡　秀二（自保）	辻　泰弘（民主）
理　事	中原　爽（自保）	後藤　博子（自保）	山根　隆治（民主）
理　事	三浦　一水（自保）	田浦　直（自保）	風間　昶（公明）
理　事	今井　澄（民主）	中島　啓雄（自保）	遠山　清彦（公明）
理　事	川橋　幸子（民主）	藤井　基之（自保）	山本　保（公明）
理　事	八田　ひろ子（共産）	山本　一太（自保）	大沢　辰美（共産）
	荒井　正吾（自保）	朝日　俊弘（民主）	岩本　荘太（国連）
	泉　信也（自保）	海野　徹（民主）	広野　ただし（国連）
	加治屋　義人（自保）	神本　美恵子（民主）	田嶋　陽子（社民）

（14.5.20 現在）

【行政監視委員会】

（３０名）

委員長	森本　晃司（公明）	中島　眞人（自保）	岡崎　トミ子（民主）
理　事	岸　宏一（自保）	林　芳正（自保）	神本　美恵子（民主）
理　事	佐藤　泰三（自保）	福島　啓史郎（自保）	鈴木　寛（民主）
理　事	清水　達雄（自保）	森田　次夫（自保）	千葉　景子（民主）
理　事	小川　敏夫（民主）	森元　恒雄（自保）	松井　孝治（民主）
理　事	田名部　匡省（国連）	吉田　博美（自保）	続　訓弘（公明）
理　事	渡辺　秀央（国連）	若林　正俊（自保）	山本　香苗（公明）
	阿南　一成（自保）	脇　雅史（自保）	岩佐　恵美（共産）
	大野　つや子（自保）	岩本　司（民主）	林　紀子（共産）
	近藤　剛（自保）	大塚　耕平（民主）	又市　征治（社民）

（14.3.18 現在）

【議院運営委員会】

（２５名）

委員長	山崎　正昭（自保）	大仁田　厚（自保）	福山　哲郎（民主）
理　事	岩城　光英（自保）	小斉平　敏文（自保）	藤井　俊男（民主）
理　事	溝手　顕正（自保）	小林　温（自保）	本田　良一（民主）
理　事	森山　裕（自保）	鶴保　庸介（自保）	加藤　修一（公明）
理　事	郡司　彰（民主）	西銘　順志郎（自保）	沢　たまき（公明）
理　事	簗瀬　進（民主）	野上　浩太郎（自保）	池田　幹幸（共産）
理　事	荒木　清寛（公明）	南野　知惠子（自保）	大江　康弘（国連）
理　事	畑野　君枝（共産）	松山　政司（自保）	
理　事	松岡　滿壽男（国連）	榛葉　賀津也（民主）	

（14.1.21 現在）

〔庶務関係小委員会〕

（１５名）

小委員長	南野　知惠子（自保）	溝手　顕正（自保）	簗瀬　進（民主）
	岩城　光英（自保）	森山　裕（自保）	荒木　清寛（公明）
	大仁田　厚（自保）	郡司　彰（民主）	加藤　修一（公明）
	鶴保　庸介（自保）	福山　哲郎（民主）	畑野　君枝（共産）
	野上　浩太郎（自保）	本田　良一（民主）	松岡　滿壽男（国連）

（召集日 現在）

〔図書館運営小委員会〕

（１５名）

小委員長	本田　良一（民主）	松山　政司（自保）	簗瀬　進（民主）
	岩城　光英（自保）	溝手　顕正（自保）	荒木　清寛（公明）
	小斉平　敏文（自保）	森山　裕（自保）	沢　たまき（公明）
	小林　温（自保）	郡司　彰（民主）	畑野　君枝（共産）
	西銘　順志郎（自保）	福山　哲郎（民主）	松岡　滿壽男（国連）

（14.3.28 現在）

【懲罰委員会】

（１０名）

委員長	吉岡　吉典（共産）	扇　千景（自保）	円　より子（民主）
理　事	西田　吉宏（自保）	陣内　孝雄（自保）	白浜　一良（公明）
理　事	奥石　東（民主）	竹山　裕（自保）	
	青木　幹雄（自保）	中曽根　弘文（自保）	

（召集日 現在）

【災害対策特別委員会】

（２０名）

委員長	加藤　修一（公明）	景山　俊太郎（自保）	高橋　千秋（民主）
理　事	岸　宏一（自保）	柏村　武昭（自保）	山根　隆治（民主）
理　事	宮崎　秀樹（自保）	小泉　顕雄（自保）	山本　孝史（民主）
理　事	谷林　正昭（民主）	斉藤　滋宣（自保）	大沢　辰美（共産）
理　事	弘友　和夫（公明）	鶴保　庸介（自保）	大門　実紀史（共産）
	大仁田　厚（自保）	中川　義雄（自保）	山本　正和（国連）
	加治屋　義人（自保）	神本　美恵子（民主）	

（14.1.21 現在）

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	佐藤　雄平（民主）	伊達　忠一（自保）	木俣　佳丈（民主）
理　事	中川　義雄（自保）	仲道　俊哉（自保）	佐藤　泰介（民主）
理　事	脇　雅史（自保）	西田　吉宏（自保）	遠山　清彦（公明）
理　事	海野　徹（民主）	西銘　順志郎（自保）	紙　智子（共産）
理　事	渡辺　孝男（公明）	日出　英輔（自保）	小泉　親司（共産）
	後藤　博子（自保）	森田　次夫（自保）	島袋　宗康（国連）
	佐藤　泰三（自保）	岩本　司（民主）	

(14.1.21 現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	西川　きよし（国連）	太田　豊秋（自保）	長谷川　清（民主）
理　事	国井　正幸（自保）	河本　英典（自保）	和田　ひろ子（民主）
理　事	鈴木　政二（自保）	沓掛　哲男（自保）	草川　昭三（公明）
理　事	江本　孟紀（民主）	近藤　剛（自保）	浜田　卓二郎（公明）
理　事	福本　潤一（公明）	保坂　三蔵（自保）	井上　美代（共産）
	有馬　朗人（自保）	伊藤　基隆（民主）	渕上　貞雄（社民）
	大野　つや子（自保）	谷　博之（民主）	

(14.1.21 現在)

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

（２５名）

委員長	久世　公堯（自保）	小林　温（自保）	峰崎　直樹（民主）
理　事	佐々木　知子（自保）	田中　直紀（自保）	荒木　清寛（公明）
理　事	佐藤　昭郎（自保）	野上　浩太郎（自保）	池田　幹幸（共産）
理　事	若林　正俊（自保）	林　芳正（自保）	小池　晃（共産）
理　事	櫻井　充（民主）	福島　啓史郎（自保）	岩本　荘太（国連）
理　事	山口　那津男（公明）	浅尾　慶一郎（民主）	平野　達男（国連）
	荒井　正吾（自保）	今泉　昭（民主）	大田　昌秀（社民）
	入澤　肇（自保）	広中　和歌子（民主）	
	小斉平　敏文（自保）	円　より子（民主）	

(14.1.21 現在)

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

（３５名）

委員長	倉田　寛之（自保）	清水　達雄（自保）	千葉　景子（民主）
理　事	木村　仁（自保）	段本　幸男（自保）	藤井　俊男（民主）
理　事	松村　龍二（自保）	月原　茂皓（自保）	簗瀬　進（民主）
理　事	矢野　哲朗（自保）	中島　眞人（自保）	山下　八洲夫（民主）
理　事	小川　勝也（民主）	藤井　基之（自保）	木庭　健太郎（公明）
理　事	佐藤　道夫（民主）	三浦　一水（自保）	森本　晃司（公明）
理　事	山本　保（公明）	森元　恒雄（自保）	井上　哲士（共産）
理　事	池田　幹幸（共産）	吉田　博美（自保）	八田　ひろ子（共産）
	阿南　一成（自保）	吉村　剛太郎（自保）	大江　康弘（国連）
	愛知　治郎（自保）	池口　修次（民主）	広野　ただし（国連）
	有村　治子（自保）	小林　元（民主）	又市　征治（社民）
	金田　勝年（自保）	高嶋　良充（民主）	

(14.1.21 現在)

【国際問題に関する調査会】

（２５名）

会　長	関谷　勝嗣（自保）	小林　温（自保）	木俣　佳丈（民主）
理　事	世耕　弘成（自保）	桜井　新（自保）	佐藤　雄平（民主）
理　事	山崎　力（自保）	西銘　順志郎（自保）	山根　隆治（民主）
理　事	山本　一太（自保）	野上　浩太郎（自保）	若林　秀樹（民主）
理　事	藁科　滿治（民主）	舛添　要一（自保）	高野　博師（公明）
理　事	沢　たまき（公明）	森元　恒雄（自保）	井上　哲士（共産）
理　事	緒方　靖夫（共産）	吉田　博美（自保）	大田　昌秀（社民）
理　事	田村　秀昭（国連）	今井　澄（民主）	
	入澤　肇（自保）	小川　勝也（民主）	（14.2.6 現在）

【国民生活・経済に関する調査会】

（２５名）

会　長	勝木　健司（民主）	加治屋　義人（自保）	榛葉　賀津也（民主）
理　事	魚住　汎英（自保）	小斉平　敏文（自保）	辻　泰弘（民主）
理　事	北岡　秀二（自保）	山東　昭子（自保）	本田　良一（民主）
理　事	鶴保　庸介（自保）	鈴木　政二（自保）	松　あきら（公明）
理　事	内藤　正光（民主）	伊達　忠一（自保）	畑野　君枝（共産）
理　事	日笠　勝之（公明）	中島　啓雄（自保）	森　ゆうこ（国連）
理　事	西山　登紀子（共産）	藤井　基之（自保）	山本　正和（国連）
理　事	島袋　宗康（国連）	松山　政司（自保）	
	太田　豊秋（自保）	朝日　俊弘（民主）	（14.2.13 現在）

【共生社会に関する調査会】

（２５名）

会　長	小野　清子（自保）	大仁田　厚（自保）	小宮山　洋子（民主）
理　事	有馬　朗人（自保）	大野　つや子（自保）	鈴木　寛（民主）
理　事	清水　嘉与子（自保）	小泉　顕雄（自保）	平田　健二（民主）
理　事	田浦　直（自保）	後藤　博子（自保）	弘友　和夫（公明）
理　事	羽田　雄一郎（民主）	段本　幸男（自保）	山本　香苗（公明）
理　事	風間　昶（公明）	中原　爽（自保）	林　紀子（共産）
理　事	吉川　春子（共産）	山下　英利（自保）	田嶋　陽子（社民）
理　事	高橋　紀世子（国連）	岡崎　トミ子（民主）	
	有村　治子（自保）	郡司　彰（民主）	（14.2.13 現在）

【憲法調査会】

（４５名）

会長	上杉　光弘（自保）	近藤　剛（自保）	小林　元（民主）
幹事	市川　一朗（自保）	斉藤　滋宣（自保）	角田　義一（民主）
幹事	加藤　紀文（自保）	桜井　新（自保）	直嶋　正行（民主）
幹事	谷川　秀善（自保）	陣内　孝雄（自保）	堀　利和（民主）
幹事	野沢　太三（自保）	世耕　弘成（自保）	松井　孝治（民主）
幹事	江田　五月（民主）	中島　啓雄（自保）	柳田　稔（民主）
幹事	高橋　千秋（民主）	中曽根　弘文（自保）	高野　博師（公明）
幹事	魚住　裕一郎（公明）	服部　三男雄（自保）	山口　那津男（公明）
幹事	小泉　親司（共産）	福島　啓史郎（自保）	山下　栄一（公明）
幹事	平野　貞夫（国連）	舛添　要一（自保）	宮本　岳志（共産）
	愛知　治郎（自保）	松田　岩夫（自保）	吉岡　吉典（共産）
	荒井　正吾（自保）	松山　政司（自保）	吉川　春子（共産）
	扇　千景（自保）	大塚　耕平（民主）	田名部　匡省（国連）
	景山　俊太郎（自保）	川橋　幸子（民主）	松岡　滿壽男（国連）
	木村　仁（自保）	北澤　俊美（民主）	大脇　雅子（社民）

（14.1.23 現在）

【政治倫理審査会】

（１５名）

会長	中曽根　弘文（自保）	陣内　孝雄（自保）	平田　健二（民主）
幹事	松谷　蒼一郎（自保）	竹山　裕（自保）	鶴岡　洋（公明）
幹事	吉村　剛太郎（自保）	野沢　太三（自保）	浜四津　敏子（公明）
幹事	輿石　東（民主）	大橋　巨泉（民主）	吉岡　吉典（共産）
	清水　嘉与子（自保）	長谷川　清（民主）	西岡　武夫（国連）

（召集日 現在）

【参議院改革協議会】

（１１名）

座長	青木　幹雄（自保）	矢野　哲朗（自保）	池田　幹幸（共産）
	泉　信也（自保）	齋藤　勁（民主）	松岡　滿壽男（国連）
	松谷　蒼一郎（自保）	直嶋　正行（民主）	大渕　絹子（社民）
	溝手　顕正（自保）	白浜　一良（公明）	

（14.3.20 現在）

1 本会議審議経過

○平成14年１月21日（月）

開会　午前10時２分

日程第１　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元本院議長木村睦男君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

元議員加藤シヅエ君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

議員真島一男君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、北澤俊美君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員25名から成る**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩　午前10時24分

再開　午後２時36分

日程第２　国務大臣の演説に関する件

塩川財務大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後２時43分

○平成14年１月23日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）

峰崎直樹君、加藤紀文君、日笠勝之君、大沢辰美君、松岡滿壽男君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後０時７分

○平成14年１月31日（木）

開会　午後０時１分

議員辞職の件

本件は、大橋巨泉君の辞職を許可することに決した。

工学博士野依良治君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

本件は、議長からすでに祝辞を贈呈した旨報告し、議長は、次の祝辞を朗読した。

工学博士野依良治君　君は触媒による不斉合成の研究により2001年ノーベル化学賞を授与されました。

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもって心からの祝意を表します。

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員森本晃司君、同予備員大野つや子君、裁判官訴追委員鴻池祥肇君、同予備員月原茂皓君、世耕弘成君、大沢辰美君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員に日笠勝之君、

同予備員に山本正和君、

裁判官訴追委員に渡辺秀央君、

同予備員に泉信也君、島袋宗康君、岩本荘太君、

検察官適格審査会委員予備委員に世耕弘成君（吉村剛太郎君の予備委員）、

日本ユネスコ国内委員会委員に南野知惠子君、沢たまき君、

国土審議会委員に草川昭三君を指名した。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、第３順位の魚住裕一郎君を第２順位とし、第４順位の林紀子君を第３順位とし、山本正和君を第４順位とし、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、泉信也君を第１順位とし、第３順位の佐藤道夫君を第２順位とし、第４順位の山口那津男君を第３順位とし、島袋宗康君を第４順位とし、岩本荘太君を第５順位とした。

日程第１　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、塩川財務大臣から趣旨説明があった後、内藤正光君が質疑をした。

散会　午後０時36分

○平成14年２月１日（金）

開会　午後５時54分

日程第１　平成13年度一般会計補正予算（第２号）

日程第２　平成13年度特別会計補正予算（特第２号）

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成136、反対95にて可決された。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特

別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対94にて可決された。

散会　午後６時22分

○平成14年２月４日（月）

開会　午後３時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は施政方針に関し、川口外務大臣は外交に関し、塩川財務大臣は財政に関し、竹中国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後４時25分

○平成14年２月７日（木）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）

江田五月君、竹山裕君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会　午前11時54分

○平成14年２月８日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第３日）

草川昭三君、富樫練三君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前11時42分

再開　午後１時１分

休憩前に引き続き、西岡武夫君、柳田稔君、鶴保庸介君、福島瑞穂君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議長は、新たに当選した議員ツルネンマルテイ君を議院に紹介した後、同君を環境委員に指名した。

平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後３時４分

○平成14年３月13日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、国家公安委員会委員に川口和子君、中央社会保険医療協議会委員に飯野靖四君、社会保険審査会委員に橋本宏子君を任命

することに、賛成221、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、社会保険審査会委員長に土井豊君を任命することに、賛成211、反対８にて同意することに決した。

平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、塩川財務大臣から趣旨説明があった後、櫻井充君、池田幹幸君、平野達男君がそれぞれ質疑をした。

議院運営委員長から参議院の組織及び運営の改革に関する協議会について発言があった。

散会　午前11時39分

○平成14年３月15日（金）

開会　午後０時２分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、陣内孝雄君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、中曽根弘文君を指名した。

日程第１　国務大臣の報告に関する件（平成14年度地方財政計画について）

日程第２　地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、片山総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、高橋千秋君が質疑をした。

散会　午後０時42分

○平成14年３月20日（水）

開会　午後０時５分

日程第１　地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会内閣提出、第153回国会衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成146、反対84にて可決された。

日程第２　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対１にて可決された。

散会　午後０時12分

○平成14年３月25日（月）

開会　午後０時１分

日程第１　都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案（趣旨説明）

本件は、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、池口修次君、大沢辰美君がそれぞ

れ質疑をした。

散会　午後０時53分

○平成14年３月27日（水）

開会　午後２時41分

平成14年度一般会計予算

平成14年度特別会計予算

平成14年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成140、反対102にて可決された。

日程第１　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対99にて可決された。

散会　午後３時54分

○平成14年３月29日（金）

開会　午後２時41分

日程第１　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成233、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成231、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５は賛成210、反対19にて可決、日程第６は賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７は賛成233、反対０にて全会一致をもって可決、日程第８は賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対18にて可決された。

日程第10　平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10及び第11は賛成134、反対97にて可決、日程第12は賛成212、反対18にて可決された。

日程第13　都市再開発法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第14　都市再生特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第13は賛成196、反対33にて可決、日程第14は賛成193、反対37にて可決された。

沖縄振興特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案（衆議院提出）

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成210、反対17にて可決、第２の議案は賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散会　午後３時27分

○平成14年４月３日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　自然公園法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時９分

○平成14年４月５日（金）

開会　午前11時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に佐藤壮郎君を任命することに、賛成129、反対79にて同意することに決し、

日本銀行政策委員会審議委員に春英彦君、福間年勝君を任命することに、賛成192、反対21にて同意することに決し、

中央社会保険医療協議会委員に土田武史君を任命することに、賛成210、反対０にて全会一致をもって同意することに決した。

農林水産大臣武部勤君問責決議案（角田義一君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、輿石東君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成102、反対114にて否決された。

日程第１　全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対18にて可決された。

日程第２　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（総務委員長提出）

本案は、総務委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　更生保護事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第５　弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時31分

○平成14年４月10日（水）

開会　午前10時１分

建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、榛葉賀津也君が質

疑をした。

日程第１　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件

日程第２　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第３　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　鉄道事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対26にて可決された。

散会　午前10時47分

○平成14年４月12日（金）

開会　午前10時２分

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案（山崎正昭君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案（山崎正昭君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加し、一括して議題とすることに決し、山崎正昭君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対１にて可決された。

川口外務大臣は、両決議について所信を述べた。

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、山本孝史君、広野ただし君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対20にて可決された。

日程第４　国際受刑者移送法案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時41分

○平成14年４月17日（水）

開会　午前10時１分

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中谷国務大臣から趣旨説明があった後、山根隆治君が質疑をした。

日程第１　刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

散会　午前10時43分

○平成14年４月22日（月）

開会　午後１時31分

日程第１　議長辞任の件

本件は、これを許可することに決した。

議長の選挙

本選挙は、無名投票の結果（投票総数218、過半数110）、倉田寛之君が180票をもって当選した。

副議長は、議長倉田寛之君を議院に紹介した。

議長倉田寛之君は、就任の挨拶をした。

休憩　午後２時１分

再開　午後３時31分

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、片山総務大臣から趣旨説明があった後、本田良一君、緒方靖夫君がそれぞれ質疑をした。

土壌汚染対策法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、大木環境大臣から趣旨説明があった後、江本孟紀君が質疑をした。

日程第２　消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対22にて可決された。

日程第４　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第６　水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第７　漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第８　遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上４案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５、第７及び第８は賛成208、反対０にて全会一致をもって可決、日程第６は賛成189、反対19にて可決された。

日程第９　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対５にて可決された。

日程第10は、後日に延期することに決した。

散会　午後５時20分

○平成14年４月24日（水）

開会　午前10時１分

人権擁護法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、森山法務大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君、井上哲士君、島袋宗康君がそれぞれ質疑をした。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、武部農林水産大臣から趣旨説明があった後、羽田雄一郎君が質疑をした。

日程第１　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対６にて可決された。

日程第２　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対29にて可決された。

日程第３　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆

議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時58分

○平成14年４月26日（金）

開会　午前11時２分

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石原国務大臣から趣旨説明があった後、川橋幸子君、吉川春子君、田名部匡省君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対20にて可決された。

日程第３　建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第４　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成182、反対27にて可決、日程第４は賛成209、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　独立行政法人造幣局法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　独立行政法人国立印刷局法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　貨幣回収準備資金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５及び第６は賛成178、反対30にて可決、日程第７は賛成188、反対20にて可決された。

散会　午後０時29分

○平成14年５月８日（水）

開会　午前11時31分

新議員の紹介

議長は、新たに当選した議員黒岩宇洋君を議院に紹介した後、同君を内閣委員に指名した。

議員辞職の件

本件は、井上裕君の辞職を許可することに決した。

日程第１　国務大臣の報告に関する件（平成12年度決算の概要について）

本件は、塩川財務大臣から報告があった後、辻泰弘君、岩本荘太君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との

間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

散会　午後０時35分

○平成14年５月15日（水）

開会　午後０時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（瀋陽総領事館事件に関する報告について）

本件は、川口外務大臣から報告があった後、山本一太君、木俣佳丈君、山口那津男君、小泉親司君、田村秀昭君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後１時16分

○平成14年５月17日（金）

開会　午前10時１分

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、塩川財務大臣から趣旨説明があった後、浅尾慶一郎君が質疑をした。

日程第１　テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対６にて承認することに決した。

散会　午前10時43分

○平成14年５月20日（月）

開会　午後１時１分

日程第１　教育職員免許法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、遠山文部科学大臣から趣旨説明があった後、神本美恵子君、林紀子君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後１時58分

○平成14年５月22日（水）

開会　午後０時１分

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、大木環境大臣から趣旨説明があった後、小宮山洋子君、岩佐恵美君、高橋紀世子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対20にて可決された。

日程第５　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対20にて可決された。

日程第６　身体障害者補助犬法案（衆議院提出）

日程第７　身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　商法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対20にて可決された。

日程第10　土壌汚染対策法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第11　農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対20にて可決された。

散会　午後１時53分

○平成14年５月24日（金）

開会　午前10時１分

マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、谷林正昭君が質疑をした。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、川口外務大臣から趣旨説明があった後、広中和歌子君が質疑をした。

日程第１　国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成227、反対０にて全会一致をもって可決、日程第２は賛成208、反対19にて可決された。

日程第３　政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対19にて可決された。

日程第４　教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対25にて可決された。

散会　午前11時22分

○平成14年５月27日（月）

開会　午後０時１分

日程第１　議員坂野重信君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、角田義一君が哀悼の辞を述べた。

散会　午後０時20分

○平成14年５月29日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

散会　午前10時５分

○平成14年５月31日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　船舶職員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成226、反対０にて全会一致をもって可決、日程第５は賛成200、反対27にて可決された。

日程第６　野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時20分

○平成14年６月５日（水）

開会　午前10時１分

法人税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、塩川財務大臣から趣旨説明があった後、峰崎直樹君が質疑をした。

日程第１　教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対25にて可決された。

日程第２　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対87にて可決された。

日程第３　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対５にて可決された。

日程第４　薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

散会　午前10時54分

○平成14年６月７日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　エネルギー政策基本法案（衆議院提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対27にて可決された。

日程第２　道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対101にて可決された。

日程第３　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　牛海綿状脳症対策特別措置法案（衆議院提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時13分

○平成14年６月12日（水）

開会　午前10時１分

使用済自動車の再資源化等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、平沼経済産業大臣から趣旨説明があった後、平田健二君が質疑をした。

日程第１　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条（３）の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時51分

○平成14年６月24日（月）

開会　午後１時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

情報公開審査会委員に髙木佳子君、園マリ君、

日本放送協会経営委員会委員に武田國男君、

中央更生保護審査会委員長に松浦恂君、
労働保険審査会委員に中島芙美子君、
土地鑑定委員会委員に増田修造君、中島康典君、瀬古美喜君、高山朋子君、能見善久君を任命することに、賛成212、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
情報公開審査会委員に新村正人君を任命することに、賛成154、反対60にて同意することに決し、
情報公開審査会委員に藤原静雄君、
預金保険機構理事長に松田昇君、
土地鑑定委員会委員に安藝哲郎君を任命することに、賛成197、反対18にて同意することに決し、
預金保険機構理事に渡辺達郎君、
公正取引委員会委員長に竹島一彦君を任命することに、賛成125、反対86にて同意することに決し、
公正取引委員会委員に三谷紘君を任命することに、賛成192、反対22にて同意することに決し、
公害等調整委員会委員長に加藤和夫君を任命することに、賛成142、反対72にて同意することに決し、
公害等調整委員会委員に堺宣道君を任命することに、賛成160、反対54にて同意することに決し、
公害等調整委員会委員に平石次郎君を任命することに、賛成159、反対55にて同意することに決し、
土地鑑定委員会委員に黒川弘君を任命することに、賛成190、反対25にて同意することに決した。

日程第１　健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（趣旨説明）

本件は、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、中島眞人君、今井澄君、風間昶君、小池晃君、森ゆうこ君がそれぞれ質疑をした。

共生社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、共生社会に関する調査会長から報告があった。

散会　午後３時１分

○平成14年６月26日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対37にて可決された。

日程第４　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対９にて可決された。

散会　午前10時12分

○平成14年７月３日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（第28回主要国首脳会議出席等に関する報告について）

本件は、小泉内閣総理大臣から報告があった後、鶴保庸介君、藁科滿治君、池田幹幸君、渡辺秀央君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成195、反対25にて可決、日程第３は賛成220、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時24分

○平成14年７月５日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　使用済自動車の再資源化等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対27にて可決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

散会　午前10時16分

○平成14年７月10日（水）

開会　午前10時１分

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、平沼経済産業大臣から趣旨説明があった後、岩本司君が質疑

をした。

日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、片山総務大臣から趣旨説明があった後、陣内孝雄君、伊藤基隆君、魚住裕一郎君、宮本岳志君、田名部匡省君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時41分

○平成14年７月12日（金）

開会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

検査官に大塚宗春君を任命することに、賛成230、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、

公正取引委員会委員長に竹島一彦君を任命することに、賛成128、反対100にて同意することに決した。

日程第１　離島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対１にて可決された。

散会　午前10時８分

○平成14年７月19日（金）

開会　午前10時２分

国立国会図書館の館長の任命に関する件

本件は、黒澤隆雄君の任命を全会一致をもって承認することに決した。

日程第１　平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第２　平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第３　平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第４　平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第５　平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第６　平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第７　平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所

管経費増額調書（その２）（第151回国会内閣提出、第154回国会衆議院送付）

日程第８　平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（衆議院送付）

日程第９　平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（衆議院送付）

日程第10　平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（衆議院送付）

日程第11　平成13年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

日程第12　平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（衆議院送付）

以上12件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第２は賛成144、反対89にて承諾することに決し、日程第３及び第６は賛成170、反対63にて承諾することに決し、日程第４は賛成149、反対83にて承諾することに決し、日程第５及び第７は賛成163、反対70にて承諾することに決し、日程第８は賛成135、反対99にて承諾することに決し、日程第９及び第10は賛成141、反対92にて承諾することに決し、日程第11は賛成160、反対72にて承諾することに決し、日程第12は賛成155、反対79にて承諾することに決した。

日程第13　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第14　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対103にて可決された。

日程第15　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第16　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対104にて可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

散会　午前10時31分

○平成14年７月24日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対32にて可決された。

日程第３　入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案（衆議院提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　日本郵政公社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　日本郵政公社法施行法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　民間事業者による信書の送達に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４及び第５は賛成142、反対92にて可決、日程第６及び第７は賛成134、反対101にて可決された。

散会　午前10時18分

○平成14年７月26日（金）

開会　午後３時６分

日程第１　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　健康増進法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成129、反対３にて可決された。

散会　午後３時11分

○平成14年７月31日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　議長不信任決議案（築瀬進君外10名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、築瀬進君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成97、反対135にて否決された。

日程第２　内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案（角田義一君外９名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、角田義一

君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成97、反対135にて否決された。

休憩　午後０時20分

再開　午後３時１分

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案（衆議院提出）

食品衛生法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外629件の請願

本請願は、日程に追加し、法務委員長外５委員長の報告を省略、商業捕鯨の早期再開等に関する請願は委員会決定のとおり採択することに決し、その他の請願は全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、総務委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第102号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第103号）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（閣法第104号）並びに法務委員会の人権擁護法案（閣法第56号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第４号）

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、地域金融の円滑化に関する法律案（参第３号）

一、特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（参第８号）

一、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第25号）

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会
　一、社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第43号）
　一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
　一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
　一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（参第５号）
　一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
　一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
　一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
　一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
　一、平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書
　一、平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書
　一、平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書
　一、平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書
　一、平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書
　一、平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書
　一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
　一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
　一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
　一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
　一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
国会等の移転に関する特別委員会
　一、国会等の移転に関する調査
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
　一、金融問題及び経済活性化に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
　一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
国際問題に関する調査会
　一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
共生社会に関する調査会
一、共生社会に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

総務委員長	田村	公平君
法務委員長	高野	博師君
外交防衛委員長	武見	敬三君
文教科学委員長	橋本	聖子君
厚生労働委員長	阿部	正俊君
農林水産委員長	常田	享詳君
経済産業委員長	保坂	三蔵君
決算委員長	岩井	國臣君
行政監視委員長	森本	晃司君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	山崎	力君
法務委員長	魚住	裕一郎君
外交防衛委員長	松村	龍二君
文教科学委員長	大野	つや子君
厚生労働委員長	金田	勝年君
農林水産委員長	三浦	一水君
経済産業委員長	田浦	直君
決算委員長	中原	爽君
行政監視委員長	白浜	一良君

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会　午後３時13分

2 国務大臣の演説・質疑の概要

(1) 財政演説（平成13年度第２次補正予算）

財務大臣　　塩川 正十郎 君　　平成14年１月21日

今般、さきに策定されました緊急対応プログラムを受けて、平成13年度補正予算（第２号及び特第２号）を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要について御説明いたします。

〔最近の経済情勢と緊急対応プログラム〕

まず、最近の経済情勢とさきに策定されました緊急対応プログラムについて申し述べます。

政府は、改革なくして成長なしとの基本的考え方の下、状況の変化に細心の注意を払いながら、各般の構造改革を積極的に推進することを経済財政運営の基本としており、昨年10月には、構造改革を進めていく上で先行して決定、実施すべき施策を盛り込んだ改革先行プログラムを策定し、これを受けて、雇用対策等に重点を置いた第１次補正予算を編成いたしました。

その後、米国における同時多発テロ事件の発生を契機に世界経済が同時不況に陥るリスクが高まる中、我が国の景気は、生産、設備投資が減少し、個人消費が弱含むなど、一段と悪化してまいりました。

こうした経済環境の急激な変化に対応し、構造改革をより一層推進しつつ、デフレの進行と相まって景気が加速度的に悪化することを回避するため、地域における基盤整備の要請も踏まえ、政府は、去る12月、緊急対応プログラムを策定いたしました。

同プログラムにおいては、構造改革に資する重点分野に注力して社会資本の整備を行うこととし、都市機能の一層の高度化、国際化、環境に配慮した活力ある地域社会の実現、科学技術、教育、ＩＴの推進による成長フロンティアの拡大及び少子高齢化への対応、この４つの政策課題の下、民間投資の創出、就業機会の増大に資し、早期執行が可能で経済への即効性が高く、緊急に実施の必要のある事業を盛り込んでおります。

〔平成13年度補正予算（第２号及び特第２号）の大要〕

次に、今般提出いたしました平成13年度補正予算の大要について御説明申し上げます。

今申し上げました緊急対応プログラムを実施するため、一般会計補正予算については、歳出面において、産業投資特別会計へ２兆5,000億円を繰り入れるほか、一般会計施行分として1,392億円を計上しております。

歳入面においては、安易な国債増発によることなく、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金を活用するための国債整理基金特別会計からの受入金２兆5,000億円のほか、一般会計施行分の財源として産業投資特別会計からの受入金1,326億円を計上し、合計２兆6,392億円を計上することといたしております。

これらの結果、平成13年度一般会計第２次補正後予算の総額は、86兆3,526億円となります。

また、産業投資特別会計補正予算については、社会資本整備勘定において、今申しましたように一般会計から２兆5,000億円を歳入として受け入れ、歳出として改革推進公共投資特別措置２兆5,000億円を計上することといたしております。その内訳は、都市機能高度化等対策費といたしまして6,278億円、環境配慮型地域社会実現対策費といたしまして6,558億円、科学技術等対策費といたしまして8,720億円、少子高齢化対策費といたしまして3,444億円であります。

以上の一般会計及び産業投資特別会計の予算補正に関連して、その他の特別会計予算についても所要の補正を行うことといたしております。

財政投融資計画につきましては、この補正予算において、国営土地改良事業特別会計に対し、113億円を追加することとしております。

なお、今回の補正予算を実施するため、別途、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

以上、平成13年度補正予算の大要について御説明いたしました。

今回の補正予算は、経済環境の急激な変化に対応して、構造改革を推進しつつ、高い経済効果が期待できる施策について緊急実施をするために編成したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

(2) 施政方針演説

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　**平成14年２月４日**

〔はじめに〕

小泉内閣に対する支持率が低下し、私の改革への姿勢が後退するのではないかと懸念する声があります。しかし、私の改革への決意は全く揺るぎません。引き続き改革に邁進するとの決意を持って、私は施政方針演説を行います。

私は、就任以来、我が国が持続的な経済成長を取り戻すためには、経済・財政、行政、社会の各分野における構造改革を直ちに断行すべきであるとの考えの下、国政に当たってまいりました。今年は、構造改革が本番を迎えます。どのように改革を進め、また、国際社会に対して、いかに責任を果たしていくのか、小泉内閣として国政に当たる基本方針を申し述べます。

昨年12月１日、愛子内親王殿下の御誕生という、国民ひとしく待ち望んだ慶事を迎えました。国民とともに、改めて御誕生をお祝い申し上げ、愛子内親王殿下の健やかな御成長をお祈り申し上げます。

21世紀こそ平和の世紀にしたいとの願いとともに明けた昨年、米国におけるテロの発生、我が国近海における武装不審船の出没など、平和の維持、危機管理への取組が、現実の課題として突き付けられました。我が国は、これに毅然として立ち向かうという決意を具体的な形で明確に示しました。インド洋における活動に当たっている自衛隊員を始め、国際社会の平和維持、国民の安全確保という尊い任務に当たっている諸君に対し、敬意と感謝の意を表明します。安定した平和を実現するためには、国際協調主義に立って主体的に対応することが何よりも大切です。今後、引き続き、緊張感を持って取り組んでまいります。

今年は、ワールドカップサッカー大会が開催されます。大会期間中は、世界じゅうの注目を集め、多くの人々が訪れます。日本に関心を持ち、日本について理解を深めてもらうまたとないチャンスです。我が国の文化伝統や豊かな観光資源を全世界に紹介し、海外からの旅行者の増大と、これを通じた地域の活性化を図ってまいります。この大会が、経済面への波及効果を含め、日本と日本人が元気を取り戻す機会となることを強く期待しています。

構造改革は着実に動き出しています。特殊法人改革、規制改革など、様々な改革がスタートを切りました。必要な予算も編成しました。今年は、動き出した改革を一つ一つ軌道に乗せ、更に大きな流れを作り出す改革本番の年です。そして、経済再生の基盤を築く年としなければなりません。この正念場を乗り切って、平成15年度から改革の成果を国民に示し、平成16年度以降は民間需要主導の着実な経済成長が実現されることを目指します。

昨年、内閣総理大臣に就任した当初、私が提案した様々な改革の実現は困難であろうと思われました。実際には多くの分野で改革が進みました。今まで慣れ親しんできた制度や慣行と決別し、新しい時代の要請を柔軟に受け止めなければなりません。

経済情勢が厳しさを増しつつあり、多くの方々が困難に直面している中にあって、小泉内閣の掲げる改革なくして成長なしとの方針は多数の国民の支持を得ています。この国民の声をしっかりと受け止め、揺るぎない決意で改革に邁進します。

〔経済財政運営の基本姿勢と金融安定化への取組〕

平成14年度予算は改革断行予算です。５兆円を削減しつつ重点分野に２兆円を再配分するとの方針の下、公共投資やＯＤＡを１割削減しました。医療制度も思い切って見直しました。既定経費を基準にせず、歳出の効率化を進める一方、少子高齢化への対応、科学技術、教育、ＩＴの推進などの重点分野に大胆に配分しました。特殊法人などへの財政支出については、その事業を精査し、一般会計、特別会計合わせて１兆1,000億円を超える削減を実現しました。

これらの歳出面における努力や歳入面における税外収入の確保などにより、国債発行額30兆円を守り、税金を無駄遣いしない体質へ改善するとともに、将来の財政破綻を阻止するための第一歩を踏み出すことができました。今後、歳出の見直しを進め、受益と負担の関係についても引き続き検討を行いつつ、効率的で持続可能な財政への転換を図ってまいります。

平成14年度の経済情勢は、引き続き厳しいものとなることが予想されます。平成14年度予算と平成13年度第２次補正予算とを切れ目なく執行し、改革を断行する一方で、デフレスパイラルに陥ることを回避するために細心の注意を払います。政府は、日銀と一致協力して、デフレ阻止に向けて強い決意で臨みます。

平成16年度には、不良債権問題を正常化します。主要行に対する検査を強化するとともに、整理回収機構による不良債権の時価買取制度などを活用しつつ、不良債権処理と企業再建に積極的に取り組みます。金融情勢について十分注視し、金融の危機を起こさないためにはあらゆる手段を講じます。

金融機関の経営の健全性を確保するため、株式保有制限を課するとともに、これに伴う株式処分を円滑にするため、先般、銀行等保有株式取得機構を設立しました。

ペイオフの円滑な実施に向けて、国民に対する周知に努めるとともに、金融機関に対する検査・監督など金融システムの安定化に万全を期します。

１年前と比べると、製造業は37万人、建設業は21万人の就業者が減少しています。しかし、この１年間のマイナス成長の中でも、サービス業の就業者は50万人増加しています。

雇用を生み出す新たな市場、産業の育成と、ミスマッチの解消、セーフティーネットの整備を引き続き進めます。平成13年度第１次補正予算を活用し、社会人の補助教員や森林作業員など、地域の工夫を生かした雇用創出を目指します。また、中高年齢者の円滑な再就職の促進などに取り組みます。今後は、雇用を分かち合うという観点からのワークシェアリングの実施に向けて検討を行うとともに、より柔軟な働き方が選べるよう、雇用期間や労働時間に関する制度の見直しについて検討を進めてまいります。

日本経済と地域の活力を支える中小企業を積極的に応援します。

中小企業に対する保証・貸付制度の拡充や、個々の中小企業の実情に応じたきめ細かな対応などを通じ、セーフティーネットに万全を期してまいります。

逆境を乗り越え、変化に対応することによって、世界で屈指の地位を築いた中小企業が、金型製造やＩＴ・医療関連など様々な分野で現れています。創造性や機動性に富む元気な中小企業が、全国各地、各産業分野で活躍することが重要です。開業、創業を５年間で倍増させるとともに、新しい分野への進出による経営革新を推進するため、人材育成、技術

開発、資金調達など、幅広い観点からの支援を実施します。

〔構造改革断行の基本姿勢〕

昨年、改革工程表として、500項目を超える具体的な政策と実施時期を明示しました。今般、日本が目指す経済社会について「構造改革と経済財政の中期展望」を策定しました。今後、さきの所信表明演説で明らかにした小泉構造改革５つの目標達成に向けて、強力に施策を実施するとともに、時間の掛かる改革についても、広範かつ具体的な検討を行い、長期の工程表を作成します。

明確な方向性を持った改革が、需要を掘り起こし、事業機会をつくり出し、そして成長を生む。こうした環境を整備することこそ、政府の役割だと考えています。既に、構造改革によって、日本の経済の潜在的な力が動き出しつつあります。7,000台を超える政府の一般公用車を３年ですべて低公害車にするとの方針を明らかにすると、民間企業は低公害車開発を加速しました。住宅金融公庫の廃止の方針を発表すると、銀行は住宅金融公庫よりも魅力的な商品の開発を始めました。さらに、郵便事業への民間参入の方針を示すと、民間企業は設備投資と人材確保の検討に取り掛かりました。

改革によって変わるのは、国や企業だけではありません。一番変わるのは、国民一人一人の生活です。今後、暮らしの改革という視点に立って、身近な暮らしがどう変わるのかということを示していきたいと思います。

〔努力が報われ、再挑戦できる社会〕

私は、経済社会の主役である人が、能力と個性を発揮し、存分に活躍できる仕組みを備えた努力が報われ、再挑戦できる社会の実現を目指します。

税制の在り方は、経済再生の確固たる基盤を築くかぎとなります。平成14年度税制改正では、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制や金融・証券税制について、所要の措置を講ずることとしています。今後は、個人や企業の経済活動における自由な選択を最大限尊重し、努力が報われる社会を実現するために、税制を再構築していくことが必要です。そのためには、経済活性化をどのように支え、経済社会の構造変化にどう対応するのか、中立、簡素、公平な税制をどう実現するのか、適切な租税負担水準や地方分権にふさわしい地方税の在り方をどう考えるかなど、多岐にわたる課題を検討しなければなりません。経済財政諮問会議や政府税制調査会において総合的に取り組みます。同時に、与党における検討を始め幅広い国民的な議論を期待します。６月ごろを目途に基本的な方針を示すとともに、当面対応すべき課題について年内に取りまとめ、平成15年度以降、実現してまいります。

努力が報われ、再挑戦できる社会を実現して、日本の経済、産業を活性化するためには、国民と企業が自由に挑戦できる環境が必要です。様々な分野で徹底的に規制改革を進めることにより、雇用と市場の拡大による元気な経済社会と、安くて質の高い多様な財・サービスを享受できる生活、暮らしを同時に実現してまいります。

世界最高水準の科学技術創造立国の実現に向け、人の遺伝子情報の医療への応用、極めて微小なレベルでの新材料開発など、最先端の戦略的研究分野に重点的に取り組みます。あわせて、産学官の連携の推進、地域における科学技術の振興を図ってまいります。

我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動

の成果を、知的財産として戦略的に保護、活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。

高速・超高速インターネットの加入者は、この１年間で、64万人から280万人へと爆発的に増加しました。ＩＴ革命の進展を一層加速させるため、ネットワークインフラの整備、未利用光ファイバーの利用促進などの規制改革、人材の育成、電子商取引に係るルールの整備、情報セキュリティー対策、個人情報保護の推進などに取り組みます。国民がＩＴの利便性を身近に感じられる情報家電の普及促進にも努めます。これらの施策により、すべての国民がインターネットを通じて、自由かつ安全に、多様な情報と知識を交流できる世界最先端のＩＴ国家を実現します。

また、住民票やパスポートの交付申請などの行政手続を、原則としてオンラインで行うことが可能となる電子政府、電子自治体の実現に取り組んでまいります。

努力が報われ、再挑戦できる社会は、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会です。この新しい社会にふさわしい司法制度を構築し、国民にとって身近なものとするため、早急に司法制度改革推進計画を策定し、改革を着実に進めます。裁判の一層の迅速化を図るための制度や、法科大学院を中核とする法曹養成制度を整備するとともに、弁護士などの法曹人口を増やし、国民が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与する新たな制度を導入します。

国民一人一人の人権が尊重される社会を実現するため、独立性の高い人権委員会を設立し、弱い立場にある人権侵害の被害者を実効的に救済する新たな人権救済制度の整備を目指す法律案を今国会に提出します。

男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会の構築に向け、女性の新しい発想や多様な能力を生かせるよう、様々な分野へのチャレンジ支援策に関する検討を進めてまいります。

〔民間と地方の知恵が、活力と豊かさを生み出す社会〕

民間にできることは民間にゆだね、地方にできることは地方にゆだねる、この原則に基づき、行政の構造改革を進め、民間と地方の知恵が、活力と豊かさを生み出す社会を実現します。

肥大化し硬直化した政府組織を改革し、簡素で効率的な政府を実現するためには、緒に就いた特殊法人改革を一層強力に進めなければなりません。163あるすべての特殊法人、認可法人の徹底的な見直しを行い、昨年12月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、平成14年度予算に反映させました。石油公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫など17法人の廃止、道路４公団など45法人の民営化など、計画の具体化に向け、法制上の対応を始めとした必要な措置をできる限り速やかに講じます。あわせて、この改革の動きを促進させるため、評価、点検を続けてまいります。政府系金融機関の見直しについては、経済財政諮問会議で検討し、年内には結論を得ます。

真に国民本位の行政を実現するため、昨年12月に策定した公務員制度改革大綱に従って、具体的な改革を着実に進めてまいります。特に、特殊法人などへの再就職に対する厳しい批判を真摯に受け止め、３月までに役員退職金、給与の削減を決定します。

３月までに、公益法人に対する国の関与を極力少なくするための見直しを行うとともに、公益法人制度の抜本的改革に着手します。

郵政事業については、平成15年中に国営の新たな公社を設立し、全国に公平なサービスを確保しつつ、郵便事業への民間事業者の全面的な参入を可能にするための法律案を今国会に提出します。郵政３事業のその後の在り方は、懇談会において引き続き議論を進め、夏までには具体案を取りまとめる予定です。

首相公選制については、有識者による懇談会を重ね、幅広い観点から議論をしているところです。夏までには具体案を取りまとめることとしています。

21世紀の我が国を豊かで活力あるものとするためには、地域がその個性や魅力を生かしつつ、真の自立を達成することが不可欠です。2,000を超える市町村が合併を検討しており、こうした流れを後押しするとともに、国と地方の役割や税財源配分の在り方の見直しに取り組むなど、地方分権を一層推進してまいります。

〔人をいたわり、安全で安心に暮らせる社会〕

国民の抱く様々な不安を解消し、人をいたわり、安全で安心に暮らせる社会を実現することは政治の責任です。

我が国は、国民皆年金・国民皆保険という世界に誇るべき社会保障制度を作り上げてきました。今世紀、いまだ経験したことのない少子高齢社会を迎える中で、この優れた制度を堅持し、長寿国家にふさわしいものに再構築していかなければなりません。

特に医療制度は、厳しい医療保険財政の下、持続可能な制度にしていくため、改革が待ったなしです。患者、医療保険料を負担する加入者、医療機関の３者がそれぞれ痛みを分かち合う三方一両損の方針の下、聖域は一切認めず、これまでにない診療報酬の引下げ、高齢者医療を始めとする給付と負担の見直しなど、思い切った改革を行うこととしました。これを早期に実現するとともに、患者本位の医療の実現を目指し、診療情報や医療機関情報の開示などの規制改革を推進します。

また、先端科学の研究、予防や健康づくりに重点を置いて、総合的な健康対策を強力に進めます。がん患者の治癒率の大幅な改善を目指すとともに、より多くの方々が健康で生き生きとした老後を暮らせるよう、介護などが必要な老人や、心筋梗塞、脳卒中などの生活習慣病の患者を大きく減少させる目標の達成に向け、健康増進の基盤整備を図るための法律案を今国会に提出します。

年金不安の解消に向けて、公的年金がその役割をしっかりと果たしていくことができるよう、次期制度改正を平成16年度までに行うこととし、これに向けた本格的な検討を開始します。

ＢＳＥ問題は、国民に食に対する不安を与えました。既に、食用として処理されるすべての牛を対象とした検査を行っており、現在流通している食肉はすべて安全なものとなっております。感染経路の究明については、引き続き全力を挙げてまいります。今後とも、食肉を始めとする食の安全と国民の安心を確保するため、最善を尽くします。

消費者の信頼確保を図るために、生産者と消費者の間に立ち、食と農の一体化を推進するとともに、農林水産業の構造改革を進めます。国際競争力を高めるため、消費者の求める安心、安全な農産物を安定的に提供し得る産地や、高度な技術、経営戦略を有した活力

ある農業経営体を早急に育成します。意欲と能力のある経営体に対し、経営の規模拡大や法人化の推進などの施策を集中し、国内生産の高付加価値化などにより、生産から流通にわたる構造を改革します。都市と農山漁村の共生と交流を引き続き推進し、農山漁村の新たなる可能性を切り開いてまいります。

昨年、交通事故死者数は20年ぶりに9,000人を下回りました。一方、犯罪は依然として多発しており、国民の多くは治安の悪化に対する不安を抱いています。来年度、4,500人の警察官を増員するとともに、職員の増強や鑑識機器の整備により出入国管理の体制を強化するなど、総合的な治安対策に努力します。また、消防・防災対策に取り組むとともに、災害による被災者への支援や、災害復旧・復興対策にも万全を期してまいります。これらを通じて、「世界一安全な国、日本」の復活を図ります。

〔美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会〕

地球温暖化問題への取組、都市の再生などにより、美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会を子共たちの世代に確実に引き渡さなければなりません。

緊急に対応を要する地球温暖化の問題に対しては、今国会における京都議定書締結の承認と、これに必要な国内法の整備を目指します。また、米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、途上国を含めた国際的ルールが構築されるよう、最大限の努力を傾けます。９月に開催される持続可能な開発に関する世界首脳会議においては、環境保護と開発をともに達成すべきことを訴えてまいります。

京都議定書の目標達成は、決して容易ではありません。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となり、総力を挙げて取り組むことが必要です。技術革新や経済界の創意工夫を生かし、目標達成への取組が我が国の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、環境と経済の両立を達成するための仕組み作りを目指します。あわせて、二酸化炭素の吸収源として、健全な森林の育成や保全などに積極的に取り組みます。

温室効果ガスの約９割がエネルギーの消費から発生する二酸化炭素です。このため、省エネルギー対策、新エネルギー対策を強力に進めるとともに、二酸化炭素を排出しない原子力発電を安全確保を大前提に着実に推進します。燃料電池は、水素をエネルギーとして利用する時代の扉を開くかぎです。自動車の動力や家庭の電源として、３年以内の実用化を目指します。また、電気事業者による新エネルギーの導入を促進します。

日々の生活の中で何げなく使用しているエネルギーを減らすため、できるだけ省エネ型製品を使用するなど、我々一人一人の生活を見直していこうではありませんか。政府も、一般公用車の低公害車への切替え、食品廃棄物を肥料に再生利用するリサイクルの導入など、身近な改革を進めてきました。今年は、中央官庁への太陽光発電装置の導入を約５倍に拡充するとともに、政府が購入する環境に優しい製品の品目数を５割増しにし、グリーン購入を進めます。

循環型社会の構築を加速するため、年間500万台に上る使用済自動車の持続的なリサイクルを行うための仕組みを創設し、ごみゼロ型都市のプロジェクトのうち、早期執行が可能なものから緊急に事業展開を図ります。

快適な都市づくりも緊急の課題です。民間の力を最大限生かして都市開発事業を推進することは、都市の再生に加え、土地の流動化を通じた不良債権問題の解消を図る上で極め

て重要です。都市計画に係る規制をすべて適用除外とし、民間事業者が自由に事業計画を立案できる新しい都市計画制度を導入するとともに、民間事業者に対する強力な金融支援などを実施します。都市の魅力と国際競争力を高めるため、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備を始めとする都市再生プロジェクトを着実に推進します。

〔子供たちの夢と希望をはぐくむ社会〕

小泉構造改革５つの目標として掲げた社会に向けて、明るい未来を力強く切り開く担い手は、人です。子供たちの夢と希望をはぐくむ社会を実現し、子供たちが、日本人としての誇りと自覚を持ち、新たなる国づくりを担うことのできる豊かな個性と能力を持った人間に育つよう、全力を尽くします。

少人数授業や習熟度別指導の推進、教員の資質向上などにより、確かな学力の育成を図るとともに、心の教育の充実を目指して、青少年が多様な奉仕活動、体験活動を行える環境を整備し、学校週５日制の完全実施を踏まえた活動の場を拡大します。また、これからの日本が世界とアジアの一員として貢献していくためにも、国際的に競争力のある独創的な研究の推進や人材の育成など、知的基盤の拡大を図るための大学の構造改革を目指します。

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大切な力になります。文化芸術創造プランを推進し、世界に通ずるトップレベルの芸術の創造、優れた新進芸術家を輩出するための環境づくりに努めるとともに、国民が文化ボランティアなどにより、自ら積極的に文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる環境を整備します。

近年、急速に進行している少子化に的確に対応していくため、保健・福祉、雇用、教育、住宅などの幅広い分野にわたる総合的な対策を推進します。特に、平成16年度までに保育所を中心に15万人の受入児童数の増大を図る待機児童ゼロ作戦の推進や放課後児童クラブの拡充などに力を入れ、子育てを支援してまいります。

〔安全保障と危機管理の基本姿勢〕

文明社会に対する重大な挑戦であるテロとの闘いは、国民の安全を確保するため、我が国自身の問題であり、その防止、根絶に向け、国際的連帯の下、主体的に取り組まなければなりません。我が国は、既に、米軍の活動に対する協力支援活動や被災民救援活動などを行っています。今後は、国連安保理決議の実施やテロ防止諸条約の締結、履行などを通じて、資金対策、出入国管理強化、ハイジャック防止などを始めとする国際的な取組に引き続き積極的に参画してまいります。

世界の平和と安全の実現のため、テロ対策に加え、大量破壊兵器などの軍縮・不拡散、対人地雷の問題にも着実に取り組みます。さらに、先般の国際平和協力法の改正も踏まえ、国連平和維持活動に貢献してまいります。３月には自衛隊施設部隊を東チモールのＰＫＯへ派遣する予定です。

テロや武装不審船の問題は、国民の生命に危害を及ぼし得る勢力が存在することを改めて明らかにしました。備えあれば憂いなし、平素から、日本国憲法の下、国の独立と主権、国民の安全を確保するため、必要な体制を整えておくことは国としての責務です。どのような理念と方針の下で具体的な制度を作っていくのかを明らかにし、国民の十分な理解を

得ることが必要不可欠です。国民の安全を確保し、有事に強い国づくりを進めるため、与党とも緊密に連携しつつ、有事への対応に関する法制について取りまとめを急ぎ、関連法案を今国会に提出します。

〔外交の基本姿勢〕

我が国の安全と繁栄は、国際社会の平和と繁栄なくして実現できません。基本的人権の尊重と民主主義、市場経済と自由貿易を基調としつつ、多様な文化や価値観が相互に尊重され、人間一人一人の幸福と尊厳が守られる国際秩序の発展に向けて積極的に取り組みます。そのため、各国と幅広い協力関係を発展させていくとともに、安保理改革を始めとする国連の機能強化に向けた取組に努めてまいります。

我が国は、昨年12月に発足したアフガニスタン暫定政権を支援し、真の安定の達成に向け、積極的に人道・復興支援を行ってまいります。我が国が主催したアフガニスタン復興支援国際会議において発表したとおり、今後、難民、避難民の再定住、地域共同体の再建、地雷、不発弾の除去、保健・医療、教育、女性の地位向上などの問題などを重点分野とし、幅広い支援を実施していく考えです。

日米関係は、ますます緊密になっています。今月には、訪日されるブッシュ大統領と会談します。昨年６月の首脳会談において一致した戦略対話の強化に引き続き努め、日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、両国の持続可能な経済成長を図るため、成長のための日米経済パートナーシップを通じた建設的な対話を行ってまいります。

また、本土復帰30周年を迎える沖縄の更なる振興に取り組みます。普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の実施に全力で取り組み、沖縄県民の負担軽減へ向けた努力を継続するとともに、沖縄の経済的自立を支援します。

私は、先月、ＡＳＥＡＮ５か国を訪問し、率直なパートナーとして、ともに歩みともに進むとの基本理念の下で、拡大した東アジアのコミュニティーづくりを目指すとの考えを表明しました。その具体化に向け、今回の訪問によって築いた各国首脳との信頼関係の下、日・ＡＳＥＡＮ包括的経済連携構想を始めとするアジア近隣諸国との関係強化の取組を着実に進めてまいります。

中国は、昨年ＷＴＯに加盟し、今後、我が国を始めとする国際社会との関係において一層建設的な役割を果たしていくことが期待されます。国交正常化30周年の記念すべき年に当たる本年、「日本年」・「中国年」事業などを通じ、次の世代を担う若い人々を中心とした交流の輪を広げ、最も重要な２国間関係の一つである日中関係の基盤を一層確固たるものとするよう努めます。

韓国との間では、ワールドカップサッカー大会を共催します。ビザの大幅緩和、航空輸送力の増強と相まって、両国間の人の往来が一層促進されることを期待します。また、日韓国民交流年の関連行事として多彩な文化交流事業も行われます。手を携えてこれらを成功させ、本年を日韓の協力関係にとってそのきずなをより深める年となるよう努めてまいります。

北朝鮮をめぐっては、安全保障上及び人道上の難しい問題が存在しています。日米韓の緊密な連携を維持しつつ、今後とも日朝国交正常化交渉の進展に粘り強く取り組み、諸問題の解決を目指します。

プーチン大統領の下、ロシアは国内改革を着実に進め、また、国際社会の中で一層建設的な役割を果たしつつあります。こうしたロシアの変化を支持し、幅広い分野で協力を推し進め、確固たる信頼関係を構築していく必要があります。平和条約締結問題は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの一貫した方針の下、精力的に交渉を進めます。

昨年12月に発表した日・ＥＵ協力のための行動計画の実施などを通じて、国際社会における重要性を増している欧州諸国との関係を更に発展させてまいります。

我が国は、自らの再生に取り組むと同時に、世界経済の安定に向けふさわしい役割を果たしていかなければなりません。そのため、ＷＴＯ新ラウンドの交渉に積極的に参加し、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、世界貿易の一層の自由化とＷＴＯルールの強化を図ってまいります。あわせて、先般のシンガポールとの間の経済連携協定の署名を踏まえ、今後、多くの国、地域との経済連携を進めてまいります。

今回、私は、外務省の体制を一新することとしました。新しい体制の下、山積する外交課題に取り組むとともに、内外の信頼を一刻も早く回復するよう、外務省改革を強力に進めてまいります。

〔むすび〕

昨年６月から始めたタウンミーティングは47都道府県を一巡し、小泉内閣は多くの国民と活発な対話を行うことができました。今後も多様な形で対話を継続します。

いかなる政策も政治に対する国民の信頼なくして実行できません。構造改革の実現のためには、まず、国会議員が率先して範を示し、国民とともに改革に立ち向かっていかなければなりません。

政治に対する国民の信頼を裏切る行為が相次いで生じていることは極めて残念です。こうしたことが今後繰り返されないよう、政治倫理確立のための法整備について、国会において十分議論されることを期待します。また、公共工事をめぐる不正を防止するため、昨年４月に施行した入札契約適正化法の徹底を図ります。

私は、初めての所信表明演説で、改革に立ち向かう決意を国民に問い掛けました。さきの臨時国会における演説では、変化を恐れない勇気を求めました。改革の痛みが現実のものとなりつつある今、これまで様々な苦境を乗り切って新しい時代を切り開いてきた日本と日本人を信じ、未来への希望を決して失わない強さを改めて求めたいと思います。

これまで不可能と思われていた改革が、国民の幅広い支持によって着実に実現の方向に向かっています。国家の発展のため不可欠のものは、自らを助ける精神と自らを律する精神であり、改革の原動力は国民一人一人です。

終わりに、一つの歌を御紹介したいと思います。昭和21年正月、歌会始に詠まれた昭和天皇の御製であります。

ふりつもるみ雪にたへていろかへぬ松そをゝしき人もかくあれ

終戦後、まだ半年もたたないときに、皇居の松を眺めて詠まれたものと思われます。雪の降る厳しい冬の寒さに耐えて青々と成長する松のように、人々も雄々しくありたいとの願いを込められたものと思います。

明治維新の激動の中から近代国家を築き上げ、第２次大戦の国土の荒廃に屈することな

く祖国再建に立ち上がった先人たちの献身的努力に思いを致しながら、我々も現下の難局に雄々しく立ち向かっていこうではありませんか、明日の発展のために、子供たちの未来のために。

国民並びに議員各位の御協力を心からお願い申し上げます。

(3) 外交演説

外務大臣　川口 順子 君　　**平成14年2月4日**

このたび、私は外務大臣を拝命いたしました。

私は、これまで改革を断行する小泉内閣の一員として、私たちがより良い環境を享受できるような政策の策定と実施に努めてまいりました。これからは、平和で安定し、かつ繁栄する国際社会の実現を目標として日本外交のかじ取りに取り組むことになります。

現在、様々な外交課題が山積しておりますが、私は、先人たちが築き上げてきた外交路線をしっかり継承するとともに、新しい時代に対応した外交を積極的に展開するため、全力で取り組んでまいります。

〔序〕

外交の任を担っていく上で重要なことは、外交が国民に理解され、国民に支持されなくてはならないということです。私は、昨年の一連の不祥事を踏まえ、何よりも外務省改革の実施が重要と考えています。

この点については、外務大臣就任に当たって総理大臣よりいただいた御指示に従って、改革を力強く実施してまいります。特に外交に関する意見は、幅広く謙虚に拝聴するとともに、不当なものは受け入れず、外交への特定の圧力を排除します。また、国民の目から見て外務省の体質、仕事ぶりが国民の期待に沿うようにしてまいります。

〔国際テロリズムとの闘い〕

昨年米国で発生した同時多発テロは、新たな安全保障上の脅威を改めて私たちに認識させました。テロの防止、根絶に取り組むことは不可欠であり、我が国も、テロとの闘いを自らの問題ととらえ、この闘いに向けた国際的な連帯の強化に努めるとともに、テロ対策特措法を成立させ、協力支援活動、被災民救援活動を積極的かつ主体的に実施してきております。

一方で、テロとの闘いは軍事行動だけではなく、幅広い分野における息の長い取組が必要です。特にテロ資金対策については、昨年署名したテロ資金供与防止条約を早期に締結するとともに、同条約及び関連国連安保理決議を誠実に履行するための法制の整備などを進めることが必要であり、早急に国会にお諮りいたします。

さらに、今回の事態により困難に直面しているアフガニスタン及びその周辺国並びにこれらの国々にいる被災民に対しても、細やかな目配りを行いつつ、将来における紛争の発生を防止し、地域全体の安定を図ることができるよう、積極的に支援していく必要があります。

このような考えに基づき、先日、我が国は、米国、ＥＵ及びサウジアラビアとの共同議長の下、東京においてアフガニスタン復興支援国際会議を開催しました。

同会議において発表したとおり、難民帰還・地域社会再建、地雷除去、保健・医療、教育、女性の地位向上、メディア・インフラの整備等の分野を中心に、２年半で最大５億ドルの対アフガニスタン支援策を実施していきます。

なお、ＮＧＯ参加問題をめぐる混乱については、今会議の大きな成果に水を差す結果となり、外務省としては率直に反省しています。アフガニスタン復興支援におけるＮＧＯの果たす大きな役割にかんがみ、外務省としてはＮＧＯとの連携協力に一層努めてまいります。

〔主要国・地域との関係強化及び地域情勢〕

様々な課題に直面する21世紀においても、我が国外交の基軸である日米関係は引き続き極めて重要です。

今月にはブッシュ大統領の訪日も予定されており、我が国は、今後とも幅広い分野で両国間の対話及び政策協調を進めるとともに、日米安保体制の信頼性の向上に努め、アジア太平洋地域の平和と安定の礎である日米同盟の一層の発展を図ります。また、沖縄県の方々が我が国全体の平和と安全のために背負っておられる御負担を軽減していくため、普天間飛行場の移設・返還を始めとする沖縄に関する特別行動委員会最終報告の着実な実施に努める等、誠心誠意努力してまいります。さらに、今後の世界経済の見通しが不確実な中で、日米両国経済及び世界経済の持続可能な成長を達成していくためにも、成長のための日米経済パートナーシップを通じた日米間の建設的な対話を進めていくことが重要です。

基本的人権の尊重、民主主義、市場経済、自由貿易を基調とし、安定し、繁栄するアジア太平洋地域を実現することは、国際社会全体の平和と繁栄にとっても非常に有意義です。

こうした観点からも、中国と安定した友好協力関係を構築することが不可欠です。中国が安定的に発展するとともに、今般のＷＴＯ加入等を通じて国際社会において一層建設的な役割を果たすことが重要であり、そのためにも昨年策定した対中国経済協力計画に沿って可能な支援を行っていきます。本年は、日中国交正常化30周年を記念し、中国において「日本年」、我が国において「中国年」の諸活動が展開されます。これらの活動等を通じて、特に若い世代を中心に相互理解、相互信頼の一層の増進を図り、日中関係の更なる発展に努めていく考えです。

基本的価値を共有し、我が国にとって政治、経済上、極めて重要な隣国である韓国との関係では、昨年10月の２回の首脳会談が日韓関係を更に発展させるための重要な契機となりました。本年は、ワールドカップサッカーを日韓で共催する年であり、また、国民交流年でもあります。我が国は、これらを成功に導き、日韓関係を盤石なものにすべく、全力を尽くしていく考えです。朝鮮半島については、南北間の対話が継続されることを期待しています。我が国としては、引き続き韓国及び米国との緊密な連携を維持しつつ、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組む考えです。こうした対話の中で、北朝鮮との安全保障上及び人道上の諸問題の解決に向け努力していきます。

プーチン大統領の下、国内改革を進め、国際社会と建設的な関係を積極的に構築しつつあるロシアとの関係では、一昨日、イワノフ外務大臣との会談を行ったところですが、我

が国は、こうしたロシアの変化を支持し、幅広い分野で日ロ関係の進展に努めていきます。平和条約締結交渉については、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するとの一貫した方針の下、交渉を進めていく考えです。

先般の総理大臣の東南アジア訪問は、この地域の安定と繁栄にとって重要なＡＳＥＡＮ諸国との幅広い協力を強化していくための重要な機会となりました。今後ともＡＳＥＡＮ諸国との協力を土台に、ＡＳＥＡＮプラス３、日中韓３国間協力、ＡＳＥＡＮ地域フォーラム、アジア太平洋経済協力といった地域的な枠組みの重層的な発展に努めてまいります。また、先般署名された日・シンガポール経済連携協定は、貿易の自由化、円滑化のみならず、金融、情報通信等幅広い分野での２国間の経済連携を強化するものであり、今後、我が国とアジア諸国、豪州、ニュージーランド等との経済関係を強化していく方途の一例です。

アジアの主要な民主主義国であるインドとの関係では、先般のバジパイ首相の訪日の際に発出された日印共同宣言に基づき、今後、グローバルパートナーとして、経済分野に加え、政治・安全保障分野においても協力を推進していきます。

ＥＵの拡大深化が進展しつつある欧州との関係はますます重要です。今後とも、昨年より開始した日欧協力の10年の下、日・ＥＵ協力のための行動計画を着実に実施し、日欧間に一層緊密かつ具体的な協力関係を構築するとともに、アジア欧州会合を通じたアジアと欧州との対話の促進に努めていく考えです。

地域情勢については、特にパレスチナ情勢を深く憂慮しております。暴力の悪循環を断ち切り、対話と交渉により問題を解決するよう、我が国は、米国を始めとする国際社会と協調しつつ、改めて当事者に対し自制と対話を呼び掛けます。また、緊張の見られるインド・パキスタン間の関係については、両国が我が国を含む国際社会からの働き掛けにこたえて更なる努力を継続し、両国間の対話が速やかに再開されるよう引き続き働き掛けます。

〔国際社会の安定と繁栄の実現に向けた取組〕

国際社会の安定の実現には、紛争予防への積極的な取組が不可欠です。我が国は、これまでも、国連、Ｇ８、ＡＲＦ等において、関係国、国際機関、ＮＧＯ等と協力しつつ、紛争の発生を未然に防止するよう取り組んできました。今後とも、このような取組を一層強化してまいります。

紛争が発生した場合には、国際社会が一致団結して紛争の拡大防止と解決に努めるとともに、被災民に対する支援に努めることが必要です。特に、紛争の解決と再発防止に当たっては、国連を中心とした国際平和のための努力が引き続き重要であり、我が国は、３月に東チモールに自衛隊の施設部隊を派遣すべく準備しております。また、先般の国際平和協力法の改正を踏まえ、今後とも、国連平和維持活動等に一層積極的に参加していく考えです。

核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散防止は、対テロの視点からも極めて重要です。また、対人地雷や小型武器の問題等の実践的な取組の強化も重要です。我が国は、軍縮・不拡散の取組強化のため積極的にイニシアチブを発揮してまいります。

ますます多様化、複雑化する国際社会の諸課題に一層効果的に対応するためには、安保

理改革を始めとする国連の機能強化が不可欠です。我が国は、安保理改革が実現する暁には、常任理事国として一層の責任を果たしたいと考えています。

国際社会の安定と繁栄を実現するためには、アフリカを始めとする開発途上地域における貧困削減や開発支援への取組を無視することはできません。昨年末、我が国は、国連、世銀等とともにアフリカ開発会議閣僚レベル会合を開催しました。今後とも、ＴＩＣＡＤⅢ開催等を念頭に置きつつ、開発途上国自身の貧困削減に向けたイニシアチブを積極的に支援していきます。

世界経済に安定と活力をもたらす上で、多角的貿易体制の強化は非常に重要です。昨年のＷＴＯ第４回閣僚会議で新ラウンド交渉の開始が合意され、中国と台湾のＷＴＯ加入が実現したことは、世界規模での持続的な経済成長を達成していく上で意義深いものです。我が国は、今後、ＷＴＯ新ラウンド交渉に積極的に参加し、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、世界貿易の一層の自由化とＷＴＯルールの強化を図っていく考えです。

環境問題は、人類の生存に対する脅威となり得るもので、外交課題としても極めて重要です。私は、前職での経験も生かし、積極的に取り組んでいきます。特に、地球温暖化問題に関しては、今国会において京都議定書の締結につき御承認いただくことを目指します。また、米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、開発途上国も含めた国際的ルールの構築に向け最大限努力していきます。さらに、本年ヨハネスブルグで行われる持続可能な開発に関する世界サミット等の場を通じて、環境と開発の両立を各国に訴えていく考えです。

ＯＤＡは、国際社会の安定と繁栄の実現に向け取り組むに当たって極めて重要な手段です。アジアの平和と繁栄、アフガニスタンの復興、環境や感染症を始めとする地球規模の課題の解決等に向け、国際社会の我が国に対する期待は極めて大きく、こうした期待に積極的にこたえることこそ我が国への信頼と尊敬の糧となるものです。厳しい経済・財政状況を踏まえつつ、ＯＤＡを最大限戦略的かつ効果的に活用してまいります。

〔結語〕

以上、我が国の外交の基本方針について申し述べてまいりました。新たな世紀を担っていく子供たちに平和で安定した世界を引き継ぐためにも、私たちは、すべての人があまねく幸福を享受し、人間一人一人の生命と尊厳が守られるような時代を築き上げていかねばなりません。そのために、国際社会は、市民の生存、生活と尊厳を脅かすテロの脅威を取り除くための対策を講ずるとともに、基本的人権の尊重、民主主義、市場経済、自由貿易を基調とした政治経済体制をますます発展させる必要があります。あわせて、異なる文化や文明、歴史への深い理解と、互いの違いを認めつつも、共通の価値を見いだすための対話を深め、人々が平和の下に共存できる社会を構築することが極めて重要です。私は、こうした目標の実現に向け、全力で取り組んでいくつもりです。国民の皆様と議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

(4) 財政演説

財務大臣　塩川 正十郎 君　　平成14年２月４日

平成14年度予算の御審議に当たり、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

〔はじめに〕

我が国経済は、バブル経済崩壊後、長期にわたる低迷を続けておりますが、その背景には、不良債権問題のほか、内外の構造変化が急速に進む中、経済社会の様々なシステムがうまく機能しなくなっていることがあると考えております。このような状況の中、日本経済を活性化させ、我が国の持つ潜在力を発揮できる経済社会の枠組み作りが求められております。

こうした認識の下、私は、以下に述べる諸問題に着実かつ的確に取り組み、改革の実を上げてまいる所存であります。

〔財政構造改革等〕

第１の課題は、各般の構造改革の一環として財政構造改革に取り組むことであります。

我が国経済の再生のためには、個人や企業自らがその持てる力を存分に発揮することが不可欠であり、政府の役割としては、そのための環境を整えることが重要であります。

財政構造改革は、歳入歳出両面にわたる不断の見直しを通じて、政府が真に必要な公共サービスを効率的かつ安定的に提供できるようにするとともに、民間の活力を引き出すことが本来の目的であると考えております。

こうした考え方に立ち、平成14年度予算編成に当たっては、国債発行額30兆円以下との目標を掲げ、５兆円を削減しつつ重点分野に２兆円を再配分するとの方針の下、歳出の一層の効率化を進める一方、予算配分を少子高齢化への対応、科学技術、教育、ＩＴの推進等の重点分野に大胆にシフトいたしました。また、特殊法人等への財政支出については、事務事業の抜本的見直しの結果等を反映し、一般会計、特別会計合わせて１兆1,000億円を超える削減を実現しております。

なお、経済情勢に対応し、平成13年度第１次補正予算においては雇用対策等に重点を置き、第２次補正予算においては経済効果の高い施策を緊急実施すべく、編成したところであります。政府としては、これらの速やかな執行に努めるとともに、平成14年度予算と併せて切れ間なく対処していくつもりであります。

我が国の財政事情は、平成14年度末の国、地方の長期債務残高が693兆円に達する見込みであるなど、Ｇ７諸国の中で最悪の状況にあります。今後の財政運営に当たっては、先般閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」を踏まえ、歳出の質の改善や抑制等を推進するとともに、受益と負担の関係についても引き続き検討を行いつつ、プライマリーバランスの回復に努めてまいる所存であります。

〔あるべき税制の構築〕

第２の課題は、抜本的な税制改革に取り組むことであります。

平成14年度税制改正においては、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制として、同族会社の留保金課税の軽減及び取引相場のない株式等について相続税の軽減措

置等を講じることといたしております。

また、老人等の少額貯蓄非課税制度を障害者等を対象とした制度に改組するほか、租税特別措置を大幅に見直すとともに、沖縄の経済振興のための税制上の措置を講じることとしております。

税制改革は、これからの経済再生にとって国民の活力をいかに引き出すかという観点からも、政府が取り組んでいる構造改革の柱の一つとして極めて重要な意義を有するものであります。

ここ数年にわたり、恒久的減税の実施など、税制においても景気に最大限配慮してまいりました。その結果、我が国の租税負担率はＧ７諸国で最低の水準となっております。また、働いている人のうち４分の１が所得税を負担しておらず、250万法人のうち３分の２が法人税を負担していません。租税は公的サービスを皆で広く公平に支えていくための会費であることに思いを致すならば、全体としての租税負担の在り方、また、いわゆる租税負担の空洞化ともいうべき状況について議論することが必要であると存じます。

また、個人や企業の経済活動が多様化する中で、経済の活力を高めていくためには、個人や企業の自由な選択を妨げず、これを最大限尊重することが重要であります。21世紀においては、経済活動に中立でゆがみのない、簡素で分かりやすい税制の構築が求められるとともに、少子高齢化、グローバル化、情報化などの構造変化にも的確に対応した税制の改革が必要となっています。

今後、政府税制調査会において、また経済財政諮問会議等と連携しつつ、あるべき税制の構築に向けて、広く税制上の課題について取り組んでいただき、６月ごろを目途に基本的な方針を示していただきたいと考えております。あわせて、幅広い国民的な議論を期待しております。

その後、この基本的な方針を踏まえ、まずは当面対応すべき課題について年内に取りまとめ、平成15年度以降、実現してまいりたいと考えております。

〔世界経済の安定と発展への貢献〕

第３の課題は、世界経済の安定と発展に貢献することであります。

経済のグローバル化が進む中で、自由で公正な国際経済社会の実現に向けて各国が協力して取り組んでいくことが重要であり、我が国としても、Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議等において、世界経済の安定と発展に向けて政策協調を進めてまいります。加えて、地域協力の働きが更に進展しつつあることを踏まえ、アジアにおける通貨、金融の安定に向けて一層の貢献を行ってまいります。

また、多角的貿易体制の維持強化のため、ＷＴＯ第４回閣僚会議において立ち上げが合意された新たな多角的貿易交渉に、我が国としても積極的に取り組んでまいります。あわせて、これを補完し、世界の貿易自由化を促進するとの観点から、２国間の自由貿易協定にも取り組んでおり、先般、日本・シンガポール新時代経済連携協定の締結に至りました。

平成14年度関税改正においては、同協定締結に伴う所要の改正や塩の輸入自由化に伴う関税措置の導入等を行うことといたしております。

なお、昨年９月の同時多発テロ事件を受け、テロ資金対策のための国際的な取組が進められております。我が国としても、テロ対策の一環として、外国為替及び外国貿易法の一

部を改正する法律案を今国会に提出することといたしております。

〔平成14年度予算の大要〕

次に、今国会に提出しております平成14年度予算の大要について御説明いたします。

まず、歳出面については、一般歳出の規模は47兆5,472億円となり、前年度当初予算に対して2.3%の減少となっております。

国家公務員の定員については、9,271人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金等についても、その整理合理化を積極的に推進しております。

一般会計全体の予算規模は81兆2,300億円、前年度当初予算に対し1.7%の減少となっております。

次に、歳入面について申し上げます。

租税等については、さきに申し述べました税制改正を織り込み、46兆8,160億円を見込んでおります。また、その他収入については、外国為替資金特別会計からの繰入れの増額等により、4兆4,140億円を見込んでおります。

公債発行予定額は、前年度当初予算より1兆6,820億円増額し、30兆円となっております。特例公債の発行等については、別途所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

財政投融資計画については、財政投融資改革、行財政改革の趣旨を踏んまえ、全体規模を縮減しつつ、対象事業の重点化を図るとともに、現下の社会経済情勢にかんがみ、真に必要と考えられる資金需要には的確に対応することといたしております。その規模は26兆7,920億円となり、前年度当初計画に対しまして17.7%の減少となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係については、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な社会保障制度を構築する観点から医療制度改革等を行うとともに、少子高齢化や厳しい雇用情勢等に対応するための措置を推進することといたしております。

公共投資関係については、その水準を全体として縮減しつつ、循環型経済社会の構築など環境問題への対応、都市の再生等、平成14年度予算編成の基本方針に掲げられた7分野への重点化を行っております。

文教及び科学振興費については、創造力と活力に富んだ国家を目指して、確かな学力の育成等、教育改革の推進のための環境整備、高等教育、学術研究の充実、競争的資金の拡充等による科学技術の振興等に努めております。

防衛関係費については、各種事態への対応等、中期防衛力整備計画に掲げられた重要課題にこたえつつ、効率的で節度ある防衛力整備を行うことといたしております。

農林水産関係予算については、農業構造の改革を推進するため、意欲と能力のある経営体への施策の集中に努めるとともに、林野・水産分野における新たな基本法を踏んまえた施策の展開等を図っております。

経済協力費については、全体の量的規模を縮減しつつ、アフガニスタン及びその周辺国支援への対応等、援助対象分野等の重点化を図っております。

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応等、総合的なエネルギー対策を着実に進めております。

中小企業対策費については、創業、経営革新の推進や中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化への重点化を図っております。

地方財政については、国の歳出の見直しと歩調を合わせつつ、地方の歳出の見直しを行うとともに、財政の更なる透明化を推進する観点から、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を縮減しつつ、所要の地方交付税総額を確保するなど、地方財政の運営に支障を生ずることのないように適切な措置を講じることといたしております。地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる一層の見直し、合理化、効率化に積極的に取り組まれるよう要請するものであります。

〔結び〕

以上、平成14年度予算の大要について御説明いたしました。本予算は、財政の節度を維持しつつ、歳出の一層の効率化を進めるとともに、将来の発展の芽となる分野には予算を大胆に配分するものであり、持続可能な財政への転換の第一歩であります。

何とぞ、関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

(5) 経済演説

経済財政政策担当大臣　竹中 平蔵 君　　**平成14年２月４日**

経済財政政策担当大臣として、日本経済の課題と政策運営の基本的考え方について、所信を申し述べます。

〔はじめに〕

総理のリーダーシップを支える知恵の場として新たに内閣府が設置され、１年がたちました。経済財政運営や予算編成の基本方針などについては、内閣府に置かれた経済財政諮問会議等で精力的な議論がなされております。私としても、改革なくして成長なしとの基本的考え方の下、経済財政諮問会議等における審議を踏まえつつ、タウンミーティングにおける国民の声なども反映させながら、構造改革を強力に推進しているところであります。

〔我が国経済の現状とこれまでの経済財政運営〕

振り返りますと、日本経済は、バブル崩壊後、10年もの長きにわたり低迷を続けてきました。平成11年初からの回復は短命に終わり、現在景気は悪化を続けています。

この背景には、民間需要を低迷させる様々な不安や、民間活力発揮の機会を制限してきた様々な要因があります。このため、政府は、構造改革への取組を抜本的に強化し、改革なくして成長なしとの考え方の下、昨年６月に今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針を決定しました。９月には改革工程表により構造改革の道筋を提示し、さらに、10月には構造改革を加速するために改革先行プログラムを決定し、これを受け第１次補正予算を編成しました。加えて、12月には経済の厳しい現状を踏まえ、構造改革を更に加速しつつ、デフレスパイラルに陥ることを阻止するため、緊急対応プログラムを決定するとともに、第２次補正予算を編成いたしました。

〔構造改革が目指す日本の姿〕

さらに、今般、「構造改革と経済財政の中期展望」を策定し、日本が目指す経済社会の姿とこれを実現するための中期的な政策運営について将来展望を示したところであります。この将来展望が国民によって共有され、構造改革への共感が深まることによって改革は加速され、その実を結ぶことになると考えております。

構造改革が目指すのは人を何よりも重視する国です。人は経済成長や付加価値の源泉です。日本は、高い基礎学力、豊富な金融資産、安定した社会、豊かな自然など、諸外国にも誇り得る重要な基盤を現在も持っております。こうした基盤を生かして国民一人一人が自らの個性と能力を十分に発揮し、新たな創造を行うことを可能にする経済社会の構築を目指します。国民がこの国に生きることに誇りを持ち、世界の人々にとっても魅力のある国づくりを進めていきます。こうしたことは経済の活性化にも大いに寄与するものであります。

また、21世紀において更に強まると見られるグローバル化の潮流の中で、改革を進めることを通じ、貿易、投資のみならず、研究開発や文化芸術、スポーツなど幅広い分野で国民が世界の中で一層活躍、貢献できることを目指します。

〔中期的な経済財政運営〕

今後２年程度の集中調整期間は、中期的に民間需要主導の成長を実現するための重要な準備期間であります。この期間において最も重要なことはデフレを克服することであり、政府、日本銀行は一体となって強力かつ総合的にデフレの克服に向けて取り組んでまいります。

経済社会の仕組みは相互に関連し合っております。活力にあふれる民間部門と簡素で効率的な政府を目指した構造改革に継続的に取り組むことが必要です。経済社会の仕組みを全体として変化させることにより、日本の持つ潜在力が発揮され、経済の好循環がもたらされます。これらの結果、当面の集中調整期間後は消費や投資が安定的に拡大し、2004年度以降は実質１か２分の１％あるいはそれ以上の民間需要主導の着実な成長が可能であると考えます。

また、財政も持続可能なものとしてまいります。配分の重点化、諸制度の改革、事務事業の効率化、ＰＦＩの活用などを中心とする財政構造改革を推進し、歳出における質の改善と抑制を図ることにより、簡素で効率的な政府を実現します。今後約５年の間、政府の大きさは一般政府支出規模のＧＤＰ比で見て現在の水準を上回らない程度とすることを目指します。この結果、プライマリーバランスの赤字はＧＤＰ比で見て2006年度前後には現状の半分程度に低下するものと見込まれます。さらに、その後も同程度の財政収支改善努力が続けられ、民間需要主導の着実な経済成長が継続するとすれば、2010年代初頭にプライマリーバランスは黒字化するものと見込まれます。

〔平成14年度の経済財政運営の基本的態度〕

改革と展望の初年度である平成14年度において、政府は、以下の２項目を重点として、経済財政運営を行ってまいります。

まず第１は、聖域なき構造改革の更なる推進であります。

不良債権処理及び過剰債務解消については、民間金融機関等がその本来の能力を発揮で

きるよう、特別検査も活用しつつ適正な債務者区分と十分な償却、引き当ての確保を金融機関に促すとともに、整理回収機構等を通じ企業再生に積極的に取り組みます。

また、規制改革、特殊法人改革、財政構造改革を推進するとともに、連結納税制度の創設等の税制改正を行います。

さらに、地方の個性ある活性化、都市再生、科学技術の振興、少子高齢化対策、環境問題への対応を進めてまいります。

重点項目の第２は、世界経済の持続的発展への貢献であります。

日本は、ＷＴＯ第４回閣僚会議で立ち上げが合意された新ラウンドに積極的に参加し、多角的貿易体制の維持強化に貢献します。アジア太平洋地域における重層的な地域協力の枠組みの構築等に努めることにより世界経済の持続的発展に貢献いたします。

なお、以上の政策運営を行うに当たり、平成13年度第１次及び第２次補正予算と平成14年度予算を一体として切れ目なく運用する所存です。また、構造改革を推進していく中で考えられる様々なリスクに十分留意し、経済情勢によっては大胆かつ柔軟な政策運営を行ってまいります。

日本銀行においても、適切かつ機動的な金融政策がなされるものと承知をしております。

以上のような政策運営によって、平成14年度は、政策展開の効果が着実に発現することが期待されます。加えて、米国経済の改善が見込まれることなどから、日本経済は、引き続き厳しい状況が続くものの、年度後半には低迷を脱し、民需中心の回復に向けて緩やかに動き出すことが期待されます。その結果、国内総生産の実質成長率は0.0%程度と見通されます。

〔国民生活行政の推進〕

聖域なき構造改革の重要なねらいの一つは、消費者・生活者本位の経済社会システムを実現するとともに、国民の安全を確保し、安心して暮らせる社会を保障することです。このため、活力ある共助の社会の構築を目指したＮＰＯ等ボランティアの活動促進、公共料金制度改革の推進などを通じた我が国の高コスト構造の是正に取り組みます。また、消費者政策として、消費者の安全確保、市場ルールの実効性確保、消費者教育・情報提供等を推進し、国民が構造改革のメリットを享受できるよう努めてまいります。

暮らしの改革という視点に立ち、未来に夢と希望が持て、安全で安心な暮らしがどのように実現していけるのか、言わば構造改革によって実現される国民生活の具体的姿を明らかにしていきたいと思います。

〔将来の日本経済を左右する分水嶺としての2002年〕

政策運営を考えるに当たり、改めて問われなければならないのは、そもそもなぜ日本経済が10年もの長きにわたってこのような低成長に甘んじてきたのかという問題です。その要因は、決して需要の一時的な不足、短期的な落ち込みにあったのではなく、日本全体の生産性が中期的なトレンドとして低迷してきたことにありました。この点は、今や多くの専門家によっても報告されています。経済財政運営の基本的立場として改めて強調されるのは、抜本的な構造改革なくして日本経済の再生と発展は絶対にあり得ないという点であります。

20世紀を代表する経済学者ジョセフ・シュンペーターは、かつて、資本主義はその成功

のゆえに失敗すると警告したと言われています。戦後の奇跡的な経済成長を可能にした従来のシステムは、時代の要請とともに明らかに変化しなければなりません。過去の成功に固執して、また目の前の小さな利害の喪失に固執して改革を遅らせれば、停滞の10年が停滞の20年、30年と更に長期化し、国民全体の利益が大きく損なわれることを認識しなければなりません。2002年は、その意味で将来の日本経済を左右する分水嶺の年になると認識をしています。

周知のように、総理のリーダーシップの下、経済財政諮問会議を軸に、経済財政政策の決定に関する新しい仕組みが整いつつあります。既に述べたように、昨年６月に構造改革に関する基本方針を明示した上で、12月には予算編成の基本方針を示し、平成14年度予算を編成いたしました。また、本年１月には、短期と長期、マクロ経済と財政運営の整合性を確保しつつ、中長期的な経済財政運営を行うために、「構造改革と経済財政の中期展望」を策定しました。さらに、構造改革に分析的な基礎付けを与え、経済財政諮問会議の審議を分析面からサポートすべく、平成13年度年次経済財政報告を公表しております。これらはいずれも、従来にはなかった新しい政策手法であります。

改革本番の年となる本年、経済財政諮問会議においては、これまでの作業に加え、経済の活性化のための戦略対応や税制の在り方、政府系金融機関の見直しといった課題について、集中的な検討を進めます。今後、こうした検討を通じて、時間の掛かる改革については、長期の工程表を策定いたします。

〔むすび〕

現実に経済社会を活性化していくのは国民であり、政府が行うべきことは、国民が持てる力を十分に発揮できるための環境整備であります。国民の皆様とともに、民が主役の経済を目指してまいります。国民の皆様、また議員各位の御理解と御協力をお願いし、所信の表明といたします。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の政府４演説に対する質疑は２月７日、８日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

――質疑者――（発言順）

江田　五月君（民主）	**竹山　裕君（自保）**	**草川　昭三君（公明）**
富樫　練三君（共産）	**西岡　武夫君（国連）**	**柳田　稔君（民主）**
鶴保　庸介君（自保）	**福島　瑞穂君（社民）**	

〔政治姿勢〕

○日本の未来の姿

明るい未来を力強く切り開いていただく担い手は、人である。わけても子供たち、青年たちである。そういう方々の夢と希望をはぐくみ、子供たちが豊かな個性と能力を持った人間に育つよう、全力を尽くし、そういう環境を整えることが政治の役割だと認識している。このような考えの下に、努力が報われ再挑戦できる社会などを構造改革の目指す未来の姿として国民に呼び掛けていきたい。

○アフガン復興支援会議へのＮＧＯ参加問題と外相更迭

本件は、元々外務省内の問題であるが、これが国会の混乱を招いた。この混乱を打開するために取った処置である。議員が役所に意見を述べるということは結構である。与党野党問わず、どなたでも意見を述べるのは結構であるが、それが適切であるか不適切であるかということについては役所は慎重に検討すべき問題だ。それを、今回のいろいろな問題を契機に、外務省のみならず各役所にも指示しているところである。

○政治と金

あっせん利得処罰法の改正については、各党会派の議論を踏まえつつ、早急に改善策を取りまとめる必要があると考える。また、企業・団体献金や政党支部の在り方についても、政治と金の結び付きについて国民から不信を招くことがないような仕組みにすることが必要であり、これも各党で議論をしていただき、民主主義のコストとしての政治資金の調達の在り方についてよく議論を進めていただきたい。

〔経済・行財政〕

○構造改革

国民の将来に対する不安の解消を通じ、消費、投資の経済活動を活性化するとともに、金融機能の再生、新規成長分野への資源の投入、民間ビジネス機会の拡大による設備投資、雇用増加、コストの低下等を通じ、中期的には景気を回復させ、持続的な経済成長を実現する。このような考えの下に、経済・財政、行政、社会の各分野における構造改革を断行していく。

○デフレ阻止

金融政策による対応のみならず、政府、日本銀行が一致協力してデフレ問題に総合的に取り組むことが必要である。緊急対応プログラムを策定し、平成13年度第２次補正予算を編成したところであるが、今後は、14年度予算と13年度第２次補正予算とを切れ目なく執行するとともに、構造改革を断行することにより、将来に対する国民の不安感の解消等を通じた個人消費の回復や経済の活性化を図り、デフレ阻止に取り組んでいく。

○金融システム不安回避

不良債権については、主要行に対する特別検査の厳正かつ的確な実施、整理回収機構等を活用した不良債権処理と企業再生等の取組を果断に実施することにより、その処理を一層強化していく。また、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある場合には、預金保険法において例外的措置として資本増強が可能であり、これを行う場合には、法令に従い経営責任を明確化することが前提になると考えている。

○税制

税制の在り方は、大変重要な構造改革の柱だと位置付けている。あるべき税制の構築に向けて、経済財政諮問会議や政府税制調査会において、将来の税制改革について幅広く議論をしていただきたい。簡素で公平で中立な、これからの経済活性化に向けて適切な租税負担水準や、あるいは地方分権にふさわしい地方税の在り方をどう考えるかなど、税制全般にわたって議論をしていただき、15年度予算に反映していきたい。

○特殊法人改革

特殊法人等整理合理化計画の内容は、道路４公団の民営化や都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止等、従来では考えられないような踏み込んだ改革内容になっている。まずは事業の徹底した見直しを行い、その結果、廃止又は民営化できない事業のうち国の関与の必要性が高い事業について独立行政法人化することとした。独立行政法人制度は、特殊法人にない効果が期待できるものと、これからも監視、評価を続けていきたい。

〔外交・安全保障〕

○外務省改革

特定の方々の不当な圧力を排除し、与野党を問わず、各界各層を問わず、適切なしかるべき意見は取り入れる、そういうことを方針としながら、外務省の体質、仕事ぶりが国民の期待にこたえるものになるよう、きちんと反省すべきは反省する、正すべきは正すという観点から改革を進めていく必要がある、そして外交の推進体制は、外務省のみならず政府一体となって、総理官邸と一体となって万全を期すとの３点を新大臣には指示している。

○有事法制

政府としては、日本国憲法の下、法制が扱う範囲、法制整備の全体像、基本的人権の尊重及び憲法上の適正手続の保障等の法制整備の方針等を明らかにするとともに、個別の権

限法規の見直しを進めていきたいと考える。
具体的検討に当たっては、与党とも協議会等の場を通じ、緊密に連携していく。

○日米関係

日米両国の友好関係は、単に日米両国のみならず、世界の繁栄と平和にとって大変重要なものであり、日米両国の緊密化について日本としてもこれからも努力をしていきたい。
今月訪日されるブッシュ大統領とは忌憚のない率直な意見交換を行い、国際情勢を含む幅広い分野について日米両国が共同して当たり、お互い平和と繁栄のために責任を果たしていく建設的な議論を行いたいと思っている。

○中国及び朝鮮半島との関係

中韓両国との関係は我が国にとって極めて重要である。引き続き両国との関係発展に努めていく。ＷＴＯに加盟した中国との間では、双方に利益のある形で経済関係を発展させていくため、各方面での対話の強化とともに、貿易紛争の防止に努めていく考えである。北朝鮮については、今後とも日朝国交正常化交渉の進展に粘り強く取り組み、拉致問題を始めとする人道上の問題や安全保障上の問題の解決を目指していく考えである。

〔社会保障〕

○医療制度改革

患者、加入者、医療機関の３者が負担を分かち合うという方針の下に、診療報酬の引下げを行うとともに、サラリーマンについても、また高齢者についても相応の負担をお願いすることが必要と考える。あわせて、診療情報、医療機関情報に関する規制改革や健康づくりを推進することとしている。同時に、医療保険制度の体系、高齢者医療制度、診療報酬体系の見直しなどの課題についても更に検討を進め、基本方向を明らかにしていきたい。

○母子家庭対策

母子家庭の自立促進のため、相談機能の強化を図るとともに、子育て支援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的支援策などについて見直し、母子家庭の総合的な施策の展開を図るための法改正を行っていきたい。この中で、児童扶養手当制度については、児童の福祉や自立が困難な者についてきめ細かな配慮をしつつ、母子家庭の自立が一層促進され、また、制度そのものが厳しい財政状況の中でも維持可能なものとなるようにしていきたい。

〔雇用〕

○ワークシェアリング

ワークシェアリングの検討に当たっては、少子高齢化の進展や経済・産業構造の変化といった我が国が置かれた状況を踏まえつつ、我が国に適したワークシェアリングの在り方を考えていく必要がある。このため、現在、政労使ワークシェアリング検討会議においてその基本的な考え方について検討を行っているところであり、本年３月を目途に政労使の間で合意を得ることができるよう、積極的に取り組んでいく。

〔農林水産業〕

○食の安全

国民に安心して食の不安を解消していただけるためにも、食の安全の一層の確保に最善を尽くしていく必要がある。畜産・食品衛生行政の改革を目指し、ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会の報告なども得て、食の安全と安心を確保する仕組み作りについて真剣に取り組んでいく。ＪＡＳ法など食品の表示制度を見直し、食品衛生法等に基づく規制、基準の遵守の徹底を図るなど、消費者の安心と信頼の回復に総力を挙げて取り組んでいきたい。

〔教育〕

我が国の教育は経済社会の発展の原動力になってきたと思う。しかし、一方、過度の画一主義による個性、能力に応じた教育が軽視されているという批判もいろいろ指摘されている。今後の教育改革の一環として、子供たちが日本としての誇りと自覚を持ち、新たなる国づくりを担うことのできる豊かな個性と能力を持った人間に育つよう、教育改革の推進に全力を尽くしていきたい。

〔その他〕

○不審船事案

今回の事案において、海上保安庁は、不審な外国漁船を発見した水域が我が国の排他的経済水域であることを十分認識の上、国際法及び国内法にのっとり適正に対処したと承知している。海上における警察活動は、第一義的には海上保安庁が行うものであるが、今後、今回の経験を踏まえて、自衛隊との連携等の問題については、運用面、法制面の両面から更に見直しを進めていきたい。

○人権委員会

人権救済機関として新たに設置することとしている人権委員会は、いわゆる独立行政委員会であり、その構成と運営に関し高い独立性、第三者性を確保するとともに、人権救済手続も抜本的に整備することを予定しているところであり、これらを通じて実効的な人権救済制度が構築されるものと考えている。

○選択的夫婦別姓

この問題は、婚姻制度、家族の在り方と関連する重要な問題であるから、国民の意識動向や各党会派の議論の推移を踏まえて、更に検討を進めていきたいと考える。

3 国務大臣の報告

(1) 平成14年度地方財政計画についての報告

総務大臣　　片山 虎之助 君　　**平成14年3月15日**

平成14年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成14年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努める一方、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、通常収支における地方財源不足見込額については、国と地方で折半し、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特例地方債の発行により補てんすることを基本としつつ、その一部について交付税特別会計借入金により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置するとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

以上の方針の下、平成14年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は87兆5,666億円、前年度に比べ1兆7,405億円、1.9%の減となっております。

(2) 平成12年度決算の概要についての報告

財務大臣　　塩川 正十郎 君　　平成14年5月8日

平成12年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は93兆3,610億円余であり歳出の決算額は89兆3,210億円余でありまして、差引き４兆399億円余の剰余を生じております。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成13年度の歳入に繰入れ済みであります。

なお、平成12年度における財政法第６条の純剰余金は2,381億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額が89兆7,702億円余に比べまして３兆5,908億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受入れが予算額に比べて増加した額、すなわち３兆8,269億円余が含まれておりますので、これを差し引きいたしますと、歳入の純減少額は2,361億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額89兆7,702億円余に対しまして、平成11年度からの繰越額３兆8,019億円余を加えました歳出予算現額は93兆5,721億円余に対しまして、支出済歳出額は89兆3,210億円余でありまして、その差額４兆2,510億円余のうち、平成13年度に繰り越しました額は３兆5,550億円余となっております。不用となりました額は6,960億円余となっております。

このうち、公共事業等予備費につきましては、平成12年度一般会計における公共事業等予備費の予算額5,000億円のうち、使用残額9,000円を除き使用いたしました。

また、予備費につきましては、平成12年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は486億円余であります。

次に、平成12年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額でありますが、平成12年度末における債務額は606兆682億円余であり、このうち、公債でありますが、平成12年度末における債務額は380兆7,434億円余であります。

次に、平成12年度における国税収納金整理資金の受入れ及び支払でありますが、同資金への収納済額は59兆8,131億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組入額等は59兆713億円余であります。

次に、平成12年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額でありますが、平成12年度末における国の債権の総額は324兆832億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額でありますが、平成12年度末における物品の総額は14兆1,771億円余であります。

以上が、平成12年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

(3) 瀋陽総領事館事件に関する報告

外務大臣　　川口 順子 君　　**平成14年5月15日**

５月８日に発生した瀋陽総領事館事件について、私から、議員各位及び国民の皆様に対し、事実関係の報告及び今後の対処方針について御説明したいと思います。

まず、今回の外務省の対応ぶりにつき、種々御批判、御叱責等をいただいていることにつきましては、謙虚に反省しております。特に、今回の調査結果にもあるとおり、総領事館においては、危機意識の希薄さ、指揮命令系統・警備体制の不備等の問題がありました。議員各位及び国民の皆様の外務省に対する信頼を回復していくためにも、こうした問題点については厳しく反省した上で、今後、必要な改善策等を早急に講じていく考えです。引き続き、皆様の御理解、御支援を心よりお願い申し上げます。

本事件は、現地時間８日の午後２時ごろ、北朝鮮出身者と見られる幼児を含む男女計５名が我が国の在瀋陽総領事館への入館を試みようとしたところ、中国側武装警察が、我が方の同意を得ることなく総領事館敷地内に立ち入り、最終的に同５名を連行したものです。

本事件発生後、我が国からは中国側に対し累次ハイレベルで申入れを行い、私自身も10日、武大偉在日本中国大使に対し、本件は、領事関係に関するウィーン条約に規定される領事機関の公館の不可侵に反するものであるとして、５名の速やかな引渡しを強く求めるとともに、本件に関し、中国側の陳謝、再発防止の保証を求めたところです。

中国側は、その後、外交部報道官談話を発表し、武装警察による総領事館敷地内への立入り及び関係者５名の連行について、総領事館側の同意があった旨主張しております。

これに対し、外務省としては、事実関係を徹底的に解明するため、今回、現地に小野領事移住部長ほかを派遣の上、事実関係の調査を行い、中国側が指摘するような事実はないことを改めて確認しました。

今回の事件につきましては、中国との間で事実関係の確認及び再発防止を含め、毅然と対処していく考えです。他方、中国側に連行された５名の処遇をめぐっては、人道上の観点が配慮されることが重要です。すなわち、何人であれ、いかなる場合においても、自らが迫害を受けるおそれのある国・地域に送還されてはならないとの要請が満たされることが何よりも重要であると考えます。こうした観点からも、今後の中国政府の対応を、我が国を含む国際社会全体で注視していくことが重要と考えます。

我が国としては、引き続き、国際法及び人道上の観点から、冷静かつ毅然として対処しつつ、中国側との協議を通じ、本問題の早期解決に向けて全力を尽くしていく考えです。引き続き皆様の御理解を心よりお願い申し上げます。

(4) 第28回主要国首脳会議出席等に関する報告

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　平成14年７月３日

私は、６月25日から29日まで主要国首脳会議に出席するため、カナダのカナナスキスを訪問しました。今回のサミットは、国際社会が直面する喫緊の課題に関し、第１回ランブイエ・サミットの原点に立ち戻った環境の中で、Ｇ８首脳間で自由かつ大所高所に立った議論を行うことができ、実りの多いサミットでありました。また、2006年にロシアがＧ８議長国としてサミットを開催することについて合意に至ったことは、Ｇ８の将来にとって歴史的な決定であったと思います。

今次サミットでは、開発問題を含む世界経済、テロ対策、アフリカ及び地域情勢の各議題に関し、我が国の考えや取組を積極的に述べ、次のような成果が得られたと考えます。

まず、世界経済に関する議論については、私より、我が国の経済財政運営につき、改革なくして成長なしとの考え方に立ち、経済活性化戦略、税制改革等につき基本的な方針を出す等着実に構造改革を進めている旨説明いたしました。その上で、改革は今や後戻りできない、改革路線を歩み続ける旨表明しましたところ、各国首脳から温かい激励と高い評価を得ました。

次に、テロ対策については、Ｇ８として、国際的なテロ根絶のため、今後とも、緊張感を持って取組を強化していくことを確認しました。この観点から、大量破壊兵器等の拡散に対するＧ８グローバル・パートナーシップを打ち上げることを決定しましたが、これは国際社会全体にとっての重要課題であり、我が国も貢献を行うことを表明しました。

開発問題については、我が国が、人づくりは国づくりとの考え方に基づき、教育と保健の分野における協力を重視する旨説明しました。ヨハネスブルグ・サミットについては、私より、同サミットを成功させるためには、環境保護と開発をともに達成させるための具体的行動が重要である旨指摘しました。その上で、同サミットの成功に向け、議長国である南アフリカのムベキ大統領を支援していくことを呼び掛けました。また、違法伐採問題への取組を含むＧ８森林報告書の実施が重要である旨述べました。京都議定書については、我が国が６月４日に締結した旨述べた上で、その速やかな発効を目指すべきであること、また、すべての国が参加する共通のルールの構築が重要であることを指摘しました。

さらに、アフリカについては、アフリカの自助努力の発露であるアフリカ開発のための新パートナーシップに対しＧ８がこたえる形で、Ｇ８アフリカ行動計画を採択しました。また、アフリカ首脳及びアナン事務総長との会合において、私よりは、アフリカ問題の解決なくして世界の安定と繁栄なしとの考え方に基づいてのアフリカ開発会議等のこれまでの取組に触れたほか、市場アクセスの改善や、教育分野におけるＯＤＡの重点的支援等、先般発表した我が国の対アフリカ支援を説明し、歓迎されました。

地域情勢については、主に中東情勢、アフガニスタン情勢及びインド・パキスタン情勢について活発な議論を行いました。

中東情勢については、パレスチナ改革、治安問題への真剣な取組の必要性につき認識が共有されました。

私からは、アフガニスタンや中東和平についても積極的に役割を果たしていく考えを述

べるとともに、北朝鮮が安全保障上及び人道上の諸懸念に前向きな対応を行うよう働き掛けを継続していく必要があること、また、我が国として北朝鮮との間の国交正常化交渉を通じて拉致問題を含む諸問題の解決に努力する旨述べました。

また、私は、今次サミットの機会を利用して、カナダ、米国、英国、ロシアとの間で二国間会談を行いました。特に、プーチン・ロ大統領との間では、本年12月から明年１月の間のしかるべき時期に私が訪ロすることで合意しました。また、帰路の機中で、ドイツのシュレーダー首相と二国間会談を行いました。

私は、今後とも、各国首脳との個人的関係、信頼関係も基礎としつつ、Ｇ８サミット等の国際場裏において、我が国として積極的な役割を果たし、世界の平和と繁栄に貢献していきたいと考えます。

4 本会議決議

・審議表

番号	件　　名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	農林水産大臣武部勤君問責決議案	角田　義一君外6名	14. 4. 4			14. 4. 5 否決	
2	パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案	山崎　正昭君外8名	4.11			4.12 可決	
3	日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案	山崎　正昭君外8名	4.11			4.12 可決	
4	議長不信任決議案	簗瀬　進君外10名	7.30			7.31 否決	
5	内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案	角田　義一君外9名	7.30			7.31 否決	

・可決したもの

平成14年4月12日

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議

イスラエルとパレスチナにおいては、報復が報復を呼ぶ「報復の連鎖」により、日々、尊い人命が失われ、地域には相互の憎悪と暴力の悪循環が渦巻いている。当事者と地域の人々はもとより、我が国を含む国際社会全体の希望を担って開始された中東和平プロセスは今や最大の危機に瀕している。

本院は、平和と公正を希求する日本国民を代表して、現下のパレスチナ情勢に関し、強い憂慮の念を表明する。今こそ、すべての当事者、特にイスラエル・パレスチナ双方の指導者は、1993年にオスロで交渉による和平実現に合意した時の初心を想起すべきである。我々は、イスラエル軍のパレスチナ自治区からの早期全面撤退と軍事行動の即時停止を強く要請する。また、両者が和平交渉再開に向けた政治的英断を下すことを強く求める。この関連で、国連安保理決議1402及び同1403を全面的に支持する。

よって、政府は、現下の情勢を等しく憂慮する関係国と協力し、また安保理を中心とする国連諸機関とも緊密に連携しつつ、イスラエルとパレスチナ双方への働き掛けを強め、情勢の鎮静化と中東和平の実現に向けた外交の展開に格段の努力を払うべきである。特に、米国が中東和平において果たす役割の重要性に鑑み、政府は国連安保理決議を踏まえた同国の仲介努力を支援するとともに、自らもこれと協調しつつ可能な限りの役割を果たすべきである。

右決議する。

平成14年４月12日

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による最初の日本人拉致疑惑発生から長い年月が経過した。さらに、最近、我が国の裁判所において証言がなされ、疑惑の詳細が明らかになりつつある。我々は、最愛の子や親・兄弟の消息を求めるご家族の方々の悲痛な叫びに、今改めて心耳を傾け、この疑惑解決に真剣に取り組まなければならない。

拉致疑惑は、国家主権並びに基本的人権・人道にも関わる極めて重大な問題である。また、拉致疑惑により日本人の北朝鮮への不信感が増幅してきていることを懸念する。我が国としては、北朝鮮との関係が一日も早く正常化することを望むものであるが、同時に、相互の国民の間に確固たる信頼があってこそ永続的な二国間関係が成り立つことに留意したい。

北朝鮮赤十字会は、「行方不明者」の調査を再開することを表明したが、以上の見地から拉致疑惑の早期解決に向け真摯に取り組むことを強く要請する。

よって、政府は、我が国と北朝鮮との国交正常化に向けた話し合いの中で、国民の生命・財産を守ることが国家としての基本的な義務であることに思いを致し、毅然たる態度により拉致疑惑の早期解決に取り組むべきである。

右決議する。

1　委員会審議経過

【　内閣委員会　】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件（うち本院先議１件)、本院議員提出１件の合計３件であり、内閣提出２件を可決した。

また、本委員会付託の請願８種類208件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき内閣総理大臣に意見を述べることとする等のため、内閣府に道路関係四公団民営化推進委員会を設置しようとするものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣の出席を求めるとともに、参考人からの意見聴取を行ったほか、特殊法人等改革の意義と天下り問題の解決策、道路関係四公団民営化推進委員会委員の人選の在り方、高速道路建設における採算性の確保、今後の高速道路ネットワークの整備の在り方、本州四国連絡橋公団の債務の償還問題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案は、平成11年に政府の障害者施策推進本部において決定された「障害者に係る欠格条項の見直しについて」の方針を踏まえ、障害者の社会活動への参加の促進等を図るため、船員法等において定められている障害者に係る欠格事由の適正化等を図ろうとするものである。

委員会においては、障害に係る欠格条項の廃止についての考え方、障害者の雇用促進のための環境整備、欠格条項の見直しによる精神障害者の社会参加拡大の見通し、障害を持つ学生への教育機会の均等化支援等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、４項目からなる附帯決議が付された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴取した後、戦時性的強制被害者の範囲、アジア女性基金の償い金事業に対する評価、法案が成立した場合のアジア女性基金の償い金受給者に対する金銭支給の有無、慰安婦問題を含む戦後処理問題を総合的に取り扱う行政組織の必要性、謝罪・賠償訴訟を提起した元慰安婦の訴えについての外務副大臣の所見、慰安婦問題の解決を求める声に対する政府の考え、戦後処理問題

の根本的解決に向けた取組の必要性、戦時性的強制被害者の認定基準及び認定に当たっての人権への配慮、戦時性的強制被害者問題の本質、慰安婦問題の政治的解決に向けた政府の決意、関釜裁判一審判決（下関判決）に対する評価、戦時性的強制被害者の名誉回復措置の具体的内容、元慰安婦の生存者数、元慰安婦に対する個人補償を求める国際社会の要請を拒む理由等について質疑が行われた後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

３月14日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成14年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について福田内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成14年度警察庁関係予算について村井国家公安委員会委員長からそれぞれ所信及び説明を聴いた。また、科学技術政策の基本方針について尾身科学技術政策担当大臣から、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針について竹中経済財政政策担当大臣から、規制改革及び行政改革の基本方針について石原規制改革担当大臣からそれぞれ所信を聴いた。

３月19日、第２次科学技術計画推進、産学官連携の必要性、内閣府設置の意義、政と官の在り方、従軍慰安婦問題、北朝鮮による日本人拉致事件、食品の安全確保策、沖縄戦関係資料閲覧室開設等の諸問題について質疑が行われた。

３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄振興局を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁）の予算について審査を行い、総合デフレ対策の意義・評価及び今後の不良債権処理、神戸商船大学院生暴行死事件における警察の初動捜査、警察官不祥事多発の原因、財団法人全日本交通安全協会の経理問題、昨年秋の新宿歌舞伎町雑居ビル火災を踏まえた対策、ワールドカップサッカー大会におけるフーリガン対策、従軍慰安婦問題についての新たな調査、障害者差別禁止法の制定、消費者のための特命担当大臣設置、北朝鮮による日本人拉致事件、東シナ海で沈没した不審船の引揚げ、会計検査を踏まえた内閣官房報償費執行体制の是正、情報収集衛星システム関係の経費及びその目的、ＯＤＡ予算についての会計検査院の検査体制、児童ポルノ根絶への取組状況等の諸問題について質疑が行われた。

３月26日、経済財政諮問会議設置の意義、特殊法人改革に対する疑義、ＮＰＯ（特定非営利活動法人）に対する税の優遇措置の必要性、公務員制度改革の在り方、テロ資金供与防止条約締結後における朝銀への対応、警察官増員の必要性、チャイルドシート購入者の負担軽減措置問題、川越警察署警察官の不祥事問題、児童買春・児童ポルノの実態とその対策、北朝鮮による日本人拉致事件に対する政府の姿勢、ワールドカップサッカー大会におけるフーリガン対策等の諸問題について質疑が行われた。

４月25日、ワールドカップサッカー大会開催に向けての警備体制、防犯対策、交通安全対策、ＮＰＯ税制、ＩＴＥＲ（国際熱核融合実験炉）等の諸問題について質疑が行われた。

７月16日、科学技術振興、男女共同参画社会の形成、従軍慰安婦問題、靖国神社合祀問題、経済財政諮問会議の在り方、新障害者基本計画、監察医制度、日本経済の現状、鳥獣被害対策等の諸問題について質疑が行われた。

また、２月26日、皇室制度等及び内閣委員会に付託が見込まれる「道路関係四公団民営化推進委員会設置法案」に関する実情調査のため、皇居、東京湾アクアラインの視察、７月11日、内閣の重要政策に関する実情調査のため、総理大臣官邸危機管理センター、国立公文書館、迎賓館の視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年２月26日（火）（第１回）

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年３月14日（木）（第２回）

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成14年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○警察行政の基本方針に関する件及び平成14年度警察庁関係予算に関する件について村井国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。

○科学技術政策の基本方針に関する件について尾身科学技術政策担当大臣から所信を聴いた。

○経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について竹中国務大臣から所信を聴いた。

○規制改革及び行政改革の基本方針に関する件について石原国務大臣から所信を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び科学技術政策の基本方針に関する件について尾身科学技術政策担当大臣、福田国務大臣、嘉数内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、川村参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び片岡裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について金子会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄振興局を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について竹中経済財政政策担当大臣、村井国家公安委員会委員長、福田国務大臣、安倍内閣官房副長官、金子会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月26日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察行政の基本方針に関する件、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件及び規制改革及び行政改革の基本方針に関する件について竹中国務大臣、石原国務大臣、村井国家公安委員会委員長、上野内閣官房副長官、安倍内閣官房副長官、

村田内閣府副大臣、植竹外務副大臣、奥山内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月２日（火）（第６回）

○**障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）**について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月４日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）**について福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月９日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）**について福田内閣官房長官、松下内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第55号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月25日（木）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ワールドカップサッカー大会開催に向けての警備体制に関する件、防犯対策に関する件、交通安全対策に関する件、ＮＰＯ（特定非営利活動法人）税制に関する件、ＩＴＥＲ（国際熱核融合実験炉）に関する件等について村井国家公安委員会委員長、竹中国務大臣、尾身科学技術政策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月７日（火）（第10回）

○**道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について石原国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月21日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について石原国務大臣、佐藤国土交通副大臣、熊代内閣府副大臣、吉田財務大臣政務官、政府参考人、参考人首都高速道路公団理事長瀬田悌三郎君、日本道路公団総裁藤井治芳君、本州四国連絡橋公団総裁藤川寛之君及び阪神高速道路公団理事長佐藤信彦君に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年５月23日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について石原国務大臣、熊代内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣、政府参考人、参考人首都高速道路公団理事長瀬田悌三郎君及び日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成14年６月４日（火）（第13回）

○**道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について参考人中央青山監査法人理事髙木勇三君、法政大学法学部教授五十嵐敬喜君及びジャーナリスト・前特殊法人労連事務局長堤和馬君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について石原国務大臣、熊代内閣府副大臣、菅国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成14年６月６日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）（衆議院送付）**について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第16号）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、社民、無

○平成14年７月16日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○科学技術振興に関する件、男女共同参画社会の形成に関する件、従軍慰安婦問題に関する件、靖国神社合祀問題に関する件、経済財政諮問会議の在り方に関する件、新障害者基本計画に関する件、監察医制度に関する件、日本経済の現状に関する件、鳥獣被害対策に関する件等について尾身科学技術政策担当大臣、村井国家公安委員会委員長、福田国務大臣、竹中国務大臣、石原国務大臣、熊代内閣府副大臣、山下環境副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月18日（木）（第16回）

○**戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第４号）**について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月23日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第４号）**について発議者参議院議員円より子君、同吉川春子君、同田嶋陽子君、同岡崎トミ子君、同千葉景子君、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第497号外207件を審査した。

○**戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第153回国会参第４号）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　内閣府に、道路関係四公団民営化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2　委員会は、特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)第５条第１項の規定により定められた特殊法人等整理合理化計画に基づき、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「日本道路公団等」という。)に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、平成14年12月31日までに、内閣総理大臣に意見を述べる。

3　委員会は、２の意見を受けて講ぜられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告するものとする。

4　委員会は、委員７人以内をもって組織する。委員は非常勤であり、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関及び日本道路公団等に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。また、日本道路公団等の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させること等ができる。

7　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

8　この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成18年３月31日限り、その効力を失う。ただし、その日より前に、２の意見を受けて講ぜられる施策に係る法律が施行されるに至ったときは、当該法律の施行に併せて廃止するものとする。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）（先議）

【要旨】

本法律案は、障害者の社会活動への参加の促進等を図るため、船員法等において定められている障害者に係る欠格事由の適正化等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　障害者を特定する欠格事由の改正

次の各号に掲げる法律につき当該各号に掲げる免許等の障害者に係る欠格事由を、心身の障害により業務等を適正に行うことができない者等として政令又は主務省令で定めるものとする。

(1) 船員法　船員

(2) 獣医師法　獣医師免許
(3) 通訳案内業法　通訳案内業の免許
(4) 火薬類取締法　火薬類の取扱者
(5) 家畜改良増殖法　家畜人工授精師免許
(6) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律　放射性同位元素等の使用の許可及び販売等の業の許可等
(7) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律　地域伝統芸能等通訳案内業の認定

2　障害者に係る欠格事由の規定の厳密化

銃砲刀剣類所持等取締法に定める銃砲又は刀剣類の所持許可の障害者に係る欠格事由を、精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者とする。

3　伝染性の病気にかかっている者に係る欠格事由の削除

次の各号に掲げる法律につき当該各号に掲げる免許等の伝染性の疾病にかかっている者に係る欠格事由を削る。

(1) 通訳案内業法　通訳案内業の免許
(2) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律　地域伝統芸能等通訳案内業の認定

4　免許等を与えないこととする場合の意見聴取のための手続の新設

次の各号に掲げる法律につき当該各号に掲げる免許等を与えないこととする場合の意見聴取規定を設ける。

(1) 通訳案内業法　通訳案内業の免許
(2) 家畜改良増殖法　家畜人工授精師免許
(3) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律　地域伝統芸能等通訳案内業の認定

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の改正に関する規定は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1　本法の施行に伴う政省令等の策定に当たっては、障害者関係団体はもとより医療関係者など幅広い分野からの意見聴取等を図り、障害者欠格条項見直しの本来の趣旨を損なうことのないよう努めること。

2　本法の施行に伴う政省令等の改正に当たっては、障害者の社会への参加と統合が真に促進されるものとなるよう配意すること。

3　本法の施行後における医療技術の向上、補助手段の開発、人的支援の拡充等、障害者を取り巻く環境の改善を適切に法令に反映させるため、欠格条項の在り方について５年を目途として検討を行い結論を得ること。

4　障害者対策に関する新長期計画の目標期間の終了後も、ノーマライゼーションの理念の普及を含め、障害者施策の一層の拡充に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（２件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※16	道路関係四公団民営化推進委員会設置法案	衆	14. 2.15	14. 4.26	14. 6. 6 可決	14. 6. 7 可決	14. 4. 4 内閣	14. 4.19 可決	14. 4.23 可決
			○14.4.26 参本会議趣旨説明　○14.4.4 衆本会議趣旨説明						
55	障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案	参	3. 8	3.29	4. 9 可決 附帯	4.10 可決	4.17 内閣	4.26 可決 附帯	5. 7 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153回4	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	円　より子君外6名 (13.11.14)			13. 12. 5	継続審査				

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出16件（うち本院先議４件)、本院総務委員会提出１件及び承認案件１件の合計18件であり、そのうち内閣提出13件（うち本院先議１件）及び承認案件１件が可決され、本院総務委員会提出１件を決定した。

また、本委員会付託の請願４種類52件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、平成14年４月分から、普通恩給等の最低保障額、公務関係扶助料に係る遺族加算、傷病者遺族特別年金の基本年額及び遺族加算についてそれぞれ増額を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、恩給制度の改善の在り方、恩給の基本的性格と国民への理解促進、今後における戦後処理の方向性等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案 （閣法第６号）は、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充、住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設、固定資産税における縦覧制度の見直し等の措置を講ずるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成14年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成16年度から平成30年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、地方税財源の拡充と税源移譲、外形標準課税の導入と課税方法、自主財源充実と法定外税の活用、地方交付税制度見直しの地方団体に与える影響、交付税特別会計における借入れとその償還方法、地方団体等における資金の管理及び運用の在り方等の質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、両法案は賛成多数をもって可決された。なお、地方税法の一部を改正する法律案に対して５項目の附帯決議が付されている。

電波法の一部を改正する法律案は、深刻化した周波数の逼迫状況において、電波に対する国民の需要に的確に対応できるよう、無線局に関する情報の提供制度を拡充するほか、周波数割当計画の変更等に資するため、電波の利用状況を調査し評価しようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、周波数逼迫の現状、電波利用状況調査・公表制度の導入と周波数再

配分との関係、中長期展望に立った電波政策の必要性等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は全会一致をもって可決された。

消防法の一部を改正する法律案は、平成13年９月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえ、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、消防法令違反に対する、消防機関における迅速かつ効果的な是正の推進、予防事務を担当する職員等の体制の強化、立入検査等における他の行政機関との協力の重要性等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して６項目の附帯決議が付されている。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案は、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、任期付職員の採用が想定される具体的業務、特定任期付職員業績手当の在り方、人事委員会・公平委員会の機能の充実等の質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、本法律案は賛成多数をもって可決された。なお、本法律案に対して２項目の附帯決議が付されている。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、同年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付水準の適正化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本制度の改革の必要性、市町村合併が当該年金財政に及ぼす影響、既に裁定が行われた者に対する給付の在り方等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行うものである。

委員会においては、地方税に連結納税制度を導入しない理由、地方税財源の拡充と税源移譲、事業税の外形標準課税導入問題、地方の課税自主権と法定外税の基準の明確化等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は賛成多数をもって可決された。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案は、受信者の求めや同意がないのに広告又は宣伝を目的とした電子メールが一時に多数の携帯電話利用者等に対して一方的・無差別に送りつけられる、いわゆる迷惑メールが社会問題として取り上げられていることにかんがみ、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図るため、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めるものであり、総務委員会において全会一致をもって起草、提出されたものである。

地方自治法等の一部を改正する法律案 は、第151回国会に提出され、同国会及び第152回国会では衆議院において、また、第153回国会では本院において継続審査となっていたものである。その内容は、住民自治の更なる充実及び自主的な市町村の合併の推進を図り、

もって地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見にのっとり、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて法律において地方公共団体の規則等に委任している事項について条例で定めることとするものである。

委員会においては、４号訴訟の訴訟類型を再構成することの是非、住民訴訟における弁護士費用の公費負担の在り方、合併協議会の設置について住民投票制度を導入することとした趣旨等の質疑が行われた。また参考人より意見聴取を行った。質疑終局の後、本法律案に対し、民主党・新緑風会から、代位訴訟の廃止に関する改正規定を削除するとともに、代位訴訟の対象となる行為等を明確化すること等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、代位訴訟の廃止に関する改正規定を削除するほか、市町村の合併そのものに係る住民投票制度を導入すること等を内容とする修正案がそれぞれ提出された。討論の後、順次採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって可決された。

日本郵政公社法案は、中央省庁等改革基本法第33条第１項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立しようとするものである。なお、衆議院では、郵便局のあまねく全国における設置の明記、出資に関する規定の追加、国庫納付金について修正が行われている。

日本郵政公社法施行法案は、日本郵政公社法を施行するため、同公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとともに、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。なお、衆議院では、日本郵政公社法案を修正することに伴い、所要の規定の整備について修正が行われている。

民間事業者による信書の送達に関する法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第３項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設ける等を行おうとするものである。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、４法律案を一括して議題とし、公社化の意義、地域社会における郵便局の役割、郵便局を全国あまねく配置することについての考え方、公社の出資条項を追加した理由、国庫納付金の根拠と算定方法、公社の人事給与制度の在り方、公社化後の経営形態に関する検討状況、民間事業者に信書の取扱いを認めることのメリット、郵便のユニバーサルサービスの維持、信書の解釈、盲人用郵便物料金の無料継続等の質疑を行った。また、参考人からの意見聴取、新潟県への委員派遣を行った。質疑を終局し、討論の後、４法律案はいずれも賛成多数をもって可決された。なお、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対して９項目の附帯決議が、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対して５項目の附帯決議がそれぞれ付されている。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成14年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、放送番組の充実・強化、アナログ周波数変換対策等地上放送デジタル化への取組、協会のインターネット利用の在り方、協会及び子会社等の経営の適正性、透明性の確保等の質疑が行われた。質疑終局の後、本件は全会一致をもって承認された。なお、本件に対して９項目の附帯決議が付されている。

〔国政調査等〕

３月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について片山総務大臣から所信を聴取し、平成14年度総務省関係予算について佐田総務副大臣から、並びに平成14年度人事院業務概況及び関係予算について人事院総裁から、それぞれ説明を聴取し、同日及び14日に片山総務大臣の所信及び平成14年度人事院業務概況について質疑を行った。

３月19日、平成14年度の地方財政計画について片山総務大臣から概要説明及び若松総務副大臣から補足説明を聴取した。

３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度内閣所管（人事院)、総務省所管（日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、公務員制度改革大綱における再就職規制の妥当性、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種の採用試験区分の見直し、国と地方の人事交流の在り方、官民交流の促進方策、自治体におけるペイオフ解禁対策、自治体に郵便貯金・郵便振替限度額を設けることの是非、平成14年度予算概算要求における事業評価の有無、公務員制度調査会の活動状況と設置期限後の取扱い、選挙権年齢の引下げ問題、個人住宅に対する自治体による耐震対策、住民基本台帳の非開示等ＤＶ被害者の保護対策、合併における市町村の最適規模、合併による当該市町村公務員数の増減の有無、地方の情報通信基盤整備に対する交付税措置の必要性、普通交付税と特別交付税の算定根拠の違い、特別交付税の算定基準の在り方、地方の長期債務のうち国の責任に係る分についての明確化等の質疑を行った。

３月26日、「地方財政の拡充強化に関する決議」を行った。

４月４日、「特定電子メールの送信の適正化に関する件」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案に関する件」等の質疑を行い、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案」を本委員会として提出することに決定した。

(2) 委員会経過

○平成14年３月12日（火）（第１回）

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。

○平成14年度総務省関係予算に関する件について佐田総務副大臣から説明を聴いた。

○平成14年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成14年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、佐田総務副大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月14日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成14年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）**について片山総務大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月15日（金）（第３回）

○**地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）**について参考人松江市長・島根県市長会会長松浦正敬君、弁護士・行政監視のあり方に関する研究会委員石津廣司君、日本弁護士連合会副会長高橋勲君及び日本自治体労働組合総連合中央執行委員・政策運動局長田中章史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月19日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）**について片山総務大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第151回国会閣法第64号）賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産、社民

○平成14年度の地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴いた後、若松総務副大臣から補足説明を聴いた。

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月20日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について片山総務大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月26日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣、上野内閣官房副長官、若松総務副大臣、山内総務大臣政務官、吉田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第６号）賛成会派　自保、公明、国連の一部
反対会派　民主、共産、国連の一部、社民
（閣法第７号）賛成会派　自保、公明、国連の一部
反対会派　民主、共産、国連の一部、社民
なお、地方税法の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

○**恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月28日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、河野総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第３号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官、政府参考人、参考人

日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事板谷駿一君、同協会理事山田勝美君、同協会理事安岡裕幸君、同協会理事笠井鉄夫君、同協会専務理事・技師長中村宏君及び同協会理事山村裕義君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第１号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月４日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定電子メールの送信の適正化に関する件について片山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成14年４月９日（火）（第９回）

○**電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月11日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）**について片山総務大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第33号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年４月16日（火）（第11回）

○**消防法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月18日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消防法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第49号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月23日（火）（第13回）

○**地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月25日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第51号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○**地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月21日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第50号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年６月６日（木）（第16回）

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月11日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年６月25日（火）（第18回）

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）**を可決した。

（閣法第97号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連の一部、社民
反対会派　国連の一部

○平成14年７月11日（木）（第19回）

○**日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）**
日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上４案について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、

日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）
日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員八代英太君から説明を聴いた。

○平成14年７月16日（火）（第20回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）**

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上４案について修正案提出者衆議院議員八代英太君、同桝屋敬悟君、片山総務大臣、上野内閣官房副長官、佐田総務副大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月17日（水）（第21回）

○**日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）**
日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上４案について参考人宮城県白石市長川井貞一君、福井県名田庄村長下中昭治君及び鳥取県智頭町長寺谷誠一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月18日（木）（第22回）

○委員派遣を行うことを決定した。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）**
日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上４案について修正案提出者衆議院議員八代英太君、片山総務大臣、佐田総務副大臣、熊代内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

○平成14年７月23日（火）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○派遣委員から報告を聴いた。
○**日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）**
日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上４案について片山総務大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第92号）賛成会派　自保、民主の一部、公明、国連の一部、社民
反対会派　民主の一部、共産、国連の一部
（閣法第95号）賛成会派　自保、民主の一部、公明、国連の一部、社民
反対会派　民主の一部、共産、国連の一部
（閣法第93号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
（閣法第96号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

なお、日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）及び日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）について、
民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成14年７月31日（水）（第24回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第923号外51件を審査した。

○**行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第102号）**
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第103号）
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（閣法第104号）
以上３案の継続審査要求書を提出することを決定した。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第３号）

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　普通恩給等の最低保障額の増額

実在職年６年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成14年４月分以降、それぞれ56万8,400円（現行56万7,400円）、40万円（現行39万9,000円）に引き上げる。

2　公務関係扶助料に係る遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成14年４月分以降、14万8,500円（現行14万5,200円）に引き上げる。

3　傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(1) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成14年４月分以降、傷病年金又は第１款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族については、40万4,800円（現行40万2,000円）に、第２款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族については、30万3,600円（現行30万1,500円）に、それぞれ引き上げる。

(2) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成14年４月分以降、９万8,950円（現行９万6,310円）に引き上げる。

4　施行期日

本法律は、平成14年４月１日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第６号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　道府県民税及び市町村民税

(1) 所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に36万円（現行32万円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。

(2) 平成16年度分までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の９％（道府県民税３％、市町村民税６％）の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を7.5％（道府県民税２％、市町村民税5.5％）とする。

(3) 株式等譲渡益課税の申告分離課税の一本化に当たり、申告事務の負担軽減に資するため、一定の場合に申告を不要とする等の措置を講ずる。

2　不動産取得税

住宅用地に係る税額の減額措置について、適用対象となる要件の緩和等を行う。

3　固定資産税

(1) 固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるようにするため、新たに縦覧帳簿を整備する等の措置を講ずる。

(2) 固定資産課税台帳の閲覧制度及び固定資産の評価額の証明制度を創設するとともに、借地人・借家人等が借地・借家対象資産の固定資産税額及び都市計画税額を閲覧できる措置を講ずる。

4　特別土地保有税

徴収猶予を受けている者が、当初の事業計画を変更した場合や土地を譲渡した場合に、徴収猶予が継続する等の特例措置の適用要件を緩和する等の措置を講ずる。

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成14年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1　地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

2　法人事業税への外形標準課税の導入については、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、中小法人の取扱い、景気の動向や急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期の実現に努めること。

3　固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、納税者の理解を深めるため負担の公平に努めること。また、平成15年度の土地の評価替えに当たっては、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させること。

4　法定外税については、地方団体の課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化及び課税の選択肢の拡大等にかんがみ、事前協議に当たっては、協議の事例を踏まえつつ、不同意要件等その基準の一層の明確化を図ること。

5　税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第７号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成14年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成16年度から平成30年度の間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）への繰入れに関する特例等

を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例

(1) 平成14年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額（法定５税に係る地方交付税額等）に、平成14年度における法定加算額3,306億円、臨時財政対策のための特例加算額３兆1,326億円、交付税特別会計借入金３兆5,649億円及び同特別会計における剰余金4,800億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額5,689億円及び同特別会計借入金償還額391億円を控除した額とする。

(2) 平成14年度の交付税特別会計借入金のうち、１兆442億5,000万円（通常収支不足分に係る国負担分）について、その償還金に相当する額を、平成20年度から平成29年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

(3) 平成14年度の交付税特別会計借入金のうち、7,214億8,800万円（恒久的減税による影響分に係る国負担分）について、その償還金に相当する額を、平成20年度から平成29年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

(4) 平成15年度から平成29年度までの地方交付税の総額について、4,578億円を加算する。

2　基準財政需要額の算定方法の改正

平成14年度分の地方交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、臨時財政対策のための平成13年度において特別に起こすことができることとされた地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「臨時財政対策債償還費」を設ける。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（先議）

【要旨】

本法律案は、深刻化した周波数の逼迫状況において、電波に対する国民の需要に的確に対応できるよう、無線局に関する情報の提供制度を拡充するほか、周波数割当計画の変更等に資するため、電波の利用状況を調査し評価しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　無線局に関する情報の公表等

(1) 総務大臣は、無線局の免許状に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

(2) 総務大臣は、自己の無線局の開設等をする場合に必要とされる混信調査を行おうとする者の求めに応じ、無線局に関する事項に係る必要な情報を提供できることとし、その提供を受けた者は、当該情報を混信調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととする。

2　電波の利用状況の調査等

(1) 総務大臣は、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、お

おむね３年ごとに、電波の利用状況を把握するために必要な事項の調査（以下、「利用状況調査」という。）を行うとともに、必要があると認めるときは、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができることとする。

(2) 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

(3) 総務大臣は、利用状況調査及び評価の結果の概要を公表するものとする。

(4) 総務大臣は、評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができることとする。

(5) 総務大臣は、利用状況調査等を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができることとする。

３　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、平成13年９月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえ、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火対象物における防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　立入検査に係る規定の整備

立入検査の時間制限を廃止するとともに、立入検査を行う際の消防職員の証票提示は関係のある者の請求があるときに行うものとする。

２　措置命令に係る規定の整備

(1) 防火対象物に係る措置命令を行うことができる場合として、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合等を例示し、規定の明確化を図る。

(2) 防火対象物に係る使用禁止命令等を行うことができる場合を、(1)の措置命令等の不履行のため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合等とし、規定の明確化を図る。

(3) 消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の権原者等に対し、その整理又は除去を命ずる等一定の措置命令を行うことができるものとする。

(4) (3)の措置命令を受けるべき者を確知することができないときは、消防長等が当該消防職員に一定の措置をとらせることができるものとする。

(5) 措置命令等を履行しない場合等一定の場合に行政代執行を行うことができるものと

する。

(6) 措置命令等を行った場合にはその旨を公示しなければならないものとする。

3　防火対象物の定期点検報告制度の導入

(1) 火災の予防上必要があるものとして政令で定める防火対象物の管理権原者は、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者に防火管理上必要な業務等について点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長等に報告しなければならないものとする。

(2) 消防長等は、過去３年以内において点検基準に適合していないと認められたことがなく、消防法令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められる等の要件を満たす防火対象物を、(1)の点検及び報告に係る規定を適用しない防火対象物として認定することができるものとする。この認定は３年が経過したとき又は管理権原者に変更があったときは効力を失うものとする。

(3) (2)の認定の申請者は、一定の書類を添えて、消防長等に申請し、検査を受けなければならないものとする。

(4) (1)の点検の結果、点検基準に適合していると認められた防火対象物又は(2)の認定を受けた防火対象物には、一定の表示を付することができるものとする。

4　避難上必要な施設等の管理の義務付け

飲食店その他の防火対象物で政令で定めるものの管理権原者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設等について避難の支障になる物件等が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならないものとする。

5　罰則の引上げ

防火対象物に係る措置命令等違反について、行為者に対する罰則を引き上げるほか、その法人に対して１億円以下の罰金刑を科することとする等、罰則の引上げ及び両罰規定の整備を行う。

6　その他

(1) 消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の指定に関し、公益法人要件を撤廃する。

(2) 総務大臣、都道府県知事、市町村長又は消防長等は、消防法の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、防火対象物の定期点検報告制度の導入に係る規定は公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

1　防火対象物の避難経路における避難に支障となる物件の存置、消防用設備等の設置維持に関する重大な違反等があり、消防法第５条等の要件を満たす場合において、警告を発した後、履行期限内に違反是正がなされないときは、速やかに措置命令を発動すべき

旨を地方公共団体に対し、マニュアル、通知等で周知すること。

2　消防法令違反の是正等の予防事務を担当する職員の対応能力の強化を図るため、研修制度の充実等により、職員の資質向上に努めるとともに、専門的職員の育成及び研修要員を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

3　防火対象物の定期点検報告制度の導入に当たっては、管理権原者による確実かつ円滑な点検の実施に向け、消防機関が、その周知徹底に努めることができるよう、必要な措置を講ずること。

4　雑居ビル等管理権原が分かれている防火対象物の増加にかんがみ、管理権原者により共同して防火管理を行うなど、防火対象物全体の自主的な防火管理の充実のため、消防機関において十分な指導を行うことができるよう、組織や体制の整備を推進すること。

5　多数の死者が発生するなど悲惨な事態を招いた火災、燃焼の性状が特殊な火災であり、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合等には、消防法第35条の３の２による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に対し周知すること。

6　今後、地方公共団体から求めがない場合においても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう、制度や体制の整備に努めること。また、これらの火災を含め大規模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。

右決議する。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　趣旨

本法律は、地方公共団体の一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用に関する事項について定めるものとする。

2　定義

本法律において「職員」とは、地方公務員法第４条第１項に規定する職員（一般職に属するすべての地方公務員）とする等、所要の定義規定を設ける。

3　任期を定めた採用

(1) 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(2) 任命権者は、(1)によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当

するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

イ　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

ロ　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

ハ　イ及びロに掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

(3) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)又は(2)により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

4　任期

(1) 3(1)又は3(2)により採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定める。

(2) 任命権者は、任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

(3) 任命権者は、条例で定めるところにより、3(1)により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は3(2)により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(4) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(3)により任期を更新する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

5　任用の制限

(1) 任命権者は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

(2) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)により特定任期付職員又は一般任期付職員を他の職に任用する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

6　特定任期付職員業績手当

地方公共団体は、条例で、特定任期付職員業績手当を支給することができるものとする。

7　施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

1　地方公共団体が、任期を定めて職員を採用する場合において、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、また、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう留意し、真に専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用するよう、必要な助言を行うこと。

2　任期付職員制度の運用に当たっては、地方公共団体の人事行政における政治的影響力の行使、公民癒着等の疑惑や批判を受けることなく、適正な運用がなされるよう、制度導入の趣旨の周知徹底を図るとともに、人事委員会・公平委員会の機能の充実に努めること。

右決議する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、地方議会議員の年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付の水準の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方議会議員の退職年金の年額等の見直し

(1) 退職年金の年額の算定基礎となるべき標準報酬年額を算出するに当たり、対象となる期間を退職前の１年から12年に延長する。

(2) 退職年金の年金算定基礎率をこれまでの８割に引き下げ、150分の50から150分の40にするとともに、加算率についても、150分の１から150分の0.8とする。

(3) 他の公的年金制度の適用を受ける期間を有する者に係る退職年金の年額の控除率を100分の25から100分の40に引き上げる。

(4) 退職一時金の給付率をこれまでの８割に引き下げ、在職年数に応じて掛金総額の100分の56から100分の72の範囲で定める。

(5) 高額所得者に係る退職年金の一部支給停止に関する規定を整備する。

2　施行期日等

(1) この法律は、平成15年４月１日から施行する。

(2) この法律による改正後の地方公務員等共済組合法等の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた退職年金及び退職一時金等について適用し、施行日前に給付事由が生じたもの等については、なお従前の例による。

(3) 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金（既裁定年金を除く。）の年額の算定等に関する経過措置を定める。

日本郵政公社法案（閣法第92号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第１項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　目的

日本郵政公社（以下「公社」という。）は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的とする。

２　役員及び理事会

公社に、役員として、総裁１人、副総裁２人、理事16人以内及び監事３人以内を置くとともに、総裁、副総裁及び理事で組織される理事会を置き、経営に関する重要事項について審議、決定する。

３　業務運営

(1) 公社は、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の業務及び印紙の売りさばき、恩給その他の国庫金の支払の業務を行うほか、国債等の募集の取扱い、外貨両替及び旅行小切手の売買の業務等を行うことができる。

(2) 公社は、郵便等の業務を行うため郵便局を設置しなければならない。

(3) 公社は、中期経営目標及び中期経営計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

(4) 総務大臣は、各事業年度及び中期経営目標に係る公社の業績の評価を行う。

４　財務及び会計

公社の会計は、企業会計原則によるものとするほか、財務諸表、国庫納付金、郵便貯金資金等の運用方法等について、所要の規定を設ける。

５　人事管理

公社の役員及び職員は、国家公務員とするほか、役員及び職員の報酬・給与、服務等について、所要の規定を設ける。

６　監督等

公社に対する総務大臣の経営改善命令、法令違反等の是正命令等の監督規定を設けるとともに、国会への報告、財務、業務及び組織の状況その他経営内容に関する情報の公表について規定を設ける。

７　施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、郵便局のあまねく全国における設置の明記、公社の出資に関する規定の追加、国庫納付金について修正が行われた。

【日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対する附帯決議】

政府は、次の事項についてその実現に努めるべきである。

１　公社は、郵政事業が、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民生活に不可欠な生活基礎サービスを全国あまねく提供するという使命を持ち、健全な経営環境の下、国民利

用者のニーズに合ったサービスを提供し続けることができるよう万全を期すこと。

2　公社が、国民共有の生活インフラである郵便局を最大限活用し、ワンストップサービスやひまわりサービスなどの地域貢献施策を推進するとともに、各郵便局が地域社会と共同で創意工夫し、地域の実情にあった施策や協力体制を推進することができるよう努めること。

3　郵便貯金、簡易生命保険が、国民一人一人の貴重な生活資金を預託されているものであることにかんがみ、公社は、その健全な運用に万全を期すよう努めるとともに、公社の資金運用が真に国民利用者の便益のためとなるよう最大限の配慮を行うこと。

4　郵便局・郵便局ネットワークは、国民共有の生活インフラ・セーフティネットであることにかんがみ、公社が郵便局ネットワークを現在と同水準に維持するよう努めること。

5　公社が、経営の健全性を確保するとともに、より一層国民・利用者の利便の向上を図るため、経営の効率化とサービスの改善に努めるよう配慮すること。

6　公社が、出資を行う際には、真に必要があると認められるものに限定するとともに、出資先の財務内容等の情報公開の徹底が図られるよう配慮すること。

7　国庫納付の政令を定めるに当たっては、公社が、郵政事業の公共的使命を十分果たすことができるよう配慮すること。特に、公社法第37条の積立金の「基準額」の計算方法については、公社と類似の業務を営む民間事業者の負債に対する自己資本の比率を踏まえ、公社の経営の健全性を確保できるよう定めること。

8　総務省及び公社は、第三種及び第四種郵便物の料金減免制度の維持に努めることとし、特に、盲人用郵便物については、無料の取扱いを継続するよう、格段に配慮すること。

9　公社においては、健全な経営の維持・発展のため、良好な労使関係を構築し、国民の支持・信頼に応える郵政事業を行うとともに、充実した労使間の協議等を行うよう努めること。

右決議する。

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第３項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設けること等により、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

この法律において、「信書便」とは、郵便に該当するものを除き他人の信書を送達することをいうこととした上で、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業として、「一般信書便事業」及び「特定信書便事業」の２つの事業類型を設けることとし、それぞれの事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならないことを定める。

2　郵便法の適用除外

一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合等郵便法第５条第２項の規定（他人の

信書送達の禁止）を適用しない場合を定める。

3　一般信書便事業

一般信書便事業とは、その提供する信書便の役務のうちに、長さ、幅及び厚さがそれぞれ一定以下であり、かつ、重量が250グラム以下の信書便物を国内において差し出された日から原則３日以内に送達する「一般信書便役務」を含むものをいうこととし、この一般信書便事業の許可に際しては、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること、その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであること等を審査することとするほか、その業務の運営に当たっては、一般信書便役務に係る料金を事前届出制とし、約款及び信書便管理規程を認可制とすること等を定める。

4　特定信書便事業

特定信書便事業とは、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいい、「特定信書便役務」とは、信書便物が差し出された時から３時間以内に当該信書便物を送達する信書便の役務等をいうものとし、この特定信書便事業の許可に際しては、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること等を審査することとするほか、その業務の運営に当たっては、約款及び信書便管理規程を認可制とすること等を定める。

5　雑則

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、この法律に基づく総務省令の制定及び許認可等の処分を行うに当たって、審議会に諮問することとするほか、必要な規定を整備する。

6　施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年４月１日から施行する。

7　検討

この法律の施行後５年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

本法の施行により、民間参入制度が創設されることとなるが、国民生活に不可欠な信書送達のユニバーサルサービスは引き続き堅持する必要がある。政府は、この点を銘記するとともに、この法律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

1　信書の範囲に関するガイドラインは、あくまで法律に規定された定義規定に基づき、これに忠実に作成すること。なお、ダイレクトメールについては、基本的に信書に当たるものとすること。

2　信書の範囲については、信書の送達が憲法で保障された国民の思想及び表現の自由に密接な係わりを有するものであることにかんがみ、本委員会での審査を踏まえ、ガイドラインの作成に当たって民間事業者の利益を優先する形の意図的な解釈を行うことは、厳に避けること。

3　民間事業者によるクリームスキミングを防止するため、信書の範囲に関するガイドラ

インが有効に機能するよう、国民・利用者への周知を十分図るなど所要の措置を講ずること。

4　信書便差出箱の設置基準については、利用者の利便を最大限考慮し、日本郵政公社の郵便差出箱の設置状況を基礎として定めることとし、市町村ごとに最低設置数を設けるとともに、信書便差出箱が市町村内に満遍なく設置されるものとすること。また、地方自治体や地域住民の要望を十分に尊重すること。

5　信書便差出箱の設置以外の引受方法に関する省令については、利用者の意見を十分に聴取した上で、信書便差出箱の設置と同様、全国すべての地域において利用者の随時かつ簡易な差出しが可能であり、かつ、信書の秘密の保護が確実に確保されるような基準に限るよう定めること。

右決議する。

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）

【要旨】

本法律案は、日本郵政公社法を施行するため、日本郵政公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとともに、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本郵政公社法の施行のための措置

(1) 総裁等となるべき者の指名等

総務大臣は、日本郵政公社法（以下「公社法」という。）の施行日前に、日本郵政公社（以下「公社」という。）の総裁又は監事となるべき者を指名し、及び設立委員を命ずる。

(2) 設立委員

総務大臣に命じられた設立委員は、公社法の施行日前に、公社の設立準備を完了し、その旨を総務大臣に届け出るとともに、その事務を指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

(3) 職員の身分引継ぎ

公社法の施行の際現に郵政事業庁等の職員である者は、同法の施行日に公社の職員となる。

(4) 権利義務の承継

イ　公社法の施行の際現に改正前の総務省設置法に掲げる郵政事業に係る事務に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるもの等を除き、その時において公社が承継する。

ロ　公社法の施行の時において解散する簡易保険福祉事業団の資産及び債務は、その時において公社が承継する。

2　日本郵政公社法の施行に伴う関係法律の整備等

簡易生命保険特別会計法等を廃止するとともに、郵便貯金法、郵便法、簡易生命保険法等について、業務の実施主体を総務大臣から公社に改める等所要の規定の整備を行う

ほか、関係法律の整備を行う。

3　施行期日

この法律は、公社の設立準備に関する規定等一部の規定を除き、公社法の施行の日（平成15年４月１日）から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、日本郵政公社法案を修正することに伴う所要の規定の整備を行う修正が行われた。

【附帯決議】

日本郵政公社法案（閣法第92号）と同一内容の附帯決議が行われている。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係する諸法律について所要の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　郵便法の一部改正

信書について、次のように定義を行う。

「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）」

2　郵便の利用を前提としている関係法律の規定の整備

郵便の利用を前提とする規定が置かれている諸法律について、民間事業者の提供する信書便の役務の利用に関し、次の分類により所要の規定の整備を行う。

(1) 郵便による受取等の規定

郵便による公的証明書の請求又は受取を認めている規定等の整備

(2) 期間計算の特例を定める規定

郵便により公的申請等を行った場合の郵送日数については、申請等の期間に算入しないこととする規定等の整備

(3) その他

その他郵便の利用を前提としている規定の整備

3　その他

その他の関係法律について所要の規定の整備を行う。

4　施行期日

この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行日（平成15年４月１日）から施行する。

【附帯決議】

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）

【要旨】

本法律案は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、従前どおり単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　法人住民税（道府県民税及び市町村民税）

連結納税の承認を受けた法人に課する道府県民税及び市町村民税については、法人税の連結税額計算の過程において連結グループ内の各法人に配分される税額を基に課税標準を算定する。

2　法人事業税

連結納税の承認を受けた法人に課する事業税については、法人税の連結所得計算の過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額を基に課税標準を算定する。

3　施行期日等

この法律は、平成14年８月１日から施行し、平成15年３月31日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用する。

地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　地方自治法の一部改正に関する事項

(1) 直接請求に関する事項

イ　議会は、条例の制定又は改廃の直接請求に基づく議案の審議を行うに当たっては、当該請求を行った代表者に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。

ロ　有権者数が40万を超える普通地方公共団体につき、議会の解散請求及び長等の解職請求に必要な署名数要件（現行　有権者数の３分の１）を緩和し、40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数とするものとする。

(2) 議会に関する事項

議員派遣の根拠及び手続を明確化するほか、議会における選挙に点字投票を導入するものとする。

(3) 住民監査請求に関する事項

イ　住民監査請求があった場合において、一定の要件を満たすときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の執行機関等に対し、勧告等の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができるものとする。

ロ　監査委員は、関係のある当該普通地方公共団体の執行機関等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち会わせることができるものとする。

(4) 住民訴訟に関する事項

イ　当該執行機関等に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求について、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限るものとする規定を削除する。

ロ　普通地方公共団体に代位して行う当該職員個人又は相手方に対する損害賠償等の請求（いわゆる４号訴訟）について、当該職員個人又は相手方に損害賠償等の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関等に対して求める請求とする等、４号訴訟の訴訟類型の再構成を行うものとする。

ハ　原告が勝訴した場合の弁護士費用について、公費負担の対象（現行　４号訴訟のみ）を住民訴訟全体に拡充するものとする。

(5) 中核市に関する事項

中核市の指定要件のうち、人口50万以上を有する市に関しては、面積要件を廃止するものとする。

2　市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項

(1) 合併協議会設置の請求に関する事項

イ　合併協議会設置の請求により置かれる合併協議会には、当該請求を行った代表者を委員として加えることができるものとする。

ロ　合併請求市町村の議会は、合併協議会設置の請求に基づく議案の審議を行うに当たっては、当該請求を行った代表者に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。

ハ　合併協議会設置の請求に基づく議案について、合併請求市町村の議会が否決した場合には、合併請求市町村の長からの請求又は合併請求市町村の有権者数の６分の１以上の者の署名によって行われる請求を要件として住民投票を実施し、有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併請求市町村の議会が可決したものとみなすものとする等、住民投票制度の創設を行うものとする。

(2) 地方税、流域下水道及び一部事務組合等の特例に関する事項

市町村の合併後に地方税の不均一課税をすることができる期間を市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５年度に延長するとともに、同期間内において課税免除ができるものとする等、地方税に関する特例の拡充並びに流域下水道及び一部事務組合等に関する特例の創設を行うものとする。

3　条例・規則等への委任の在り方の見直しに伴う個別法の改正に関する事項

権利義務規制を行うための基本的な規範の定立を地方公共団体の法規に委任する場合に、地方公共団体の規則等に委任しているものについては、原則として条例に委任することとすべきであるという地方分権推進委員会の意見を踏まえ、化製場等に関する法律等について、所要の改正を行うものとする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。

(1) 議会に関する事項関係及び中核市に関する事項関係　平成14年４月１日

(2) 条例・規則等への委任の在り方の見直しに伴う個別法の改正に関する事項関係　平成15年1月1日

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（参第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　目的

一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2　「特定電子メール」の定義

あらかじめその送信をすることに同意する旨を電子メールの送信をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）に対し通知した者等一定の者以外の個人に対し、送信者が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。

3　表示義務

特定電子メールの送信について、次の事項の表示を送信者に対し義務づける。

(1) 特定電子メールである旨

(2) 当該送信者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該特定電子メールの送信に用いた電子メールアドレス

(4) 送信を拒否する者からの通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレス

(5) その他総務省令で定める事項

4　拒否者に対する送信の禁止

送信拒否をした者に対して、以後送信者が特定電子メールを送信することを禁止する。

5　架空電子メールアドレスによる送信の禁止

自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として、送信者がプログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信をすることを禁止する。

6　措置命令

総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、表示義務、拒否者に対する送信の禁止又は架空電子メールアドレスによる送信の禁止を遵守していないと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止する必要があると認めるときは、是正のための命令をすることができる。

7　苦情等の処理

特定電子メールの送信者は、その特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等については、誠意をもって、これを処理しなければならない。

8　電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等

(1) 電子メールに係る役務を提供する事業者は、その役務の利用者に対し、特定電子メー

ルによる電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

(2) 電子メールに係る役務を提供する事業者は、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならない。

9　電気通信役務の提供の拒否

第一種電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信がされた場合において、電気通信役務の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、その送信をした者が送信した電子メールにつき、電気通信役務の提供を拒むことができる。

10　罰則

６の命令に違反した者に対する罰金刑その他所要の罰則を設ける。

11　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

12　検討

政府は、この法律の施行後３年以内に、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）

（平成14年度ＮＨＫ予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。

1　放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

2　協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、契約の確実な締結と収納の確保に努めること。

3　協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めること。また、視聴者に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保するため、情報公開を一層積極的に行うこと。

4　協会は、放送法の趣旨及び協会の公共性にかんがみ、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図るとともに、子会社等の業務範囲等について、適正性、透明性の確保に努めること。

5　地上デジタル放送の円滑な導入に向け、視聴者への周知を一層強化するとともに、アナログ周波数の変更対策については、正確な経費を算出し、対策方法を関係者と十分協議した上で、視聴者の理解と協力の下に実施すること。

6　障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。

7　我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。

8　協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

9　情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、今後の放送制度の在り方について検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（16件）　　※[1]は予算関係法律案、※[2]は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※[1] 3	恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 1	14. 3.25	14. 3.28 可決	14. 3.29 可決	14. 3. 8 総務	14. 3.20 可決 附帯	14. 3.22 可決
※[1] 6	地方税法の一部を改正する法律案	衆	2. 8	3.15	3.26 可決 附帯	3.27 可決	2.22 総務	3. 6 可決	3. 6 可決
			○14.3.15 参本会議趣旨説明　○14.2.22 衆本会議趣旨説明						
※[1] 7	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 8	3.15	3.26 可決	3.27 可決	2.22 総務	3. 6 可決	3. 6 可決
			○14.3.15 参本会議趣旨説明　○14.2.22 衆本会議趣旨説明						
33	電波法の一部を改正する法律案	参	2.22	4. 8	4.11 可決	4.12 可決	4.22 総務	4.25 可決	4.26 可決
49	消防法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	4.15	4.18 可決 附帯	4.22 可決	3.29 総務	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決
50	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案	衆	3. 8	4.22	5.21 可決 附帯	5.22 可決	4.11 総務	4.18 可決 附帯	4.19 可決
51	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	4.22	4.25 可決	4.26 可決	4. 8 総務	4.11 可決	4.16 可決
92	日本郵政公社法案	衆	4.26	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7. 5 修正 附帯	7. 9 修正
			○14.7.10 参本会議趣旨説明　○14.5.21 衆本会議趣旨説明						
93	民間事業者による信書の送達に関する法律案	衆	4.26	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7. 5 可決 附帯	7. 9 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明　○14.5.21 衆本会議趣旨説明						
95	日本郵政公社法施行法案	衆	5. 7	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7. 5 修正 附帯	7. 9 修正
			○14.7.10 参本会議趣旨説明　○14.5.21 衆本会議趣旨説明						
96	民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	5. 7	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7. 5 可決 附帯	7. 9 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明　○14.5.21 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
97	地方税法の一部を改正する法律案	衆	14. 5.10	14. 6. 3	14. 6.25 可決	14. 6.26 可決	14. 5.16 総務	14. 5.30 可決	14. 5.30 可決
102	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案	参	6. 7	7.31	継続審査				
103	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	参	6. 7	7.31	継続審査				
104	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案	参	6. 7	7.31	継続審査				
151回64	地方自治法等の一部を改正する法律案	※2 衆	13. 3. 9	13. 12. 7	3.19 可決	3.20 可決	3.20 総務	3.26 可決	3.28 可決
			○第153回国会 13.12.7 参本会議趣旨説明 参継続 ○第151回国会 13.6.12 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正　修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	宮本　岳志君 外２名 (14. 2.22)	14. 2.26		14. 7.31	未了				
10	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案	総務委員長 田村　公平君 (14. 4. 4)	4. 4	14. 4. 5			14. 4. 5 可決	14. 4. 4 総務(予備)	14. 4. 9 可決	14. 4.11 可決

・国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	14. 2. 8	14. 3.27	14. 3.28 承認 附帯	14. 3.29 承認	14. 3.15 総務	14. 3.20 承認 附帯	14. 3.22 承認

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

―― 地方財政の拡充強化に関する決議 ――

地方財政の危機的状況及び地方分権改革の着実な推進に資するよう、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の自主的・主体的な諸施策を着実に実行できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

1　累増する巨額の地方債務残高の償還が、地方団体の将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の拡充強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

　地方分権改革の一層の推進を図り、地方団体の財源的自立性を高めるため、国から地方への税源移譲を含め、税源配分の見直しを速やかに検討するとともに、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を早急に構築し、地方税の充実強化を図ること。

2　地方財政が引き続き大幅な財源不足のため、平成８年度以降連続して地方交付税法第６条の３第２項の規定に該当する状況にあることにかんがみ、地方交付税の中長期的な安定確保を図る見地から、今後とも抜本的な方策を講ずること。また、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

3　交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金残高が看過しえない状況にあることにかんがみ、借入及び償還等の制度的在り方について、根本的に検討すること。

4　臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずるとともに、公債費負担に苦慮する地方団体の財政状況にかんがみ、今後とも適切な負担軽減措置を講ずること。

5　国庫補助負担金の整理合理化に当たっては、事務事業の廃止又は縮減を基本とし、同一ないし類似の目的を有する新たな国庫補助負担金を創設すること等を厳に抑制すること。また、国庫補助負担金の一般財源化に当たっては、国の責任を明確にするとともに、その内容、規模等を考慮しつつ必要な一般財源の確保を図ること。

6　地方公営企業や地方公社等の経営が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計及びその他の会計の財政状況等の全体的把握や総合的分析ができるよう検討すること。

　右決議する。

【 法務委員会 】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議３件）、本院議員提出（継続案件）１件の合計９件であり、内閣提出７件（うち本院先議２件）を可決し、本院先議の内閣提出１件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願13種類249件のうち、２種類71件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を30人、判事補の員数を15人、また、裁判官以外の裁判所職員の員数を７人、それぞれ増加しようとするものである。委員会においては、判事の増員の根拠と弁護士任官の推進、裁判所職員の増員の内訳、司法制度改革の今後の見通し等について質疑を行い、全会一致で可決した。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案は、近時の犯罪情勢に的確に対応して犯罪者及び非行少年の改善更生を実現するため、更生保護施設における処遇機能を充実・強化するとともに、更生保護事業に対する規制緩和等に関する規定の整備を行うものである。

委員会においては、我が国の最近の犯罪情勢、処遇困難者の社会適応を促すための積極的な処遇、更生保護施設の経営基盤の強化、更生保護基本法制定の必要性等について質疑を行い、全会一致で可決し、犯罪者等の更生と社会復帰のための処遇機能の強化等を内容とする４項目の附帯決議を行った。

国際受刑者移送法案は、外国において拘禁刑により服役している日本国民等及び我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人について、国際的な協力の下に、その本国において刑の執行の共助をすることにより、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するとともに、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を実施するため、これらの刑の執行の共助等について必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、受刑者移送制度導入の経緯、諸外国における刑罰の実情、受刑者への制度の周知方法、法務大臣の相当性判断の基準、受刑者の移送申出の法的性質等について質疑を行い、全会一致で可決した。なお、アジア諸国等への本制度導入の働き掛け、諸外国の刑事法制の調査、法整備支援の拡充に努めること等を内容とする３項目の附帯決議を行った。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の業務について、国民の利便性の一層の向上を図るため、司法書士及び土地家屋調査士のそれぞれの業務を行うことを目的とする法人の設立を可能にするとともに、資格試験制度、懲戒手続、資格者団体の会則等に関する規定の見直しを行い、併せて、司法制度改革の一環として、研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士について、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするものである。委員会においては、司法書士に付与する訴訟代理権等の範囲、簡裁の訴訟代理を行う司法書士の能力担保措置の内容、事務所法人化のメリット、報酬額の適切な設定と利用者に明示する必要性等について質疑が行われ、また、３人の参考人から意見を聴取し、全会一致で可決した。なお、簡裁訴訟代理

関係業務を行う司法書士の能力担保措置を適切かつ円滑に実施するため、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すよう配慮すべきこと等を内容とする５項目の附帯決議を行った。

商法等の一部を改正する法律案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社制度、重要財産委員会制度、種類株主による取締役等の選解任制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じようとするものである。また、**商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法等の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と委員会等設置会社の意義、社外取締役要件の妥当性、株券失効制度の問題点、企業会計のディスクロージャーの充実・強化、今後の商法改正についての課題等について質疑を行い、また、３人の参考人から意見を聴取した。各参考人は、今回の法改正をおおむね妥当なものと評価したが、社外取締役要件の妥当性について、実際の運用において濫用的な社外取締役の利用等が出てきた場合には、速やかに見直しを図っていくべきとの意見や、業務監査の実効性を上げるために常勤の監査委員を義務付けるべきとの意見などが述べられた。

質疑終局後、共産からディスクロージャーの強化等が図られずに監査役を廃止することは監視機能を低下させるものであることなど両法律案に反対の意見が述べられた後、いずれも多数で可決した。なお、商法等の一部を改正する法律案に対して、社外取締役要件等の周知徹底と必要に応じ見直しを検討すること等を内容とする６項目の附帯決議を行った。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案は、「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請にこたえるため、公衆等脅迫目的の犯罪行為に対して資金を提供する行為等についての処罰規定、これらの行為に係る国外犯の処罰規定その他所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、テロリズムの定義、資金提供罪・資金収集罪の構成要件の内容、正当な募金活動への影響、組織的犯罪処罰法の改正内容等について質疑が行われ、社民から反対の意見が述べられた後、多数で可決した。なお、正当な募金活動等に萎縮的効果を及ぼすことのないよう運用に慎重を期すよう配慮すべきこと等を内容とする附帯決議を行った。

人権擁護法案は、我が国における人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する施策を推進するため、新たに法務省の外局として人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めようとするものである。今国会においては、本会議において趣旨説明を聴取し、質疑を行ったが、委員会においては趣旨説明を聴取したにとどまり、継続審査とされた。

平成８年２月、法制審議会は、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする

観点から、選択的夫婦別氏制の導入を軸とする民法改正案要綱を決定したが、政府案はいまだ提出に至っていない。民主、共産及び社民の本院議員の発議による第153回国会から継続審査となっていた民法の一部を改正する法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とすることなどを内容とするものであるが、今国会においては、趣旨説明を聴取したにとどまり、審査未了となった。

〔国政調査等〕

３月14日、法務行政の基本方針について森山法務大臣から所信を聴取するとともに、平成14年度法務省及び裁判所関係予算について横内法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

３月19日、法務行政の基本方針に関する件について、質疑を行い、戸籍の信頼性確保、暴力団・外国人犯罪対策、矯正施設の過剰収容、司法制度改革推進本部の情報公開、死刑と無期懲役の間に終身刑を設ける必要性、難民認定等が取り上げられた。

３月20日、予算委員会より委嘱を受けた平成14年度裁判所及び法務省所管予算について審査を行い、鈴木宗男衆議院議員私設秘書の公用在留資格取得疑惑、破産手続における労働債権保護強化の必要性、人権擁護法案、無期懲役受刑者の仮出獄、担保・執行法制の見直し等について質疑を行った。

４月25日、大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について質疑を行った。

５月23日、瀋陽総領事館事件及び大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について質疑を行った。

７月11日、出入国管理行政及び精神保健に関する実情調査のため、国立精神・神経センター国府台病院及び東京入国管理局第二庁舎の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○法務行政の基本方針について森山法務大臣から所信を聴いた。

○平成14年度法務省及び裁判所関係予算について横内法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○法務行政の基本方針に関する件について森山法務大臣、横内法務副大臣、植竹外務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月26日（火）（第４回）

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月28日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第８号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成14年４月２日（火）（第６回）

○**更生保護事業法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月４日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**更生保護事業法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）**について森山法務大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第34号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月９日（火）（第８回）

○**国際受刑者移送法案（閣法第67号）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月11日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際受刑者移送法案（閣法第67号）**について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第67号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月16日（火）（第10回）

○**司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月18日（木）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、横内法務副大臣、下村法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年４月23日（火）（第12回）

○**司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）**について参考人日本司法書士会連合会会長北野聖造君、日本土地家屋調査士会連合会会長西本孔昭君及び日本弁護士連合会弁護士制度改革推進本部副本部長児玉憲夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）**について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第52号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月25日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について森山法務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○**商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣、下村法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月７日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授岩原紳作君、株式会社ＵＦＪ総合研究所理事長・多摩大学学長中谷巌君及び弁護士・日本弁護士連合会司法制度調査会商事経済部会部会長本渡章君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月21日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第77号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
欠席会派　無

（閣法第78号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
欠席会派　無

なお、商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年５月23日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○瀋陽総領事館事件及び大阪高等検察庁前公安部長の逮捕に関する件について森山法務大臣、上野内閣官房副長官、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月30日（木）（第17回）

○**公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月４日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第61号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　社民
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年７月23日（火）（第19回）

○**人権擁護法案（閣法第56号）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**民法の一部を改正する法律案（第153回国会参第３号）**について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月31日（水）（第20回）

○請願第2260号外70件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第31号外177件を審査した。

○**人権擁護法案（閣法第56号）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第８号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　裁判官のうち、判事の員数を30人増加し1,420人に、判事補の員数を15人増加し814人に、それぞれ改める。

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を７人増加し、２万1,664人に改める。

3　この法律は、平成14年４月１日から施行する。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近時の犯罪情勢に的確に対応して犯罪者及び非行少年の改善更生を実現するため、更生保護施設における処遇機能を充実・強化するとともに、更生保護事業に対する規制緩和等に関する規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　更生保護施設に委託する保護内容の充実

(1) 更生保護施設への委託内容に、社会適応を促すための積極的な処遇を追加する。

(2) 更生緊急保護の対象を拡大し、少年院満期退院者及び労役場出所者等を追加する。

(3) 更生緊急保護の期間を現行の６か月から最長１年まで延長可能とする。

2　更生保護事業に対する規制緩和

更生保護施設を設置しないで営む更生保護事業について、現行の認可制を届出制に改める。

3　更生保護事業の透明性の確保

更生保護法人は、請求があったときは、財産目録等を閲覧に供しなければならないこととする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

1　犯罪者等の自立更生を図るためには、社会全体の理解と協力が不可欠であることにかんがみ、更生保護に係る法体系について、更生保護基本法の検討を含め、国民に分かりやすい制度となるよう関係法律の整備・統合に努めるとともに、更生保護施設の運営について、その広報・啓発活動を行うなど、地域に開かれた更生保護施設の実現に向けて必要な施策の推進に努めること。

2　更生保護について国の果たすべき責任がより重要性を増していることにかんがみ、更生保護法人の経営基盤の強化を図るため、委託費及び施設整備費等国の財政措置の在り

方について検討を加えるとともに、更生保護施設と保護観察実施機関や民間協力団体との連携を一層密にして、犯罪者等の更生と社会復帰のための処遇機能を強化すること。

3　更生保護施設の職員体制の整備を図るため、職員の配置の充実に引き続き努めるとともに、処遇に特段の配慮や専門性を必要とする者の増加に対処するため、生活技能訓練等の専門的処遇の普及・定着のための職員の研修の実施等に努めること。

4　更生保護事業が、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、より地方公共団体の必要な協力を得ることができるよう努めること。

右決議する。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要旨】

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、司法書士及び土地家屋調査士について、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、司法書士について司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　司法書士及び土地家屋調査士に共通する事項

(1) 事務所の法人化

利用者に質の高い多様なサービスを安定的に提供するため、司法書士が共同して司法書士法人を設立し、土地家屋調査士が共同して土地家屋調査士法人を設立することを可能とする。

(2) 資格試験制度の整備

資格取得の容易化を図るため、筆記試験合格者に対して翌年度の試験における筆記試験を免除する等の措置を講ずる。

(3) 懲戒手続の整備

国民一般からの懲戒申出制度を設け、懲戒処分の官報公告等を行う。

(4) 資格者団体の会則記載事項の見直し

資格者間の公正な競争を活性化するため、報酬に関する事項を削除するとともに、研修、資格者情報の公開等に関する事項を追加する。

2　司法書士に関する事項

簡易裁判所で取り扱う事件について、国民の権利擁護の必要性及び司法書士の専門性の活用の観点から、司法書士に訴訟代理権等を付与する。

(1) 代理権の範囲

簡易裁判所における民事訴訟、民事調停等（簡易裁判所の管轄である請求額90万円以内のもの）の代理権

(2) 代理権付与の要件

①　研修（法務省令で定める法人が実施し、法務大臣が指定するもの）の課程の修了

②　訴訟代理等を行うのに必要な能力についての法務大臣の認定

3　施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府及び関係機関は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　司法書士による簡裁訴訟代理関係業務については、国民の期待と信頼に応えるものとなるよう、当該業務を行う司法書士の能力担保措置を適切かつ円滑に実施するため、関係諸機関の支援協力体制に万全を期すること。

2　司法書士の簡裁訴訟代理関係業務の適切な遂行に資するよう、司法書士照会制度の導入、受任事件に係る強制執行代理権の付与について適切な方策を検討するとともに、家事事件の代理権付与等についても、司法書士の簡裁訴訟代理実務の実績及び研修の成果等も踏まえた上で速やかに検討すること。

3　司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴い、適切な報酬設定が行われるとともに、利用者に分かりやすく明示されるよう、その周知徹底を図ること。

4　司法制度改革に関する検討を踏まえ、国民の権利保護及び利便性向上の観点から、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を、裁判外紛争解決制度に積極的に活用すること。

5　公共嘱託登記制度については、その目的に照らし、行政部局の独立行政法人への移行等も踏まえ、当該制度の対象となる官公署等の範囲を随時見直すこと。

右決議する。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請にこたえるため、既存のテロ防止関連条約上の犯罪、あるいは人の死又は重傷害を引き起こすことを意図する行為であって、住民を威嚇し又は政府等に何らかの行為を強要する等の目的で行われるものに対して、資金を提供する等の行為を犯罪化するとともに、このような犯罪行為の実行を目的として使用された資金等について没収等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　「公衆等脅迫目的の犯罪行為」の意義

公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる犯罪行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 人を殺害し、凶器使用等により傷害し、略取・誘拐し、又は人質にする行為

(2) 航行中の航空機又は船舶の航行に危険を生じさせる行為等

(3) 暴行若しくは脅迫を用いるなどして、航行中の航空機若しくは船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

(4) 爆破等の方法により、航空機又は船舶を破壊し、その他これに重大な損傷を与える

行為

(5) 爆発物を爆発させ、放火し、又はその他重大な危害を及ぼす方法により、電車等の公用若しくは公衆の利用に供する運送用車両、公園等の公衆の利用に供する施設、一定のインフラ施設・エネルギー関連施設、その他の建造物等を破壊し、その他重大な損傷を与える行為

2　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金提供の処罰

(1) 情を知って、１の公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、資金を提供する行為を処罰する。

(2) 法定刑は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金とし、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首した場合は、刑を必要的に減軽又は免除する。

3　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金収集の処罰

(1) １の公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために使用する目的で、資金の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、資金を収集する行為を処罰する。

(2) 法定刑は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金とし、２と同様に、自首の場合は刑を必要的に減軽又は免除する。

4　その他

所要の国外犯処罰規定を設けるほか、前記の犯罪において提供された資金等を組織的犯罪処罰法上の犯罪収益とし、当該犯罪収益の没収やマネー・ローンダリング行為の処罰を可能にするとともに、疑わしい取引の届出制度の範囲を拡充するなど所要の法整備をする。

5　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

本法が、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の国際社会の要請を受けての国内法整備として立法化されたものである趣旨にかんがみ、本法における資金提供罪及び資金収集罪の構成要件の内容が条約の要請を逸脱して不当に拡大され、捜査権の濫用が生じないよう留意するとともに、正当な募金活動等に萎縮的効果を及ぼすことのないよう運用において慎重を期し、併せて本法の趣旨及び内容について広く国民に対する広報を行うこと。

右決議する。

国際受刑者移送法案（閣法第67号）（先議）

【要旨】

本法律案は、外国において拘禁刑により服役している日本国民等及び我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人について、国際的な協力の下に、その本国において刑の執行の共助をすることにより、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するとともに、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を実施するため、これらの刑の執

行の共助等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　外国から我が国への移送（受入移送）

(1) 受入移送とは、外国において拘禁刑により服役している日本国民等の受刑者を我が国に移送し、その刑の執行の共助をすることをいう。

(2) 受入移送は、①受刑者の同意があること、②受刑者が14歳以上であること、③受刑者の犯罪行為が我が国でも禁錮以上の刑が定められている罪に当たること、④受刑者の犯罪行為に係る事件が我が国の裁判所に係属していないこと等の要件に該当し、法務大臣が移送を相当であると認めるときに行う。

(3) 外国裁判で言い渡された外国刑は、「共助刑」としてその裁判の執行を共助することとし、その期間は、外国が科した刑期に応じて無期又は有期とし、有期については20年（少年のときに判決を受けた場合は15年）を限度とする。

(4) (2)の移送要件に該当するか否かについての審査は、東京地方裁判所が行う。

(5) 移送された受刑者は、外国の裁判で言い渡された刑が懲役に相当するときは懲役に処せられた者、禁錮に相当するときは禁錮に処せられた者とみなして、執行の共助を行う。

2　我が国から外国への移送（送出移送）

(1) 送出移送とは、我が国において懲役又は禁錮の刑により服役している外国人受刑者をその本国に移送し、その刑の執行の共助の嘱託を行うことをいう。

(2) 送出移送は、①受刑者の同意があること、②受刑者の犯罪行為がその本国でも罪に当たること、③再審や別件刑事事件が我が国の裁判所に係属していないこと等の要件に該当し、法務大臣が移送を相当であると認めるときに行う。

(3) 引渡し後の刑の執行の共助は、その国の法令に従って行われる。

(4) 外国において刑の執行の共助を終了したときは、我が国の刑の執行も終了したものとする。

3　施行期日

この法律は、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」が我が国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1　外国で服役している受刑者のための国際受刑者移送制度が、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進に資することにかんがみ、アジア諸国等に本制度の導入を働き掛けるとともに、諸外国の刑事法制の調査、法整備支援の拡充に努めること。

2　本制度の運用に当たっては、受刑者に対し、制度の趣旨、移送後の法的効果等の周知を図るとともに、移送の際には、受刑者本人の意思を十分確認、尊重すること。

3　外国人受刑者の国籍の多様化に対応し、その処遇に遺憾なきを期するため、必要な言語の通訳人を確保、養成するための所要の措置を講ずること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社制度、重要財産委員会制度、種類株主による取締役等の選解任制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等の際の財産価格証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　委員会等設置会社制度の創設

(1) メンバーの過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の３委員会と、業務執行を担当する執行役を置き、監査役を置かないという米国型の機関制度である委員会等設置会社制度を創設する。

(2) 大規模会社は、監督と執行とを分離した(1)の委員会等設置会社制度を選択することができる。

(3) 委員会等設置会社の取締役会は、執行役に対し、業務決定権限を大幅に委任することができる。

2　重要財産委員会制度の創設

(1) 従来型の大規模会社が社外取締役を選任した場合には、取締役会の中に、取締役３人以上で組織する「重要財産委員会」を設けることができる。

(2) 取締役会は、重要財産委員会に対し、重要な財産の処分や多額の借財等の決定権限を委任することができる。

3　株主総会の特別決議の定足数の緩和

定款変更等の場合に必要となる株主総会の特別決議の定足数の下限を、定款の定めにより、現行の議決権総数の過半数から３分の１まで緩和することができる。

4　種類株主による取締役等の選解任制度の創設

株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社は、種類株主総会における取締役又は監査役の選解任について内容の異なる種類株式を発行することができる。

5　株券喪失登録制度の創設

(1) 株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備する。

(2) 株券喪失登録者は、裁判所に対し、公示催告・除権判決手続を申し立てることを要しない。

6　現物出資等の財産価格証明制度の拡充

現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産価格の証明制度を拡充する。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　委員会等設置会社制度が企業の経営形態に多様な選択肢を確保するという見地から導入されたことにかんがみ、制度の選択に関する企業の自主性が損なわれることのないよう努めること。

2　取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任についての委員会等設置会社とそれ以外の会社との差異に関しては、施行後の実績を踏まえ、その合理性に留意しつつ引き続き検討すること。

3　委員会等設置会社制度及び重要財産委員会制度の運用については、社外監視機能が十分発揮されるよう社外取締役の要件、人数等について周知徹底を図るとともに、今後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じその見直しを検討すること。

4　株券失効制度及び所在不明株主の株式売却制度の運用については、株主等の財産権に重大な影響を与えることにかんがみ、その要件、手続き等について周知徹底を図ること。

5　計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること。

6　会社法制の現代語化に際しては、会社の実態及び制度に応じた、分かりやすい法文の表現及び構成について、特に留意すること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか101の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（８件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※8	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 8	14. 3.25	14. 3.28 可決	14. 3.29 可決	14. 3.14 法務	14. 3.20 可決	14. 3.22 可決
34	更生保護事業法等の一部を改正する法律案	参	2.22	4. 1	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決	4.12 法務	5.17 可決 附帯	5.21 可決
52	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	4.15	4.23 可決 附帯	4.24 可決	3.28 法務	4. 9 可決 附帯	4.11 可決
56	人権擁護法案	参	3. 8	4.24	継続審査				
			○14.4.24 参本会議趣旨説明						
61	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案	衆	3.12	5.22	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決	4.11 法務	4.26 可決 附帯	4.26 可決
67	国際受刑者移送法案	参	3.12	4. 8	4.11 可決 附帯	4.12 可決	5.16 法務	5.31 可決	6. 4 可決
77	商法等の一部を改正する法律案	衆	3.18	4.23	5.21 可決 附帯	5.22 可決	4. 2 法務	4.19 可決 附帯	4.23 可決
			○14.4.2 衆本会議趣旨説明						
78	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	衆	3.18	4.23	5.21 可決	5.22 可決	4. 2 法務	4.19 可決	4.23 可決
			○14.4.2 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153回3	民法の一部を改正する法律案	千葉　景子君 外9名 (13.11.13)			13. 12. 4	未了				

【外交防衛委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された案件は、条約18件（うち本院先議４件）及び内閣提出法律案３件であり、条約18件を承認し、法律案３件を可決した。

また、本委員会付託の請願19種類337件のうち、１種類２件を採択した。

〔条約及び法律案等の審査〕

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、非締約国との貿易規制の対象となる物質の範囲を拡大することなどについて定めるものである。また、**オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正**は、同様の観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等について定めるものである。委員会においては、オゾン層破壊物質の削減状況、ライセンス制度導入による規制物質の不正な輸出入防止等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって承認した。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約は、ダイオキシン、ＰＣＢ等、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、これらの物質の製造、使用の規制等について定めるものである。委員会においては、ダイオキシン発生源である小規模焼却炉対策、在日米軍基地に保管されたＰＣＢの処理等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

刑を言い渡された者の移送に関する条約は、昭和58年３月に欧州評議会で作成されたものであり、外国において服役する受刑者の社会復帰を促進する等のため、受刑者をその本国に移送する場合の一般原則、移送の条件、手続、移送によって生じる効果等について定めたものである。委員会においては、来日外国人受刑者の大半を占める中国、イラン、韓国等に対する受刑者移送制度導入の働き掛け、被害者感情に配慮した移送の実施、在日米軍人の受刑者の数と本国移送による刑の執行軽減の可能性、国際基準に適合した我が国における受刑者の処遇改善等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定は、平成12年10月の我が国とシンガポールとの間の首脳会談において、二国間経済連携協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成13年１月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、本年１月、シンガポールにおいて署名が行われたものである。本協定は、我が国とシンガポールとの間で貿易及び投資の自由化及び円滑化を一層進める我が国初の自由貿易協定であり、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送並びに観光といった幅広い分野での連携を強化しようとするものである。委員会においては、我が国初の自由貿易協定をシンガポールと締結する背景、自由貿易協定に対する我が国の基本姿勢、本協定が我が国の国内産業に与える影響等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約は、ハイジャックや爆弾テロ等の一定のテロリズムの行為を行うために使用される資金を提供し、又は収集する行為を犯罪

として定め、その犯罪についての裁判権の設定、その犯罪に使用された資金の没収等について定めるものである。委員会においては、資金洗浄や不正送金によるテロ資金供与の実態、テロリズムの定義と国連での包括テロ防止条約の作成交渉、本条約実施のための国内法における犯罪の構成要件等について質疑を行い、多数をもって承認した。

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正は、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督する等のために、機構の目的、構成等を変更することを内容とするものである。委員会においては、国際電気通信におけるインテルサットの役割等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）は、昭和51年に国際労働機関（ＩＬＯ）において採択されたものであり、国際労働基準の実施を促進するための政府、使用者及び労働者の三者の間の協議について定めるものである。委員会においては、ＩＬＯ第144号条約の批准が遅れた理由、ＩＬＯ条約に対する我が国の基本的態度等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を32から34に増加すること等を目的とするものである。委員会においては、全会一致をもって承認した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定は、我が国と韓国との間の経済的協力を強化し、投資の自由化、促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進するため、投資の許可段階における最恵国待遇及び内国民待遇の原則供与、技術移転要求、研究・開発要求を始めとする投資阻害効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止等について定めるものである。委員会においては、協定が両国に与える経済効果、協定締結に対する韓国労働界の反応等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約は、我が国と韓国との間の逃亡犯罪人の引渡しに関し、引渡しの対象となる犯罪の範囲、引渡しを拒む事由、自国民の引渡し、引渡手続等について定めるものである。委員会においては、条約締結に３年半を要した理由、中国等との犯罪人引渡条約締結の検討状況等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書は、平成９年12月に京都で開催された気候変動枠組条約の第３回締約国会議において採択されたものであり、先進国等が平成20年から平成24年までの５年間において数量化された約束に従って二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制し、又は削減すること等について定めるものである。なお、我が国は、５年間において、平成２年の排出量水準より６％削減することを約束している。委員会においては、京都議定書の発効見通し、温室効果ガス排出削減約束の達成と産業界の取組、温暖化防止のための森林整備、太陽光発電・風力発電等新エネルギーの普及・促進、ヨハネスブルグ環境開発サミットへの対処方針、米国が発表した気候変動政策に対する評価等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約は、平成８年12月にジュネーブで開催された国際会議において採択されたものであり、情報関連技術の発達等に対応して、実演家及びレコード製作者に係る著作隣接権を一層効果的に保護することを目的とするもの

である。委員会においては、実演・レコード条約において視聴覚的な実演が保護の対象となっていない理由、放送事業者の権利保護に向けた内外の取組等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条（３）の改正は、平成11年９月にジュネーブで開催された世界知的所有権機関の締約国会議において採択されたものであり、機関の事務局長の任期を制限することを内容とするものである。委員会においては、全会一致をもって承認した。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約は、昭和45年11月にパリで開催されたユネスコの第16回総会において採択されたものであり、不法な文化財取引を実効的に禁止し、及び防止することを目的とするものである。委員会においては、文化財不法輸出入等禁止条約の国会提出が遅れた理由、文化財保護に関する未締結条約の締結促進、アフガニスタンから流出した文化財の保護等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

エネルギー憲章に関する条約及び**エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書**は、いずれも平成６年12月にリスボンで開催された国際会議において採択されたものである。条約は、エネルギー原料及びエネルギー産品の貿易並びにエネルギー分野における投資を促進すること等を目的として、エネルギー分野の貿易の自由化及び投資の促進、保護等について定めたものであり、議定書は、エネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則等について定めたものである。委員会においては、我が国のエネルギー安全保障戦略、米国及びロシアが両条約を締結していない理由と両条約が持つ意義、エネルギー開発に当たっての環境問題への配慮等について質疑を行い、両件はいずれも全会一致をもって承認した。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書は、いずれも平成12年９月にテヘランで開催されたアジア＝太平洋郵便連合の第８回大会議において採択されたものであり、アジア＝太平洋郵便連合の組織及び運営の合理化のため、中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに管理部門及び研修部門から成る事務局を設けること、憲章の第二追加議定書を反映し、事務局の組織、職員、任務及び事務局長の任務等について定めるものである。委員会においては、我が国郵政事業の公社化等に伴う国際郵便業務の円滑な実施、アジア＝太平洋郵便連合の運営状況と連合未加盟国との郵便事情等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は、平成17年に愛知県で開催される予定の国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約の規定に基づき、2005年日本国際博覧会政府代表１人を外務省に置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めるものである。委員会においては、愛知万博の実施態勢、市民参加に配慮した博覧会の実施等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在東チモール日本国大使館及びユネスコ日本政府代表部の新設、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の改定等について定めるものである。委員会においては、ユネスコ代表部設置の背景、在勤基本手当の基準額設定の考え方等について質疑を

行い、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、７項目の附帯決議が行われた。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進め、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編、陸上、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設、情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更しようとするものである。委員会においては、本改正による自衛隊改編の概要、新編される情報保全隊と現行の調査隊との任務の違い、即応予備自衛官制度の整備・運用状況、本改正に伴う自衛官定数の削減と有事法制との関係等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

３月14日、川口外務大臣及び中谷防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

３月19日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

４月４日、外務省改革及び人事、パレスチナ情勢、不審船引揚げ問題、日中経済関係、キューバ移送のタリバーン兵等の処遇、有事法制、防衛庁の情報保全体制、沖縄米軍基地等の諸問題について質疑を行った。

４月９日、民間人大使、パレスチナ情勢、国際捕鯨、日朝関係、不審船引揚げ問題、沖縄米軍基地問題、地雷除去支援、ミサイル防衛、有事法制等の諸問題について質疑を行った。

４月11日、日本人拉致問題、不審船問題、対中ＯＤＡ、自由貿易協定（ＦＴＡ）、米軍厚木基地隣接ごみ焼却炉問題、米軍基地日本人従業員の処遇、地雷除去支援、大使の任期、アジア太平洋地域の安全保障、防衛庁の省昇格問題、防衛庁の情報収集態勢、沖縄米軍基地の跡地問題、沖縄の不発弾処理等の諸問題について質疑を行った。

４月18日、日本人拉致疑惑について、参考人として、横田滋君、横田早紀江君、有本明弘君、有本嘉代子君を招致し、意見を聞いた。

同日、日本人拉致疑惑について質疑を行った。

４月25日、外務省改革、非核三原則、在日米軍基地、防衛庁長官の訪中延期、パレスチナ紛争、ＯＤＡ、総理の靖国神社参拝、有事法制、国連安保理改革、ＮＧＯ支援、日米安保体制等の諸問題について質疑を行った。

４月26日、外務省改革について、参考人として、オリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君、朝日新聞特別編集委員船橋洋一君、関東学園大学教授今川幸雄君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

６月４日、気候変動枠組条約京都議定書等の諸問題について質疑を行った。

６月６日、中谷防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

７月２日、韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦、不審船引揚げ、我が国の難民政策、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案、中国遺棄化学兵器、インド洋派遣自衛艦に対する米軍の戦術指揮統制、沖縄返還時の軍用地復元補償の密約報道等の諸問題について質疑を行った。

７月９日、瀋陽総領事館事件、不審船引揚げ、我が国の防衛政策、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案、有事法制、日露関係、北方四島住民支援事業、韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦、戦争犯罪被害者の救済、我が国の外交政策、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

７月11日、瀋陽総領事館事件及び難民問題について質疑を行った。

７月16日、外務省改革について、参考人として、朝日新聞特別編集委員船橋洋一君、外交評論家岡本行夫君、ソシエテジェネラル証券会社東京支店常務取締役藤原美喜子君、オリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

７月18日、川口外務大臣から外務省改革について報告を聴取した後、質疑を行った。

なお、３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、外務省文書の公開基準、ＯＤＡへの「時のアセスメント」導入、不審船の引揚げ調査、有事法制の対象、空中給油機の導入、北朝鮮による拉致疑惑、総理と拉致被害家族との面会、アフガニスタンＰＫＯへの自衛隊参加、外務省タウンミーティング、ＮＧＯ担当大使、人間の安全保障、紛争予防・平和構築無償、アフガニスタンの麻薬対策、核軍縮決議案、日出生台演習場周辺における移転措置事業、自衛隊の情報収集体制、沖縄におけるＳＡＣＯ関係経費、四島支援委員会等に対する監査体制、ＢＭＤ、外務省を「変える会」最終報告書、日米ガイドラインに基づく相互協力計画等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○外交の基本方針に関する件について川口外務大臣から所信を聴いた。

○国の防衛の基本方針に関する件について中谷防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、横内法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について川口外務大臣及び中谷防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、安倍内閣官房副長官、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月28日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第14号）（衆議院送付）**
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上両案について川口外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、中谷防衛庁長官、植竹外務副大臣、大島経済産業副大臣、佐藤国土交通副大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第14号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第14号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
　　反対会派　共産
（閣法第15号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし

なお、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年４月４日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革及び人事に関する件、パレスチナ情勢に関する件、不審船引揚げ問題に関する件、日中経済関係に関する件、キューバ移送のタリバーン兵等の処遇に関する件、有事法制に関する件、防衛庁の情報保全体制に関する件、沖縄米軍基地に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第６号）**
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第７号）
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月９日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第６号）**
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第７号）
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）

以上３件について川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第６号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣条第７号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣条第８号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○民間人大使に関する件、パレスチナ情勢に関する件、国際捕鯨に関する件、日朝関係に関する件、不審船引揚げ問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件、地雷除去支援に関する件、ミサイル防衛に関する件、有事法制に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月11日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本人拉致問題に関する件、不審船問題に関する件、対中ＯＤＡに関する件、自由貿易協定（ＦＴＡ）に関する件、米軍厚木基地隣接ごみ焼却炉問題に関する件、米軍基地日本人従業員の処遇に関する件、地雷除去支援に関する件、大使の任期に関する件、アジア太平洋地域の安全保障に関する件、防衛庁の省昇格問題に関する件、防衛庁の

情報収集態勢に関する件、沖縄米軍基地の跡地問題に関する件、沖縄の不発弾処理に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官、杉浦外務副大臣、萩山防衛庁副長官、下地経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○**刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月16日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）**について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第14号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年４月18日（木）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本人拉致疑惑に関する件について参考人横田滋君、横田早紀江君、有本明弘君及び有本嘉代子君から意見を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日本人拉致疑惑に関する件について政府参考人に対し質疑を行った。

○**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**について中谷防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月23日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**について中谷防衛庁長官、川口外務大臣、萩山防衛庁副長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第13号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

○平成14年４月25日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革に関する件、非核三原則に関する件、在日米軍基地に関する件、防衛庁長官の訪中延期に関する件、パレスチナ紛争に関する件、ＯＤＡに関する件、総理の靖国神社参拝に関する件、有事法制に関する件、国連安保理改革に関する件、ＮＧＯ支援に関する件、日米安保体制に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月26日（金）（第12回）

○外務省改革に関する件について参考人オリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君、朝日新聞特別編集委員船橋洋一君及び関東学園大学教授今川幸雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月７日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第１号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年５月16日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第９号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　社民

○**国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）**
国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）
世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月21日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）**
国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）
世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣、安倍内閣官房副長官、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第２号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

（閣条第３号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣条第４号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年５月23日（木）（第16回）

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）
犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）
以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月28日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）
犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）
以上両件について川口外務大臣、村田内閣府副大臣、大島経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣条第16号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣条第17号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月30日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）について中谷防衛庁長官、川口外務大臣、上野内閣官房副長官、松経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣条第15号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年６月４日（火）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○気候変動枠組条約京都議定書に関する件等について川口外務大臣、上野内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月６日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について中谷防衛庁長官から報告を聴いた後、福田内閣官房長官、中谷防衛庁長官、川口外務大臣、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条（３）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月11日（火）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条（３）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし
（閣条第11号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし
（閣条第18号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし

○平成14年７月２日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦に関する件、不審船引揚げに関する件、我が国の難民政策に関する件、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案に関する件、中国遺棄化学兵器に関する件、インド洋派遣自衛艦に対する米軍の戦術指揮統制に関する件、沖縄返還時の軍用地復元補償の密約報道に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、萩山防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月４日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）**

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、尾辻財務副大臣、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第12号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

（閣条第13号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年７月９日（火）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○瀋陽総領事館事件に関する件、不審船引揚げに関する件、我が国の防衛政策に関する件、防衛庁情報開示請求者リスト作成事案に関する件、有事法制に関する件、日露関係に関する件、北方四島住民支援事業に関する件、韓国・北朝鮮警備艇の銃撃戦に関する件、戦争犯罪被害者の救済に関する件、我が国の外交政策に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年７月11日（木）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○瀋陽総領事館事件及び難民問題に関する件について川口外務大臣、中谷防衛庁長官、上野内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月16日（火）（第26回）

○外務省改革に関する件について参考人朝日新聞特別編集委員船橋洋一君、外交評論家岡本行夫君、ソシエテジェネラル証券会社東京支店常務取締役藤原美喜子君及びオリックス株式会社代表取締役会長宮内義彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月18日（木）（第27回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外務省改革に関する件について川口外務大臣から報告を聴いた後、同大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月23日（火）（第28回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、中谷防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第５号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年７月31日（水）（第29回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○請願第4167号外１件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第30号外334件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要旨】

この協定は、我が国とシンガポール共和国との間において貿易、投資等の自由化及び円滑化を進め、金融、情報通信技術等の幅広い分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定める我が国初の自由貿易協定であり、2002年（平成14年）１月にシンガポールで署名されたものである。

この協定は、前文、本文153箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成り、その主な内容は、次のとおりである。

1　（総則）この協定の適切な実施を確保し、両締約国間の経済上の関係及び連携について見直しを行うとともに、この協定の改正の要否について検討するため、総括委員会を設置する。

2　（物品の貿易）各締約国は、他方の締約国の産品に対し内国民待遇を与える。各締約国は、附属書Ｉに定める自国の実施日程に従って関税を撤廃する。

3　（原産地規則）この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品及び締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。

4　（税関手続）各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、情報通信技術の利用及び税関手続の簡素化並びに国際的な基準及び勧告された慣行への可能な限りの調和を行う。

5　（貿易取引文書の電子化）両締約国は、貿易取引文書の電子化を実現し、及び促進するために協力する。

6　（相互承認）各締約国は、通信端末機器及び無線機器並びに電気製品について、自国の法令に基づいて他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。

7　（サービスの貿易）各締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の約束表で特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。各締約国は、自国の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える。

8　（投資）各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇を与える。

9　（自然人の移動）各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人の入国・滞在及びその条件について、特定の約束を行う。

10　（知的所有権）両締約国は、知的所有権の分野における協力を発展させ、両締約国の知的所有権データベースの利用を容易にするための適当な措置をとる。

11　（政府調達）両締約国の政府職員は、いずれか一方の締約国の要請により会合し、そ

れぞれの締約国の法令に従い政府調達に関する情報交換を行う。

12 （競争）各締約国は、反競争的行為に対し適当と認める措置をとる。

13 （経済連携強化）両締約国は、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送並びに観光の各分野において協力する。

14 （紛争の回避及び解決）紛争の回避及び解決のため、各締約国は協議を要請することができ、協議により問題を解決することができなかった場合には、協議に関する委員会の会合を要請することができる。いずれの締約国も、他方の締約国が、この協定又は実施取極に基づく義務を履行せず又はこれに反する措置をとった結果、自国に与えられた利益が無効にされ又は侵害されていると認める場合には、書面により協議の要請を行うことができ、協議によって紛争を解決することができなかった場合には、一定の要件の下で当該紛争に関し仲裁裁判所の設置を要請することができる。

15 （改正）この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。

16 （効力の発生）この協定は、この協定の効力の発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を我が国政府及びシンガポール政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）

【要旨】

国際電気通信衛星機構（インテルサット）（以下「機構」という。）は、通信衛星を利用する国際電気通信網により、世界のすべての地域に対して通信手段を提供することを目的として、1973年（昭和48年）に「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」により設立された国際機関である。

近年、国際衛星通信の分野は、各国における通信自由化の流れや通信技術の急速な進歩を受けて、民間企業の参入、海底光ケーブル等サービスの多様化により競争が激化し、その情勢が急速に変化している。

このような情勢の変化に対応するため、2000年（平成12年）11月に開催された第25回締約国総会において、機構がその宇宙システムを移転する会社を監督し、会社によるライフライン接続サービスの提供等の中核的な原則の履行を確保するために機構の目的、構成等を変更することを内容とする協定改正案が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

1　機構は、会社が中核的な原則、すなわち、全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持し、ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供し、会社のシステムへの無差別のアクセスを提供するという原則を履行することを確保することを主たる目的とする。

2　機構は、会社が中核的な原則を履行することを監督するため、会社と公的業務契約を締結する。

3　改正後は、会社が国際公衆電気通信業務を提供することとなるため、宇宙部分の企画、運用及び維持、運用協定（各締約国が指定する電気通信事業体等の間で締結される文書であって機構の運営、財政及び技術上の細目について定めるもの）等に係る現行協定の

規定は削除される。

なお、この改正は、現行協定の規定により、(1)この改正案の採択の日に締約国であった国の３分の２（96箇国の締結。ただし、この３分の２の締約国又はその指定した署名当事者がその日に出資率の全体の３分の２以上を有していたことを条件とする。)、又は(2)この改正案の採択の日に締約国であった国の85%以上（123箇国以上の締結）の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を寄託政府が受領した後90日ですべての締約国について効力を生ずる。

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）

【要旨】

国際労働機関（ＩＬＯ）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表者が参加する国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（国際労働条約及び国際労働勧告）を設定し、労働者の労働条件の改善に貢献してきた。

この条約は、加盟国における国際労働基準の実施を促進するためには、各国の国内においても三者の代表者の間で国際労働基準に関する事項について協議を行うことが有益であるとの認識の下、1976年（昭和51年）の第61回総会で採択され、1978年（昭和53年）５月に効力を生じたものである。

この条約は、前文、本文14箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　加盟国は、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束する。

2　協議の手続に参加する使用者及び労働者の代表者は、代表的団体が自由に選ぶ。また、使用者及び労働者は、協議において平等な立場で代表される。

3　権限のある当局は、協議の手続に対する事務上の支援について責任を負う。また、協議の手続の参加者に対して必要な研修を行うための経費の負担について、代表的団体との間で適当な取決めを行う。

4　協議は、国際労働総会の議題、採択された条約及び勧告を権限のある機関へ提出する際に行われる提案、批准されていない条約及び実施されていない勧告の見直し、既に批准している条約の実施に関して国際労働事務局に対して行われる報告から生ずる問題並びに批准された条約の廃棄に関する提案について、適当な間隔を置いて行う。

5　権限のある当局は、適当と認めるときは、協議の手続の運用に関する年次報告を公表する。

6　この条約は、ＩＬＯのいずれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第４号）

【要旨】

世界保健機関（以下「機関」という。）は、すべての人民が可能な最高の健康水準に到達することを目的として世界保健機関憲章（以下「憲章」という。）に基づき、1948年（昭和23年）に設立された国際連合の専門機関の一つである。

機関の執行理事会（以下「理事会」という。）は、世界保健総会（以下「総会」という。）の決定及び政策の実施に当たる等、機関の政策実施に責任を有する重要な組織であり、現在、32の加盟国が任命した32人の理事で構成されている。また、機関の加盟国は、総会の定める６つの地域的機関のいずれかに属し、理事を任命する権利を有する加盟国（以下「理事国」という。）は、各地域的機関からその構成国の数に応じて選出される。

しかし、近年、ヨーロッパ地域及び西太平洋地域の加盟国が増大したことに伴い、両地域の加盟国を理事会の構成上衡平かつ適切に代表することが困難になったため、1998年（平成10年）５月にジュネーヴで開催された第51回総会において、両地域から選出される理事国の数を増加させるための憲章改正案が採択された。改正の主な内容は次の通りである。

１　理事会は、34の加盟国が任命した34人で構成する。

２　前記の加盟国は、３年の任期で選挙され、再選されることができる。ただし、理事会の構成員の数を32から34に増加することに伴い、追加として選挙された加盟国の任期は、必要な場合には、各地域的機関から毎年少なくとも一の加盟国が選挙されることを容易にする期間に短縮する。

なお、この改正は、憲章の規定に基づき、加盟国の３分の２がそれぞれの憲法上の手続きに従って受諾した時に、すべての加盟国に対して効力を生ずる。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）

【要旨】

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書（以下「第二追加議定書」という。）は、アジア＝太平洋郵便連合（以下「連合」という。）の組織及び運営の合理化のための組織改革を目的として、2000年（平成12年）９月にテヘランで開催された第８回大会議において採択されたものであり、アジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書（以下「追加議定書」という。）は、同大会議において、第二追加議定書の採択に併せ採択されたものである。

１　第二追加議定書

この第二追加議定書は、アジア＝太平洋郵便連合憲章を改正するもので、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

(1) 中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに事務局を設ける。

(2) 事務局は、管理部門及び研修部門で構成する。

２　追加議定書

この追加議定書は、第二追加議定書の内容を反映して、アジア＝太平洋郵便連合一般規則を改正するもので、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

(1) 中央事務局及びアジア＝太平洋郵便研修センターの廃止並びに事務局の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 事務局の組織、職員、任務及び事務局長の任務等について定める。

(3) 管理部門の支出は、年間８万合衆国ドルを超過してはならない。

なお、これらの追加議定書は、2002年（平成14年）７月１日に発効し、無期限に効力を有する。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第６号）（先議）

【要旨】

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、1987年（昭和62年）９月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とし、1997年（平成９年）９月にモントリオールで開催された締約国の第９回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、臭化メチルについて、この改正の効力発生の日から１年以内に非締約国からの輸入を禁止し、この改正の効力発生の日の後１年を経過した日以降、非締約国への輸出を禁止する。

2　締約国は、特定の規制物質について、生産量全廃の期限を経過した後においてもそれが達成できない場合には、当該物質で使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出を禁止する。

3　締約国は、規制物質であって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出入に関するライセンスの制度を設け及び実施する。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第７号）（先議）

【要旨】

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、1987年（昭和62年）９月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の下で、生産、消費等の規制の対象となる物質及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とし、1999年（平成11年）12月に北京で開催された締約国の第11回会合において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、ハイドロクロロフルオロカーボンについて、2004年（平成16年）１月１日からの各１年間の生産量が1989年（平成元年）の水準を超えないことを確保するととも

に、2004年（平成16年）１月１日以降、非締約国との輸出入を禁止する。

2　締約国は、ブロモクロロメタンについて、2002年（平成14年）１月１日からの各１年間の消費量及び生産量が零を超えないことを確保するとともに、この改正の効力発生の日から１年以内に非締約国との輸出入を禁止する。

3　締約国は、検疫及び出荷前の処理のための臭化メチルの年間使用量に関する統計資料を事務局に提出する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）（先議）

【要旨】

1992年（平成４年）６月にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ21は、海洋汚染原因物質の一つである「合成有機化合物」の問題に対する国際的な取組を開始するための政府間会合の開催を要請し、1995年（平成７年）10月の政府間会合では、12の残留性有機汚染物質の排出規制のため、法的拘束力のある国際的枠組みを確立するよう行動すべき旨の宣言が採択された。

これを踏まえ、1998年（平成10年）６月から残留性有機汚染物質の規制に関する政府間交渉会議が開催され、2001年（平成13年）５月22日にストックホルムで行われた外交会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文30箇条、末文及び６の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この条約は、環境及び開発に関するリオ宣言の原則15に規定する予防的な取組方法に留意して、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

2　附属書Ａに掲げる物質（ＰＣＢ等９物質）の意図的な製造、使用及び輸出入を禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとる。

3　附属書Ｂに掲げる物質（ＤＤＴ）の意図的な製造、使用及び輸出入を制限する。

4　附属書Ｄの基準（化学物質の附属書への追加を検討する際の選別のための基準）を考慮し、並びに残留性有機汚染物質の特性を示す新規の化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措置をとる。

5　附属書Ａ又は附属書Ｂに掲げる個別の適用除外を有している締約国を特定するため、登録簿を作成する。

6　残留性有機汚染物質の意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するため、附属書Ｃに掲げる物質（ダイオキシン等４物質）の放出源を特定し及び特徴付けをし並びにこれについて取り組むとともに、この条約が効力を生じた後２年以内に行動計画を作成し及び実施するための措置をとる。

7　残留性有機汚染物質の在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するため、附属書Ａ及び附属書Ｂに掲げる物質の在庫並びに附属書Ａ、附属書Ｂ及び附属書Ｃに掲げる物質の廃棄物を特定するための適当な戦略を作成し、環境上適正な管理を行うよう適当な措置をとる。

8　この条約に基づく義務を履行するための実施計画を作成し、及びその実施に努める。

9　締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行する能力を開発し及び強化することを援助するため、適時のかつ適当な技術援助を提供するよう協力する。

10　先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担することを可能にするため、贈与又は緩和された条件により適当かつ持続可能な資金供与を行うための制度を通じて、新規のかつ追加的な資金を供与する。

11　締約国会議を設置し、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。

12　事務局を設置し、その任務は、原則として国際連合環境計画事務局長が遂行する。

13　この条約は、50番目の批准書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

【要旨】

この条約は、重大なテロ事件が発生する中で、テロリズムに対する資金供与の問題への取組の必要性が強く認識されるようになったことを背景として、1999年（平成11年）12月にニューヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものであり、前文、本文28箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約の適用上、「資金」とは、有形であるか無形であるか、動産であるか不動産であるか及び取得の方法のいかんを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明するあらゆる形式の法律上の書類又は文書（電子的な又はデジタル式のものを含む。）をいう。

2　附属書に掲げるハイジャック防止条約、爆弾テロ防止条約等、いずれかの既存のテロ防止関連条約の適用の対象となり、かつ、当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為及び文民等の死又は身体の重大な傷害を引き起こすことを意図する他の行為であって、当該行為の目的が住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府等に対して強要することであるものを行うために使用されることを意図して又は知りながら、手段のいかんを問わず、直接又は間接に、不法かつ故意に、資金を提供し又は収集する行為、その未遂、そのような行為に加担する行為等を犯罪とする。

3　締約国は、前記２の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

4　締約国は、自国の領域内に所在している法人等の経営者が前記２の犯罪を行った場合には、当該法人が責任を負うことを可能とするために必要な措置をとる。

5　締約国は、前記２の犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国の船舶内又は航空機内で行われる場合及び自国民によって行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。また、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、この条約に従って裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

6　締約国は、前記２の犯罪の実行を目的として使用された資金等の没収等を行うための

適当な措置をとる。

7　犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置をとる。

8　容疑者が領域内に所在する締約国は、自国の裁判権を設定した他の締約国に当該容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

9　前記２の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

10　締約国は、前記２の犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、法律上の相互援助の要請を拒否することができない。

11　政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に関係することのみを理由として、前記２の犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

12　締約国は、前記２の犯罪の自国の領域内における準備を防止し及びこれに対処するため、当該犯罪の実行についての助長等をする個人及び団体が行う不法な活動を禁止する措置並びに金融機関等に対して顧客の身元を確認するための措置をとること、犯罪活動から生じた疑いのある取引を報告すること等を要求する措置を含むあらゆる実行可能な措置をとることにより、当該犯罪の防止について協力する。

13　附属書は、一定の要件を満たす関連条約を加えることによる改正を行うことができる。

14　この条約は、2002年（平成14年）４月10日に発効したが、発効後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託後30日目の日に効力を生ずる。

実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

実演家及びレコード（カセット・テープ、ＣＤ、ＭＤ等を含むが、ビデオ、ＤＶＤ等音が影像とともに固定されたものは含まない。以下同じ。）製作者の権利といった著作隣接権の国際的保護を図る基本条約には、1961年（昭和36年）に作成された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（以下「ローマ条約」という。）があり、我が国は同条約を1989年（平成元年）に締結した。

この条約は、近年、ネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて音楽データ等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、レコード等の完全な複製が容易に作成されるようになった状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として、1996年（平成８年）12月にジュネーヴで開催された外交会議において採択され、本年５月に効力を生じたものであり、ローマ条約とは独立した別個の条約である。この条約は、前文及び本文33箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この条約は、他の条約といかなる関係も有するものではなく、また、他の条約に基づ

くいかなる権利及び義務に影響を及ぼすものでもない。

2　締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に定める保護を与える。「他の締約国の国民」である実演家又はレコード製作者であるか否かは、ローマ条約に定める保護の適格性の基準を準用することにより判断する。締約国は、ローマ条約に定める保護の適格性の基準のうち、固定の基準又は発行の基準のいずれかを適用しないこと等の宣言をすることができる。（我が国は、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないことについて宣言を行う予定である。）

3　各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び後記７の報酬請求権に関して自国民に与える待遇を他の締約国の国民に与える。

4　実演家は、現に行っている実演（音に関する部分に限る。）及びレコードに固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利及びこれらの実演の変更等により自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

5　実演家は、固定されていない実演の放送又は有線放送及び固定を許諾する排他的権利を享有する。

6　実演家及びレコード製作者は、それぞれ、レコードに固定されたその実演又はそのレコードについて、複製、販売その他の譲渡、公衆への商業的貸与及びインターネットへのアップロードを許諾する排他的権利を享有する。

7　実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達（有線放送等）のために利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。いずれの締約国も、この権利の適用を制限すること又は適用しないことを宣言することができる。インターネット上にアップロードされたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。（我が国は、①実演家及びレコード製作者は、放送及び有線放送において商業用レコードが直接利用される場合にのみ報酬請求権を享有すること、②留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードについては、報酬請求権を当該留保の範囲に制限して適用すること、③インターネット上にアップロードされたレコードについては、報酬請求権の対象としないことについて宣言を行う予定である。）

8　実演家に与えられる保護期間は、実演がレコードに固定された年の終わりから少なくとも50年とし、レコード製作者に与えられる保護期間は、レコードが発行された年の終わりから（レコードへの固定後50年以内に発行されなかった場合には固定が行われた年の終わりから）少なくとも50年とする。

9　締約国は、この条約に基づく実演家又はレコード製作者の権利の侵害を抑制するために実演家又はレコード製作者が用いる技術的手段（コピー・プロテクション等）が回避されることを防止するため、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

10　締約国は、この条約が対象とする権利の侵害につながることを知りながら、権限なく、故意に電磁的な権利管理情報（実演、実演家、レコード、レコード製作者又は実演若しくはレコードの利用条件等を特定する情報であって、固定された実演又はレコードの複製物に付されるもの等）を除去し又は改変する行為等に対し、適当かつ効果的な法的救

済について定める。

11　締約国は、その総会を設置し、総会は、２年に１回、通常会期として会合する。この条約の管理業務は、世界知的所有権機関国際事務局が行う。

12　この条約は、この条約の発効後に批准書又は加入書を世界知的所有権機関事務局長に寄託した国については、寄託の日から３箇月の期間が満了した日に効力を生ずる。

1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条（３）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要旨】

世界知的所有権機関(以下「機関」という。)は、知的所有権（工業所有権及び著作権等）の全世界にわたる保護の促進及び関係諸同盟の管理に関する協力の確保を目的として、1970年（昭和45年）に設立された国際連合の専門機関の一つである。機関の事務局長は、機関を代表し、事業計画案及び予算案等を作成する等の任務を負うが、機関のより適正な運営に資するため、事務局長の任期を制限することを内容とする改正案が、1999年(平成11年)９月の第17回締約国会議において採択された。

この改正は、事務局長の任期及び再任につき、現在、６年以上の一定任期をもって任命され、再任の回数及び期間の制限がない点を改め、任期は６年に固定するとともに、再任は６年の任期をもって１回限りとするものである。

エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

【要旨】

1991年（平成３年）12月、ソ連（当時）及び中東欧諸国を含む欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリア及び我が国は、ソ連（当時）及び中東欧諸国のエネルギー分野の改革の促進を念頭に、エネルギー分野における企業活動並びに投資及び技術交流を全世界的に促進する環境を創設すること等を目的とする政治宣言として「欧州エネルギー憲章」（以下「憲章」）を作成した。

この条約は、憲章の内容を実施するための法的枠組みを創設することを目指して、1994年（平成６年）12月にリスボンで開催された国際会議において採択されたもので（1998年(平成10年)４月効力発生)、前文、本文50箇条、末文、14の附属書及び決定から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約は、憲章の目的及び原則に従い、エネルギー分野における長期の協力を促進するための法的枠組みを設定する。

2　締約国は、エネルギー原料及びエネルギー産品について、商業的条件によるエネルギーの国際市場への進出を促進するよう及び開放されたかつ競争的な市場を全般的に発展させるよう努力する。

3　この条約のいかなる規定も、関税及び貿易に関する一般協定（以下「ガット」）の締約国である特定の締約国間において、当該締約国間に適用されているガット及び関連文書の規定を害するものではない。

4　締約国は、ガット第３条（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）又はガット第11条（数量制限の一般的廃止）の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。

5　締約国は、エネルギー分野における経済活動に関し、市場の歪曲及び競争における障害を緩和するよう努力するとともに、単独及び共同の反競争的行為に対処するために、必要かつ適当な法令を有し、及びこれを実施することを確保する。

6　締約国は、エネルギー原料及びエネルギー産品の通過を促進するために必要な措置をとる。

7　締約国は、商業的なかつ無差別の原則に基づいてエネルギーに関する技術の取得機会の提供及び当該技術の移転を促進することを合意する。

8　締約国は、自国の地域において他の締約国の投資家が投資を行うことに関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えるよう努力する。

9　締約国の投資家であって、他の締約国の地域における戦争その他の武力紛争等によって当該地域における投資財産について損失を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利な待遇を与えられる。

10　迅速、適当かつ効果的な補償の支払を伴う等一定の条件を満たすものである場合を除くほか、締約国の投資家の他の締約国の地域における投資財産は、国有化され、収用され、又は国有化若しくは収用と同等の効果を有する措置の対象としてはならない。

11　締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関し、当該投資財産の自国の地域外又は地域内への移転の自由を保証する。

12　締約国は、エネルギー資源に対する国の主権及び主権的権利を認める。

13　締約国は、自国の地域におけるエネルギー・サイクルにおけるすべての活動から生ずる有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で安全性に適切な考慮を払いつつ最小にするよう努力する。

14　不可抗力により生ずる供給の不足という状況においてエネルギー原料及びエネルギー産品の獲得又は分配のために不可欠の措置、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等は、この条約の特定の規定の適用上、例外となる。自由貿易地域又は関税同盟の構成国としての地位から生ずる特恵的な待遇及び旧ソ連諸国間の経済協力に関する協定によって与えられる特恵的な待遇は、この条約の最恵国待遇に関する規定の例外とする。

15　締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関する当該締約国と当該他の締約国の投資家との間の紛争であって、当該締約国の義務違反であると申し立てられるものについては、紛争当事者である投資家の選択により、この条約に定める条件に従い、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に基づく投資紛争解決国際センター、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置された仲裁裁判所等に付託することができる。

16　締約国は、エネルギー憲章会議において定期的に会合する。憲章会議は、その任務の遂行に当たり、事務局を置く。締約国は、事務局の費用を負担し、その額は、締約国の支払能力に従い決定する。

17　この条約は、30番目の受諾書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生じ、30番目の受

諾書等の寄託の後にこの条約を受諾する等の国等については、当該国等による受諾書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

【要旨】

この議定書は、エネルギー効率の向上がエネルギーを有効に利用することに資するのみならず、地球温暖化、酸性雨等の環境問題への対策として重要であるとの認識の高まりを背景として、1994年（平成６年）12月にリスボンで開催された国際会議において、「エネルギー憲章に関する条約」の採択と同時に採択されたもので（1998年（平成10年）４月効力発生）、前文、本文22箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この議定書は、重要なエネルギー源としてエネルギー効率を高め、望ましくない環境上の影響を軽減するための政策上の原則を定める。さらに、エネルギー効率に関する計画の作成についての指針を定め、協力の分野を示し、及び協力的かつ協調的に活動を行うための枠組みを定める。

2　締約国は、エネルギー効率に関する政策及び法令を作成し及び実施するに当たり、相互に協力し、適当な場合には相互に援助する。

3　締約国は、市場機構の効果的な運営及びエネルギー効率に関する障害の削減等を促進するための政策及び法令上の枠組みを確立する。

4　締約国は、エネルギー効率の向上を図り及びその結果としてエネルギー・サイクルの環境上の影響を軽減するため、自国の固有のエネルギー事情との関係において適切な戦略及び政策目標を作成する。

5　締約国は、エネルギー効率及びエネルギーに関係する環境保護に関する投資に資金を供与するための新たな取組方法及び方式の実施を奨励する。

6　締約国は、自国の状況に最も適したエネルギー効率に関する計画を作成し、実施し及び定期的に更新する。

7　エネルギー憲章に関する条約の規定に基づいて設立される事務局は、この議定書に基づく憲章会議の任務の遂行に必要なすべての援助を与え、また、議定書の実施を支援するために随時必要とされる他の役務を提供する。

8　この議定書は、この議定書が効力を生じた後この議定書を受諾する等の国等については、当該国等による受諾書等の寄託の日の後30日目の日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

【要旨】

この条約は、犯罪の国際化等に伴い増加した外国人受刑者の社会復帰を促進するため、受刑者の本国で服役させる機会を与えるべきであるとの理念が各国で共有されるように

なったことから、1983年（昭和58年）３月に欧州評議会で作成されたもので（1985年（昭和60年）７月効力発生）、外国において刑を言い渡された者をその本国に移送するための手続等について定めており、前文、本文25箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰又は措置であって自由の剥奪を伴うものをいい、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。

2　締約国は、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。

3　刑を言い渡された者については、当該者が執行国の国民であること、判決が確定していること、当該者が移送に同意していること、刑が命ぜられたことの理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。なお、この条約の適用上、「国民」という語を定義することができることとなっており、我が国は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を我が国の国民に含める旨の宣言を欧州評議会事務局長にあてて行う予定である。

4　裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、この条約の内容を通知する。また、裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を執行国に通報する。裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、執行国の要請により刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項を執行国に通報する。

5　移送の要請及び回答は、書面により行う。要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。

6　裁判国は、移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。また、裁判国は、執行国に対し、同意がこのような条件に従って行われたことを領事等を通じて確認する機会を与える。

7　執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有し、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、裁判国は、当該刑をもはや執行することができない。

8　執行国の権限ある当局は、直接に若しくは裁判所等の命令に従って裁判国の刑の執行を継続するか又は裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の法令が規定する制裁に代えるために裁判国の刑を執行国の決定に転換する。刑の執行については、執行国の法令により規律される。

9　刑の執行を継続する場合には、執行国は、裁判国で決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もっとも、執行国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、刑罰又は措置の性質又は期間を裁判国で命ぜられた制裁より

重いものとしないこと等を条件として、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自国の法令が規定する刑罰又は措置に合わせることができる。

10　刑の転換を行う場合には、執行国の法令に規定する手続を適用する。刑の転換を行う場合において、権限のある当局は、裁判国において言い渡された判決から認められる限りにおいて、その判決の事実認定に拘束される等の条件に従う。

11　締約国は、自国の憲法等に従い、特赦等を認めることができる。判決に対する再審の請求については、裁判国のみが決定する権利を有する。執行国は、決定又は措置であってその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

12　この条約の適用に要する費用は、専ら裁判国の領域で要する費用を除くほか、執行国が負担する。

13　この条約の効力発生後、欧州評議会閣僚委員会は、欧州評議会の非加盟国に対してこの条約に加入するよう要請することができる。

14　この条約は、刑事についての国際協力に関する他の条約で証言等の目的のための拘禁された者の移送について規定するもの及び犯罪人の引渡に関する条約から生ずる権利及び義務に影響を及ぼさない。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要旨】

この議定書は、先進国等が2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの５年間において数量化された約束に従って温室効果ガスの排出を抑制し又は削減するため、1997年（平成９年）12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）の第３回締約国会議において採択されたものである。この議定書は、前文、本文28箇条、末文及び２の附属書（附属書Ａ及びＢ）から成り、主な内容は次のとおりである。

1　条約の附属書Ｉに掲げる締約国（先進国及び市場経済への移行の過程にある国。以下「附属書Ｉ国」という。）は、温室効果ガスの排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成に当たり、持続可能な開発を促進するため、一定の政策及び措置を行う。

2　附属書Ｉ国は、附属書Ｉ国により排出される附属書Ａに掲げる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等６種類のガス）の全体の量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの約束期間中に1990年（平成２年）の水準より少なくとも５％削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書Ｂに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（我が国は1990年（平成２年）の排出量の水準より６％減）に従って算定される割当量を超えないことを確保する。

3　附属書Ｉ国は、2005年（平成17年）までに、この議定書に基づく約束の達成について明らかな前進を示す。

4　土地利用の変化及び林業に直接関連する人の活動（1990年（平成２年）以降の新規植

林、再植林及び森林を減少させることに限る。）に起因する温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の純変化は、前記２の数量化された約束を履行するために用いられる。

5　附属書Ｉ国のその後の期間に係る約束については、附属書Ｂの改正によって決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、１回目の約束期間が満了する少なくとも７年前に当該約束の検討を開始する。

6　一の締約国が他の締約国から取得する後記８に基づく排出削減単位、後記９に基づく認証された排出削減量又は後記10に基づく排出量取引の一部は、前記２の割当量に加える。

7　附属書Ｉ国は、１回目の約束期間の開始の遅くとも１年前（2006年（平成18年）末）までに、温室効果ガスについて、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量について推計を行うための国内制度を設ける。

8　附属書Ｉ国は、前記２の数量化された約束を履行するため、一定の条件の下に、経済のいずれかの部門において温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減し又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業から生ずる排出削減単位を他の附属書Ｉ国に移転し又は他の附属書Ｉ国から取得することができる。

9　この議定書により定める低排出型の開発の制度の下で、附属書Ｉ国以外の締約国は、認証された排出削減量を生ずる事業活動から利益を得る。また、附属書Ｉ国は、前記２の数量化された約束の一部の遵守に資するため、当該事業活動から生ずる認証された排出削減量を一定の条件の下に用いることができる。

10　附属書Ｂに掲げる締約国は、前記２の数量化された約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。

11　すべての締約国は、条約に基づく既存の約束の履行を引き続き促進するため一定の措置をとる。条約附属書Ⅱに掲げる先進締約国は、条約に従い、また、条約の資金供与の制度の運営を委託された組織を通じて、開発途上国が条約に基づく当該既存の約束の履行を促進するため負担する費用を支援するための資金を供与する。

12　条約の最高機関である締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。

13　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第１回会合において、不遵守の原因、種類、程度及び頻度を考慮して、この議定書の規定の不遵守の事案を決定し及びこれに対処することのための適当かつ効果的な手続及び制度を承認する。当該手続及び制度であって拘束力のある措置を伴うものは、この議定書の改正によって採択される。

14　この議定書は、55以上の条約の締約国であって、附属書Ｉ国の1990年（平成２年）における二酸化炭素の総排出量のうち少なくとも55％を占める二酸化炭素を排出する附属書Ｉ国を含むものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる（現在、未発効）。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

【要旨】

この協定は、我が国と大韓民国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の自由化、促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、2002年（平成14年）３月22日にソウルで署名されたものである。この協定は、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持等（以下「投資及び事業活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

2　各締約国は、１の内国民待遇及び最恵国待遇、５の特定措置の履行要求の禁止等の義務に適合しない措置（以下「例外措置」という。）を、附属書Ｉに特定する分野等（原子力産業、航空機産業、武器産業等）について採用し又は維持することができる。

3　各締約国は、この協定の効力発生の日に存在する例外措置を、附属書Ⅱに特定する分野等（農林水産業、石油業、鉱業等）について維持することができるが、漸進的に削減し又は撤廃するよう努める。

4　各締約国は、関係法令に従い、一定の要件を満たす投資家の一時的な入国及び滞在を認め、並びに労働の許可を与える。

5　いずれの締約国も、投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を行ってはならない。

6　各締約国は、収用又は国有化を行うに際して、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続に従うことの条件を満たさなければならない。収用に伴う補償は、公正な市場価格に基づき遅滞なく支払わなければならない。

7　いずれか一方の締約国の投資家であって、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生その他の緊急事態により投資及び事業活動に関して損失又は損害を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、最恵国待遇及び内国民待遇を与える。

8　各締約国は、投資家の投資財産に関連するすべての支払等が遅滞なく自由に移転されることを認めなければならない。

9　締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

10　両締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争を解決するため協議を行い、協議により解決できなかった場合、当該紛争は仲裁裁判所に付託される。

11　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議により解決されない場合、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁手続等に付託される。

12　各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができる。

13　この協定は、10年間効力を有し、その後は１年前の書面による終了予告により終了さ

せることができる。

犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要旨】

我が国と大韓民国との間では、1998年（平成10年）10月の日韓共同宣言において、犯罪人引渡条約の締結のための話合いを開始することにつき意見の一致をみたことを受け、交渉を行った結果、2002年（平成14年）４月８日にソウルにおいてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　一方の締約国は、引渡犯罪について訴追し、審判し、又は刑罰を執行するために他方の締約国から引渡しを求められ、自国の領域において発見された者を、この条約の規定に従い引き渡すことに同意する。

2　この条約の適用上、両締約国の法令における犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期１年以上の拘禁刑に処することとされているものを引渡犯罪とする。

3　この条約に基づく引渡しは、次のいずれかに該当する場合には、行われない。

(1) 引渡しを求められている者が引渡請求に係る犯罪を行ったと疑うに足りる相当な理由がない場合

(2) 引渡しを求められている者が欠席裁判により有罪判決を受けている場合

(3) 引渡請求が政治犯罪について行われていると被請求国が認める場合

(4) 引渡しを求められている者が被請求国において引渡請求に係る犯罪について訴追されている場合又は確定判決を受けた場合

(5) 時効の完成その他の事由によって刑罰を科し又は執行することができない場合

(6) 人種、宗教、国籍等を理由に訴追し又は刑罰を科する目的で引渡請求がなされていると被請求国が認めるに足る十分な理由がある場合

4　この条約に基づく引渡しは、次のいずれかに該当する場合には、拒むことができる。

(1) 引渡請求に係る犯罪が被請求国の領域又は船舶若しくは航空機において犯された場合

(2) 第三国において引渡請求に係る犯罪について無罪判決を受けた場合又は有罪判決を受け、刑罰の執行を終えているか若しくは執行を受けないこととなった場合

(3) 引渡しを行うことが人道上の考慮に反すると被請求国が認める場合

(4) 引渡しを求められている者に関し、引渡請求に係る犯罪について訴追をしないこと等を被請求国が決定した場合

5　被請求国は、引渡請求に係る犯罪以外の犯罪についての審判又は刑罰の執行が終わるまで、引渡しを遅らせることができる。

6　被請求国は、この条約に基づいて自国民を引き渡す義務を負うものではないが、その裁量により自国民を引き渡すことができる。被請求国は、引渡しを求められている者が自国民であることのみを理由として引渡しを拒んだ場合であって、請求国の求めのあるときは、訴追のため自国の当局に事件を付託する。

7　引渡請求に係る犯罪が請求国の領域の外において行われたものである場合には、被請求国が国外犯規定を置いているとき又は当該犯罪が請求国の国民によって行われたものであるときに限り、引渡しを行う。

8　請求国は、被請求国が同意する場合等を除き、引渡しの理由となった犯罪以外の犯罪であって引渡しの前に行われたものについて、引き渡された者を拘禁し、訴追し、若しくは審判し、又はその者に対し刑罰を執行してはならず、また、その者を第三国に引き渡してはならない。

9　引渡しの請求は、外交上の経路により、必要な文書を添えて書面で行う。

10　緊急の場合において、締約国は、外交上の経路により、仮拘禁の請求を行うことができる。

11　同一の者について他方の締約国及び第三国から引渡しの請求を受けた場合においては、被請求国が、いずれの請求国にその者を引き渡すかについて決定する。

12　被請求国は、外交上の経路により、引渡請求についての決定を請求国に対し速やかに通知する。

13　引渡しが行われる場合において、犯罪行為の結果得られた又は証拠として必要とされるすべての物は、請求国の求めのあるときは、一定の条件の下に、これを提供する。

14　被請求国は、引渡請求に起因する国内手続について必要なすべての措置をとり、そのためのすべての経費を負担する。請求国は、引き渡された者を被請求国の領域から移送するための経費を負担する。

15　一方の締約国は、他方の締約国に対し、第三国から当該他方の締約国に引き渡された者を当該一方の締約国の領域を経由の上護送する権利を認める。

16　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請により、この条約の解釈及び適用に関し協議する。

17　この条約は、批准書の交換の日の後15日目の日に効力を生ずる。この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われた引渡請求について適用する。

文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

【要旨】

この条約は、不法な文化財取引を実効的に禁止し及び防止することを目的として、1970年（昭和45年）11月にパリで開催された国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の第16回総会において採択されたものであり、1972年（昭和47年）４月に効力を発生した。この条約は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この条約の適用上、「文化財」とは、各国が考古学上、先史学上、史学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であって、一定の分類に属するものをいう。

2　この条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、輸出又は所有権移転は、不法とする。

3　この条約の適用上、締約国は、①各国の国民の才能によって創造された文化財、②各国の領域内で発見された文化財、③考古学等の調査団が原産国の同意を得て取得した文化財、④自由な合意に基づいて交換された文化財、⑤原産国の同意を得て贈与され又は合法的に購入した文化財等が各国の文化遺産を成すものであることを認める。

4　締約国は、自国にとって適当なときは、文化遺産の保護のための国内機関を自国の領域内に設置することを約束する。

5　締約国は、当該文化財の輸出が許可されたものであることを明記する適当な証明書が添付されない文化財の輸出を禁止する。

6　締約国は、他の締約国を原産国とする文化財であってこの条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを自国の博物館等が取得することを防止するため、国内法に従って必要な措置をとる。他の締約国の博物館等からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財（当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。）の輸入を禁止する。原産国である締約国が要請する場合には、輸入された当該文化財の回復及び返還のために適当な措置をとる。ただし、要請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適正な補償金を支払うことを条件とする。

7　締約国は、前記５及び６に定める輸出入の禁止義務に違反した者に対して刑罰又は行政罰を科することを約束する。

8　自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、影響を受ける他の締約国に要請を行うことができる。要請を受けた締約国は、合意に達するまでの間、要請を行う国の文化遺産が回復し難い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。

9　締約国は、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限し、及び適当な場合には古物商に対して一定の義務を課する。また、文化財の価値及び不法な輸出等が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民の認識を高める。

10　外国による国土占領に起因する強制的な文化財の輸出及び所有権移転は、不法であるとみなす。

11　締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域内に存在する文化財について、この条約上の義務を履行するためのすべての適当な措置をとる。

12　締約国は、自国の法令に従い、文化財の不法な輸出入を促すおそれのある所有権移転を防止すること、自国から不法に輸出された文化財が正当な所有者に返還されるよう協力すること等を約束する。

13　締約国は、この条約の義務を履行するため、文化遺産の保護について責任を有する国内機関に対しできる限り十分な予算を配分する。

14　この条約のいかなる規定も、締約国の間で文化財の返還に関する特別の協定を締結すること又は既に締結した協定の実施を継続することを妨げない。

15　締約国は、ユネスコ総会に提出する報告において、この条約の適用のために自国がとった立法措置、行政措置等に関する情報を提供する。

16　締約国は、情報提供、教育、専門家の助言等について、ユネスコの技術援助を要請することができる。

17　この条約は、この条約の効力発生後に批准書、受諾書又は加入書を寄託した国については、その寄託の日の後３箇月で効力を生ずる。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第４師団の改編等、陸上・海上・航空各自衛隊の情報保全隊の新編等並びに統合幕僚会議における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1　陸上自衛隊の自衛官の定数を454人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ14人増加するとともに、統合幕僚会議の自衛官の定数を135人増加させることにより、自衛官の定数を291人削減する。
2　即応予備自衛官の員数を３人増加する。
3　本法律は、平成15年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、平成17年に愛知県で開催される予定の2005年日本国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府代表として2005年日本国際博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

1　「2005年日本国際博覧会政府代表」１人を外務省に置く。
2　代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
3　代表の任務は、2005年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。
4　代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
5　代表の俸給月額は、136万5,000円とする。
6　この法律は、平成14年４月１日から施行し、2005年日本国際博覧会が終了して１年を経過した日に効力を失う。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　在東チモール日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
2　在カルカタ日本国総領事館の名称及び位置の地名をそれぞれ在コルカタ日本国総領事

館及びコルカタに変更する等の規定の整備を行う。

3　国際連合教育科学文化機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

4　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

5　研修員手当の支給額を改定する。

6　この法律は、平成14年４月１日から施行する。ただし、在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

激変する国際社会にあって、我が国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不祥事、不適切な資金の流れ、政治家と官僚との不適正な関係、閉鎖的な組織など、極めて根本的な問題を抱えており、国民への説明責任も十分に果たしているとはいえない。外務省の人事面、組織面、会計面、意識面、政治家との関係などについて、一層抜本的な改善策を早急に実施することが、公正で透明な行政組織としての信頼を回復する上で不可欠である。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1　外務省においては、日本外交の適切かつ効果的な展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。

2　我が国の深刻な財政事情及び民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講じること。

3　現下の厳しい国内状況にかんがみ、在外職員の在勤基本手当及び諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。

4　在外公館が扱う報償費などの諸経費について、支出基準・決裁手続などを見直し、厳格かつ適正な支出が図られるよう具体的措置を講じること。

5　在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

6　項目２及び４に関しては、公認会計士などの中立・公正な立場で専門知識を持った第三者の参加を得た査察を実施すること。

7　以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会の要請に応じて、随時報告を行うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・条約（18件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	14. 2.22	14. 4.24	14. 5. 7 承認	14. 5. 8 承認	14. 4. 4 外務	14. 4.10 承認	14. 4.11 承認
2	国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	2.22	5.16	5.21 承認	5.22 承認	4.11 外務	4.19 承認	4.23 承認
3	国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件	衆	2.22	5.16	5.21 承認	5.22 承認	4.11 外務	4.19 承認	4.23 承認
4	世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	2.22	5.16	5.21 承認	5.22 承認	4.11 外務	4.19 承認	4.23 承認
5	アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件	衆	2.28	7.18	7.23 承認	7.24 承認	7.11 外務	7.17 承認	7.18 承認
6	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件	参	2.28	4. 3	4. 9 承認	4.10 承認	7.17 外務	7.24 承認	7.25 承認
7	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件	参	2.28	4. 3	4. 9 承認	4.10 承認	7.17 外務	7.24 承認	7.25 承認
8	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件	参	2.28	4. 3	4. 9 承認	4.10 承認	7.17 外務	7.24 承認	7.25 承認
9	テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.12	5.15	5.16 承認	5.17 承認	4.10 外務	4.17 承認	4.18 承認
10	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.12	6. 5	6.11 承認	6.12 承認	5.28 外務	5.29 承認	5.30 承認
11	1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条(３)の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	3.12	6. 5	6.11 承認	6.12 承認	5.28 外務	5.29 承認	5.30 承認
12	エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.12	7. 1	7. 4 承認	7. 5 承認	5.30 外務	6. 5 承認	6. 6 承認
13	エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	3.12	7. 1	7. 4 承認	7. 5 承認	5.30 外務	6. 5 承認	6. 6 承認
14	刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件	参	3.12	4.10	4.16 承認	4.17 承認	7.16 外務	7.19 承認	7.23 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件	衆	14. 3. 29	14. 5. 24	14. 5. 30 承認	14. 5. 31 承認	14. 5. 10 外務	14. 5. 17 承認	14. 5. 21 承認
			○14. 5. 24 参本会議趣旨説明 ○14. 5. 10 衆本会議趣旨説明						
16	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	4. 16	5. 22	5. 28 承認	5. 29 承認	4. 23 外務	4. 26 承認	5. 7 承認
17	犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件	衆	4. 16	5. 22	5. 28 承認	5. 29 承認	4. 23 外務	4. 26 承認	5. 7 承認
18	文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	4. 16	6. 5	6. 11 承認	6. 12 承認	5. 28 外務	5. 29 承認	5. 30 承認

・内閣提出法律案（３件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※13	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 12	14. 4. 17	14. 4. 23 可決	14. 4. 24 可決	14. 3. 26 安全保障	14. 4. 4 可決	14. 4. 5 可決
			○14. 4. 17 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 26 衆本会議趣旨説明						
※14	2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案	衆	2. 12	3. 27	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 20 外務	3. 26 可決	3. 26 可決
※15	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 12	3. 27	3. 28 可決 附帯	3. 29 可決	3. 20 外務	3. 26 可決 附帯	3. 26 可決

(注) 附帯 附帯決議

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件、衆議院議員提出２件及び本院議員提出２件の合計17件であり、内閣提出13件及び衆議院議員提出１件の合計14件を可決し、衆議院議員提出１件及び本院議員提出２件の合計３件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願18種類259件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成13年９月の米国における同時多発テロ以降、物価下落と生産活動の縮小が相互に作用し、景気が加速的に悪化する懸念が強まったことから、政府は、経済対策として、経済への即効性が高く、構造改革の加速に資する社会資本整備を行うため、平成13年度第２次補正予算を編成した。同補正予算の財源については、国債新規発行額を30兆円以内に抑制するとする小泉内閣の基本方針を維持するため、国債整理基金特別会計に帰属するＮＴＴ株式の売払収入（2.5兆円）を活用することとなった。**日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案**は、ＮＴＴ株式の売払収入による社会資本整備の対象の拡大、追加及び償還期間の変更等を主な内容とするものである。

委員会においては、改革推進公共投資と従来の公共事業との違いや、第２次補正財源にＮＴＴ株式売払収入を充てる理由について関心が寄せられ、政府からは、「早期執行が可能で景気刺激に対して即効性の高い事業を対象としており、財源については、財政の節度を守るため、ＮＴＴ株式の売払収入を財源として活用した」旨の答弁があった。

採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

例年通り衆議院財務金融委員長により提出された**平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**は、緊急生産調整推進対策に資するため、稲作等の転作を行う者等に対し交付する補助金等について、税制上の軽減措置を講じようとするものであり、全会一致で可決すべきものとされた。

次に、**平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**は、企業収益の悪化を受け税収が落ち込む中、国債の新規発行額を30兆円以内に抑制するため、平成14年度の特例公債の発行に加え、外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れの特例、日本中央競馬会からの一般会計への特別国庫納付金に係る措置及び昭和59年度に一般会計が承継した交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還負担を平準化する特例を設けようとするものである。

また、**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**は、中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の軽減、老人等の少額貯蓄非課税制度の改組、沖縄の金融業務特別地区における特別控除制度の創設等のほか、既存の租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

委員会においては、以上２法律案は一括して審議され、国債の発行残高が増加する中で、国債の信用力を維持する方策等について質疑が行われ、政府からは、「現在の高い貯蓄率

等を考えると、国債価格の暴落は現実的ではない」としながらも、「財政構造改革に積極的に取り組むとともに、市場のニーズに応じた国債発行や適正な債務管理に努めたい」旨の答弁がなされた。また、今後の税制改革の方向性について、塩川財務大臣から、「公正、簡素の原則に加え、経済活性化という観点から税制を考えていくべき」旨の発言があった。

採決の結果、両法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、「社会経済構造の変化に対応した税制の確立」、「租税特別措置の整理合理化の推進」等、３項目の附帯決議が付された。

次に、**関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案**は、塩の輸入自由化に伴い精製塩の関税措置を導入するとともに、中国のＷＴＯ加盟及びシンガポールとの新時代経済連携協定の実施に伴い、特別な緊急関税制度を導入する等の措置を講ずるものである。

委員会においては、国内製塩業の構造改革の見通し、不正薬物、銃器など社会悪物品の摘発体制の整備等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「国内産業への影響を踏まえた関税率の改正」、「税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進」等、３項目の附帯決議が付された。

日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案は、日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進めるため、同社の株式の政府保有比率を引き下げ、同社が機動的に新株等の発行を行い得るようにするものである。

委員会においては、同社の完全民営化に向け、政府の関与を縮小する必要性や、喫煙と健康問題等について質疑が行われた。また、質疑の中で、塩川財務大臣は、たばこ税の税率引上げの可能性に言及した。

採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

平成13年９月の米国同時多発テロ事件の後、日本でも、テロリズムに対する資金供与の防止への取組の必要性が強く認識されるようになった。**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案**は、テロ資金供与防止条約の的確な実施等に資する観点から、金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るため、顧客等の本人確認及び取引記録の作成・保存に関する措置を講ずるものである。

また、**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案**は、テロリストに対する資産凍結等の効果的な実施を図るため、外国為替取引において、金融機関等に対し顧客等の本人確認を義務付ける等の規定を整備するものである。

委員会においては、以上２法律案は一括して審議され、マネー・ローンダリング対策に必要な捜査機関との協力・連携の必要性等に関する質疑が行われた後、両法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

独立行政法人造幣局法案及び**独立行政法人国立印刷局法案**は、中央省庁等改革の一環として、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局及び銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局をそれぞれ設立するため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項のほか、貨幣及び銀行券の偽造に対処する措置等を定めるものである。

また、**貨幣回収準備資金に関する法律案**は、造幣局の独立行政法人化に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を、新た

に一般会計に設置するものである。

委員会においては、以上３法律案は一括して審議され、造幣局及び印刷局を独立行政法人化する理由や通貨発行に対する財務大臣の関与の在り方等について質疑が行われた後、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

次に、**政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案**は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、９つの政策金融機関に対し、金融庁の検査を導入できるようにするものである。

委員会においては、政策金融機関に対する金融庁検査の内容、政策金融機関が今後果たすべき役割等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「政策金融機関の業務運営の在り方」や、「中小企業等の実態を踏まえた金融庁による検査の必要性」等、５項目の附帯決議が付された。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案は、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度や、証券取引等に係る清算機関の制度等を整備するとともに、国債の買入償却や国債整理基金における金利スワップの導入等、国債の消化の円滑化に向けた枠組みを整備しようとするものである。

委員会においては、証券決済システムの整備が証券市場に与える効果について関心が寄せられ、柳澤金融担当大臣は、証券決済のインフラ整備が、証券決済に伴うリスクの削減や効率化につながるとの認識を示した。また、政府が金利スワップ取引を行うことにより、市場に攪乱的な影響が出るのではないかという懸念に対して、政府は、「取引方法や実施金額に十分配慮するほか、国債発行計画で実施限度額をあらかじめ公表することで、市場と節度のある関係を保つことができる」旨の見解を示した。

本法律案に対しては、民主党・新緑風会から、国債整理基金において金利スワップ取引を行うことができるとする改正規定の削除を内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は否決され、原案は多数をもって可決すべきものとされた。

法人税法等の一部を改正する法律案は、連結グループを一体として課税する連結納税制度を創設するとともに、同制度の創設による税収の減少を補うため、連結付加税を導入する等の措置を講ずるものである。当初、連結納税制度は、立法作業が遅れ、平成15年度から適用されることが見込まれていたが、同制度の早期導入に積極的な産業界からの要望を受け、本年度から適用される規定を盛り込んだ上で、本年５月に本法律案が提出された。

委員会においては、連結納税制度の導入に伴う減収に対処する財源確保の在り方と連結付加税見直しの必要性等について質疑が行われたが、政府は、「厳しい財政状況を考えると、連結納税制度の導入による減収分を企業以外の負担で補てんすることは適当でなく、法人税の枠組みの中で補てんを行うことが適当」との認識を示した。また、経済活性化のための税制の在り方については、塩川財務大臣より、「一般歳出の削減分を財源にして、試験研究や先端技術への投資に対する税制上の優遇措置を考えている」旨の答弁があった。なお、参考人として、東京大学大学院法学政治学研究科教授中里実君、社団法人日本経済団体連合会専務理事中村芳夫君、日本労働組合総連合会総合政策局長成川秀明君を招致し、意見を聴取した。また、本法律案に対しては、民主党・新緑風会から、連結付加税の削除等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑も行われた。

質疑の終局後、国会法第57条の３の規定に基づき、内閣から意見を聴取したところ、内閣としては修正案に反対する旨の意見が述べられた。採決の結果、修正案は否決され、原案は多数をもって可決すべきものとされた。

なお、本法律案に対し、「納税者に対する制度の周知及び運用に当たっての十分な配慮」や、「連結納税制度の適用状況及び税収等の動向を踏まえた連結付加税の見直しについての検討」等、３項目の附帯決議が付された。

衆議院議員により提出された**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案**は、株式持ち合い関係の解消の動きに対応し、事業法人による銀行等の株式の処分の円滑を図るため、一定の要件のもとで、銀行等保有株式取得機構が事業法人から銀行等の株式を買い取ることを可能とするものである。

本院議員により提出された**地域金融の円滑化に関する法律案**は、地域金融の円滑化を推進するため、それに関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責任を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する個々の銀行等の寄与の程度に関する評価の制度を設けようとするものである。

本院議員により提出された**特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案**は、特定非営利活動を促進するため、所得税の寄付金控除に係る特定寄付金の対象の拡大、法人税の寄附金の損金算入に係る一般寄附金以外の寄附金枠の対象の拡大並びに認定特定非営利活動法人に係る損金算入限度額の特例の創設、税率の軽減及び課税の特例の創設等を行うものである。

以上３法律案は、いずれも継続審査となった。

〔国政調査等〕

３月14日、塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣より所信を聴取した。塩川財務大臣は、①歳出の一層の効率化等による財政構造改革、②抜本的な税制改革、③世界経済の安定的発展に対する貢献を政府が取り組むべき課題として挙げた。

次に柳澤金融担当大臣は、①不良債権の最終処理の促進と企業再生への取り組み、②金融機関への検査・監督を通じた金融システムの安定化の確保、③透明性、公正性の高い証券市場の構築を今後の金融行政の目標として掲げ、特に、金融システムの安定化について、「万一、金融危機のおそれがある場合には、法令に従い的確に対処する」と強調した。

３月19日、両大臣の所信に対する質疑を行い、90年代の経済対策の効果、今後の税制改革の展望、金融機関の経営健全化の進捗状況及び整理回収機構を活用した不良債権処理の在り方等について議論が交わされた。この中で、金融機関の健全性に関して、柳澤金融担当大臣から、「ペイオフ凍結が解除される４月に営業している金融機関は、全て健全であることが展望できる状況にある」旨の答弁があった。

また、３月20日には、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度の金融庁、財務省関係予算等について審査を行い、公共事業の単価の見直し状況、住宅の買換えに係る税制上の措置の見直し、資金繰りに苦しむ中小企業への対応策、株式の空売り規制の強化が株価に与えた効果等について質疑が行われた。

３月28日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（平成13年12月報告）を速水日銀総裁から聴取した。同報告に対する質疑が４月４日行われ、

インフレターゲット論に対する日銀の見解、量的緩和策を継続した場合の副作用、日銀の国債保有とリスク管理の実態、円安が日本経済に与えた効果等について質疑が行われた。

本年４月には、金融システム及び金融機関の健全性に関心が集まる出来事が相次いだ。

まず、４月１日、96年から特例として続いてきたペイオフ凍結が一部終了した。また、同日、組織再編を行ったみずほフィナンシャルグループ傘下の２銀行で大規模なシステム障害等が起こり、その後長期間にわたり、預金者等の資金決済に重大な支障が生じた。加えて、４月12日、平成13年10月以来主要行に対して行われていた特別検査の結果が金融庁より公表された。

これらを受け、４月16日、主要行に対する特別検査の結果等に関する報告を柳澤金融担当大臣より聴取するとともに、参考人として、全国銀行協会会長山本惠朗君、社団法人全国信用金庫協会会長長野幸彦君、社団法人全国信用組合中央協会会長田附良知君、社団法人全国信用保証協会連合会会長牧野洋一君及び株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君を招致し、質疑を行った。

委員会においては、ペイオフ凍結解除に伴う預金シフトの現況、中小企業金融安定化特別保証制度の返済条件緩和についての参考人の評価、中小金融機関の合併推進についての参考人の見解、特別検査の対象とした債務者の範囲の妥当性、みずほ銀行のシステム障害に伴う損失の補償についての参考人の見解、金融検査マニュアル「別冊・中小企業融資編」に対する参考人の評価等について質疑を行った。

この中で、今回の特別検査は上場企業の債務者のみを対象としており、不良債権の実態を反映していないとの指摘に対し、柳澤金融担当大臣は、「市場の評価が急激に下がった企業等を特別検査の対象としており、その他の債務者については、通常の検査で自己査定の適切性を把握していく」と述べた。

また、中小金融機関に対する金融検査の実態について、長野全国信用金庫協会会長及び田附全国信用組合中央協会会長から、「従来の金融検査は、必ずしも中小零細業者の特性を踏まえていないという意見が多く、今後も金融検査の在り方について積極的に要望を行いたい」旨の意見が述べられた。

さらに、みずほ銀行のシステム統合の時期を巡り、経営陣の判断に過失があったのではないかという問いに対し、前田みずほホールディングス社長は、「システム開発に関しては、個別のチェックを行いながら完璧を期してきた」旨、答弁した。

７月４日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（平成14年６月報告）を速水日銀総裁から聴取した。また、７月11日に同報告に対する質疑が行われ、日銀の量的緩和政策がもたらした効果、物価水準ターゲットについての日銀の見解、90年代における日本の金融政策に言及したＦＲＢ報告についての日銀の見解、山一証券に対する日銀特融が返済不能になった場合の財務省の対応、日銀金融政策決定会合の審議実態等について質疑が行われた。

７月16日には、金融及び証券取引に関する実情調査を目的として、株式会社東京証券取引所及び日本銀行を視察した。

７月18日、財政及び金融等に関する調査を行い、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣及び竹中経済財政政策担当大臣等に対し、アジア通貨単位構想の推進の必要性、デフレ克服のための具体策、予算編成プロセスにおけるガバナンスの枠組み、社会保障給付と税負担の

在り方、国民負担の増加が個人消費に及ぼす影響等について質疑を行った。

この中で、アジア通貨単位構想について、塩川財務大臣は、「通貨の変動に対する不安を解消する意味で複数の基軸通貨があることが望ましく、中長期的に研究に取り組む」旨の発言があった。また、デフレ克服のための政府・日銀の取り組みについて、竹中経済財政政策担当大臣は、「不良債権処理を粛々と進めると同時に、日銀によるベースマネーの拡大によりマネーサプライが拡大する状況を作り出すことがデフレを克服するための基本的な考えだ」と述べた。

(2) 委員会経過

○平成14年１月31日（木）（第１回）

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年２月１日（金）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第１号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
欠席会派　無

○平成14年２月８日（金）（第３回）

○**平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第３号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長坂本剛二君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第３号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派　なし

○平成14年３月14日（木）（第４回）

○財政政策等の基本施策に関する件について塩川財務大臣から所信を聴いた。

○金融行政に関する件について柳澤金融担当大臣から所信を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、森下国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理事三谷隆博君、同銀行理事増渕稔君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○**平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）
以上３案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月20日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画室審議役白川方明君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、高木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年３月26日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、滝総務大臣政務官、河野総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年３月28日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第２号）賛成会派　自保、公明
　　反対会派　民主、共産、国連、社民、無
（閣法第４号）賛成会派　自保、公明
　　反対会派　民主、共産、国連、社民、無

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第９号）賛成会派　自保、民主、公明、社民、無
反対会派　共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

○平成14年４月４日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作彌君、同銀行理事増渕稔君及び同銀行理事小池光一君に対し質疑を行った。

○平成14年４月９日（火）（第10回）

○**日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成14年４月11日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人及び参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役社長本田勝彦君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第17号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民、無
反対会派　共産

○平成14年４月16日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○主要行に対する特別検査の結果等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人社団法人全国信用金庫協会会長長野幸彦君、社団法人全国信用組合中央協会会長田附良知君、社団法人全国信用保証協会連合会会長牧野洋一君、日本銀行総裁速水優君、株式会社みずほホールディングス取締役社長前田晃伸君、全国銀行協会会長山本惠朗君及び日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

○**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）**について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴き、
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月18日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）**

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）

以上両案について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第60号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　社民

（閣法第62号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　社民

○**独立行政法人造幣局法案（閣法第63号）（衆議院送付）**
独立行政法人国立印刷局法案（閣法第64号）（衆議院送付）
貨幣回収準備資金に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上３案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月25日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人造幣局法案（閣法第63号）（衆議院送付）**
独立行政法人国立印刷局法案（閣法第64号）（衆議院送付）
貨幣回収準備資金に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上３案について塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣、若松総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行発券局長秋山勝貞君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第63号）賛成会派　自保、民主、公明、社民、無
反対会派　共産、国連

（閣法第64号）賛成会派　自保、民主、公明、社民、無
反対会派　共産、国連

（閣法第65号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民、無
反対会派　共産

○平成14年５月21日（火）（第15回）

○**政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月23日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、砂田財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行政策委員会審議委員植田和男君、商工組合中央金庫理事長江崎格君、住宅金融公庫総裁望月薫雄君、預金保険機構理事長松田昇君、国民生活金融公庫総裁尾崎護君及び中小企業金融公庫総裁堤富男君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第74号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年５月30日（木）（第17回）

○**証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）**について柳澤金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月４日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）**について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事三谷隆博君、同銀行総裁速水優君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長土田正顕君及び株式会社大阪証券取引所代表取締役社長巽悟朗君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第69号）賛成会派　自保、公明、国連、無
反対会派　民主、共産、社民

○平成14年６月６日（木）（第19回）

○**法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月11日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、大島経済産業副大臣、山下環境副大臣、松経済産業大臣政務官、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年６月13日（木）（第21回）

○**法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授中里実君、社団法人日本経済団体連合会専務理事中村芳夫君及び日本労働組合総連合会総合政策局長成川秀明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月25日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**及び**同案に対する修正案**について修正案提出者参議院議員峰崎直樹君、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第98号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連、社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年７月４日（木）（第23回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。

○平成14年７月11日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事三谷隆博君、同銀行理事白川方明君及び同銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成14年７月18日（木）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○アジア通貨単位構想に関する件、景気動向と金融・為替政策に関する件、予算編成プロセスに関する件、社会保障給付と税負担に関する件、国民負担の増加と消費への影響に関する件等について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第26回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第38号外258件を審査した。

○**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第25号）（衆議院提出）**
地域金融の円滑化に関する法律案（参第３号）
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（参第８号）
以上３案の継続審査要求書を提出することを決定した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）

【要旨】

本法律案は、社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子の貸付制度について整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定める必要があることにかんがみ、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（以下「社会資本整備特別措置法」という。）その他関係法律について、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　社会資本整備特別措置法等に規定する国の無利子貸付制度の見直し

(1) 事業収益により償還財源が賄われる収益回収型（Ａタイプ）の無利子貸付けについては、民間事業者が収益施設と併せて街路、下水道等の公共施設を自ら整備する事業等を貸付対象に追加する。

(2) 将来の国庫補助金を償還財源とする補助金型（Ｂタイプ）の無利子貸付けについては、貸付対象事業を、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであって緊急に実施する必要のあるものに改める。

また、国の直轄事業についても日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用できることとし、国の会計間における所要の繰入れ及び繰戻しの規定を整備する。

(3) 民間活力を活用して施設整備を行う民活型（Ｃタイプ）の無利子貸付けについては、ＰＦＩ事業の普及を促進するため、貸付対象事業に民間事業者によるＰＦＩ事業を追加する。

２　その他関係法律の規定の整備

(1) 社会資本整備特別措置法に定める無利子の貸付制度の枠組みの下、貸付対象事業に関連する別の法律において無利子貸付けの直接の根拠を定める等所要の規定の整備を行う。

(2) 新たな経理処理を要する特別会計について、関連の特別会計法における所要の規定の整備を行う。

(3) その他の関係法律について所要の規定の整備を行い、社会資本整備特別措置法と合わせて94法律の改正を行う。

３　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第２号）

【要旨】

本法律案は、最近における国の財政収支の状況にかんがみ、当面の適切な財政運営に資するため、平成14年度における公債の発行の特例に関する措置等、所要の措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特例公債の発行等

(1) 財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債（いわゆる建設公債）のほか、平成14年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（23兆2,100億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)による特例公債の発行は、平成15年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成14年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

2　外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成14年度において、外国為替資金特別会計より一般会計に、通常の決算上の剰余金の繰入れをするほか、同特別会計より一般会計に、1,500億円を限り、特別に繰り入れることができる。

3　日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例

日本中央競馬会は、平成14事業年度については、既定の国庫納付金のほか、特別積立金のうち50億円を平成15年３月31日までに国庫に納付しなければならない。

4　国債整理基金特別会計法の適用の特例等

一般会計が交付税及び譲与税配付金特別会計より昭和59年度に承継した債務のうち、平成13年度の末日においてまだ償還されていないものについては、国債整理基金特別会計法上の定率繰入れの対象とし、債務償還の平準化を図る。

5　施行期日

本法律案は、平成14年４月１日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、中小企業関係税制の改正及び金融・証券税制の改正を行うとともに、社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業関係税制

(1) 中小企業者等に対する同族会社の留保金課税制度の特例として、次の措置を講ずる。

①　留保金課税の不適用措置について、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の中小企業者で、前事業年度の試験研究費及び開発費の合計額の収入金額に対する割合が３％を超えるものを適用対象に加えた上、その適用期限を２年延長

する。

② 資本金１億円以下の同族会社に係る留保金課税の税額を、２年間の措置として、５％軽減する。

(2) 交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円（現行300万円）に引き上げる。

(3) 個人が平成14年１月１日以後に相続等により取得した特定事業用資産に該当する一定の取引相場のない株式等について、相続税の課税価格の10%を減額する。

2 金融・証券税制

(1) 老人等の少額貯蓄非課税制度を、平成18年１月１日をもって、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組する。これに伴い、平成15年１月１日から平成17年末までの段階的措置として、平成14年末において非課税貯蓄を有する65歳以上の者については、平成17年末まで非課税枠の範囲内で利子非課税を継続することとし、平成15年１月１日以降に65歳以上になる者については、非課税制度の対象としない等の措置を講ずる。

(2) 証券会社に設定した特定口座内の上場株式等の譲渡所得については、簡便な申告とするため、その特定口座外の上場株式等とは区分して計算することができるとともに、選択により、15%の源泉徴収の上、申告不要とすることができる。

(3) ストック・オプション税制について、適用対象者の範囲を拡大するとともに、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間限度額を1,200万円（現行1,000万円）に引き上げる。

(4) 外国の金融機関等が、国内の金融機関との間で開始したレポ取引（債券の買戻又は売戻条件付売買取引）から生ずる利子について、２年間の措置として、非課税とする。

3 社会経済情勢の変化への対応

(1) 平成14年４月１日以後２年間に中高層耐火建築物等を取得した場合における登記に対する登録免許税について、所有権の移転登記に係る税率を2.5%（本則５%）にする等の軽減措置を講ずる。

(2) 平成15年末まで適用が停止されている土地等に係る長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の税率を25%（現行30%）に引き下げる。

(3) 個人が平成14年１月１日以後に相続等により取得した特定事業用資産に該当する一定の山林について、相続税の課税価格の５%を減額する。

(4) 沖縄振興特別措置法の制定に伴い、情報通信産業特別地区、金融業務特別地区又は特別自由貿易地域内において新設された認定法人について、設立後10年間、地区内で営む特定情報通信事業、金融業務に係る事業又は製造業等から得られた所得について、35%の所得控除を認める等の措置を講ずる。

(5) 2005年日本国際博覧会への出展費用等の支出等に充てるための準備金の積立てを認める日本国際博覧会出展準備金制度を創設する。

4 その他

(1) 国立ハンセン病療養所等を退所した者に対して福祉の増進の措置として国から支給される一定のものについては、所得税を課さない。

(2) 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度の廃止等既存の特別措置の整理合理

化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税措置等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

5　施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成14年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度の租税減収見込額は、約80億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第９号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、関税の減免税・還付制度、特殊関税制度等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　関税率の改正

(1) 塩の輸入自由化に伴い、精製塩について、基本関税率の引上げ及び３年の暫定関税率の設定を行う。

(2) 原油及び石油製品に係る関税の軽減税率の引下げ等を行う。

(3) 少額輸入貨物に対する簡易税率を引き下げる。

2　関税の減免税・還付制度の改正

(1) 沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の免税制度の適用期限を５年延長するとともに、一定の条件で、空港外の特定の販売施設で購入する物品についても同制度を適用する。

(2) 加工再輸入減税制度の適用期限を３年延長するとともに、同制度の対象へのニット製衣類の追加等を行う。

(3) 石油アスファルト等に係る関税の還付制度の適用期限を１年延長するとともに、還付率を引き下げる。

3　条約の実施のための緊急関税等の導入

(1) 中華人民共和国の世界貿易機関（ＷＴＯ）への加入議定書に基づく緊急関税を導入

する。

(2) 日本・シンガポール新時代経済連携協定に基づく関税の緊急措置を導入する。

4　暫定関税率等の適用期限の延長

平成14年３月31日又は平成14年12月31日に適用期限の到来する暫定関税率、航空機の部分品等及び宇宙開発用物品等に係る関税の免税制度、石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税、牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置並びに沖縄県の自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例について、それぞれその適用期限を延長する。

5　施行期日

この法律は、３を除き、平成14年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度一般会計の関税減収見込額は約30億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一　最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、同社の株式の政府保有比率の引下げを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　株式の政府保有比率の見直し

(1) 政府は、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の２分の１以上に当たる株式を保有していなければならないこととし、当分の間発行済株式の総数の３分の２以上とする規定を廃止する。

(2) 政府が保有する株式は、会社の発行済株式の総数の３分の１を超えるものでなければならない。

2　その他

その他所要の規定の整備を行う。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日を平成14年４月１日から公布の日に改める修正が行われている。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の的確な実施を確保し、金融機関等がテロリズム等に利用されることを防止するために、金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

この法律は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施、いわゆるマネー・ローンダリングに係る疑わしい取引に関する届出制度の実効性の確保等に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図るものである。

2　本人確認義務等

(1) 金融機関等が顧客等との間で預金口座の開設や大口の現金取引等を行う際、本人特定事項（自然人の顧客等については氏名、住居及び生年月日、法人の顧客等については名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を、運転免許証の提示を受ける等の方法により確認しなければならない。

(2) 金融機関等が本人確認をする場合には、顧客本人のほか、会社の代表者等現に取引の任に当たっている者についても、本人確認を行わなければならない。

(3) 顧客等は、金融機関等が本人確認を行う場合、本人特定事項を偽ってはならない。

(4) 金融機関等は、本人確認に係る記録を作成し、顧客等との取引関係の終了時から７年間保存しなければならない。

3　取引記録の作成義務等

金融機関等は、顧客等との間で行った取引に係る記録を作成し、７年間保存しなければならない。

4　金融機関等の免責

金融機関等は、顧客等が本人確認に応じないときは、その顧客等との取引を拒むことができる。

5　郵政官署への準用

郵便貯金、簡易生命保険等郵政官署の行う金融取引について、本人確認義務等の規定を準用する。

6　その他

(1) 行政庁による立入検査、是正命令等、この法律の施行に必要な限度において、所要の監督検査に関する規定を設ける。

(2) 金融機関等が行政庁による是正命令に違反した場合や、顧客等が隠ぺいの目的で本人特定事項を偽った場合等の罰則を設ける。

(3) この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、国際社会において、テロリスト等に対する遅滞なき資産凍結が求められている状況にかんがみ、外国為替取引等に係るテロリスト等に対する資産凍結等の効果的な実施を図るため、金融機関等に対し顧客等の本人確認を義務付ける等の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　金融機関等の本人確認義務等

(1) 金融機関等が顧客等との間で次の取引を行う場合には、当該顧客等について、運転免許証の提示を受ける等の方法により本人特定事項（自然人にあっては氏名、住所又は居所及び生年月日、法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）の確認を行わなければならない。

① 銀行等が、本邦から外国へ向けた一定金額以上の支払等の為替取引（以下「特定為替取引」という。）を行う場合

② 銀行等、信託会社、証券会社及び金融先物取引業者が、資本取引に係る契約の締結その他の行為（以下「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行う場合

③ 郵政官署が、郵便為替業務又は郵便振替業務において特定為替取引を行う場合及び郵便貯金業務、郵便振替業務等において資本取引に係る契約締結等行為を行う場合

④ 両替業務を行う者が両替を行う場合

(2) 金融機関等が本人確認をする場合には、顧客本人のほか、会社の代表者等現に取引の任に当たっている者についても、本人確認を行わなければならない。

(3) 顧客等は、金融機関等が本人確認を行う場合、本人特定事項を偽ってはならない。

(4) 金融機関等は、顧客等が本人確認に応じないときは、その顧客等との取引を拒むことができる。

(5) 金融機関等は、本人確認記録を作成し、顧客等との特定為替取引の終了時等から７年間保存しなければならない。

2　関係行政機関の協力

資産凍結等の対象となるテロリスト等を迅速かつ適切に指定するための関係省庁による情報提供等の根拠となる規定の整備を行う。

3　その他

(1) 所要の罰則の整備を行う。

(2) この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、２の改正は、公布の日から施行する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

独立行政法人造幣局法案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　総則

(1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）とする。

(2) 造幣局の目的は次のとおりとする。

① 貨幣の製造等を行うとともに、必要な情報の提供等により、通貨制度の安定に寄与すること

② 勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うこと

(3) 造幣局は、その役職員に国家公務員の身分を与える特定独立行政法人とするとともに、主たる事務所を大阪府に置く。

(4) 造幣局の資本金については、造幣局の成立時に造幣局が国から承継した権利に係る財産の価額の合計額から承継した義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を当初の資本金とする。また、政府は必要があると認めるときは追加出資できる。

2　役員

造幣局に、役員として、理事長及び監事２人を置くほか、理事３人以内を置くことができる。

3　業務等

(1) 造幣局の業務の範囲は、貨幣の製造、勲章、褒章の製造及びそれらに関する試験、研究等、現在実施している業務を引き続き行う。

(2) 造幣局は、貨幣製造業務については、財務大臣の定める製造計画に従って行わなければならない。

(3) 造幣局は、貨幣の偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものを内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。

(4) 造幣局は、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 造幣局は、中期目標の期間の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

(6) 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は造幣局債券を発行することができる。

4　雑則

(1) 財務大臣は、中期目標の期間の終了時における組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する。

(2) 財務大臣は、貨幣の偽造に対処する等緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

5　施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年４月１日から施行する。

独立行政法人国立印刷局法案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立印刷局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　総則

(1) 独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）とする。

(2) 印刷局の目的は、次のとおりとする。

①　日本銀行が発行する銀行券（以下「銀行券」という。）の製造を行うとともに、必要な情報の提供等により、通貨制度の安定に寄与すること

②　官報・白書の編集等を行うことにより公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図ること

③　国債証券、印紙、郵便切手等公共上の見地から必要な証券・印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ること

(3) 印刷局は、その役職員に国家公務員の身分を与える特定独立行政法人とするとともに、主たる事務所を東京都に置く。

(4) 印刷局の資本金については、印刷局の成立時に印刷局が国から承継した権利に係る財産の価額の合計額から承継した義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を当初の資本金とする。また、政府は必要があると認めるときは追加出資できる。

2　役員

印刷局に、役員として、理事長及び監事２人を置くほか、理事４人以内を置くことができる。

3　業務等

(1) 印刷局の業務の範囲は、銀行券の製造、官報・白書の印刷、国債証券の製造及びこれらに関する試験、研究等、現在実施している業務を引き続き行う。

(2) 印刷局は、銀行券製造業務については、財務大臣の定める製造計画に従って行わなければならない。

(3) 印刷局は、銀行券の偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものを内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。

(4) 印刷局は、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(5) 印刷局は、中期目標の期間の終了時において、積立金の残高が増加する場合には、一定の基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

(6) 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は印刷局債券を発行することができる。

4　雑則

(1) 財務大臣は、中期目標の期間の終了時における組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する。

(2) 財務大臣は、銀行券の偽造に対処する等緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

(3) 内閣総理大臣は、官報等の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

5　施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年４月１日から施行する。

貨幣回収準備資金に関する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、造幣局の独立行政法人化に伴い造幣局特別会計が廃止され、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金も廃止されることとなるため、新たに一般会計に貨幣回収準備資金を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

この法律は、一般会計に貨幣回収準備資金（以下「資金」という。）を設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

2　資金の構成

資金は、造幣局特別会計の資金に属していた現金及び地金、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額、政府において引き換え又は回収した貨幣、一般会計からの繰入金等により構成される。

3　資金の使用

資金は、貨幣の引換え又は回収、貨幣の製造等貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源として使用することができる。

4　資金の管理

(1) 資金は、財務大臣が、法令の定めるところに従い管理する。

(2) 地金の保管については、独立行政法人造幣局に行わせることができる。

(3) 引換貨幣及び回収貨幣が変質又は滅失したときは、その価額を減額又は削除する。

5　一般会計への繰入れ

年度末における資金の額が、政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から一般会計に繰り入れる。

6　施行期日

この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日（平成15年４月１日）から施行する。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な決済を可能とする清算機関制度の整備を行う等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　短期社債等の振替に関する法律の一部改正等

(1) 短期社債等の無券面化及び振替による権利移転を規定する現行の法律を改正し、振替の対象となる有価証券を、社債、国債等に拡大する。これに伴い、法律の題名を「社債等の振替に関する法律」（以下「社債等振替法」という。）に改める。

(2) (1)に基づいて振替が行われる国債のうち、財務大臣が指定したものについて、元本部分と利息部分の分離、統合が可能な、いわゆるストリップス債の制度を導入する。

(3) 振替機関（振替業を営む者として主務大臣の指定を受けた株式会社）と投資家等の間に口座管理機関が介在し、多層構造を有する振替制度（各階層間で振替が行われる仕組み）を構築できるよう、所要の規定を整備する。

(4) 振替機関の業務規程において、口座管理機関、加入者集会等に関する事項を規定するほか、口座管理機関は、その加入者に対し、当該口座管理機関の上位機関が負う消却義務を連帯して保証する旨を定める。

(5) 日本銀行が国債の振替を行う振替機関となることができるよう、所要の規定を設ける。

(6) 新たな振替制度の整備に伴い、権利の帰属、社債券等の不発行、振替に関する手続及び社債等の発行に関する商法の特例等に関する規定を整備する。

(7) 振替機関及び口座管理機関の誤記載等による損害から加入者を保護するため、加入者保護信託を設ける。振替機関は、主務大臣の認可を受けて、振替機関を委託者、信託会社等を受託者、補償対象債権を有する加入者を受益者とする加入者保護信託契約を締結しなければならない。

　また、振替機関及び口座管理機関は、振替機関の定める業務規程に従い、負担金を委託者に対し支払わなければならない。

(8) 施行日から５年内の政令で定める日までに発行決議がされ、発行後に取締役会において社債等振替法の適用を受ける旨を定めた社債のうち、社債権者の申請により振替受入簿に記録された社債について、社債等振替法の規定を適用するほか、国債等についても同様の特例措置を設ける。

(9) 社債等の振替制度の整備に伴い、株券の保管及び振替に関する法律における保管及び振替の対象となる有価証券の範囲を株券及び株券に関するものに改める。また、社債等登録法を廃止するほか、その他関係法律の改正を行う。

2　証券取引法等の一部改正

(1) 有価証券債務引受業を内閣総理大臣の免許制とするほか、当該業務を行う証券取引清算機関の業務、業務方法書、清算預託金、役職員等に関する規定を設ける。

また、証券取引所は、内閣総理大臣の承認を受けて有価証券債務引受業等を営むことができるよう、規定を設ける。

(2) 証券取引に係る清算に関する制度の整備に伴い、証券取引所に係る信認金、取引所の業務規程記載事項等に関する規定を整備する。

(3) 金融先物取引に係る清算に関する制度について、(1)及び(2)と同様の規定の整備を行う。

3　国債の取引及び同市場の整備のための関係法律の改正

(1) 国債の整理の円滑な実施のため、国債の買入消却の実施の要件を改める。

(2) 国債の利子額を基準として財務大臣が定める金額を政府に支払うことを約する者に対し、一定の方法によって計算した金額の支払いを約すること（金利スワップ取引）ができるよう、規定を設ける。

(3) 財務大臣が定める特定の国債について譲渡の制限を課すことができるよう改める。

(4) １の(2)により導入されるストリップス債のうち、分離された利息部分に係るものについては、利子所得の対象から除外する等、税制上の措置を講ずる。

4　その他

(1) この法律は、一部を除き、平成15年１月６日から施行する。

(2) 所要の経過措置等を定める。

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、政策金融機関に対する金融庁の検査を導入できることとするため、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行の９政策金融機関の設置法において所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　各政策金融機関の設置法の一部改正

(1) 主務大臣は、政令の定めるところにより、立入検査権限の一部を内閣総理大臣に委任できる。

(2) 内閣総理大臣は、立入検査をしたときは、速やかに、その結果を主務大臣に報告する。

(3) 内閣総理大臣は、主務大臣から委任された権限等を金融庁長官に委任する。

2　施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　民間金融機関に対しては依然としていわゆる貸し渋り問題等の批判があること等を踏

まえ、政策金融機関にあっては、民間金融の補完という本来の使命を果たすこと。

一　政策金融機関の中小企業等に対する融資については、いたずらに貸し渋り等の批判を招くことにならないよう、金融庁による政策金融機関に対する検査の実施に当たっては、中小企業等の実態を踏まえ適正かつ的確に行い、一律的にならないよう留意するとともに、各主務省庁及び各政策金融機関においては、金融庁による検査の結果を踏まえた上で、政策金融の機能が的確に発揮されるよう努めること。

一　民間金融機関についても、中小企業等に対する資金供給の一層の円滑化を図ること。

一　各政策金融機関の業務運営に当たっては、国民に対する説明責任の確保及び業務の透明性の向上に努めること。

一　我が国金融システムにおける政策金融機関の位置付けやその民間金融補完機能の考え方を明確化した上で、政策金融機関の在り方の見直しを行うこと。

右決議する。

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化や企業活動の国際化の進展等を踏まえ、我が国企業の円滑な組織再編成に対応するとともに、企業経営の実態に即した適正な課税を行い、もって我が国の経済構造改革に資する観点から、連結納税制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　適用法人・適用方法

(1) 親会社（内国法人である普通法人又は協同組合等に限り、他の内国法人の100％子会社に該当するものを除く。）及びその親会社が直接間接に100％の株式を保有する関係（完全支配関係）にあるすべての子会社（内国法人である普通法人に限る。）が連名で連結納税の承認申請書を提出し、国税庁長官の承認を受けた場合には、その親会社を納税義務者として連結所得に対する法人税を納める。

(2) 連結納税制度の適用は選択制とし、連結納税制度を選択する場合には、原則として適用しようとする事業年度の６月前までに承認申請書を提出する。また、一旦選択した場合には継続して適用する。

(3) 連結納税制度における申告・納付については、親会社が行うこととし、子会社は連帯して納付責任を負うとともに、連結法人税額の個別帰属額等を税務署に提出する。

2　所得、税額の計算

(1) 連結所得金額については、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、連結グループ内取引に係る損益の調整等の所要の調整を行った上で、連結欠損金額の繰越控除等について連結グループを一体として計算する。

(2) 連結法人税額については、連結所得金額に税率を乗じて計算された金額を基に、税額控除等について必要な調整を行い、税額を求める。次いで、連結税額を連結グループ内の各法人の個別所得金額又は個別欠損金額を基にして、個別帰属額を各法人に配分する。

(3) 税率については、協同組合等を除き、原則、現行税率と同様とする。ただし、連結

納税制度創設に伴う税収減に対応するため、２年間は２％の連結付加税を上乗せする。

(4) 所得、税額の計算に係る諸制度については、個々の制度の趣旨を踏まえ、法人税法、租税特別措置法上の所要の措置を講ずるほか、国税通則法等の規定を整備する。

３　適用事業年度等

(1) 連結納税制度の適用事業年度については、平成15年３月期決算法人から適用することとし、平成14年度においては、平成14年９月末を連結納税の承認申請期限とする等の経過措置を設ける。

(2) 連結納税制度の適用開始又は加入に際しては、親会社や税制適格合併、一定の株式交換による子会社等を除き、原則、当該法人の資産を時価評価し、評価損益を計上する。

(3) 多様な租税回避行為に適切に対応するための包括的な租税回避防止規定を整備するほか、質問検査権、罰則等について、所要の規定を整備する。

４　財源措置

連結納税制度の仕組みの中での措置として、連結付加税のほか、子会社の連結前欠損金の持込み制限、新規子会社等の加入制限に係る措置を講ずる。併せて、退職給与引当金の廃止等の課税ベースの見直しを行う。

５　施行期日

この法律は、平成14年８月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度の租税減収見込額は、約210億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　急激な社会経済構造の変化に対応し、我が国産業の国際競争力を強化するためにも、連結納税制度の円滑な導入が必要である。従って、連結納税制度導入に伴う納税事務の複雑化にかんがみ、納税者に対する細目を含めた制度の周知及び運用に当たって、十分な配慮等を行うよう特段の努力を払うこと。

一　歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、連結付加税の見直しについては、企業の連結納税制度の適用状況及び法人税収の動向等経済・財政事情を的確に踏まえ、検討を行うこと。

一　連結納税制度の導入に伴う税務執行に係る業務の質的・量的変化に伴い、事務の円滑化等を図る観点から、従前にも増した国税職員の定員の確保・機構の充実・機械化の促進等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第３号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成13年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1　個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

2　農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後２年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成13年度における租税の減収見込額は、約５億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	14. 1.21	14. 1.31	14. 2. 1 可決	14. 2. 1 可決	14. 1.24 財務金融	14. 1.28 可決	14. 1.29 可決
			○14.1.31 参本会議趣旨説明						
※2	平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	衆	1.25	3.13	3.28 可決	3.29 可決	2.19 財務金融	3. 6 可決	3. 6 可決
			○14.3.13 参本会議趣旨説明　○14.2.19 衆本会議趣旨説明						
※4	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 1	3.13	3.28 可決 附帯	3.29 可決	2.19 財務金融	3. 6 可決 附帯	3. 6 可決
			○14.3.13 参本会議趣旨説明　○14.2.19 衆本会議趣旨説明						
※9	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 8	3.18	3.28 可決 附帯	3.29 可決	2.22 財務金融	3. 8 可決 附帯	3.12 可決
※17	日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案	衆	2.15	4. 8	4.11 可決	4.12 可決	3.20 財務金融	4. 3 修正	4. 4 修正
60	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案	衆	3.12	4.15	4.18 可決	4.22 可決	4. 2 財務金融	4. 9 可決	4.11 可決
62	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案	衆	3.12	4.15	4.18 可決	4.24 可決	4. 2 財務金融	4. 9 可決	4.11 可決
63	独立行政法人造幣局法案	衆	3.12	4.18	4.25 可決	4.26 可決	4.10 財務金融	4.12 可決	4.16 可決
64	独立行政法人国立印刷局法案	衆	3.12	4.18	4.25 可決	4.26 可決	4.10 財務金融	4.12 可決	4.16 可決
65	貨幣回収準備資金に関する法律案	衆	3.12	4.18	4.25 可決	4.26 可決	4.10 財務金融	4.12 可決	4.16 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
69	証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	14. 3.15	14. 5.28	14. 6. 4 可決	14. 6. 5 可決	14. 4.15 財務金融	14. 5.17 可決	14. 5.21 可決
74	政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案	衆	3.15	5.17	5.23 可決 附帯	5.24 可決	4.11 財務金融	4.26 可決 附帯	4.26 可決
			○14.5.17 参本会議趣旨説明 ○14.4.11 衆本会議趣旨説明						
※98	法人税法等の一部を改正する法律案	衆	5.10	6. 5	6.25 可決 附帯	6.26 可決	5.16 財務金融	5.29 可決 附帯	5.30 可決
			○14.6.5 参本会議趣旨説明 ○14.5.16 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	地域金融の円滑化に関する法律案	櫻井　充君 外４名 (14. 2. 6)	14. 2. 8		14. 7.31	継続審査				
8	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	江田　五月君 外９名 (14. 3.25)	3.27		7.31	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	財務金融委員長 坂本　剛二君 (14. 2. 8)	14. 2. 8	14. 2. 8	14. 2. 8 (予備)	14. 2. 8 可決	14. 2. 8 可決			14. 2. 8 可決
25	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案	相沢　英之君 外５名 (14. 5.31)	6. 3	7.23	7.30	継続審査		7.16 財務金融	7.19 可決	7.23 可決

【文教科学委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願30種類159件のうち、１種類２件を採択した。

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設するとともに、沖縄工業高等専門学校を新設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国立大学の再編・統合のもたらす効果、単科大学の再編・統合の方針、新設される沖縄工業高等専門学校の教育環境を守るための措置等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、２項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**著作権法の一部を改正する法律案**は、インターネット等新たな情報伝達手段の発達等にかんがみ、放送事業者又は有線放送事業者の利益を適切に保護するため、これらの者に放送又は有線放送の送信可能化に関する権利を付与するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の実施に伴い、著作権法による保護を受けるものとして、同条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加え、実演家の人格的利益を適切に保護するため、実演家人格権を新たに創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今後の著作権制度の在り方、著作権侵害対策、著作権思想の啓発等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案は、教員免許制度の弾力化を推進するため、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科等の教授を担任することができるようにするとともに、特別免許状を授与するための要件を緩和し、その有効期限を撤廃するほか、教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を図るため、教員免許状の失効及び取上げ処分に係る規定を整備すること等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、教員の資質能力の向上策、学校教育における社会人の活用の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、５項目の附帯決議が付された。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、教員の資質能力の向上を図るため、国公立の小学校等の教諭等の任命権者は、教諭等に対して、その在職期間が10年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施しなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、10年経験者研修の法制化の理由、研修内容及び実施方法、教員評価との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、６項目の附帯決議が付された。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（以下「文化財不法輸出入等禁止条約」という。）の適確な実施を確保するため、同条約の締約国から盗取された文化財の輸入を規制するとともに、当該文化財の原権利者の回復請求について善意取得の特則を設ける等の措置を講じようとするものである。

文化財保護法の一部を改正する法律案は、文化財不法輸出入等禁止条約の適確な実施を確保する等のため、重要有形民俗文化財の輸出について届出制から許可制に改めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、文化財の不法取引防止のための国際的データベースの必要性、盗難文化財返還の際に政府の果たす役割等について質疑が行われた後、両法律案はいずれも全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

３月14日、第153回国会閉会後の平成14年１月15日から16日までの２日間、地方における初等中等教育、高等教育及びスポーツ振興等に関する実情調査のため北海道で行った委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

次に、遠山文部科学大臣より文教科学行政の基本施策に関して所信を、青山文部科学副大臣より平成14年度文部科学省関係予算に関して説明を聴取した。

３月19日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、教育基本法の見直し、国立大学の構造改革、臨時教育審議会以後の教育改革の流れ、教員の資質向上策、海洋深層水の研究状況、障害のある児童生徒に対する就学指導、新学習指導要領のねらい、教員養成学部及び教員採用試験の在り方等の問題が取り上げられた。

３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、総合的な学習の時間の目的、学校評価システムの導入、「心のノート」作成の目的及び指導方針、学習障害（ＬＤ）の児童生徒への対応、ＩＴＥＲ（国際熱核融合実験炉）計画への対応、科学技術に関する国家的プロジェクトへの対応、公立学校施設整備費が前年度に比べて減額されている理由、アトピー性皮膚炎に対する海洋深層水の効果に関する研究の現状及び目標、スギ花粉症に関する研究の現状及び目標、完全学校週５日制の受皿の必要性、加配定数教員を少人数学級の編制のために配置することの可否、医学部への学士編入学、「人間学」の必修化等について質疑を行った。

４月25日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、国立大学法人の教職員を非公務員型とする理由、特定の学問分野に対する支援、地方国立大学の役割、高校教科書の検定と採択の在り方、大学の設置形態を問わない資源配分の在り方、運営交付金の算定方法、国立大学法人と独立行政法人通則法の関係、評価結果と運営交付金の関係、国立大学法人の授業料の在り方、国立大学法人の会計基準、酒田短期大学問題の現状と対応策、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会と国立大学法人との関係、国立大学法人化の哲学、国立大学法人における教育と研究の関係等の問題が取り上げられた。

７月９日、墨田区立本所中学校及び国際研究交流大学村（東京国際交流館、日本科学未来館）を視察した。

７月18日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、義務教育における国の関与の在り方、帝京大学入学に係る寄附金問題、学校施設の耐震化対策、学校のＩＴ化促進のための条件整備、国立大学の法人化等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣から所信を聴いた。

○平成14年度文部科学省関係予算に関する件について青山文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（日本学術会議））について若松総務副大臣から説明を聴いた後、
（総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、加納文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月28日（木）（第４回）

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月２日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月９日（火）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月11日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について遠山文部科学大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第57号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

○平成14年４月25日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学の法人化に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月21日（火）（第９回）

○**教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月23日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第36号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年５月30日（木）（第11回）

○**教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月４日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第37号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年６月11日（火）（第13回）

○**文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**
文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上両案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月25日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**
文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上両案について遠山文部科学大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第90号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

（閣法第91号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

○平成14年７月18日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○義務教育における国の関与の在り方に関する件、帝京大学入学に係る寄附金問題に関する件、学校施設の耐震化対策に関する件、学校のＩＴ化促進のための条件整備に関する件、国立大学の法人化に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、池坊文部科学大臣政務官、奥山内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第431号外１件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第１号外156件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設すること。

2　秋田大学医療技術短期大学部、筑波大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部を廃止すること。

3　沖縄工業高等専門学校を新設すること。

4　図書館情報大学の筑波大学への統合及び山梨大学と山梨医科大学との統合による山梨大学の新設に関する規定並びに沖縄工業高等専門学校の新設に関する規定は平成14年10月１日から、秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成17年４月１日から、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成18年４月１日から施行すること。

5　沖縄工業高等専門学校は、平成16年度から学生を入学させるものとすること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　国立大学の再編・統合に当たっては、大学の自主性に基づく検討を尊重するとともに、地域性に配慮し、教育研究基盤が強化されかつ個性豊かな大学の実現に資するよう努めること。また、各大学と地域とのつながりを考慮し、地域の意見が再編・統合に反映されるよう努めること。

2　沖縄工業高等専門学校の設置予定地は、米軍基地（弾薬庫、演習地）のみならず、普天間飛行場代替施設の建設予定候補地に隣接していることもあり、教育環境に影響が及ぶ懸念無しとはしないが、沖縄の特殊事情も勘案し、学校の建設及び運営については学生の安全を第一に、万全の配慮をしつつ計画を進めること。

右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弾力的措置を講じるとともに、学校教育への社会人の活用を促進するため所要の措置を講じるほか、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取上げに係る措置を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校（特殊教育諸学校の小学部を含む。）の相当する教科等の教授又は実習を担任することができることとすること。

2　高等学校の専門教科等の教諭の免許状を有する者が中学校（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部を含む。）の相当する教科等の教授又は実習を担任するこ

とができることとすること。

3　普通免許状を有する者が、３年の教職経験により、要修得単位数を軽減して、隣接校種の普通免許状を取得できることとすること。

4　学士の学位を有することを撤廃するなど特別免許状の授与要件を見直すこと。

5　５年から10年以内とした特別免許状の有効期限を撤廃すること。

6　懲戒免職の処分を受け免許状が失効した日から３年を経過しない者には免許状を授与しないこととするとともに、免許状取上げの処分を受けた者について免許状を授与しないこととする期間を２年から３年に延長すること。

7　免許状の失効に関する現行の規定を見直し、国立又は公立の学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたときは、その免許状は失効することとすること。

8　免許状の取上げに関する現行の規定を見直し、私立学校の教員が国立又は公立の学校の教員の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、その免許状を取り上げなければならないこととすること。

9　学校法人は、その設置する私立学校の教員について免許状の失効又は取上げ事由に該当すると認めたときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならないこととすること。

10　この法律は、平成15年１月１日から施行すること。ただし、１から５については、平成14年７月１日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、教員の資質の保持と向上を目的とする教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　特別免許状制度の活用促進に当たっては、大学における教員養成の原則を堅持して適切に運用すること。

2　免許状の失効及び取上げの措置については、不利益処分の重大性にかんがみ、公平・公正を確保するよう、厳格な適用を行うこと。

3　学校種間の連携・接続の改善に当たっては、そのための条件整備に一層努めること。

4　教員免許状の総合化については、今後の学校教育の役割、教職の専門性の向上等の観点を踏まえ、中長期的な展望をもって検討を進めること。

5　特殊教育諸学校における教員の当該校種免許状の保有率が低い現状を踏まえ、免許状の円滑な取得のための環境整備等により、その保有率の向上に努めること。

右決議する。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、教員の資質能力の向上を図るため、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が10年に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じた研修を実施しなければならないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1　10年経験者研修

(1) 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が10年（特別の事情がある場合には、10年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修（以下「10年経験者研修」という。）を実施しなければならないこととすること。

(2) 任命権者は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならないこととすること。

(3) 任命権者が定める10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならないこととすること。

2　施行期日等

(1) この法律は、平成15年４月１日から施行すること。

(2) 10年経験者研修を実施しなければならない者について、特例を定めること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について配慮をすべきである。

1　10年経験者研修の実施に当たっては、教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、真にニーズに応じたものとなるよう、実施に当たる任命権者等においては、実施期間、場、実施方法等に関し様々な創意をこらすこと。

2　任命権者等においては、10年経験者研修がその効果をあげ得るよう、研修企画の策定や研修内容の評価に当たっては、関係者等と連携し、教員のニーズや現場の意見の反映などに努めること。

3　10年経験者研修においては、事前の自己評価を行うことなどによって、教員の自主的・主体的な研修意欲が喚起されるよう促すこと。

4　10年経験者研修は、各教員の能力・適性等に応じた研修を行うことにより教員の資質能力の向上を図ることを目的とするものであることにかんがみ、研修終了時の教員に対する評価結果が直ちに勤務評定につながるものではないことに十分留意すること。

5　国や任命権者等においては、研修の実施に伴って教育現場に支障を来さぬような態勢の整備及び財政措置等の条件整備に努めること。

6　これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持った教職員が協働して教育効果等を高める必要があることから、教員だけではなく、様々な職種の専門性向上のための施策の検討や、研修機会の充実を促進すること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、インターネット等新たな情報伝達手段の発達等にかんがみ、放送事業者等に放送等の送信可能化に関する権利を付与するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の実施に伴い、実演家人格権を新たに創設する等の措置を講じようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　保護を受ける実演及びレコードに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること。

2　実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有することとするとともに、この権利を適用しない場合等について定めること。

3　実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとするとともに、この権利を適用しない場合について定めること。

4　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締約国に係る実演及びレコードについて、商業用レコードの二次使用料を受ける権利の対象とするとともに、その適用の範囲について相互主義を採用することとすること。

5　放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有することとすること。

6　有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有することとすること。

7　レコードに関する著作隣接権の存続期間は、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時をもって満了することとすること。

8　実演家人格権の侵害、実演家人格権の侵害とみなされる行為等について、適切な罰則を定めること。

9　１及び４は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から、５及び６は平成15年１月１日から、その他は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日又は平成15年１月１日のうちいずれか早い日から、それぞれ施行すること。

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案（閣法第90号）

【要旨】

本法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（以下「条約」という。）の適確な実施を確保するため、同条約の締約国から盗取された文化財の輸入を規制するとともに、当該文化財の原権利者の回復請求について善意取得の特則を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

この法律は、条約の適確な実施を確保するため、盗取された文化財の輸入、輸出及び回復に関する所要の措置を講ずることを目的とすること。

2　定義

(1) この法律において「文化財」とは、国内文化財及び外国が条約第１条の規定に基づき指定した物件をいうこと。

(2) この法律において「国内文化財」とは、条約第１条に掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法第27条第１項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第56条の10第１項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第69条第１項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいうこと。

3　特定外国文化財

外務大臣は、外国から、条約第７条(b)(i)に規定する施設から文化財が盗取された旨の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を文部科学大臣に通知するものとし、文部科学大臣は、その通知を受けたときは、経済産業大臣との協議を経て、文部科学省令で定めるところにより、当該通知に係る文化財を、特定外国文化財として指定するものとすること。

4　輸入の承認

特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとすること。

5　届出の公示等

文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第33条（同法第56条の12、第73条の２及び第75条で準用する場合を含む。)の規定による届出(亡失又は盗難に係るものに限る。)があったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第７条(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとし、外務大臣はその内容を遅滞なく外国に通知するものとすること。

6　特定外国文化財に係る善意取得の特則

特定外国文化財の占有者が民法第192条の条件を具備している場合であっても、盗難の被害者は、同法第193条の規定による回復の請求に加え、盗難のときから２年を経過した後10年を経過するまでの期間にあっては、占有者が支払った代価を弁償することにより、これを回復することを求めることができるものとすること。

7　国民の理解を深める等のための措置

国は、教育活動、広報活動等を通じて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならないものとすること。

8　附則

(1) この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとすること。

(2) ３及び５の規定は、この法律の施行前に亡失し又は盗取された文化財については、適用しないものとすること。

文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保する等のため、重要有形民俗文化財の輸出について届出制から許可制に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　重要有形民俗文化財の輸出について文化庁長官の許可を要するものとすること。

2　許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者の罰則を定めること。
3　この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※10	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 8	14. 3.27	14. 4. 2 可決 附帯	14. 4. 3 可決	14. 3.19 文部科学	14. 3.22 可決 附帯	14. 3.26 可決
36	教育職員免許法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	5.20	5.23 可決 附帯	5.24 可決	4.16 文部科学	4.24 可決	4.25 可決
			○14.5.20 参本会議趣旨説明 ○14.4.16 衆本会議趣旨説明						
37	教育公務員特例法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	5.29	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決	5.16 文部科学	5.22 可決 附帯	5.28 可決
57	著作権法の一部を改正する法律案	参	3. 8	4. 8	4.11 可決	4.12 可決	6. 4 文部科学	6. 7 可決	6.11 可決
90	文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案	衆	4.19	6.10	6.25 可決	6.26 可決	5.28 文部科学	6. 5 可決	6. 6 可決
91	文化財保護法の一部を改正する法律案	衆	4.19	6.10	6.25 可決	6.26 可決	5.28 文部科学	6. 5 可決	6. 6 可決

(注) 附帯 附帯決議

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出７件（うち本院先議１件)、本院議員提出２件、衆議院議員提出２件（いずれも衆議院継続)、衆議院厚生労働委員長提出３件の合計14件であり、このうち、内閣提出６件、衆議院議員提出２件、衆議院厚生労働委員長提出２件の合計10件を可決し、内閣提出１件を修正議決した。なお、衆議院厚生労働委員長提出１件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願94種類2,962件のうち、12種類550件を採択した。

〔法律案の審査〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものである。

平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成14年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成13年度と同額に据え置こうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、遺族年金等の引上げ額の根拠、遺骨のＤＮＡ鑑定に関する検討状況、年金の特例措置を講じることによる影響と今後の対応、国民年金保険料未納者への対策等について質疑が行われた後、順次採決の結果、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は多数をもってそれぞれ原案どおり可決された。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者雇用率の算定に係る除外率制度及び特例子会社制度等の見直しを図るとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターの創設等就職が困難な障害者の職業生活における自立を促進するための施策の充実強化を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、法定雇用率未達成企業に対する指導強化の必要性、除外率制度の縮小・廃止の方法、特例子会社制度の見直しに伴う親会社の責任の在り方、障害者就業・生活支援センターの役割、新たな障害者基本計画及び障害者プランの策定への取組等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、９項目にわたる附帯決議が付された。

健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、患者一部負担金の見直し、健康保険の保険料における総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、老人医療の対象年齢及び公費負担割合の引上げ、国民健康保険の財政基盤の強化等を行おうとするものである。

健康増進法案は、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が必要とされていることから、健康の増進

に関し基本方針を策定するとともに、健康診査の実施等に関する指針を策定し、あわせて、国民の栄養の改善、受動喫煙の防止等の施策を推進しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、今回の医療制度改革に伴う国民の負担増の内容と経済に及ぼす影響、被用者保険の自己負担割合を３割に引き上げることの是非、医療制度の抜本改革の在り方、保険者の統合・再編の考え方、健康診査の情報を個人情報として保護する必要性、受動喫煙の防止に向けた対策の在り方等の諸問題について、小泉内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。さらに、両法律案に関連する医療事故等の問題についても、参考人を招致し質疑を行った。質疑終局の動議によって両法律案の質疑を終局した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、中小企業退職金共済制度の長期的な安定を図るため、経済社会情勢の変化に対応して、退職金額の見直しを速やかに行えるようにする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、予定運用利回り引下げの影響と対策、資産運用管理体制の充実強化、本制度への加入促進方策等について質疑が行われ、小池委員（共産）の反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、５項目にわたる附帯決議が付された。

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案は、近年における医薬品、医療機器等の多様化及び高度化の状況にかんがみ、その安全性を確保するため、まず薬事法について、医療機器に関する規制の見直し、生物由来製品に関する各種規定の整備及び医薬品等の承認・許可制度の総合的な見直しを行うこととし、また、ＨＩＶ感染問題等を踏まえ、従来の「採血及び供血あつせん業取締法」を全面的に見直し、その名称を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」とし、法の目的、基本理念及び関係者の責務の明確化を図るとともに、厚生労働大臣による基本方針、献血推進計画及び血液製剤の安定供給に関する計画の策定等、血液事業の適正な運営を確保するために必要な施策を講じようとするものである。

委員会においては、血液製剤の国内自給体制確立の方策、生物由来製品に係る安全監視体制の在り方、生物由来製品による健康被害者への救済策、医薬品等の市販後安全対策等の諸問題について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局した後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合を代表して、朝日理事より、薬事・食品衛生審議会の機能強化、血液製剤の国内自給確保のための国の責務の明確化、都道府県献血推進計画に係る条項の追加、一部の改正項目の施行期日及び新法の見直し時期の前倒し、さらに生物由来製品による健康被害等の救済の在り方に係る検討条項の追加等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ可決され、本法律案は全会一致をもって修正議決された。なお、６項目にわたる附帯決議が付された。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案は、ホームレスの自立の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものである。

食品衛生法の一部を改正する法律案は、食品衛生法違反となるおそれが高い、特定の国で製造がなされた食品等について、その販売、輸入等を包括的に禁止することができる制

度を創設しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、提出者森衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

身体障害者補助犬法案は、第153回国会において衆議院で継続審査に付されたものであり、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬の訓練事業者及び補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等の管理する施設等を利用する場合において補助犬を同伴することができるようにすること等を主な内容とするものである。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案は、第153回国会において衆議院で継続審査に付されたものであり、公共的施設における補助犬の同伴についての配慮義務を障害者基本法に規定するとともに、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加すること等を主な内容とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、補助犬の育成のための助成措置の必要性、補助犬の認定を行う法人の指定要件、補助犬の認定及び訓練基準等について、質疑が行われた後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

３月14日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、坂口厚生労働大臣から所信を、宮路厚生労働副大臣から平成14年度厚生労働省関係予算の概要説明を聴取した。次いで、第153回国会閉会後に実施した委員派遣（沖縄県における雇用情勢等に関する実情調査）について、派遣委員から報告を聴取した。

３月19日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、厚生労働行政の基本施策について、医療制度改革の方向性、平成14年度診療報酬改定の考え方、薬価基準改定ルールの在り方、雇用失業情勢が厳しい中での労働条件の在り方、ワークシェアリングの検討状況、緊急地域雇用特別交付金事業の実施状況、長期失業者に対する助成の在り方、低所得者に対する介護保険料軽減措置の必要性、年金の物価スライド停止に伴う財政への影響と今後の年金改革の取組、薬害ヤコブ病訴訟における和解金の意義、救急医療の整備充実とその実態把握の必要性、食品表示虚偽事件の概要とその対応策、厚生労働省が所管する国家試験に合格基準を定めることの必要性、思春期の子供に対する医療、保健、福祉政策の連携の必要性等の質疑が行われた。

３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度厚生労働省関係予算を審査し、医療提供体制に関する大臣の基本的認識、難病の定義と難病対策に関する基本法の必要性、医療制度改革が難病患者に与える影響と対策、児童虐待の防止策、障害者に対するサービス体制の整備の必要性、中小零細企業における労働環境の整備の必要性、診療報酬改定における小児科医不足に対する配慮の有無、特別養護老人ホームの施設整備と人的整備の必要性等について質疑が行われた。

４月16日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、平成14年度診療報酬改定

の考え方、厚生年金基金制度の運営状況、社会福祉法人健祥会をめぐる諸問題解明の必要性、生活保護制度の運営改善の必要性、雇用対策の在り方、労働分野の規制緩和の必要性、後発医薬品使用による医療費抑制の必要性、社会保険病院の在り方、高齢者医療制度改革の方向性、国民年金保険料免除制度の考え方、臓器移植法見直しに対する政府の考え方、介護保険制度の運用状況と第２期事業計画策定に向けた政府の取組、外国人技能実習制度の見直しの必要性等について質疑が行われた。

５月23日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、雇用保険の財政状況と今後の対応、失業者の求職動向、労働債権の保全の在り方、ワークシェアリング導入に対する財政支援の内容、過労死の新認定基準の遡及適用と旧基準に基づく不支給処分の見直しの必要性、新技術開発による新規雇用創出を行うことの重要性、企業再編に伴う労働者保護の在り方、サービス残業の現状と解消に向けた政府の取組、若年者の雇用対策の在り方、小児がん（神経芽細胞腫）健診の在り方、幼保一元化の重要性、外国人研修生の処遇の在り方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。

○平成14年度厚生労働省関係予算に関する件について宮路厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣、狩野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣、狩野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月26日（火）（第４回）

○**戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**
平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月28日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**
平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、狩野厚生労働副大臣、宮路厚生労働副大臣、池坊文部科学大臣政務官、吉田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第18号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

（閣法第19号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連の一部、社民
反対会派　国連の一部

○平成14年４月16日（火）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度診療報酬改定に関する件、厚生年金基金制度の運営に関する件、社会福祉法人健祥会に関する件、生活保護制度の運営の改善に関する件、雇用対策に関する件、労働分野の規制緩和に関する件、後発医薬品使用による医療費抑制に関する件、社会保険病院の在り方に関する件、高齢者医療制度に関する件、国民年金保険料免除制度に関する件、臓器移植法の見直しに関する件、介護保険制度の運営状況と第２期事業計画策定に関する件、外国人技能実習制度の見直しに関する件等について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月18日（木）（第７回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、松下内閣府副大臣、狩野厚生労働副大臣、久野厚生労働大臣政務官、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月23日（火）（第８回）

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について参考人東京学芸大学教育学部教授松矢勝宏君、日本理療科教員連盟会長神崎好喜君、長崎ウエスレヤン大学講師村上清君及び障害者小規模作業所「つながり亭」、「バリエーション」所長戸田二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、狩野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第20号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月25日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、狩野厚生労働副大臣、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第82号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年５月21日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**身体障害者補助犬法案（第153回国会衆第28号）（衆議院提出）**
身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第153回国会衆第29号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員山本幸三君から趣旨説明を聴き、

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第12号）

について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴き、

身体障害者補助犬法案（第153回国会衆第28号）（衆議院提出）
身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第153回国会衆第29号）（衆議院提出）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案（参第12号）

以上３案について発議者参議院議員櫻井充君、発議者衆議院議員山本幸三君、同金田誠一君、同青山二三君、同児玉健次君、同武山百合子君、同中川智子君、坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

身体障害者補助犬法案（第153回国会衆第28号）（衆議院提出）
身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第153回国会衆第29号）（衆議院提出）

以上両案をいずれも可決した。

（第153回国会衆第28号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

（第153回国会衆第29号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年５月23日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○雇用保険の財政状況と今後の対応に関する件、ワークシェアリング導入に対する財政支援に関する件、新技術開発に伴う新規雇用創出に関する件、企業再編に伴う労働者の労働条件に関する件、若年者の雇用対策に関する件、働く女性と幼保一元化に関する件、外国人研修生の処遇に関する件等について坂口厚生労働大臣、狩野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（閣法第85号）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月30日（木）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（閣法第85号）**に

ついて坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月４日（火）（第13回）

○**薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（閣法第85号）**について参考人財団法人日本薬剤師研修センター理事長内山充君、弁護士・薬害ヤコブ病大津訴訟弁護団長中島晃君、日本製薬団体連合会会長藤山朗君、はばたき福祉事業団理事長大平勝美君及び日本赤十字社事業局技監草刈隆君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（閣法第85号）**について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、修正議決した。

（閣法第85号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年６月25日（火）（第14回）

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）について発議者参議院議員谷博之君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月２日（火）（第15回）

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）

以上３案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣及び根來公正取引委員会委員長に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）

以上３案について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月４日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）

以上３案について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月９日（火）（第17回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）

以上３案について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣、狩野厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行調査統計局長早川英男君に対し質疑を行った。

○平成14年７月11日（木）（第18回）

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）

以上３案について参考人東海大学医学部付属病院副院長堺秀人君、東京女子医科大学病院長林直諒君及び川崎協同病院小児科部長佐々木秀樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）

以上３案について坂口厚生労働大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月16日（火）（第19回）

○**健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）**について参考人財団法人日本食生活協会会長松谷満子君、高知医科大学医学部看護学科地域看護学講座教授甲田茂樹君及び中央社会保障推進協議会事務局次長相野谷安孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**について参考人日本医師会常任理事櫻井秀也君、健康保険組合連合会常務理事対馬忠明君、全国町村会会長・添田町長山本文男君、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義君、全国労働組合総連合事務局長坂内三夫君及び日本高齢・退職者団体連合会長西田八郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月18日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**

健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）
以上３案について坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月23日（火）（第21回）
○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）
以上３案について参考人学校法人帝京大学特別調査委員会事務局長前田憲正君に対し質疑を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）
以上３案について坂口厚生労働大臣、尾辻財務副大臣、吉田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月25日（木）（第22回）
○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案（参第18号）
以上３案について発議者参議院議員若林秀樹君、同櫻井充君、坂口厚生労働大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、
健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
健康増進法案（閣法第47号）（衆議院送付）
以上両案をいずれも可決した。
（閣法第46号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
（閣法第47号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

○平成14年７月31日（水）（第23回）
○理事の補欠選任を行った。
○**ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案（衆第42号）（衆議院提出）**
食品衛生法の一部を改正する法律案（衆第44号）（衆議院提出）
以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長森英介君から趣旨説明を聴いた後、

いずれも可決した。

（衆第42号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし

（衆第44号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし

○請願第39号外424件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第581号外124件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第４号外2,411件を審査した。

○**社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第43号）（衆議院提出）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金を引き上げ、公務死に係る額について、平成14年４月分から年額196万2,500円（現行年額195万9,200円）に増額するとともに、平病死（障害年金受給者が当該年金の支給事由である傷病以外の傷病により死亡した場合）に係る額等についても増額する。

2　施行期日

この法律は、平成14年４月１日から施行する。

平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成14年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成13年度と同額に据え置くこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成14年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律により政府が支給することとされた年金である給付、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法並びに私立学校教職員共済法による年金である給付について、平成10年の年平均の消費者物価指数に対する平成13年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととする。

2　この法律は、平成14年４月１日から施行する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、障害者の雇用情勢が厳しさを増す中で、企業組織の再編の活発化、技術革新等による職場環境の改善等障害者雇用を取り巻く状況が大きく変化していることにかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者雇用率の算定に係る除外率制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　障害者雇用率の算定方式の見直し

(1) 障害者雇用のための特例子会社を保有する企業が、関係する他の子会社も含めて障

害者雇用を進める場合に、企業グループでの雇用率の算定を可能とすることとする。

(2) 障害者雇用義務の軽減措置である除外率等について、廃止に向けて段階的に縮小することとする。

2　障害者に対する総合的支援策の充実

(1) 雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、障害者に対して就業及び日常生活上の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センター事業を実施することとする。

(2) 障害者職業センターにおいて、障害者の職場定着の支援を行う職場適応援助者事業を実施することとする。

3　精神障害者等に係る用語の意義の改正

精神障害者について本法律上の位置付けを明確にするため、定義規定を置くこととする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、１の(1)については平成14年10月１日から、１の(2)については平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、適正な就労が障害者の権利であることにかんがみ、本法の施行に当たり、障害者の雇用の促進を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　障害者雇用の促進には、労働のみならず、生活環境、福祉、保健医療、教育、文化等広範な分野にわたって施策を総合的に進める必要があり、従来にも増して、各省庁の連携を密にし、政府全体として取組を進めること。また、新障害者基本計画及び新障害者プランの策定に当たっては、障害者雇用を重要な柱として位置付け、可能な限り数値目標を掲げるなどし、計画的な整備を図るよう努めること。

2　精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用については、雇用支援策の展開を図り、関係者の理解を得るとともに、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することなどにより、早期に実施されるよう努めること。

3　雇用率制度の厳正な運用を図るため、企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化するとともに、必要な体制整備に努めること。

4　国、地方公共団体等の公的機関において、率先して障害者の雇用を進めるよう努めるとともに、個々の機関の実雇用率など、障害者雇用の現況を自ら公表すること。

5　企業グループによる雇用率の算定に当たっては、十分な現況の把握を行うとともに、障害者を特定の職場に追いやることのないよう、適正な運用を指導すること。また、特例子会社制度の運用に当たっては、親会社への障害者雇用責任者の配置を原則とし、親会社の責任を明確にすること。

6　除外率制度については、廃止に向けた取組が着実に進むよう、本法に基づいて策定される障害者雇用対策基本方針等の中で除外率縮小の日程などを明確にすること。

7　障害者就業・生活支援センター並びに職場適応援助者事業については、事業への当事者の参画に努めるとともに、全国の地域において確実に事業が展開されるよう努めること。また、職場適応援助者について、質を確保しつつ十分な数の人材が確保できるよう、必要な経験を有する通所授産施設等の職員の活用などにより、早急な養成に努めること。

8　障害者の職場定着を確実にするよう、職場における施設・設備の整備、介助者制度の充実を図ること。

9　障害者のトライアル雇用を実施する障害者雇用機会創出事業については、その実績にかんがみ、十分な運用が可能となるよう配慮すること。

右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、医療保険制度の安定的な運営を図るため、患者一部負担金の見直し、健康保険の保険料における総報酬制の導入、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、老人医療費拠出金の算定方法の見直し、国民健康保険の財政基盤の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　健康保険法の一部改正

1　患者の一部負担については、被保険者の一部負担金の割合及び被扶養者の入院時の自己負担割合を３割とする。ただし、70歳以上の者については１割（一定以上の報酬を有する者については２割）、３歳未満の者については２割とする。

2　外来に係る薬剤一部負担金を廃止する。

3　保険料については、賞与にも標準報酬月額と同一の保険料率で賦課する総報酬制を導入するほか、政府管掌健康保険の保険料率を1000分の82とするとともに、少なくとも２年ごとに見直しを行う。

第２　老人保健法の一部改正

1　老人医療の対象年齢を現行の原則70歳以上から原則75歳以上に、老人医療費に対する公費負担割合を現行の３割から５割に、いずれも５年間で段階的に引き上げる。

2　老人医療の一部負担については、外来の一部負担金に係る月額上限制及び診療所に係る定額選択制を廃止し、一部負担金の額を１割とする。ただし、一定以上の所得を有する者等については２割とする。

3　厚生労働大臣は、老人医療費の伸びを適正化するための指針を定め、その指針に即した都道府県及び市町村の取組に対する必要な助言その他の援助に努めるものとする。

4　老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率の上限を廃止する。

第３　国民健康保険法の一部改正

1　患者の一部負担については、３歳未満の者の一部負担金の割合を２割とするほか、70歳以上の者については１割（一定以上の所得を有する者については２割）とするとともに、70歳未満の退職被保険者等については３割とする。

2　外来に係る薬剤一部負担金を廃止する。

3　国民健康保険の財政基盤を強化するため、市町村国保の広域化等を支援する基金の創設、高額医療費共同事業の拡充・制度化、低所得者を多く抱える保険者に対する支援制度の創設等の措置を講ずる。

4　退職者に係る老人医療費拠出金については、退職者医療制度において全額負担する。

第４　施行期日等

１　施行期日

この法律は平成14年10月１日から施行する。ただし、一部負担金の３割への引上げ、外来に係る薬剤一部負担金の廃止、総報酬制の導入等に関する事項については、平成15年４月１日から施行する。

２　医療保険制度の改革等

(1) 医療保険各法の保険給付率については、将来にわたり７割を維持するものとする。

(2) 政府は、平成14年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系の在り方、新しい高齢者医療制度の創設及び診療報酬の体系の見直しについて、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定し、その方針に基づいて、できるだけ速やかに（新しい高齢者医療制度の創設についてはおおむね２年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

(3) 政府は、おおむね２年を目途に、社会保険病院の在り方の見直し及び社会保険庁の業務運営の効率化、事務の合理化について、また、おおむね３年を目途に、国が行う社会保険・労働保険に係る徴収事務の一元化、医療保険・老人医療・介護保険の一部負担の合計額が著しく高額となる場合の負担軽減を図る仕組みの創設及び支払基金と国保連による診療報酬の審査支払に関する事務処理体制の見直しについて、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

(4) 政府は、おおむね５年を目途に、政府管掌健康保険事業と当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(5) 政府は、医療事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情処理体制の整備、医療及び医療費に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備並びに医療保険・老人医療の給付の内容及び範囲の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

３　関係法律の改正

船員保険法について、総報酬制の導入に伴い、職務外の疾病部門に係る保険料率を1000分の91とするほか、健康保険法の改正と同様の改正を行う。また、国家公務員共済組合法その他共済組合各法についても、保険給付及び保険料に関する事項について健康保険法の改正に準じた改正を行う。

健康増進法案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が必要とされていることから、健康の増進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　健康増進に関する努力義務

(1) 国民は、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めるものとする。

(2) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者（保険者、学校、市町村、事業者等）及び医療機関その他の関係者は、相互に連携・協力しながら、国民の健康増進に対する努力を支援するよう努めるものとする。

2　健康増進に関する基本方針等

国民の健康増進を総合的に推進するため、厚生労働大臣は基本方針を、都道府県は都道府県健康増進計画を定めるものとし、市町村は、市町村健康増進計画を定めるよう努めるものとする。

3　健康診査の実施等に関する指針

厚生労働大臣は、健康増進事業実施者が健康保険法その他の関係法令に基づき行う健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関し、共通の指針を定めるものとする。

4　国民健康・栄養調査等

厚生労働大臣は、国民健康・栄養調査を行うものとするとともに、国及び地方公共団体は、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならないこととする。

5　保健指導等

市町村は、生活習慣の改善に関する住民からの相談、栄養指導その他の保健指導等を行い、都道府県等は、特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導その他の保健指導等を行うものとする。

6　特定給食施設における栄養管理

特定給食施設の設置者は、当該施設における適切な栄養管理を行わなければならないこととする。

7　受動喫煙の防止

多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととする。

8　特別用途表示及び栄養表示基準

(1) 販売に供する食品につき、乳児用等の特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととする。

(2) 販売に供する食品（(1)の特別用途食品を除く）につき、栄養成分又は熱量に関する表示をしようとする者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならないこととする。

9　施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、３については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 栄養改善法を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に対応して、中小企業退職金共済制度の長期的な安定を図るため、退職金額の算定方法について見直しなどを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　退職金共済制度における退職金額等の政令事項化

基本退職金の額について、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定めることとする。

2　特定業種退職金共済制度における掛金日額の範囲の引上げ

特定業種退職金共済制度における掛金日額の範囲を、300円以上800円以下（現行は120円以上450円以下）に引き上げることとする。

3　勤労者退職金共済機構の理事長等の義務等

勤労者退職金共済機構の余裕金の運用に当たり、理事長等は機構のために忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定等を設けることとする。

4　勤労者退職金共済機構の業務範囲の見直し

勤労者退職金共済機構の業務のうち、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付業務等については、廃止することとする。

5　施行期日

この法律は、公布の日から９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、退職金制度が高齢社会において中小企業で働く労働者の老後の生活保障として今後ますます重要な役割を果たすことにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　退職金水準の向上のため、中小企業の経営環境の改善に向けて取り組むとともに、加入企業に対して掛金の引上げに努めることを求め、運用状況が良好に推移した場合には、総合的に判断の上、予定運用利回りの引上げを検討すること。

2　勤労者退職金共済機構について、加入企業及び被共済者が制度の運営並びに運用利回りの状況を的確に把握できるよう、情報公開を更に進めるとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。

3　勤労者退職金共済機構の役員について、資産運用等制度運営に係る責任を明確化するとともに、基本ポートフォリオの作成に当たって外部の専門家の意見を聞くなど、資産運用管理体制の充実強化を図ること。

4　地方公共団体や関係諸団体の協力を得つつ、本制度の普及促進を図るとともに、パートタイム労働者等に対しても加入促進策を積極的に進めること。また、特定業種退職金共済制度において、共済手帳の交付及び共済証紙の貼付が確実に行われるよう指導、監督を徹底すること。

5　適格退職年金制度の廃止が予定されていることにかんがみ、中小企業退職金共済制度への円滑な移行について遺漏なきようにすること。

右決議する。

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年における医薬品、医療機器等の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医薬品、医療機器等の安全性を確保するため、医療機器に関する規制の見直し、生物由来製品に関する各種規定の整備及び医薬品、医療機器等の製造販売に関する許可制の導入を図り、あわせて血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保等のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　薬事法の一部改正

１　医療機器に関する規制の見直し

(1)「医療用具」について、その名称を「医療機器」に改め、人体への影響度に応じて「高度管理医療機器」、「管理医療機器」及び「一般医療機器」の３類型に分類する。

(2) 高度管理医療機器等の販売等について許可制を導入するとともに、管理医療機器等の製造販売について、厚生労働大臣による承認制度に代えて、認定認証機関による認証制度を導入する。

２　生物由来製品の特性に着目した安全確保のための措置

(1) 人等に由来するものを原材料とする医薬品等のうち、保健衛生上特別の注意を要するものを「生物由来製品」とし、このうち市販後において保健衛生上の危害発生・拡大防止のための措置を講ずることが必要なものを「特定生物由来製品」というものとする。

(2) 生物由来製品に関し製造等に係る付加的な基準を設けるとともに、容器等の表示及び記録保存等に係る規定を設ける。

(3) 生物由来製品等に係る感染症に関し製造販売業者が厚生労働大臣に対し定期的に報告する制度を設ける。

(4) 特定生物由来製品を取り扱う医療関係者は、使用対象者に対し適切な説明を行い、理解を得るよう努めなければならないこととする。

３　医薬品等の承認・許可制度の見直し

(1) 製造又は輸入した医薬品等を販売等することを「製造販売」というものとする。

(2) 医薬品等の種類に応じた区分ごとの製造販売業許可制度を設けることとし、市販後安全対策等が整備されていることを許可要件とする。

(3) 現行の医薬品等の製造の承認を製造販売の承認に改め、承認基準、承認審査方法、承認を受けた者の義務等に関し所要の改正を行う。

第２　採血及び供血あつせん業取締法の一部改正

１　法の目的、基本理念及び関係者の責務等の明確化

(1) 法律の題名を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に改める。

(2) 法律の目的を、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び被採血者の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することに

改める。

(3) 基本理念として、血液製剤について、安全性の向上、国内自給の原則及び安定供給、適正使用並びに施策に関する公正の確保及び透明性の向上を規定する。

(4) 国、地方公共団体、採血事業者、血液製剤製造業者等並びに医療関係者の責務を規定する。

2　血液事業の適正な運営の確保

(1) 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上等を図るための基本方針、献血推進計画及び血液製剤の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定めるものとする。

(2) 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき献血受入計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととする。

(3) 採血事業者及び血液製剤製造業者等は、原料血漿（しょう）の配分及び血液製剤の製造等に当たっては、需給計画を尊重しなければならないこととする。

(4) 何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあっせんをしてはならないこととする。

(5) (1)及び(2)について、厚生労働大臣は、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

第３　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第２（２の(4)を除く）等については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から、第２の２の(4)については、公布の日から起算して１月を経過した日から、それぞれ施行する。

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

第１　薬事法の一部改正関係

薬事・食品衛生審議会は、医薬品等による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置について調査審議し、厚生労働大臣に意見を述べることができるものとする等の規定を設ける。

第２　採血及び供血あつせん業取締法の一部改正関係

1　血液製剤の国内自給確保のための国の責務の明確化等

(1) 基本理念として、血液製剤は国内自給が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない旨を規定する。

(2) 国の責務として、国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるよう、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を加える。

(3) 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本方針において定める事項として、血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項を加える。

２　「被採血者」の用語を「献血者等」に改める。

３　都道府県は、毎年度、当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとする。

第３　施行期日

薬事法における生物由来製品及び治験に係る改正規定、及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律における採血事業者の情報提供及び厚生労働大臣の薬事・食品衛生審議会への報告に係る規定を、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

第４　検討条項

１　政府は、本法施行後３年を目途として、改正後の薬事法及び安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行状況を勘案し、医薬品等による保健衛生上の危害の発生又は拡大を適確に防止するための安全性の確保に係る体制及び血液製剤の製造に関する体制の在り方を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、血液製剤をはじめとする生物由来製品による健康被害及び献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに検討を加え、法制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１　血液製剤に関する直接の容器等の記載事項として、採血地及び献血又は非献血の区別を記載することを義務付けること。なお、血液製剤と代替性のある遺伝子組換え製剤についても、感染症の発生の危険性の程度等を考慮し、必要に応じて同様の措置を講ずること。

２　血液製剤と代替性のある遺伝子組換え製剤については、感染症の発生の危険性の程度等を考慮し、必要に応じて特定生物由来製品として指定することとし、それにより特定医療関係者による説明等の対象とすること。

３　医療機関における特定生物由来製品の使用に関する記録の保存期間をはじめ生物由来製品に関する記録の保存期間については、感染症等の問題が発生した場合に遡及調査が可能となるよう、諸外国の例も参照しつつ、十分な期間を定めること。

４　血液製剤の供給、安全性の確保及び適正使用の推進に関し必要な事項について調査審議する薬事・食品衛生審議会血液事業部会に血液製剤を使用している患者側を代表する者を加えるとともに、血液製剤と代替性のある遺伝子組換え製剤の安全性の確保に関する必要な調査審議については、同部会においても、これを行うようにすること。

５　血液製剤の適正使用を一層推進する観点から、我が国における血液製剤の過剰使用及び使用量の地域間格差の原因を調査するとともに、標準的な使用指針の医療機関への普及を図ること。さらに、不適切な使用を是正させる具体的方策を検討すること。

６　血液製剤「フィブリノゲン」によるＣ型肝炎ウイルス感染等の実態及び政府の対応に関する調査結果を早急に取りまとめて公表するとともに、再発防止をはじめとする対策を速やかに検討すること。

右決議する。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案（衆第42号）

【要旨】

本法律案は、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　定義

この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいうものとする。

第２　ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等

１　ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とするものとする。

(1) 自立の意思があるホームレスに対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

(2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心に行われる生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

(3) 宿泊場所の一時的な提供、日用品の支給、生活保護の実施、ホームレスの人権擁護、地域の生活環境改善及び安全確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

２　ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、１の目標に従って総合的に推進されなければならないものとする。

第３　ホームレスの自立への努力、国の責務等

１　ホームレスは、国等の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

２　国は、第２の１に掲げる事項につき、総合的な施策を策定・実施するものとする。

３　地方公共団体は、第２の１に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定・実施するものとする。

４　国民は、国等が実施する施策への協力等を通じて、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第４　基本方針及び実施計画

１　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第６の１の全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定しなければならないものとする。

２　都道府県及び市町村は、必要があると認めるときは、基本方針に即し、実施計画を策定しなければならないものとする。

第５　財政上の措置等

１　国は、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立

の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2　都市公園その他の公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第６　その他

1　国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならないものとする。

2　この法律は、公布の日から施行し、同日から起算して10年を経過した日に、その効力を失うものとする。

3　この法律の規定については、この法律の施行後５年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

食品衛生法の一部を改正する法律案（衆第44号）

【要旨】

本法律案は、最近における食品衛生法に違反する食品等の販売や輸入の事例が続発している状況等にかんがみ、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法違反となるおそれが高い一定の食品等について、その輸入、販売等を包括的に禁止することができる新たな制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなされた特定の食品又は添加物について、食品衛生法違反の食品等が相当程度含まれるおそれがあると認められる場合は、健康被害が生ずるおそれの程度等を勘案して、あらかじめ、関係行政機関の長に協議の上、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該食品等の輸入、販売等を禁止することができる。

2　１の処分が行われた場合において、厚生労働大臣は、利害関係者からの申請等に基づき、食品衛生上の危害の発生のおそれがないと認めた場合は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、輸入、販売等の禁止措置の全部又は一部を解除するものとする。

3　器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃについても、１、２と同様の措置を講ずる。

4　厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

5　新たな禁止規定に違反した者についての罰則を設けるとともに、食品衛生法の規定に違反した者に対する罰金の引上げを行う。

6　この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

身体障害者補助犬法案（第153回国会衆第28号）

【要旨】

本法律案は、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬の訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等の管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2　訓練事業者の義務

身体障害者補助犬の訓練事業者は、医療提供者、獣医師等との連携を確保しつつ、身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

3　施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(1) 国等が管理する施設等、公共交通機関、不特定多数の者が利用する民間施設については、管理者は、身体障害者補助犬の同伴等を拒んではならない。また、民間の事業所、民間住宅の管理者は、身体障害者補助犬の使用を拒まないよう努めなければならない。

(2) 身体障害者は、施設等の利用等を行う場合において、同伴する身体障害者補助犬が、自らのために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

4　身体障害者補助犬に関する認定

指定法人による同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定制度を創設する。

5　施行期日

この法律は、平成14年10月１日から施行する。ただし、２のうち、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に関する規定は平成15年４月１日から、３の(1)のうち、不特定多数の者が利用する民間施設に係る身体障害者補助犬の同伴に関する規定は平成15年10月１日から施行する。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（第153回国会衆第29号）

【要旨】

本法律案は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、障害者基本法等の関連法律の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　障害者基本法の一部改正

公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について、国及び地方公共団体が配慮しなければならない旨の規定を設ける。

2　社会福祉法の一部改正

第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加する。

3　身体障害者福祉法の一部改正

介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業について定めるとともに、地方公共団体が実施する身体障害者の社会参加を促進する事業に、身体障害者補助犬の使用を支援する事業を追加する。

4　施行期日

この法律は、平成14年10月１日から施行する。ただし、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業に係る改正規定は、平成15年４月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（７件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※18	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 15	14. 3. 25	14. 3. 28 可決	14. 3. 29 可決	14. 3. 14 厚生労働	14. 3. 20 可決	14. 3. 22 可決
※19	平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	衆	2. 15	3. 25	3. 28 可決	3. 29 可決	3. 14 厚生労働	3. 20 可決	3. 22 可決
※20	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 15	4. 15	4. 23 可決 附帯	4. 24 可決	3. 29 厚生労働	4. 10 可決 附帯	4. 11 可決
			○14. 3. 29 衆本会議趣旨説明						
※46	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	3. 1	6. 24	7. 25 可決	7. 26 可決	4. 19 厚生労働	6. 14 可決	6. 21 可決
			○14. 6. 24 参本会議趣旨説明 ○14. 4. 19 衆本会議趣旨説明						
47	健康増進法案	衆	3. 1	6. 21	7. 25 可決	7. 26 可決	4. 19 厚生労働	6. 14 可決	6. 21 可決
			○14. 4. 19 衆本会議趣旨説明						
82	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	衆	3. 26	4. 22	4. 25 可決 附帯	4. 26 可決	4. 2 厚生労働	4. 17 可決 附帯	4. 18 可決
85	薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案	参	4. 5	4. 12	6. 4 修正 附帯	6. 5 修正	7. 1 厚生労働	7. 24 可決	7. 25 可決
			○14. 4. 12 参本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
12	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案	櫻井　充君 外６名 (14. 4. 9)	14. 4.10		14. 4.11	未　了				
18	医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案	今井　澄君 外４名 (14. 6.19)	6.21		6.24	未　了				

・衆議院議員提出法律案（５件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
42	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案	厚生労働委員長 森　英介君 (14. 7.17)	14. 7.18	14. 7.18	14. 7.30	14. 7.31 可決	14. 7.31 可決			14. 7.18 可決
43	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	厚生労働委員長 森　英介君 (14. 7.17)	7.18	7.18	7.30	継続審査				7.18 可決
44	食品衛生法の一部を改正する法律案	厚生労働委員長 森　英介君 (14. 7.19)	7.22	7.23	7.30	7.31 可決	7.31 可決			7.23 可決
153回28	身体障害者補助犬法案	山本　幸三君 外６名 (13.12. 5)		4.11	4.26	5.21 可決	5.22 可決	1.21 厚生労働	4.10 可決 附帯	4.11 可決
153回29	身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案	山本　幸三君 外６名 (13.12. 5)		4.11	4.26	5.21 可決	5.22 可決	1.21 厚生労働	4.10 修正	4.11 修正

(注) 修正 修正議決　附帯 附帯決議

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議４件)、衆議院提出２件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願４種類245件のうち、１種類４件を採択した。

なお、平成14年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔法律案の審査〕

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業をなお継続して実施するため、同法の有効期限を更に５年延長し、平成19年３月31日までとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。なお、２項目の附帯決議が行われた。

次に、**漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案**は、現行の中小漁業構造改善計画制度を見直し、沿岸漁業を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者等が創意工夫を発揮して行う経営改善の取組を支援しようとするものである。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案は、漁業協同組合の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものである。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものである。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行おうとするものである。

これら４法律案は、いずれも本院先議として提出された。

委員会においては、４法律案を一括して議題とし、静岡県で現地視察を行うとともに、効率的かつ安定的な漁業経営の育成方針、系統信用事業の再編強化とその課題、漁業共済の加入促進策、遊漁船業と漁業の共存の方策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案はいずれも全会一致で、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案は賛成多数でそれぞれ可決された。

次に、**農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案**は、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくため、意欲ある農業の担い手が、経営の改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるよう、農業近代

化資金、農林漁業金融公庫資金、農業改良資金について、その資金内容の充実等を一層強化しようとするものである。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案は、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの出資、農事組合法人の組合員資格の特例等、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講じようとするものである。

これら両法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、法改正の目的と担い手の資金需要の見通し等、制度資金と農業法人をめぐる諸課題について質疑が行われた。

質疑を終局し、両法律案に対して、日本共産党より反対の討論があった後、両法律案はいずれも賛成多数で可決された。なお、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案に対して６項目、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案に対して３項目の附帯決議がそれぞれ行われた。

次に、**野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案**は、近年、野菜の輸入が増加する中で、自給率が低下するとともに、生産者の減少・高齢化等が進行している状況にかんがみ、野菜の構造改革の一環として、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者の多様なニーズに応え、効率的な野菜の供給を行うための契約取引を推進する新たな制度の創設、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、栃木県において野菜の生産・流通等の実情調査を行うとともに、新たに契約取引を制度の対象とするねらい、制度改正による輸入野菜との競争力等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案は全会一致で可決された。なお、７項目の附帯決議が行われた。

次に、**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**は、最近多発する食品の偽装表示を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復するため、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができることとするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講じようとするものである。

委員会においては、指示・公表制度のガイドラインの必要性、食品表示監視体制の充実・強化等について質疑が行われた。

質疑を終了し、本法律案は全会一致で可決された。なお、５項目の附帯決議が行われた。

次に、**牛海綿状脳症対策特別措置法案**は、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という）の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ろうととするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

〔決議〕

本委員会は、３月28日、政府に対し、牛肉に対する消費者の不安を払拭し、その消費を早期に回復させるため、消費者をはじめ、関係事業者、学校給食関係者等に対し、牛肉の安全性に関する情報の迅速な提供と正確な知識の普及に努めるとともに、ＢＳＥ発生後の牛肉価格形成の実態について、関係機関が協力し速やかに調査を行うことなど、８項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

第153回国会閉会後の１月17日、ねぎ等３品目セーフガード日中協議に関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、日中農産物貿易協議会の開催時期・協議内容等、同協議会が軌道に乗るまでの間の中国からの輸入増に対する対応、野菜・生しいたけ・畳表に関する構造改革対策の具体的な内容、英国でＢＳＥが発生した1986年から我が国で発生するまでの間の行政対応に対する評価と大臣の責任、消費者まで牛の履歴が分かるトレーサビリティシステムの早期確立の必要性、肉骨粉の焼却処理の促進のために講じた措置、乳廃牛出荷円滑化事業の実効性等が取り上げられた。

３月14日、平成14年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、武部農林水産大臣から所信を聴取し、同月19日、これに対する質疑を行った。

この中で、食品安全行政に関する組織再編についての考え方及びその時期、牛肉に対する消費者の信頼回復のための具体策、ＢＳＥ感染経路の究明状況、食料・農業・農村基本法の理念に基づく日本農業再生の条件、生鮮野菜の大幅下落とその対策、森林の多面的機能が持続的に発揮できるための環境づくり等が取り上げられた。

３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度農林水産省関係予算の審査を行い、食品表示に関する法律が４つあることによる弊害及び表示に関する罰則の抑止効果、牛肉在庫緊急保管対策事業における保管対象牛肉の検品方法、米の生産調整に関する研究会の検討状況、ミニマムアクセス米の輸入と国策に照らした場合の妥当性 、備蓄米の国際貢献への利用、自立的な農業を確立するため意欲と能力のある担い手を育成することの重要性、農業体験学習について文部科学省・厚生労働省・農林水産省の連携の重要性等が取り上げられた。

３月28日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、ＢＳＥの発生を踏まえ、加工原料乳補給金単価の引上げの必要性、家畜排せつ物処理施設の整備状況、飼料自給率向上のためのコントラクターの推進、ＢＳＥ対策予算の執行状況、廃用牛を出荷できる環境づくりと風評被害対策等が取り上げられた。

６月４日、牛海綿状脳症に関する件を議題とし、質疑を行った。

この中で、国内で発生した感染牛４頭に共通する代用乳についての調査の経過と今後の方針、生産者が安心して営農を続けられる体制への構築の必要性、廃用牛の滞留の現状と改善状況、ＢＳＥ検査業務拡大に伴う獣医師等の検査要員確保と労働環境の改善、輸入加工食品に未認可食品添加物が混入していた問題及び厚生労働省が加工食品の輸入検査基準を作成してこなかった問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成14年１月17日（木）（第153回国会閉会後第１回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ねぎ等３品目セーフガード日中協議に関する件及び牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年度の農林水産行政の基本施策に関する件について武部農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度の農林水産行政の基本施策に関する件について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第８号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長鉢呂吉雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第８号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について武部農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月28日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○畜産物等の価格安定等に関する件について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**畜産物価格等に関する決議**を行った。

○平成14年４月９日（火）（第５回）

○**漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）**
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）
以上４案について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月16日（火）（第６回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）**
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）
以上４案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月18日（木）（第７回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）**
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）
遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）
以上４案について武部農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）について討論の後、いずれも可決した。
（閣法第40号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし
（閣法第41号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産
（閣法第42号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし
（閣法第43号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

○平成14年４月25日（木）（第８回）
○**農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（閣法第22号）（衆議院送付）
以上両案について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月21日（火）（第９回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（閣法第22号）（衆議院送付）
以上両案について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第21号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産

（閣法第22号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣から説明を聴いた。

○平成14年５月23日（木）（第10回）

○**野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月30日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣、岩永農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第38号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年６月４日（火）（第12回）

○**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）**について武部農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○牛海綿状脳症問題に関する件について武部農林水産大臣、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月６日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）**について武部農林水産大臣、野間農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第94号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**牛海綿状脳症対策特別措置法案（衆第24号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長鉢呂吉雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第24号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

○平成14年７月31日（水）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第4160号外３件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第487号外240件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成していくため、意欲ある農業の担い手が、経営の改善に必要な資金の融通を円滑に受けられるよう、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、農業改良資金について、その資金内容の充実等を一層強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農業近代化資金助成法の一部改正

農業協同組合等の融資に利子補給する農業近代化資金について、現行の施設資金に加え、運転資金も貸付けの対象とすることができるよう、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化その他の農業経営の改善に伴い必要な資金及び施設の復旧に必要な資金を追加するものとする。

2　農林漁業金融公庫法の一部改正

農業経営基盤強化促進法の認定農業者等以外の農業の担い手が経営の改善を図るための経営体育成強化資金について、対象を土地利用型農業以外にも拡大するものとする。

3　農業改良資金助成法の一部改正

(1) 都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、現行の特定の農業技術の導入のための資金から、新規の分野にチャレンジするための農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入すること）を実施するのに必要な次に掲げる資金に改める。

イ　施設の改良、造成又は取得に必要な資金

ロ　永年性植物の植栽又は育成に必要な資金

ハ　家畜の購入又は育成に必要な資金

ニ　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

(2) 農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、農業改良措置に関する計画を作成し、当該貸付けを受けることが適応である旨の都道府県知事の認定を受けなければならないものとする。

(3) 農業協同組合等が、自ら農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務（転貸し事業）を行えるよう、都道府県は、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行えるものとする。

4　農業信用保証保険法の一部改正

３の(3)の農業協同組合等による農業改良資金の融通が円滑に行われるよう、農業信用基金協会の保証業務の対象とするものとする。

【附帯決議】

農業を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、農業経営に関連する諸施策を抜本的に見

直し、その強力な推進を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、制度資金を通じた農業経営の改善に万全を期すべきである。

1　今回の各種制度資金の見直しと融資手続の改善に当たっては、担い手向けにわかりやすく使いやすい資金制度とするという制度改正の趣旨が十分生かせるよう、最近における農業者の経営環境の悪化に対し十分配意するとともに、申請者の自主性の尊重及びその経営実態を踏まえた的確な融資に留意すること。

また、各種制度資金の融資を受けた者に対しては、着実な経営改善が図られるよう、農業改良普及センター等の指導に万全を期すること。

2　各種制度資金の融資枠については、担い手の資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。

3　農業改良資金について、高リスク農業へチャレンジするための資金へと抜本的に改めることにかんがみ、従前、農業改良資金が担ってきた農家生活方式の改善、青年農業者等の育成については、農村現場の実情等を踏まえ、今後とも適切な措置を講ずること。

4　農業信用基金協会の保証については、制度資金の円滑な融通に資するよう、制度の充実に努めること。

5　制度資金の運営に重要な役割を果たす農協系統については、担い手のニーズに的確に対応し、地域農業の振興に積極的な役割を果たすため、生産資材コストの抜本的引下げ、適切な表示を前提とする農産物販売力の強化など、生産者及び消費者の信頼を高められるよう事業・組織の改革を強力に実行すること。

6　農林漁業金融公庫の在り方の検討に当たっては、その機能及び役割を損なうことのないよう政府系金融機関全体の在り方を議論する中で、しかるべき時期に改革の方向性を明らかにすること。

なお、その際、農業者の資金環境に支障をきたさないよう配慮すること。

右決議する。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの出資、農事組合法人の組合員資格の特例等、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　事業計画の承認

(1) 農業法人投資育成事業（農業法人の持分、株式等の取得及び保有並びにその持分、株式等を保有している農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業）を営もうとする株式会社は、当該事業に関する計画（以下「事業計画」という）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができるものとする。

(2) 事業計画には、持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準、持分又は

株式の取得の限度、持分又は株式の処分の方法等を記載しなければならないものとする。

(3) 農林水産大臣は、事業計画の承認の申請があった場合において、その事業計画が農業法人の自己資本の充実を図る上で有効かつ適切なものである等の要件に適合する場合は、その承認をするものとする。

2　農林漁業金融公庫法の特例

農林漁業金融公庫は、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができるものとする。

3　農業協同組合法の特例

事業計画の承認を受けた会社は、農業協同組合法の特例として、農事組合法人の組合員となることができるものとする。

4　農地法の特例

事業計画の承認を受けた会社であって、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例として、農業生産法人の構成員となることができるものとする。

【附帯決議】

農業を取り巻く諸情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展に向け望ましい農業構造を確立するため、家族農業経営の発展の支援と併せ、農業経営の法人化を推進し、その経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　農業経営の法人化に当たっては、専業的な家族農業経営とともに地域農業の核となる農業法人を育成する観点から、本法に基づく投資制度の適切な運営を始め、農業法人化の抱える各種経営課題の改善に資する政策支援の充実を図ること。

2　農業法人投資育成会社の農業法人への投資に当たっては、農業法人の実態や意向を十分に踏まえて投資基準を作成するなど、適切な運用がなされるよう留意すること。

また、農業法人による情報開示等、投資機会の向上に資する活動に必要な環境整備に努めること。

3　農業法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、農業法人の経営の自立性を損なわないよう配慮すること。

右決議する。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、近年、野菜の輸入が増加する中で、自給率が低下するとともに、生産者の減少・高齢化等が進行している状況にかんがみ、野菜の構造改革の一環として、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者の多様なニーズに応え、効率的な野菜の供給を行うための契約取引を推進する新たな制度の創設、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以

下のとおりである。

1　野菜の契約取引を推進するため、出荷団体又は生産者が野菜の加工、販売等の事業を行う者との間で野菜の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他の事由により供給すべき野菜に不足が生じたときに、その確保に係る出荷団体や生産者の負担を軽減するための交付金制度を創設することとする。

2　生産者補給金制度について、生産者の経営と野菜供給の安定を図る機能を充実するため、指定消費地域を廃止し、同地域以外に出荷される野菜についても、価格の著しい低落があった場合には生産者補給金を交付するものとするとともに、生産者補給金の交付対象に、出荷団体を通じて出荷を行う生産者のほか、一定規模以上の作付けを行う生産者を加えることとする。

3　農林水産大臣がたてる指定消費地域における指定野菜の需要の見通しについて、指定消費地域の廃止等に伴い全国を対象とする需要及び供給の見通しに改め、この見通しに即して野菜指定産地の適確な指定と計画的な育成を図ることとする。

【附帯決議】

野菜は国民の健康と食生活及び農業生産において重要な地位を占めているが、近年、野菜をめぐる状況が急速に変化しており、消費者や実需者の多様なニーズに即した国産野菜の安定的な供給を行う体制の確保が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　輸入野菜の急増が、野菜経営に及ぼしている影響を踏まえ、国産野菜の安定的な生産・供給体制への取組を強力に推進するとともに、これと調和した秩序ある輸入体制の確立を図ること。

また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

2　野菜供給体制の構造改革については、生産、流通の両面で施策の効果・実効性があがるように推進するとともに、今後の経営所得安定対策の検討の推移を踏まえ、かつ、消費者の利益にも十分配慮しながら、野菜価格安定制度のあり方について必要な見直しを行うこと。

併せて、指定産地の指定要件及び制度の対象品目について、生産、消費の実態に即し、適宜見直しを行うこと。

3　契約取引制度の導入に当たっては、生産者、実需者等においてモラルハザードが発生することのないよう監視体制の整備など万全を期するとともに、野菜供給安定基金及び都道府県の野菜価格安定法人に対しては、契約の様式・内容の適格性審査を含め、新たな制度の円滑な推進のため適切な業務運営が確保されるよう指導すること。

4　新たに生産者補給金制度の対象となる大規模生産者については、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。

5　野菜の需給と価格の安定を図る観点から、需給調整が適切に行われるよう情報の収集・管理及びその積極的な提供を行うとともに、大規模生産者を含め生産者団体等の需

給調整活動が適切に行われるよう指導すること。

6　野菜消費の減少が国民の健康に及ぼす影響が懸念されることから、「食生活指針」のより一層の普及・定着、学校教育における栄養や健康に関する教育の充実に努めるなど野菜の消費拡大を図ること。

また、国民の間で食の安全に対する不信が生じている現状を踏まえ、表示の適正化の強力な推進と農薬の適正使用についての指導体制の一層の強化を図るとともに、国民が安心して良質な野菜を選択できるようトレーサビリティシステム（生産・流通履歴情報の追跡システム）の推進について検討を行うこと。

7　国産野菜を安定的に供給できる産地を育成していくため、国の野菜対策の充実を図るとともに、野菜価格安定制度の重要性を考慮し、都道府県に対する地方交付税措置の確保等所要の措置に万全を期すること。

右決議する。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）（先議）

【要旨】

昭和51年に現行法が制定されてから25年を経て、国際的な200海里体制の定着、資源状態の悪化等我が国漁業を取り巻く環境は大きく変化している。また、昨年６月に制定された水産基本法は、水産資源を持続的に利用しながら、将来にわたって国民の需要に即した漁業生産を行うことができるよう、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るという、今後の水産政策の基本的な方向を明らかにしたところである。

本法律案は、このような状況の変化を踏まえ、現行の中小漁業構造改善計画制度を見直し、沿岸漁業を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者等が創意工夫を発揮して行う経営改善の取組を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　漁業再建整備特別措置法の一部改正

(1) 中小漁業構造改善計画制度に代えて、新たに「漁業経営改善計画制度」を創設することに伴い、同法の題名を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改めることとする。

(2) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、農林水産大臣が「漁業経営改善方針」を策定するとともに、漁業者等が自ら「漁業経営改善計画」を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる漁業経営改善計画制度を創設することとする。

(3) 漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者等に対して、漁業権の移転の特例及び減価償却の特例措置を講ずることとする。

2　農林漁業金融公庫法の一部改正

漁業経営改善計画に従って経営改善を行う漁業者等に対して、従来の設備資金のほかに、新たに、長期運転資金を融通するとともに、整備計画に従って行う資源回復のための減船、休漁等の取組に対しても必要な資金を融通することができるようにすることとする。

3　中小漁業融資保証法の一部改正

(1) 漁業経営改善計画に従って経営改善を行う中小漁業者等が短期運転資金の融通を円滑に受けられるようにするため、漁業信用基金協会が金融機関に対し資金の供給を行うことができることとする。

(2) 漁業経営改善計画に従って経営改善を行うために必要な資金が融資される場合には、その債務について保証保険のてん補率を100分の70から100分の80に引き上げることとする。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

【要旨】

漁業協同組合等については、資源状態の悪化による漁業生産量の減少等我が国水産業を取り巻く状況が厳しい中で、水産基本法の基本理念の実現に向けた積極的な役割の発揮が求められている。また、漁協系統信用事業については、近年の金融情勢が激変する中で、今後とも水産業の振興、漁村地域の経済の発展に的確な役割を果たしていくためには、組合員の信頼に十分応え得る事業・組織体制の確立が急務となっている。

本法律案は、このような状況を踏まえ、漁業協同組合の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　水産業協同組合法の一部改正

(1) 漁業協同組合等による資源管理の取組を促進するため、「水産資源の管理」をその行う事業の第一番目に位置付けるほか、漁業協同組合等の資源管理規程の対象として、組合員が営む遊漁船業を加えることとする。

(2) 業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う漁業協同組合等における常勤理事の設置、経営管理委員会制度の選択的導入等の措置を講ずることとする。

(3) 信用事業の健全な運営を図るため、信用事業を行う漁業協同組合等の最低出資金額の引上げ、信用事業の譲渡についての認可制の導入等を行うこととする。

2　農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正

漁協系統信用事業の効率化及び健全化を図るため、農林中央金庫の会員である信用事業を行う漁業協同組合等を本法の対象に追加して、農林中央金庫が、漁協系統信用事業の再編及び強化に関する基本方針を定め、経営改善や組織統合の指導を行うこととするとともに、信用事業を行う漁業協同組合等から農林中央金庫への事業譲渡の途を開くなど漁協系統全体としてのセーフティーネットを構築することとする。

3　中小漁業融資保証法及び農林漁業信用基金法の一部改正

漁協系統信用事業の再編に対応して、漁業信用保証制度の改善を図るため、貯金業務を行わない漁業協同組合等からの貸付け及び農林漁業金融公庫の委託を受けて信用漁業協同組合連合会等が行う貸付けを、漁業信用基金協会の保証対象に追加することとする。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

【要旨】

漁業災害補償制度は、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、輸入水産物の増大に伴う魚価の低迷、漁獲不振による共済事故の多発や掛金の上昇による加入の伸び悩み等の課題を抱えている。

本法律案は、このような事情にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　最近の漁業情勢の変化に対応し、中小漁業者の共済への加入を促進するため、漁獲共済において、各種加入要件を緩和し、漁船のトン数別加入区分を統合するほか、養殖共済においては、防除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払対象から除外し、その負担する掛金を抑える特約を導入することとする。

2　漁業共済への幅広い加入と共済事業の安定を図る観点から、養殖共済及び特定養殖共済に附属していた養殖施設に係る共済を漁具共済に統合して新たに「漁業施設共済」を創設し、養殖施設のみの加入を可能とすることとする。

3　漁業生産の減少等により事業規模が縮小し、共済事業の安定的な継続が困難な漁業共済組合が出現している現状にかんがみ、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を創設することとする。

4　漁業共済組合が自主的に行う地域共済事業の普及を図るため、漁業共済組合連合会による「地域再共済事業」を創設することとする。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要旨】

遊漁船業においては、十分な安全対策を行っていない不適正業者により海難事故が多発しているほか、遊漁船業者が損害賠償保険に加入していないため損害を受けた利用者に対して十分な補償がなされない、漁業者との間で漁場利用をめぐる紛争が生じている等の問題が見受けられる。

本法律案は、このような状況にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　遊漁船業への参入について、都道府県知事への届出制を登録制とし、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から定めた一定の客観的な拒否事由に該当する者については参入を認めないこととする。

2　遊漁船業者に対し、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため、新たに、次の事項を義務付けることとする。

①　事業の実施方法を定めた業務規程の作成及び都道府県知事への届出

②　遊漁船利用者の安全管理等の業務を行う遊漁船業務主任者の選任

③　損害賠償を行うべき場合に備えた保険契約の加入

④　案内する漁場における水産動植物の採捕規制の内容の周知
⑤　営業所及び遊漁船への標識の掲示
⑥　名義の利用等の禁止

3　都道府県知事は、登録後に不適正な業務運営を行う遊漁船業者に対して、業務改善命令、事業停止命令又は登録の取消し等を実施することができることとする。

4　都道府県知事の登録制の実施に伴い、全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止することとする。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、最近多発する食品の偽装表示を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復するため、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができることとするとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　一般消費者の選択に資する観点から、農林物資について偽装表示が行われた場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って公表することができる旨の規定を削除することとする。

2　適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人については１億円以下の罰金に強化することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、消費者の食品表示に対する信頼回復に万全を期すべきである。

1　消費者に対する迅速な情報提供を図る観点から、製造業者又は販売業者が偽装表示等品質表示基準に違反する行為を行ったことを確認した場合においては、直ちに指示し、公表すること。

　なお、裁量権の拡大や健全な企業活動の妨げにならないよう指示・公表基準について明確にすること。

2　食品の適正な表示を確保するため、消費者及び事業者の協力を得つつ、実態調査の充実、不正表示に関する情報の収集など、食品表示の監視の強化に努めるとともに、専門性の高い人材を広く求め、立入権限を有する常設の食品表示監視担当職員を配置するなど、監視指導体制の整備に向けて、抜本的かつ積極的な検討を行うこと。

3　現行における品質表示基準の実施状況にかんがみ、製造業者又は販売業者に対し品質表示基準の周知及びその遵守の徹底を図るとともに、食品表示に関する自主ルールの策定等企業又は業界団体による食品表示の適正化に向けた自主的な取組に対し積極的な情報提供等の支援を行うこと。

4　安全かつ良品質な食品を求める消費者の期待に応えられるよう、食品安全行政の体制

確立に努めるとともに、食品に関する各種表示制度について一元的な見直しを行い、その充実を図ること。

5　消費者の健康保護の観点から、「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会報告」を踏まえ、食品衛生法等の食品の安全性に係わる関係法を抜本的に見直し、包括的な新たな法律の制定を検討すること。

右決議する。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第８号）

【要旨】

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を更に５年延長し、平成19年３月31日までとするものである。

【附帯決議】

特殊土壌地帯対策は、半世紀の長きにわたり、特殊土壌地帯における災害防除と農業振興等を目的として実施されてきたところである。しかしながら、対策を必要とする地域が存在し、また、新たに取り組むべき課題も生じていることから、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」の有効期限を５年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壌地帯対策を実施するに当たっては、次の事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

1　特殊土壌地帯対策事業については、事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的かつ厳正に実施することにより、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ること。

2　今後５年以内に、特殊土壌地帯対策の在り方について検討を加え、事業内容を含め、本制度の抜本的な見直しを行うこと。

右決議する。

牛海綿状脳症対策特別措置法案（衆第24号）

【要旨】

本法律案は、牛海綿状脳症の発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ろうとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

1　農林水産大臣及び厚生労働大臣は、牛海綿状脳症の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国及び都道府県（保健所を設置する市を含む。以下同じ）が講ずべき措置に関する基本計画を定めなければならないものとし、国及び都道府県は、基本計画に基づき、速やかに、牛海綿状脳症のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

2　牛の肉骨粉を原料等とする飼料の牛への使用を禁止するとともに、牛の肉骨粉を原料

等とする牛を対象とする飼料及び牛に使用されるおそれのある飼料は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入することを禁止するものとする。

3　農林水産省令で定める月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとし、都道府県知事は、所有者に対し、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとする。

4　と畜場内で解体された厚生労働省令で定める月齢以上の牛の肉、内臓、血液、骨及び皮は、牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならないものとする。また、と畜場の設置者又は管理者は、牛の脳及びせき髄その他の厚生労働省令で定める牛の特定部位を焼却することにより衛生上支障がないように処理しなければならないものとし、と畜業者等は、と畜場内において牛のと殺又は解体を行う場合には、牛の特定部位による牛の枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理しなければならないものとする。

5　国は、牛１頭ごとに、生年月日、移動履歴その他の情報を記録し、及び管理するための体制の整備に関し必要な措置を講じるものとし、牛の所有者は、牛１頭ごとに、個体を識別するための耳標を着けるとともに、これらの情報の記録及び管理に必要な情報を提供しなければならないものとする。

6　国は、基本計画に定められた計画の期間において、牛海綿状脳症の発生により経営が不安定になっている牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。

7　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた牛海綿状脳症の特性に関する知識その他牛海綿状脳症に関する正しい知識の普及により、牛海綿状脳症に関する国民の理解を深めるよう努めるとともに、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮しなければならないものとする。

8　「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の一部を改正し、飼料又は飼料添加物に関する記録の充実を図るとともに、都道府県知事が飼料の使用者から必要な報告を徴することができる等の規定を追加するものとする。

9　「家畜伝染病予防法」の一部を改正し、「伝染性海綿状脳症」を「伝達性海綿状脳症」に改めるとともに、牛海綿状脳症に係る検査の対象に死亡牛を加えるものとする。

10　政府は、牛海綿状脳症の発生を予防できなかったことにかんがみ、関係府省の連携を強化する観点から、生産から消費に至る食品の安全に関する行政の抜本的見直しにつき検討するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（８件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※21	農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 15	14. 4. 24	14. 5. 21 可決 附帯	14. 5. 22 可決	14. 3. 28 農林水産	14. 4. 3 可決 附帯	14. 4. 4 可決
			○14. 4. 24 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 28 衆本会議趣旨説明						
※22	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案	衆	2. 15	4. 24	5. 21 可決 附帯	5. 22 可決	3. 28 農林水産	4. 3 可決 附帯	4. 4 可決
			○14. 4. 24 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 28 衆本会議趣旨説明						
38	野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	5. 22	5. 30 可決 附帯	5. 31 可決	4. 19 農林水産	4. 25 可決 附帯	4. 26 可決
40	漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 8	4. 18 可決	4. 22 可決	5. 30 農林水産	6. 11 可決 附帯	6. 11 可決
41	水産業協同組合法等の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 8	4. 18 可決	4. 22 可決	5. 30 農林水産	6. 11 可決 附帯	6. 11 可決
42	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 8	4. 18 可決	4. 22 可決	5. 30 農林水産	6. 11 可決 附帯	6. 11 可決
43	遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 8	4. 18 可決	4. 22 可決	5. 30 農林水産	6. 11 可決 附帯	6. 11 可決
94	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	4. 26	6. 3	6. 6 可決 附帯	6. 7 可決	5. 16 農林水産	5. 29 可決 附帯	5. 30 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者（提出月日）	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 鉢呂 吉雄君 (14. 3. 19)	14. 3. 19	14. 3. 19	14. 3. 19	14. 3. 19 可決 附帯	3. 20 可決			14. 3. 19 可決
24	牛海綿状脳症対策特別措置法案	農林水産委員長 鉢呂 吉雄君 (14. 5. 30)	5. 31	6. 4	6. 5	6. 6 可決	6. 7 可決			6. 4 可決

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

―― 畜産物価格等に関する決議 ――

昨年９月に我が国で初めて牛海綿状脳症（ＢＳＥ）感染牛が確認されて以来、牛肉消費が大幅に落ち込むとともに、本年に入ってから食品の不正表示等が相次ぎ発覚したことは、食と行政に対する消費者の信頼を著しく損ない、畜産・酪農経営、関係事業者等に深刻な影響を及ぼしている。

よって政府は、平成14年度畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、我が国畜産・酪農の再建に向け、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　牛肉に対する消費者の不安を払拭し、その消費を早期に回復させるため、消費者をはじめ、関係事業者、学校給食関係者等に対し、牛肉の安全性に関する情報の迅速な提供と正確な知識の普及に努めるとともに、ＢＳＥ発生後の牛肉価格形成の実態について、関係機関が協力し速やかに調査を行うこと。

　また、ＢＳＥ感染源の究明を徹底的かつ早急に行うとともに、今後消費者に安全な牛肉を提供する観点から、農場から食卓まで牛肉を追跡することのできるトレーサビリティシステムの早期の確立、食品表示の実効性を担保する体制の整備等を図ること。

2　ＢＳＥ発生による畜産・酪農経営、関係事業者等への影響が依然として続いている状況にかんがみ、経営安定対策、金融対策等の継続とその充実を図ること。

　また、出荷が滞っている老経産牛については、その処理が円滑に進むよう一層努力するとともに、ＢＳＥ発生時における風評被害防止対策等の出荷環境の整備を図ること。さらに肉骨粉及び死亡牛を円滑に処理できるよう、関連施設の確保・整備を図ること。

3　加工原料乳生産者補給金の単価は、ＢＳＥ発生による副産物価額の低迷などの実態を踏まえ、生乳の再生産が確保され、経営の安定が図られるよう、適正に決定すること。

　また、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

4　牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、ＢＳＥの発生等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として、畜産経営の安定に資するよう適正に決定すること。

　また、経営所得の安定を図る観点から、肉用牛肥育農家が意欲と展望を持って生産に取り組めるよう、肉用牛肥育経営安定対策について、十分な予算の確保等その充実を図ること。

5　飼料の輸入依存体質を転換し、資源循環型農業を推進する観点から、自給飼料基盤の強化、飼料生産の組織化・外部化の推進等各般の施策を講ずるとともに、国産稲わら・稲発酵粗飼料について、その円滑な流通及び利用拡大のための対策を充実・強化すること。

6　家畜排せつ物については、ＢＳＥの発生に配慮しつつ、地域と経営の実態に応じた処理施設の計画的整備が進められるよう支援策を強化するとともに、耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進や生ごみ等地域資源との一体的な処理等を促進すること。

7　安全かつ良質な畜産物を供給するため、生産・加工・流通過程における衛生・品質管

理対策を強力に推進するとともに、食肉処理施設及び乳業施設については、地域の実態等を勘案しつつその再編整備を促進すること。

8　ＢＳＥの発生が汚染肉骨粉等輸入飼料による疑いが強いことを踏まえ、海外情報の収集分析体制の充実、輸入飼料等の検査・検疫体制の強化を図ること。

右決議する。

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件(うち本院先議２件)、本院議員提出１件、衆議院議員提出２件の合計14件であり、内閣提出11件(うち本院先議２件)、衆議院議員提出２件の合計13件を可決し、本院議員提出１件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願２種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

使用済自動車の再資源化等に関する法律案は、年間約500万台排出される使用済自動車について、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている一方、最終処分費の高騰及び鉄スクラップ価格の低迷により、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあり、不法投棄・不適正処理の懸念が生じていることにかんがみ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会における平成13年４月の中間報告及び同年９月の第二次報告を踏まえて提出されたものである。

本法律案の主な内容は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、自動車製造業者及び輸入業者に対して、自ら製造又は輸入した自動車の破砕残さ、フロン類等の引取り、再資源化等を義務付けるとともに、再資源化等に要する費用については、自動車の所有者があらかじめ負担し、自動車の再資源化等が実施されるまで資金管理法人に管理させるなど、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境委員会との連合審査を行うとともに、拡大生産者責任の考え方と再資源化等料金の所有者負担との関係、資金管理法人の創設の是非及び資金管理の透明性の確保、自動車における有害物質の使用削減に向けての取組などの質疑が行われたほか、解体業者における自動車部品のリサイクルの実情調査を行った。質疑終局後、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、６項目の附帯決議が付された。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案は、平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、①石油公団の廃止、②石油公団の機能のうち石油開発のためのリスクマネー供給機能、国家備蓄統合管理等の機能を金属鉱業事業団に統合した上で独立行政法人を設置、③石油公団保有の開発関連資産については適切な処理を行い、その終結を待って特殊会社を設立する等が定められたことを受けて、石油公団を公布日から３年以内に、金属鉱業事業団を１年９カ月以内にそれぞれ廃止するとともに、石油公団における国家石油備蓄事業を国へ移管し、出資・債務保証及び研究開発等の機能を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に、また、残余の同公団の権利及び義務を国及び別に定める株式会社にそれぞれ承継するほか、金属鉱業事業団における一切の権利及び義務を同機構に承継する等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案は、金属鉱業事業団の廃止及び石油

公団の業務の一部廃止に伴い、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立し、必要な規定を整備しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、石油の自主開発と石油公団との関係、国家石油備蓄事業の在り方、特殊法人等への天下り問題等について質疑が行われ、日本共産党より両法律案に対する反対討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案は、近年、競輪及びオートレースの売上額が大きく減少し、施行者である地方自治体の競輪等の事業収支も大幅に悪化していることから、日本自転車振興会等に対する交付金制度を見直して、負担の軽減を図るとともに、事務委託に係る規制を緩和する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、政府は平成18年３月31日までの間に本法施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う旨の修正が行われた。委員会においては、公営競技の在り方、日本自転車振興会等による補助事業の透明性確保、競輪事業の振興策等について質疑が行われ、日本共産党より修正案が提出され、日本共産党による原案に対する反対討論の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

特許法等の一部を改正する法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に対応するため、コンピュータ・プログラムが特許法上の「物」に含まれることを明記し、権利保護の強化を図るとともに、出願人の負担軽減及び審査の効率化等を図るため、出願方式の見直しなど、所要の改正を行おうとするものである。

弁理士法の一部を改正する法律案は、急増している特許権等の侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るため、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、総合的な知的財産戦略の重要性、特許制度のＩＴ社会に対応した取組、弁理士の訴訟代理権の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、弁理士法の一部を改正する法律案に対して４項目の附帯決議が付された。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」に含まれる、電気製品などの技術基準への適合性評価の相互承認に必要な国内措置を講じようとするものである。委員会においては、我が国初めての二国間貿易協定の意義、経済連携協定による国内産業への影響等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、３項目の附帯決議が付された。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案は、電子メールによる一方的な商業広告の送り付け問題が急速に社会問題化している現状にかんがみ、消費者が電子メールによる商業広告の受取を希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行ったときは、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止するとともに、消費者が通信販売事業者等に対して連絡する方法の表示を義務付けようとするものである。委員会においては、電子メールに対する規制の在り方、苦情処理体制の充実強化、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案との関係等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決され

た。なお、４項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、大規模会社の株式保有を制限している規定を廃止するとともに、現行の持株会社規制を、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立を禁止する規制に改める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、事業統合と競争政策との関係、持株会社設立による労働者への影響、公正取引委員会の執行体制の強化等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、業務部門におけるエネルギー消費の増加傾向が著しいことなどにかんがみ、工場、事業場における省エネルギー対策を強化する等の措置を講じようとするものである。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案は、我が国の石油依存度の低下傾向が停滞する中での中東依存度の高まり、地球温暖化対策、欧米における再生可能エネルギーの積極的な導入等の状況下において、平成13年11月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会報告を踏まえて提出されたものであり、その主な内容は、風力や太陽光をはじめとした新エネルギー等による電気を、電気事業者に利用させることを義務付けようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、省エネルギー対策への取組、新エネルギー導入のインフラ整備の推進、産業廃棄物発電の取扱い等について質疑が行われた。

質疑終局後、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対し、日本共産党より修正案が提出され、日本共産党による、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する反対討論、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案に対する賛成討論の後、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決され、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案については、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対して４項目の附帯決議が付された。

エネルギー政策基本法案は、第153回国会に提出され、継続審査とされていた衆議院議員提出の法律案で、その主な内容は、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、安定供給の確保、環境への適合及び市場原理の活用を内容とする基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務、エネルギー基本計画の策定など、施策の基本となる事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、「化石燃料以外のエネルギー」を「太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギー」に改める等の修正が行われた。委員会においては、発議者を代表して衆議院議員甘利明君より趣旨説明を聴取するとともに、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君より衆議院の修正部分の説明を聴取した後、エネルギーに関する長期展望、基本法と原子力政策との関係、エネルギーに係る施策への関係者の関与の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案は、平成12年５月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木談合事件等に対する社会的批判の高まり等を契機として取りまとめられた衆議院議員提出の法律案で、その主な内容は、国等の

事業の発注機関の職員において入札談合等に関与する行為があった場合、公正取引委員会は発注機関に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求することができるとともに、発注機関は関与した職員に対して損害賠償を請求しなければならない等の規定を定めようとするものである。委員会においては、入札談合等関与行為の範囲、入札談合等防止への取組等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は、参議院議員木俣佳丈君外３名の発議によるもので、その主な内容は、本法における親事業者と下請事業者間の公正な取引がいまだ十分に確保されているとは言い難い状況にあるため、その対象にサービス業等の役務を提供する業種を追加するとともに、親事業者と下請事業者の範囲を画する資本額又は出資総額の基準を現行の３億円及び１千万円から、３億円、１億円及び１千万円に細分化し、あわせて、違反行為に対する罰金額の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

３月19日、経済産業行政の基本施策及び公正取引委員会の業務について質疑が行われ、売掛債権担保融資保証制度の利用拡大策、ベンチャーを支援するための金融・税制等の条件整備の必要性、京都議定書批准に向けた政府の対応、繊維セーフガード発動の必要性、産業競争力強化のための雇用及び税制並びに知的財産政策の在り方、経済再生に向けた経済界との連携の必要性、新規創業者支援制度の活用状況と制度改善の必要性、中小企業金融支援策の在り方、浜岡原子力発電所１・２号機の耐震安全性、特別保証制度に係る既往債務の条件変更及び借換え制度創設の必要性、生活困窮者に対する電力・ガス事業者の対応改善に向けた経済産業省の取組の必要性、連結納税制度の見直しに向けた政府の対応等について質疑が行われた。

３月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度公正取引委員会、経済産業省予算の審査を行い、デフレ対策、中小企業対策、知的財産政策、規制改革、鉄鋼のセーフガード等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件について平沼経済産業大臣から所信を聴いた。

○平成13年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、下地経済産業大臣政務官、松経済産業大臣政務官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について平沼経済産業大臣及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、古屋経済産業副大臣、大島経済産業副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月26日（火）（第４回）

○**自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院経済産業委員長代理田中慶秋君から説明を聴いた。

○平成14年３月28日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について衆議院経済産業委員長代理田中慶秋君、平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、大島経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第28号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

○平成14年４月２日（火）（第６回）

○**特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）**
弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月４日（木）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）**
弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

以上両案について平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、大島経済産業副大臣、松経済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第30号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

（閣法第31号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）について附帯決議を行った。

○平成14年４月９日（火）（第８回）

○**特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月11日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第39号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月16日（火）（第10回）

○**特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月18日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、植竹外務副大臣、古屋経済産業副大臣、松経済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第32号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月23日（火）（第12回）

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月25日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、尾辻財務副大臣、横内法務副大臣、宮路厚生労働副大臣、野間農林水産副大臣、菅国土交通大臣政務官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月21日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、上野内閣官房副長官、月原国土交通副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第48号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

○平成14年５月23日（木）（第15回）

○**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）**

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月30日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）**

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、松経済産業大臣政務官、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第75号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

（閣法第76号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

なお、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年６月４日（火）（第17回）

○**エネルギー政策基本法案（第153回国会衆第６号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員甘利明君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴いた。

○平成14年６月６日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**エネルギー政策基本法案（第153回国会衆第６号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員甘利明君、同斉藤鉄夫君、同伊藤達也君、同小池百合子君、同亀井善之君、同細田博之君、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君、大島経済産業副大臣、若松総務副大臣、加納文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第153回国会衆第６号）　賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

○平成14年６月25日（火）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○**使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月27日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、山下環境副大臣、月原国土交通副大臣、若松総務副大臣、松経済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、同法律案について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成14年７月２日（火）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第１回）

○**使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、大木環境大臣、大島経済産業副大臣、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成14年７月４日（木）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、山下環境副大臣、月原国土交通副大臣、松経

済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第86号）賛成会派　自保、民主、公明、国連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年７月10日（水）（第22回）

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月11日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、若松総務副大臣、松経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年７月16日（火）（第24回）

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案について参考人石油連盟会長・コスモ石油株式会社代表取締役会長兼社長岡部敬一郎君、早稲田大学理工学部環境資源工学科教授森田信男君及びジャーナリスト舘澤貢次君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月18日（木）（第25回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）（衆議院送付）

以上両案について石原国務大臣、平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経

済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第99号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連

（閣法第100号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連

○平成14年７月23日（火）（第26回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案（衆第30号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員林義郎君から趣旨説明を聴き、同君、同逢沢一郎君、同伊藤達也君、同遠藤和良君、同江田康幸君、同甘利明君、佐藤国土交通副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第30号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（参第５号）**について発議者参議院議員木俣佳丈君から趣旨説明を聴いた後、同君、同今泉昭君、大島経済産業副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第27回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第341号外32件を審査した。

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（参第５号）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、近年の景気低迷等により、競輪及び小型自動車競走（オートレース）（以下、「競輪等」という。）の売上額が大きく減少し、施行者である地方自治体の事業収支も大幅に悪化していることにかんがみ、各施行者の事業収支改善に向けた取組に資する所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会への交付金の特例

(1) 施行者は、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会（以下、「日自振等」という。）への交付金の交付を法定期間内（競輪等の開催終了日から30日以内で省令で定める期間）に行うことが著しく困難なときは、最長３年を超えない範囲で当該交付金の交付の期限を延長することができる。この場合、施行者は経済産業大臣の同意を得るとともに、事業収支改善計画を提出しなければならない。

(2) 施行者は、交付金の交付期限を延長しても事業収支が改善せず、なお交付金を交付することが著しく困難なため競輪等事業からの撤退等を決断したときは、交付が延長されている交付金の全部又は一部を競輪等事業からの撤退等に必要な経費に充てることができる。

2　日自振等の貸付業務の改廃

日本自転車振興会の貸付業務の対象を自転車に関する業務に限定し、日本小型自動車振興会の貸付業務を廃止する。

3　日自振等への交付金に係る別表の改正

施行者が日自振等に交付すべき交付金の交付率を売上額に応じて定めた別表第１（中小機械工業の振興等）及び別表第２（体育・社会福祉等公益の増進等）を改め、施行者の負担を軽減する。

4　競輪等関係事務の委託

施行者は、競輪等の競技に関する事務、車券の発売その他の競輪等の実施に関する事務を他の地方公共団体、自転車競技会及び小型自動車競走会又は私人（ただし、競輪等の競技に関する事務については自転車競技会及び小型自動車競走会に限る。）に委託することができる。

5　場外車券売場の設置等

小型自動車競走の場外車券売場の設置等に係る規定の整備を行う。

6　罰則

施行者及び経済産業大臣の許可を得た者以外の者が車券を発売して競輪等を行ってはならない等の規定に違反する行為に対する罰則を強化する。

7　施行期日

一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、「３　日自振等への交付金に係る別表の改正」については、平成14年４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は平成18年３月31日までの間に、こ

の法律による改正後の本法施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うとの修正が行われた。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に対応し、特許法、商標法その他の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、出願人の負担軽減、審査の効率化及び我が国工業所有権制度の国際的調和を図るため、所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　発明の実施定義の見直し

(1) 無体物であるコンピュータ・プログラム等が、特許法上の「物」に含まれることを明確化する。

(2) コンピュータ・プログラム等の発明の実施（譲渡、貸渡し等をする行為）に電気通信回線（ネットワーク）を通じた提供が含まれることを明確化する。

2　特許権等の侵害範囲の拡大

特許発明であること及び侵害に用いられることを知りつつ、コンピュータ・プログラム等の部品を供給する行為等についても、侵害とみなす。

3　先行技術文献情報の開示制度の導入

出願人の有する先行技術文献情報を、出願時に、発明の詳細な説明に記載する制度を導入する。

4　国内書面提出期間の延長等

(1) 海外で国際特許出願を行い、その発明について我が国においても特許を得ようとする際に必要な国内書面の提出期間を国際特許出願日から一律に２年６月とする。

(2) 外国語特許出願について、日本語による翻訳文の提出時期を、国内書面の提出の日から２月以内に延長する。

5　商標の使用定義の見直し

商標を付した商品を電気通信回線（ネットワーク）を通じて提供する行為等が、商標の使用に含まれることを明確化する。

6　国際商標登録出願における個別手数料の分割納付

国際商標登録出願の個別手数料については、国際登録前と出願が国内で登録査定されたときとの２段階に分けて納付する。

弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に伴い、急増している知的財産関連侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るため、特許権等の侵害訴訟に関し、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　特定侵害訴訟の定義

この法律において「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。

2　特定侵害訴訟代理業務

(1) 弁理士は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ弁理士登録に当該試験に合格した旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士と共同で受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

(2) 訴訟代理人となった弁理士が法廷に出頭するときは、原則として弁護士とともに出頭することとし、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。

3　特定侵害訴訟代理業務試験

特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、必要な学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

4　特定侵害訴訟代理業務の付記

弁理士は、弁理士登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を受けようとするときは、経済産業省令で定める事項を記載し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付した付記申請書を日本弁理士会に提出しなければならない。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　我が国産業の国際競争力の強化及び経済活性化の観点から、知的財産の重要性が高まっていることにかんがみ、広汎かつ多様な分野にまたがる知的財産権にかかわる弁護士、弁理士等の各種専門サービス業においては、利用者の利便性に配意して、柔軟かつ円滑に対応できるような制度を検討すること。

2　弁理士の侵害訴訟代理権付与の条件となる研修・試験については、訴訟実務に即した信頼性の高い能力担保措置となり得るようにするとともに、地域の弁理士が受講しやすくするための環境整備に努めること。

3　特許権等の侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るという本法改正の趣旨に沿って、弁理士と弁護士とが専門的知見を相互に活用し、連携して訴訟に対応できるよう、制度の運用に十分配慮すること。

4　今後の弁理士制度の在り方については、多様化、複雑化及び総合化する知的財産権をめぐる内外の動向及び利用者からの要請等を踏まえて、訴訟受任の在り方や訴訟代理業務の範囲などについて引き続き検討すること。

また、知的財産権紛争が近時急速に国際化している動向を踏まえ、弁理士の訴訟代理権が国際的な整合性を確保できるよう、更に検討を深めること。

右決議する。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（以下、「協定」という）の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　題名等の改正

(1) 題名を「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

(2) 協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業（海外において定められている当該製品の規格等の適合性を試験検査する事業）の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じ、もって我が国とシンガポール共和国との間の特定機器の輸出入の円滑化に資することを目的に追加する。

(3) 特定輸出機器の定義に、シンガポール共和国の関係法令等に定める通信端末機器、無線機器及び電気製品を追加する。

2　国外適合性評価事業の認定

シンガポール共和国向けの通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、協定に定めるシンガポール共和国の認定基準に合致していると認められるときは、主務大臣の認定を受けることができる。また、主務大臣は、同認定を受けた者を協定に基づき登録するほか、認定に係る事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

3　電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例

協定に基づき登録を受けたシンガポール共和国の適合性評価機関が、我が国向けの端末機器、特定無線設備及び特定電気用品の適合性評価を実施した場合、その結果を我が国において受け入れることができるようにするため、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める。

4　施行期日

一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　近年、二国間及び地域的な自由貿易協定の締結が活発化していることにかんがみ、経済連携協定が今後ともＷＴＯの多国間主義を補完・強化するものとなるよう努め、その締結の拡大に向けての取組を進めること。

2　本法の施行及び今後の締結の拡大に際しては、付加価値の高い輸出産業の競争力を強化するとともに、輸入増大による国内産業への影響を緩和するために、構造改革を積極的に進めつつ、新規産業・市場の創出、人材の育成など適切な施策を講ずること。

3　今後本格的に開始される欧州共同体との相互承認の実施状況を十分に踏まえながら、適正な競争原理の下で、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図るため、認証業務への一層の民間参入を促進するとともに、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

右決議する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、電子メールによる一方的な商業広告の送りつけが急速に増加している現状にかんがみ、その受取を希望しない旨の意思を表示した者に対する電子メールによる商業広告の再送信を禁止する等の措置を講ずることにより、商取引の公正及び消費者保護の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　通信販売等についての広告表示事項の追加

通信販売、連鎖販売取引（マルチ商法）及び業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）の事業者は、電子メールにより広告をするとき（消費者の求めに応じて広告をするとき等を除く。）は、当該広告に、消費者が電子メールによる広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法を表示しなければならない。

2　広告提供を希望しない者に対する提供の禁止

通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引の事業者は、電子メールにより広告をする場合において、消費者から１の規定により電子メールによる広告の提供を希望しない旨の意思の表示を受けたときは、その消費者に対し、電子メールによる広告の提供を行ってはならない。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4　検討

政府は、この法律の施行後３年を目途として、情報技術を活用した商取引に関する事情、電子メールによる広告の提供の状況等を踏まえ、この法律に基づく電子メール広告に対する措置について検討を加え、必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　本法による規制に当たっては、ＩＴの進展に伴う新業態の発生や新事業の創出等の健全な事業の発展とインターネットを利用した広告手法に係る技術革新を阻害することのないよう十分に配意すること。

2　本法の実効性を確保するため、違法行為に対しては、関係省庁、地方自治体、警察との連携を緊密にし、機動的かつ厳正に業務の是正・改善の指示等の措置を講ずるとともに、そのための取締体制を整備すること。

3　本改正の内容について、消費者、事業者、苦情相談等の窓口となる指定法人、消費生活センター及び電気通信事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者保護の増進と

事業者の混乱の防止等に努めること。

また、若年層に対しては、被害の未然防止のために消費者教育のより一層の充実を図ること。

4　本法によって規制できない新しい形態の迷惑メールが発生した場合など、今後の情報通信技術の進歩に伴って生じる新たな課題に対し、状況を踏まえた速やかな検討を行うこと。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、大規模会社の株式保有総額の制限の廃止等を行うとともに、書類の送達規定等について規定の整備を図り、併せて法人等に対する罰金の額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　会社による株式保有の制限に関する改正

(1) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立の禁止等

現行の持株会社設立の禁止規定を事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規定に改める。

(2) 大規模会社の株式保有総額の制限の廃止

大規模会社（資本額が350億円以上又は純資産額が1,400億円以上の金融業以外の株式会社）が、自己資本額又は純資産額のいずれか多い額を超えて、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することを禁止する規定を廃止する。

(3) 銀行及び保険会社の議決権保有の制限

金融会社が他の国内の会社の総株主の議決権の５％（保険会社は10％）を超えて保有することの禁止規定について、その規制の対象を銀行業と保険業のみとする。

2　書類の送達規定等についての規定の整備及び法人等に対する罰金の上限額の引上げに関する改正

(1) 書類の送達規定の整備

①　送達すべき書類は、独占禁止法に規定するもののほか、公正取引委員会規則で定める。

②　書類の送達について、民事訴訟法第108条（外国における送達）等の規定を新たに準用する。

③　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合等において、公正取引委員会が公示送達をすることができることとする。

(2) 既往の違反行為に対する措置規定の対象行為の追加

独占禁止法違反行為が既になくなっている場合でも、特に必要があると認めるときは、違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる違反行為として、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限行為等を

加える。

(3) 法人等に対する罰金の上限額の引上げ

私的独占、不当な取引制限等の違反について、法人等に対する罰金の上限額を５億円に引き上げる。

3　その他

(1) この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、２については、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

(2) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、我が国のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るため、第一種エネルギー管理指定工場の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定要件の撤廃

現在、５業種（製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）に限定されている第一種エネルギー管理指定工場の指定対象業種の限定を撤廃し、全業種に対象を拡大する。

2　エネルギー管理者選任義務についての例外規定の創設

第一種エネルギー管理指定工場を設置している者（第一種特定事業者）のうち、今回の改正により第一種エネルギー管理指定工場の指定対象に追加される業種に属する大規模オフィスビル等を設置している者等（以下「第一種指定事業者」という。）については、エネルギー管理士資格を有するエネルギー管理者を、工場ごとに選任する義務を課さない。

3　第一種指定事業者に係るエネルギー管理員の選任等

(1) 第一種指定事業者は、所定の講習の課程を修了した者またはエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

(2) 所定の講習の課程を修了した者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、中長期的な計画を作成するときは、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させなければならない。

4　第二種エネルギー管理指定工場についての定期報告の義務付け

第二種エネルギー管理指定工場を設置している者（第二種特定事業者）は、現在のエネルギー使用状況等に関する記録義務に代えて、毎年、エネルギーの使用状況等を主務大臣に報告しなければならない。

5　建築物に係る措置

(1) 建築主に対して、住宅を除く建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導

及び助言をすることができる権限等を国土交通大臣から所管行政庁に委譲する。

(2) 特定建築物（床面積2,000平方メートル以上の住宅以外の建築物）の建築主は、エネルギーの効率的利用のための措置に関する事項を所管行政庁に届け出なければならない。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び環境の保全に資するため、電気事業者に一定量以上の量の新エネルギー等電気の利用を義務付ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

(1) この法律において「電気事業者」とは、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。

(2) この法律において「新エネルギー等」とは、風力、太陽光、地熱、水力（政令で定めるものに限る。）、バイオマスを熱源とする熱及び政令で定める石油を熱源とする熱以外のエネルギーをいう。

(3) この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー等を変換して得られる電気をいう。

(4) この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等を電気に変換する設備であって、経済産業大臣の認定を受けたものをいう。

(5) この法律において「利用」とは、供給する電気の全部又は一部を新エネルギー等電気にすることをいう。

2　新エネルギー等電気利用目標

経済産業大臣は、４年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降の８年間についての電気事業者による新エネルギー等電気利用目標を定めなければならない。

3　新エネルギー等電気の基準利用量及び利用義務

(1) 電気事業者は、毎年度、新エネルギー等電気利用目標等を勘案して算定される新エネルギー等電気の基準利用量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(2) 電気事業者は、毎年度、基準利用量以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。

4　基準利用量の変更

(1) 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用

量から減少することができる。

(2) 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を行うことが困難となった電気事業者の申出があったときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。

5　新エネルギー等発電設備の認定

新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、設備又は発電の方法が経済産業大臣の定める基準に適合している場合、経済産業大臣の認定を受けることができる。

6　その他

経済産業大臣による勧告及び命令、罰則その他所要の措置について定める。

7　施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　廃棄物発電とりわけ廃プラスチック等を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについては、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進を阻害することのないよう、また、廃棄物発電の過度の導入により他の新エネルギー等の導入が停滞することのないよう努めること。

2　新エネルギー等電気の利用目標の策定及びそれに基づく基準利用量等の具体的運用方法の決定等に当たっては、新エネルギー等発電事業者その他の関係者の意見を十分聴取するとともに、電気事業者における利用義務の達成に支障が生じることのないよう、新エネルギー等電気の取引環境の整備に努めること。

3　新エネルギー等電気の利用の拡大を図るため、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー等に関する審議状況や各電気事業者の基準利用量などの基本的情報について、積極的な情報公開に努めること。

4　新エネルギー等の普及・開発を一層促進するため、事業者等への助成策の充実強化を図るとともに、電力系統連系対策等に関する財政的支援等についても今後検討を進めること。また、政府においても、新エネルギー等の率先導入に努めること。

右決議する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車製造業者等の引取及び再資源化等の義務

自動車製造業者及び輸入業者（以下「自動車製造業者等」という。）は、自ら製造又は輸入した自動車が使用済となった場合に生ずる自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）、指定回収物品及びカーエアコン用フロン類を引き取り、その再資源化又はフロン類の破壊を行わなければならない。

2　関連事業者の登録、許可制度の創設等

使用済自動車に係る引取業及びフロン類回収業を行おうとする者は都道府県知事の登録を、解体業及び破砕業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けるとともに、これらの者は、使用済自動車等の引取り及び引渡し並びに再資源化を行わなければならない。

3　再資源化等料金の公表・勧告

自動車製造業者等は、再資源化等料金を自ら設定・公表することとし、再資源化等料金が適正な原価と著しくかい離している場合には、主務大臣は変更すべき旨を勧告・命令することができる。

4　再資源化等預託金の預託義務

自動車の所有者は、最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるときまでに、再資源化等料金に相当する額を、再資源化等預託金として資金管理法人に預託しなければならない。

5　移動報告

関連事業者等は、使用済自動車等を引き取ったとき及び引き渡したときは、当該使用済自動車等の車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。

6　再資源化等預託金の払渡し

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から特定再資源化等物品（自動車破砕残さ、指定回収物品及びフロン類）を引き取ったときは、再資源化等預託金であって当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。

7　指定法人

主務大臣は、申請により、公益法人であって全国に１個に限り、資金管理法人、指定再資源化機関及び情報管理センターを指定することができる。

(1) 資金管理法人

イ　資金管理法人は、再資源化等預託金等の管理、預託に関する証明等の業務を行う。

ロ　払渡しの必要がない再資源化等預託金等がある場合、当該再資源化等預託金等を、①その資金管理業務の実施に要する費用への充当、②指定再資源化機関が実施する特定再資源化等物品の再資源化等に要する費用等に充てることを条件とした出えん、③情報管理センターが実施する情報管理業務に要する費用に充てることを条件とした出えんに充てることができる。

(2) 指定再資源化機関

指定再資源化機関は、①自動車の製造等の台数が主務省令で定める台数に満たない自動車製造業者等から委託された特定再資源化等物品の再資源化、②引き取るべき自動車製造業者等が存しない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為等を実施する。

(3) 情報管理センター

情報管理センターは、①報告管理事務の電子情報ネットワーク処理に必要なコンピュータ等の使用及び管理、②プログラム及びファイル等の資料の作成及び保管、③ファイルの記録の保存、ファイルの記録事項を記載した書類等の交付、都道府県知事への報告等の業務を行う。

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、解体業の許可、破砕業の許可、フロン類回収料金等の公表等に関する規定は公布の日から起算して２年以内に政令で定める日から、また、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化実施義務等に関する規定は公布の日から起算して２年６月以内に政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　廃棄物の不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、関係省庁間の緊密な連携の下に廃棄物及びリサイクル行政を一体的に進め、不法投棄の防止等に資する十分な措置を講ずること。

2　指定回収物品の指定に当たっては、自動車の所有者の負担増加に十分配慮しつつ、環境負荷の発生防止等の観点を踏まえ、指定の追加及び削除について機動的に対応すること。

また、タイヤ、バッテリー等のリサイクル対策についても積極的に取り組むとともに、必要に応じ法律上の対応を含め、適切に対処すること。

3　技術開発の進展等により、使用済自動車の処理費用が再資源化等預託金を下回った場合の差額の取扱いについては、全体として自動車の所有者の負担の軽減に資するよう、リサイクルに要した資金の状況を自動車の所有者に開示すべく本法に基づき措置すること。

4　資金管理法人、指定再資源化機関及び情報管理センターの役割の重要性にかんがみ、法人運営の透明性・公開性の確保に努めるとともに、天下り機関等との指摘を受けることのないよう厳正に対処し、組織の肥大化の防止に十分配慮すること。

5　自動車製造における鉛、水銀等の有害物質の使用削減について、自動車製造業者及び輸入業者による取組を検証し、使用削減が着実に進展するよう適切に対処すること。

6　自動車の所有が大衆化していること及び使用済自動車の処理費用が所有者の新たな負担となることから、複雑かつ国際的にも高い負担水準となっている自動車関係諸税については、その簡素化、軽減に向けて早急に取り組むとともに、解体業者等のリサイクル事業が円滑に推進できるよう、金融・税制面等の支援措置を講ずるなど、必要な環境整備に努めること。

右決議する。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、石油公団法及び金属鉱業事業団法を廃止するとともに、石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給等に資するため、石油公団及び金属鉱業事業団の権利及び義務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等に承継する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止

石油公団法は、公布の日から３年を超えない範囲内の政令で定める日、金属鉱業事業団法は、公布の日から１年９月を超えない範囲内の政令で定める日をもってそれぞれ廃止する。

2　石油公団法の一部改正

石油公団法を以下のように順次改正する。

(1) 以下についての施行期日は、公布の日とする。

①　石油公団（以下「公団」という。）の業務に係る規定のうち、石油等の探鉱及び採取に必要な資金を供給するための資金の貸付け、石油等の探鉱に必要な機械の貸付け等の業務に係る規定を削る。

②　公団の業務として、公団の有する開発事業関連の株式又は貸付債権の管理及び処分の業務（以下「資産処分等業務」という。）を加える。

③　経済産業大臣が資産処分等業務に係る事業計画を認可しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴かなければならない。

(2) 以下についての施行期日は、国家備蓄石油に係る部分については公布の日から１年を超えない範囲内の政令で定める日、国家備蓄施設に係る部分については公布の日から１年８月を超えない範囲内の政令で定める日とする。

①　公団の業務のうち、石油の備蓄及びその譲渡しを行う業務を、国の委託を受けて行う国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理並びにこれに関連する石油の取得、保有及び譲渡しを行う業務に改める。

②　石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付けを行う業務の対象から、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行う施設の設置に対するものを除く。

③　臨時の業務として、国の委託を受けて、国家備蓄施設（石油ガスの備蓄に必要なものに限る。）の設置及びこれに附帯する業務を加える。

(3) 以下についての施行期日は、公布の日から１年９月を超えない範囲内の政令で定める日とする。

①　公団の業務を、公団所有資産の管理及び処分に関する業務に変更する。また、臨時の業務として、当該石油公団法の一部改正時に公団が締結している出資契約及び債務保証契約に基づき、公団所有資産の価値の保全等のために廃止法の施行の日までに行わなければならないものに限り、出資及び債務保証を行うことができる。

② 公団の総裁を理事長に改め、副総裁１人及び理事６人を減ずるとともに、借入金、政府保証、償還計画等の規定を削除する。

3　石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正

経済産業大臣は、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理を石油公団に委託することができる。また、必要があると認めるときは、国家備蓄石油を、国以外の者が所有する石油と交換することができる。

4　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

石油及びエネルギー需給構造高度化対策に経済産業大臣が行う国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し等の措置を追加するとともに、歳入及び歳出、借入金等並びに公団から承継する債務の経理等に関する所要の規定の整備を行う。

5　その他

(1) 公団は、この法律の施行の時（公布の日から３年を超えない範囲内の政令で定める日）において解散するものとし、その一切の権利及び義務を、国及び別に法律で定める株式会社に承継する。

(2) 政府は、別に法律で定めるところにより公団の権利及び義務を承継する株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立し、当該株式会社をできるだけ早期に民営化するために必要な措置を講ずる。

(3) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の成立の時（公布の日から１年９月を超えない範囲内の政令で定める日）において公団の石油開発技術に関する指導、国家備蓄の管理等の業務に係る権利及び義務は、機構が承継する。また、金属鉱業事業団は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務を機構に承継する。

(4) 公団は、解散の日の前日までの間において、開発事業関連の公団所有資産の処分の業務の遂行により生じる収入の総額等を勘案して定められた金額を、国庫に納付しなければならない。

(5) 国は、公団の所有する備蓄石油及び備蓄施設を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継するとともに、そのために必要な規定を設ける。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律に基づき金属鉱業事業団が解散し、石油公団がその業務の一部を廃止することに伴い、それらの業務並びに権利及び義務を承継する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　機構の目的

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するた

めに必要な業務、石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

2　資本金及び役員

機構の資本金並びに役員の人数、職務、権限及び任期について、所要の規定を設ける。

3　業務の範囲

機構は、石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の出資及び債務保証、それらの鉱物資源に係る技術の実証及び指導、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理の受託、金属鉱産物の備蓄、金属鉱業の鉱害の防止等の業務を行う。

4　区分経理

機構は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

5　信用基金の創設

機構は、石油等に係る債務保証業務に関して信用基金を設け、これに基づく一定の限度を超えるような新たな保証をしてはならない。

6　特に必要がある場合の経済産業大臣の要求

経済産業大臣は、金属鉱産物の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、その備蓄に係る金属鉱産物を譲り渡すことを求めることができる。

7　附則

(1) 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から１年８月を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。

(2) 機構の成立

機構は、この法律の公布の日から１年９月を超えない範囲内の政令で定める日に成立する。

(3) 業務の特例

機構は、その成立の日から石油公団が廃止されるまでの間は、同公団の既存契約に係る出資及び債務保証については、出資及び債務保証業務の対象としない。また、当分の間、国の委託を受けて、国家備蓄施設（石油ガスの備蓄に必要なものに限る。）の設置を行う業務等を特例として実施できる。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案（衆第30号）

【要旨】

本法律案は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

(1)「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人）が、入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、独禁法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為をいう。

(2)「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

① 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

② 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

③ 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

2 各省各庁の長等に対する改善措置の要求等

(1) 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者（以下「各省各庁の長等」という。）に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置を講ずべきことを求めることができる。また、既に当該行為がなくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

(2) 各省各庁の長等は、公正取引委員会から改善措置を講じることを求められたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。また、調査の結果及び改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 職員に対する損害賠償の請求等

各省各庁の長等は、当該入札談合等関与行為により国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員（以下「当該職員」という。）の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行い、その結果、当該職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

4 職員に係る懲戒事由の調査

(1) 各省各庁の長等は、当該職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該職員の任命権を有しない場合は、任命権者に対し、公正取引委員会から改善措置要求があった旨を通知すれば足りる。

(2) (1)のただし書きにより通知を受けた任命権者は、当該職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

5　指定職員による調査

各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員に当該入札談合等関与行為等に関する調査を実施させなければならない。

6　関係行政機関の連携協力及び運用上の配慮

国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力することとし、また、法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第２条第５項に規定されている３行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。

2　公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。

3　公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。

4　地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないよう、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

エネルギー政策基本法案（第153回国会衆第６号）

【要旨】

本法律案は、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　基本方針

(1) エネルギーの安定的な供給については、エネルギーの供給源の多様化、自給率の向上及びエネルギー分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

(2) エネルギーの需給については、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られた需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

(3) エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前２項目の政策目的を十分考慮しつつ、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

2　国、地方公共団体及び事業者の責務

(1) 国は、１の基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(2) 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

(3) 事業者は、エネルギーの効率的な利用、安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力する責務を有する。

3　国民の努力

国民は、エネルギー使用の合理化に努めるとともに、新エネルギーの活用に努める。

4　法制上の措置等

政府は、エネルギーの需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

5　国会に対する報告

政府は、毎年、国会に、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

6　エネルギー基本計画

(1) 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「エネルギー基本計画」という。）を定めなければならない。

(2) エネルギー基本計画は、次の事項について定める。

① エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

② エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

③ 重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策

④ このほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(4) 経済産業大臣は、閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(5) 政府は、少なくとも３年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7　国際協力の推進

国は、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関への協力、研究者等の国際的交流、国際的な研究開発活動への参加等、国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努める。

8　エネルギーに関する知識の普及等

国は、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるとともに、営利を目的としない団体の活用に配慮しつつ、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるように努める。

9　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
28	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案	衆	14. 2.18	14. 3.25	14. 3.28 可決	14. 3.29 可決	14. 3.11 経済産業	14. 3.19 修正	14. 3.22 修正
30	特許法等の一部を改正する法律案	参	2.21	4. 1	4. 4 可決	4. 5 可決	4. 5 経済産業	4.10 可決 附帯	4.11 可決
31	弁理士法の一部を改正する法律案	参	2.21	4. 1	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決	4. 5 経済産業	4.10 可決 附帯	4.11 可決
32	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.22	4.15	4.18 可決 附帯	4.22 可決	3.28 経済産業	4. 3 可決 附帯	4. 4 可決
※39	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 1	4. 8	4.11 可決 附帯	4.12 可決	3.19 経済産業	3.29 可決 附帯	3.29 可決
48	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 5	4.22	5.21 可決	5.22 可決	4. 9 経済産業	4.17 可決 附帯	4.18 可決
			○14.4.22 参本会議趣旨説明 ○14.4.9 衆本会議趣旨説明						
75	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.15	5.22	5.30 可決	5.31 可決	4.17 経済産業	4.26 可決	4.26 可決
76	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案	衆	3.15	5.22	5.30 可決 附帯	5.31 可決	4.17 経済産業	4.26 可決 附帯	4.26 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
86	使用済自動車の再資源化等に関する法律案	衆	14. 4.12	14. 6.12	14. 7. 4 可決 附帯	14. 7. 5 可決	14. 5.10 経済産業	14. 6. 7 可決 附帯	14. 6.11 可決
			○14.6.12 参本会議趣旨説明 ○14.5.10 衆本会議趣旨説明						
99	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案	衆	5.17	7.10	7.18 可決	7.19 可決	6. 6 経済産業	7. 5 可決	7. 5 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.6.6 衆本会議趣旨説明						
100	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案	衆	5.17	7.10	7.18 可決	7.19 可決	6. 6 経済産業	7. 5 可決	7. 5 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.6.6 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木俣　佳丈君 外3名 (14. 3. 6)	14. 3. 8		14. 7.19	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
30	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案	山中　貞則君 外8名 (14. 6.11)	14. 6.12	14. 7.18	14. 7.19	14. 7.23 可決 附帯	14. 7.24 可決	14. 7. 4 経済産業	14. 7.17 可決 附帯	14. 7.18 可決
153回6	エネルギー政策基本法案	亀井　善之君 外6名 (13.11. 8)		5.28	6. 3	6. 6 可決	6. 7 可決	1.21 経済産業	5.22 修正	5.28 修正

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議４件)、本院議員提出１件、及び衆議院国土交通委員長提出１件の合計15件であり、そのうち内閣提出13件、衆議院国土交通委員長提出１件の合計14件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類278件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

都市再開発法等の一部を改正する法律案は、民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、一定の要件に該当する民間会社を市街地再開発事業の施行者に追加するとともに、高度利用推進区を定めた土地区画整理事業における換地の特例の創設、民間都市開発推進機構が行う土地取得業務に係る事業見込地等の取得期限の３年間の延長、都市開発資金の無利子貸付けの対象に、再開発会社が施行する市街地再開発事業、高度利用推進区を活用する土地区画整理事業等を追加する等、所要の措置を講じようとするものである。

都市再生特別措置法案は、我が国の都市が近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、内閣に都市再生本部を設置するとともに、都市再生の推進に関する基本方針等の策定、都市再生緊急整備地域の指定、同地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の決定等の提案などの都市計画に係る特別措置の創設等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、都市再生の理念とビジョン、都市再生本部の権限と地方分権政策との関係、都市再生本部と国土交通省の役割分担、バブル期の規制・税制の見直し、都市再生事業における地域住民の合意形成と環境保全の方策、再開発会社を第二種市街地再開発事業の施行者として土地収用権を付与することの是非、市街地再開発事業に伴う従前居住者対策、駅周辺再開発事業の現状と課題、民間都市機構の土地取得業務の現状と業務期間延長の理由等について質疑を行い、２法律案についてそれぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、２法律案に対してそれぞれ附帯決議を付した。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、新幹線鉄道を所有しかつその営業を行う法人が実施する新幹線鉄道の大規模改修の円滑化を図るため、当該法人のうち国土交通大臣が指定するものは、大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるための新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の趣旨、引当金の積立を必要とする所有営業主体の指定基準、新幹線施設の劣化状況に関する調査結果の公開、通常の補修と大規模改修の違い、改修工事費の算定方法、引当金の運用方法、改修工事について住民理解を得るための努力、等に

ついて質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

鉄道事業法等の一部を改正する法律案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業について、参入及び運賃・料金等に係る経済的規制を緩和するとともに、輸送の安全確保等に係る社会的規制を強化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、我が国の物流の現状と今後の取組、鉄道貨物輸送の活性化対策、自動車排気ガスによる大気汚染と地球温暖化への対策、トラック輸送の安全確保と運賃適正収受の取組、元請・下請関係の適正化、自動車運転者の労働時間等の改善、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

建築基準法等の一部を改正する法律案は、居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する建築制限及び都市計画制限を行うため、居室内における化学物質の発散に対する規制の導入、地域の実情に応じた容積率制限等の多様化による建築物の形態規制の合理化、地区計画制度の統合、地区整備計画が定められた場合における建築物の形態規制の特例の多様化等の地区計画に関する制度の合理化、土地所有者等による都市計画提案制度の創設等所要の措置を講じようとするものである。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、一定の基準に適合するとの認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の措置を講じようとするものである。

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案は、建築物の居室内における空気環境を保全し、もって国民の健康の保護を図るため、建築物の建築等について、特定有害物質による建築物の居室内の空気の汚染の防止及びその除去のために必要な規制を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、各法律案の提案の理由と背景、シックハウス規制の実効性、規制対象化学物質の範囲と将来の拡大の見通し、容積率や建ぺい率制限等の緩和による住環境の悪化等の懸念、都市計画提案制度の導入とその運用、バリアフリー対応が義務付けられる建築物の用途及び規模の在り方、公共建築物・学校・ホテルの客室等におけるバリアフリー対応の必要性、等について質疑を行い、建築基準法等の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって可決した。なお、特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案は、建築基準法等の一部を改正する法律案の可決に伴い、本委員会における審査を行わないこととした。また、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決した。

なお、可決した２法律案に対して、それぞれ附帯決議を付した。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のため、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部と改組する等の措置を講じようとするものである。

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方針に基づき、平成14年度において主たる事務所を東京都区部から移転する日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の６特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正する措置を講じようとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、陸運支局及び海運支局の統合等の基準、地域密着型運輸行政と行政サービスの向上、昭和63年に閣議決定された移転基本方針とその後の社会経済情勢の変化、特殊法人等整理合理化計画との整合性、等について質疑を行い、国土交通省設置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決、また、平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案は、討論の後、多数をもって可決した。

船舶職員法の一部を改正する法律案は、小型船舶に関し、その利用実態の変化等に伴う利用者の要請に適確に応えるとともに、その航行の安全を一層図るため、船舶職員から小型船舶操縦者を分離するとともに、小型船舶操縦士に係る資格区分を再編成するほか、小型船舶操縦者が遵守すべき事項を明確化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の目的とその背景、小型船舶操縦士免許制度の簡素化と海の安全性の確保との両立、シーマンシップによる自己責任の原則と、酒酔い操縦の禁止等の操縦者が遵守すべき事項を法で明確化する必要性の関係、船舶の操縦技術向上のための実技講習充実の必要性、係留施設充実のための方策、プレジャーボート利用区域の制限、等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律案は、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換計画に基づく関係権利の再建マンションへの変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法制定の目的とその社会的背景、マンション建替えについての合意形成の在り方とその促進方策、建替え決議の要件、売渡請求権行使の際の時価の算定基準、建替えに参加が困難な高齢者等の居住の安定の確保方策、既存不適格マンションと団地型マンションの建替えの円滑化方策、危険又は有害なマンションの建替えのための勧告制度、マンションの耐久性の向上、その他について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、港湾施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設を、港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加しようとするものである。

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案は、近年の首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化等にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止しようとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、２法律案提出の趣旨とその背景、港湾における廃棄物処理施設の役割、廃棄物減量化施設の採算性と今後の展望、循環型社会の形成に向けての課題、工場・大学等の制限制度の廃止と一極集中是正政策との関係、首都圏整備法等の政策体系の見直し、等について質疑を行い、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって可決、また、首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案は、全会一致をもって可決した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、自動車のリサイクルの促進及び不法投棄防止の観点から、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車のリコールの実施をより確実にするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行うとともに、自動車の不正改造等の禁止規定の新設、整備管理者の選任義務の緩和等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法改正の理由とその背景、抹消登録制度の整備とその効果、不法投棄防止対策、リサイクルの促進、不正改造車に対する取締の強化、リコール制度の充実強化、事故の調査分析体制の充実強化、等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

離島振興法の一部を改正する法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにし、地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とするほか、離島振興の追加施策に関する規定を整備する等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院国土交通委員長久保哲司君より趣旨説明を聴取した後、本法改正の主要事項、離島振興法による成果と今後の課題、航路・バス等の交通基盤の整備、遠隔地医療体制の整備、下水処理施設・廃棄物処理施設等の整備、観光産業の振興、離島振興政策の実効性を確保するための財政措置の充実、等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

３月14日、扇国土交通大臣から国土交通行政の基本施策について所信を聴取した後、平成14年１月16日及び17日の２日間にわたり行われた長野県及び新潟県における国土の整備・交通政策の推進等の実情調査に関し、派遣委員から報告を聴取した。

３月19日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、政と官のあるべき姿についての大臣の所見、高速自動車国道整備計画等長期計画を策定するに当たっての政府の姿勢、中国の排他的経済水域からの不審船引揚げ問題に対する大臣の考え、サッカーワールドカップにおける国土交通省の安全性、利便性の確保についての対応策、各種交通機関の運賃政策の今後の展開についての見解、川辺川ダム建設事業費が高額に及ぶ理由、公共投資における透明性を確保するための決意、ＪＲ九州鹿児島線列車衝突事故の概要と原因究明の必要性、車輪の脱落事故の原因究明と再発防止対策に関する国土交通省の取組の現状、

神戸空港予定地周辺の空域の狭さと空の安全性に関する見解、神戸空港の採算の見通しと関西国際空港、大阪国際空港との機能分担、建設業界再編に関する大臣の所見、ＥＴＣの普及状況と事業における費用対効果の検証の必要性、簡明で利用者に納得されるタクシー運賃システム構築の必要性、等が取り上げられた。

同月20日、予算委員会から審査の委嘱を受けた国土交通省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、扇国土交通大臣から説明を聴いた後、不審船対策、建設産業の再編策と支援策、公共事業の予定価格の評価と事前公表、公共工事の丸投げチェック、本州四国連絡道路及び東京湾アクアラインの今後の交通需要予測、ＥＴＣの普及促進、今後の税制抜本改革論議における道路特定財源の扱い、ゴミゼロ型都市実現の取組、羽田空港再拡張に関する環境アセスメントの実施、障害者安全対策として駅ホーム要員の増員、バリアフリー専門部局設置の必要性、ＪＡＬとＪＡＳの経営統合に関する公正取引委員会の指摘についての見解、リニアモーターカー開発への取組と費用、地方公共団体の公共工事入札契約制度改革への評価、地方中小鉄道の安全施設に対する近代化補助要件の緩和等について質疑を行った。

６月27日、不審船の引揚げについて説明を聴取した。

７月23日、長野県知事の脱ダム宣言に対する国土交通省の見解、気象衛星ひまわり５号の現状及び後継衛星の見通し、ＥＴＣ導入の意義及び普及策、三宅島の復旧状況及び島民の生活再建支援策、建設業法により特定建設業者とされる元請業者の社会的責任、道路公団民営化のための国民負担の少ない方式の検討、規制緩和後のタクシー運賃の認可状況と運転手の適正な賃金・労働条件の確保等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣、月原国土交通副大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について扇国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、佐藤国土交通副大臣、月原国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月26日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**
都市再生特別措置法案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年３月28日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**
都市再生特別措置法案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について参考人早稲田大学理工学部教授伊藤滋君、東京大学大学院工学系研究科助教授小泉秀樹君及び東京都立大学名誉教授石田頼房君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第11号）賛成会派　自保、民主、公明、国連の一部
反対会派　共産、国連の一部、社民

（閣法第12号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成14年４月２日（火）（第６回）

○**全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第44号）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月４日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第44号）**について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第44号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第45号）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月９日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第45号）**について扇国土交通大臣、月原国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長伊藤直彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第45号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月11日（木）（第９回）

○**建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）**
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴き、
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月16日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）**
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）

以上３案について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、３案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年４月18日（木）（第11回）

○**建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）**
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）
以上両案について参考人芝浦工業大学工学部教授・東京大学名誉教授岡田恒男君、尾竹一男建築研究所代表尾竹一男君及び日本福祉大学情報社会科学部教授片方信也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）**
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）
以上両案について発議者参議院議員櫻井充君、扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月23日（火）（第12回）

○**高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）**について参考人日本大学理工学部建築学科教授野村歡君、一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦君及び障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会副会長國松公造君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月25日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）**
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）
以上３案について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）について討論の後、
建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）
以上両案をいずれも可決した。

（閣法第58号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民
（閣法第59号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成14年５月21日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月23日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**
平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第23号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
欠席会派　社民

（閣法第24号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産
欠席会派　社民

○**船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月30日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第25号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○**マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月４日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団理事那珂正君に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年６月６日（木）（第18回）

○**マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について参考人千葉大学法経学部教授丸山英気君、兵庫県住宅供給公社審議役門田至弘君及びハウジングケースワーカー・マンション管理士・住まいとまちづくりコープ代表千代崎一夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月11日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年６月27日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**
首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○不審船の引揚げに関する件について政府参考人から説明を聴いた。

○平成14年７月２日（火）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）**
首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第53号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民
（閣法第54号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年７月４日（木）（第22回）

○**道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月９日（火）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、月原国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第80号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○**離島振興法の一部を改正する法律案（衆第31号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長久保哲司君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月11日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**離島振興法の一部を改正する法律案（衆第31号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長代理虎島和夫君、衆議院国土交通委員長久保哲司君、衆議院国土交通委員長代理細田博之君、月原国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第31号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成14年７月23日（火）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○長野県における脱ダム宣言と公共事業の見直しに関する件、九州南西海域不審船の引揚げに関する件、首都高速道路の橋脚の劣化対策に関する件、三宅島の火山活動災害対策に関する件、建設業界における元請、下請関係の在り方に関する件、道路関係四公団の民営化問題に関する件、タクシー運賃の認可と労働条件に関する件等について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第26回）

○請願第230号外277件を審査した。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、民間活力の活用等による都市の再開発を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　市街地再開発事業の施行者に一定の要件に該当する株式会社又は有限会社（以下「再開発会社」という。）を追加する。

2　高度利用地区等をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画において、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域（以下「高度利用推進区」という。）を定め、土地の所有者等の申出に基づき、集約換地を行うことができることとする。

3　民間都市開発推進機構が行う土地取得業務に係る事業見込地等の取得期限を平成17年３月31日まで延長する。

4　都市開発資金の無利子貸付制度の拡充により、再開発会社による市街地再開発事業及び高度利用推進区等を活用する一定の土地区画整理事業を行う事業者の資金調達を支援する。

5　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、民間都市開発推進機構の業務特例の延長等については、平成14年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　市街地再開発事業を施行する再開発会社の制度の新設に当たって、広くその啓発に努めるとともに、再開発会社の設立及び事業計画の申請又は事業の施行に当たっては、土地収用権が新たに付与されることとなったこの制度の趣旨にかんがみ、施行地区内の住民及び地権者等の十分な合意が形成されるよう努めること。

2　再開発会社については、その事業の公共性にかんがみ、事業が適正かつ確実に実施されるよう努めるとともに、その経営状況及び財務状況の健全性が確保されるよう、適切な指導監督が行われるべく努めること。

3　再開発会社による事業の継続が困難になった場合においては、地権者等の権利の保全或いは事業の確実な遂行について、万全な対応がなされるよう努めること。

4　土地区画整理事業の事業計画に高度利用推進区を設定するに当たり高度利用地区等を定める場合は、集約換地について地権者等の理解が十分得られるよう努めるとともに、周辺住宅地域の環境に十分配慮されるよう努めること。

5　民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務については、その業務が適正に遂行されるよう引き続き指導を徹底するとともに、特に、取得した土地の事業化を一層積極的に促進すること。

右決議する。

都市再生特別措置法案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、我が国の都市が近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣に、都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部を設置する。

2　内閣総理大臣は、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための都市再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。

3　都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として都市再生緊急整備地域を政令で定めるとともに、当該地域ごとに都市再生本部が地域整備方針を定める。

4　国土交通大臣は、都市再生に資する民間都市開発事業に係る都市再生事業計画を認定できることとするとともに、民間都市開発推進機構は、認定された事業に関し、一定の公共施設の整備に充てる資金の一部の無利子貸付け、認定事業の施行に要する費用の一部の出資等の方法による支援、一定の資金の借入れ等に係る債務の保証等の金融支援を行うことができることとする。

5　都市計画に係る土地利用規制の特例措置として既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とするとともに、自由度の高い計画が定められる都市再生特別地区を創設する。

6　民間事業者が都市再生事業を行うために必要となる都市再生特別地区等の都市計画の決定等を提案できることとするとともに、事業認可等の特例措置を創設することにより事業の提案から実施までの期間を大幅に短縮する。

7　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8　政府は、この法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　現下の経済情勢等に配慮しつつ、産業構造の変化、少子高齢化等を踏まえ、長期的視点からの都市政策ビジョンを国民に明確に提示すること。

2　都市再生本部における都市再生基本方針案の作成に当たっては、従前居住者の居住の確保を含め、都市の居住環境の向上への取組みについて、政策上明確に位置付けるよう配慮すること。

3　都市再生緊急整備地域の指定に当たっては、大都市圏に偏ることのないように配慮するとともに、当該地域の選定理由、選定経過等について広く国民に説明するよう努めること。

4　都市再生緊急整備地域の指定、民間都市再生事業計画の認定、都市再生特別地区の指

定その他の都市計画決定等に当たっては、周辺の既成市街地の都市環境やまちづくりとの調和に配慮すること。

5　民間都市再生事業計画の認定、都市再生緊急整備地域内の都市計画の決定等に当たっては、住民への情報公開や住民の意向反映に十分配慮すること。

6　都市再生事業の実施に当たっては、防災、安全、福祉、文化等生活機能が重視されるよう配慮するとともに、良好な居住環境や景観等の保全に十分配慮されるよう努めること。

7　都市再生緊急整備地域における都市再生事業の実施等に係る必要な税制上の措置について、引き続き検討すること。

8　民間都市開発推進機構が本法第29条に基づいて行う無利子貸付等の業務については、その業務が適正に行われるよう指導を徹底するとともに、情報開示に努めること。

右決議する。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、地方運輸行政の総合的展開を図る体制を構築するため、また行政改革の観点から、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部と改組する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は平成14年７月１日から施行する。

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方針に基づき、平成14年度において東京都区部から主たる事務所を移転することを予定している日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の６特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改める措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、各法人ごとに、それぞれ平成15年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　船舶職員法の題名を船舶職員及び小型船舶操縦者法に改める。

2　同法の目的に、小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めることを追加する。

3　小型船舶の船長を「小型船舶操縦者」と定め、船舶職員から分離する。

4　船舶職員になろうとする者が受けなければならない免許を海技士の免許とする。

5　小型船舶操縦者になろうとする者が受けなければならない免許を小型船舶操縦士の免許とする。
6　旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者の操縦免許は、操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者について行う。
7　小型船舶操縦士の資格区分を、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士に再編成する。
8　海技士の免許又は小型船舶操縦士の免許を与えたときは、それぞれ免許原簿に登録し、かつ、海技免状又は小型船舶操縦免許証を交付しなければならない。
9　小型船舶操縦士国家試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできる限り簡素なものとする。
10　小型船舶操縦者は、酒酔い操縦の禁止等小型船舶の航行の安全を図るために必要な事項を遵守しなければならないこととするとともに、これの違反者に対する再教育講習の制度を設ける。
11　この法律の規定の運用に当たっては、小型船舶の航行の安全の確保が小型船舶を利用した余暇活動その他の国民の諸活動との調和の下に図られるよう努めなければならない。
12　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1　国土交通大臣は、マンションの建替えの円滑化等に関する基本方針を定め、これを公表する。
2　建物の区分所有等に関する法律の規定に基づきマンション建替えを行う旨の合意をした者は、法人格を有するマンション建替組合を設立することができる。
3　マンション建替事業の施行者が定めた権利変換計画に基づき区分所有権、抵当権等の関係権利を再建マンションに移行させる。
4　マンション建替事業の施行者並びに国及び地方公共団体は、建替事業を施行するマンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努める。
5　市町村長は、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの区分所有者に対し、当該マンションの建替えを行うべきことを勧告できる。
6　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

きを期すべきである。

1　マンションの建替えが円滑かつ適切に行われるよう、本法の趣旨の十分な周知徹底を図ること。

　また、本法がマンションの建替えを一律に促進するものであるとの誤解を生じさせることのないよう配慮すること。

2　マンションの建替えに当たり区分所有者等の合意形成が適切に促進されるよう、建替えと補修の選択に係る判断指針及び合意形成プロセス等に関するマニュアルを作成するとともに、国、地方公共団体、専門家等による相談・情報提供体制の整備が図られるよう努めること。

3　良質な住宅ストックの活用が重要であることにかんがみ、新築又は既存のマンションの耐久性を向上させるための技術開発及びその普及のために必要な措置を講ずるよう努めること。特に、再建マンションの長寿命化がなされるよう十分な配慮を行うこと。

4　健全な中古マンション市場の育成に留意し、良好に管理され防災や居住環境の面で良質なマンションが適切に評価されるよう、中古マンションに係る住宅性能表示制度の早期導入とその普及を図るなど必要な措置を講ずるよう努めること。

5　マンションの建替えへの参加を容易にするため、死亡時一括償還融資制度の普及を図りつつリバースモーゲージ手法の一層の活用につき検討するとともに、建替えに参加が困難な高齢者等に対し、居住安定のために必要な措置が講じられるよう、地方公共団体に対する補助、技術的援助等をはじめとした適切な支援の拡充に努めること。

6　マンション建替組合による売渡請求権の行使に際しての時価の算定基準については、今後の事例集積を重ねる等により、その明確化に資するよう努めること。

7　マンションの建替えが良好な市街地環境の形成に資するよう必要な配慮をするとともに、既存不適格マンション、団地型マンション等の建替えが円滑に行われるよう、適切な措置を検討すること。

8　循環型社会の形成の観点から、マンションの建替えに際して生ずる建設廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること。

9　マンションの建替えに民間事業者が参加する場合においても、居住者の意向が十分尊重されるよう配慮すること。

10　国土交通省と関係行政機関との十分な連携を行うことにより、マンションの管理、建替え等に係るマンション法制の有機的な運用が図られるようにすること。

　右決議する。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（先議）

【要旨】

本法律案は、我が国の基幹的大量高速輸送機関である新幹線鉄道の安定的な輸送を将来にわたり確保するため、将来必要となるその土木構造物の大規模改修に向けて万全の備えを講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国土交通大臣は、新幹線鉄道を所有し、かつ、その営業を行う法人であって、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てることが必要かつ適当であると認めるものを指定する

ことができることとし、指定を受けた法人は、新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画につき国土交通大臣の承認を受け、その計画に従い、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てなければならないこととする。

2　新幹線鉄道の大規模改修の円滑な施行を図るため、この法人が大規模改修実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合には、大規模改修工事に係る鉄道事業法上の手続の特例を認めることとする。

3　この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　所有営業主体の指定に必要な土木構造物の実態把握を行い、その結果を公表すること。

2　ライフサイクルコストにも留意した適切な保守、管理等を行うことにより、長期間にわたり土木構造物の適正な利用状態を維持するよう、指導すること。特に、今後予想される大規模地震等の災害に対し、適切な措置を講ずるよう、指導すること。

3　必要かつ十分な新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画にするため、算定根拠を明らかにして、その審査、承認を行うこと。

4　指定を受けた所有営業主体が、引当金制度を活用し、新幹線鉄道の利用者の負担の軽減及び平準化に努めるよう、指導すること。

5　現在工事中の整備新幹線及び今後予定される大規模改修工事においては、工事施行責任の一層の明確化を図るとともに、工事終了時には竣工確認を徹底するよう、指導すること。

6　大規模改修工事の実施に当たっては、沿線住民に対し十分な説明を行うとともに、その意見に事業者が適切に対応するよう、指導すること。

右決議する。

鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第45号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業について、参入及び運賃・料金等に係る経済的規制を緩和するとともに、輸送の安全確保等に係る社会的規制を強化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　貨物鉄道事業の参入の許可に係る需給調整規制を廃止する。

2　貨物鉄道事業の休廃止の許可制を事前届出制とする。

3　貨物鉄道事業の運賃・料金の上限認可制を廃止する。

4　鉄道事業者に対し、他の運送事業者との間の貨物の引継ぎ等を円滑に行うための措置を講ずるよう努力義務を課す。

5　第一種貨物利用運送事業の参入の許可制を登録制とする。

6　貨物利用運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止する。

7　運送取次事業のすべての規制を廃止する。
8　一般貨物自動車運送事業の営業区域規制を廃止する。
9　一般貨物自動車運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止する。
10　一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送について、一般貨物自動車運送事業の規制を適用する。
11　一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車利用運送を行う場合、実運送を行う貨物自動車運送事業者による輸送の安全確保を阻害してはならないこととする。
12　地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、苦情の解決等に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に説明又は資料の提出を求めることができることとする。
13　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　貨物鉄道事業の参入規制の緩和について、国は需給調整規制の廃止後においてもＪＲ貨物に関する国鉄改革の趣旨及び経緯に十分に配慮すること。
2　鉄道貨物輸送を利用した円滑な複合一貫輸送の確保に努めるとともに、旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎの円滑化のための措置については、措置内容を具体的に定め、実施の促進に資する所要の支援措置を講じること。
3　整備新幹線開業に伴う並行在来線の扱いについては、物流ネットワークの確保に支障を生じないよう十分に配慮すること。
4　環境問題、労働力問題及び交通安全等に配慮した物流体系を構築する観点から、鉄道貨物輸送力の増強に資する支援措置等モーダルシフト向上施策を一層推進すること。
5　ＪＲ貨物の経営基盤の確立のため、経営改善に資する所要の支援措置を講じること。
6　貨物利用運送事業者の参入に対する厳正な審査を行うこと。また、第一種貨物利用運送事業の参入規制の許可制から登録制への移行に当たっては、登録拒否要件を具体的に定め、統一性、透明性を確保すること。
7　貨物利用運送事業者が実運送事業者に対して、不当な運賃料金の引下げを強要することのないよう関係者に対する指導監督を強化するとともに、原価を踏まえ適正な運賃料金の遵守について本法及び関係事業法の適正な運用を図ること。
8　港湾運送事業に本法の適用がないことを関係者に周知徹底すること。また、貨物利用運送事業者が行う国際複合一貫輸送の進展により港湾運送に関する秩序に支障が生じることのないよう港湾運送事業に関し講じられているこれまでの措置を維持するとともに、港湾運送料金の適正収受の確保につき効果的対策を講じること。
9　貨物利用運送事業の総合物流業化、３ＰＬ化、情報化、国際化への対応について、所要の支援措置の充実・強化を図ること。
10　貨物自動車運送事業の営業区域規制の廃止に当たっては、過労運転の防止など輸送の安全に努め運行管理体制の充実、携帯電話等による運行管理者との緊密な連絡体制の確保、デジタル式運行記録計等最新の情報技術の効果的な活用の促進を図るとともに、関連する施策に関し、所要の支援措置の充実・強化を図ること。

11　許可を受けた各貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送適正化事業実施機関の活用を図るとともに、計画的かつ着実な監査を実施する等により、許可後の指導監督を強化し、併せて、貨物自動車運送事業の適正化を図るため、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取消処分等について厳正かつ機動的に運用すること。

12　貨物自動車運送事業者による輸送の安全の確保に資するため、過積載、過労運転等についての実態把握に努め、荷主を含む関係者に対する適正な運送取引を指導するとともに、不法行為を強要する荷主に対しては、厳正かつ機動的に対応すること。

また、貨物自動車運送事業者の安全性を評価するためのシステムを確立し、その円滑な推進のための環境整備を進めること。

13　深刻化する大気汚染や地球温暖化問題等の環境問題への対応のための施策を一層推進するとともに、貨物自動車運送事業者の環境問題への対応に係る支援措置を充実・強化すること。

14　「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年２月９日労働省告示第７号）」の遵守の徹底等による労働時間の短縮及び労働力の確保について業界を指導するとともに、国土交通省及び厚生労働省による相互通報制度の確立等その円滑な推進のための環境整備を図ること。

15　貨物鉄道事業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業の運賃料金の事前規制の廃止後においては、各事業の運賃料金の正確な実態把握に努めるとともに、事業の適正化を図るため運賃料金の監査体制を強化すること。

また、各事業の運賃料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認める場合における国土交通大臣の運賃料金の改善命令については、適正な原価を踏まえ厳正かつ機動的に運用するとともに、発動基準の統一性、透明性を確保すること。

16　国際海上コンテナの安全な輸送の確保につき、荷主に対する積み付け、重量、危険・有害物の明示等に関する規定の整備に努めるとともに、不法行為を強要する荷主に対しては事業許可の取消処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

右決議する。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、港湾施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、廃棄物埋立護岸において埋立てに用いられる廃棄物又は土木建築に関する工事に伴い副次的に発生した土砂をあらかじめ溶融、破砕、圧縮その他の方法により高度に減量する機能を有する施設を、港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、今日の首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化等にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　首都圏整備法の既成市街地における工業等の制限に関する規定及び近畿圏整備法の既成都市区域における工場等の制限に関する規定を削除する。

2　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律を廃止する。

3　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律について所要の改正を行う。

4　都市開発資金の貸付けに関する法律について所要の改正を行う。

5　この法律は、公布の日から施行する。

建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要旨】

本法律案は、適正な土地利用の促進等に資するとともに、居住環境の改善を図る合理的かつ機動的な建築制限を行うこと等ができるように建築基準法、都市計画法等を改正しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1　シックハウス症候群対策のための規制の導入を図ることとし、居室を有する建築物は、その居室内において化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について技術的基準に適合するものとしなければならないものとする。

2　建築物の形態規制の合理化を図ることとし、容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢を拡充するとともに、すべての用途地域の都市計画において敷地面積の最低限度を定めることができるものとする。

3　地区計画で定めた用途について、条例で用途地域の制限を緩和することができるものとする。

4　住宅地高度利用地区計画及び再開発地区計画を廃止し地区計画に統合し、従前のこれらの計画の区域に相当する区域として、再開発等促進区を定めることができるものとし、地区計画の内容に適合する当該区域内の建築物については、容積率制限、建ぺい率制限、斜線制限等を緩和することができるものとする。

5　地区計画について、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、その高度利用と都市機能の更新を図るため容積率の緩和が可能となる地区整備計画を定めることができるものとするとともに、その区域内にある建築物については、当該地区計画中の地区整備計画において、容積率、建ぺい率等の最高限度等を定めるものとする。

6　自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくりＮＰＯ等によるまちづくりに関する都市計画の提案制度を導入するものとする。

7　その他所要の改正等を行うものとする。

8　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、１については、公布の日から起算して１年を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　21世紀の社会・経済における様々な構造変化の潮流に中長期的な視点から対応し得るよう、豊かで快適で活力に満ちた都市の将来像を実現するための施策の充実に努めること。

2　都市の再生に当たっては、防災、安全、環境、景観等生活機能を重視するとともに、交通インフラ、上下水道等の社会資本の整備状況と調和するよう努めること。

3　土地所有者等による都市計画の提案制度の導入に当たっては、住民がまちづくりに積極的に参加できるように、都市計画に関する知識の普及、教育、啓蒙等に格段の努力を払うとともに、住民との十分な協議・調整に努め、まちづくりＮＰＯ、まちづくり協議会等を支援するための施策の充実に努めること。

4　容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢の拡充については、今回の法改正の趣旨にかんがみ、地域の実情に応じて適切な運用が行われ、住環境の悪化が生じないよう十分配慮すること。

5　室内空気汚染による健康影響が生ずると認められる化学物質については、全て規制対象とするよう、関係省庁間の連携を図りつつ、室内空気中の化学物質の濃度の実態や発生源、発散量等の調査研究を進め、その結果が得られたものから、順次、規制対象に追加すること。

6　建築基準については、室内空気中の化学物質の濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために、通常必要な建築材料及び換気設備の基準を適切に定めるとともに、改正法の施行後に実態調査を行い、必要に応じて、その見直しに努めること。

7　化学物質の濃度測定の重要性にかんがみ、測定サービス等の体制の充実に努めるとともに、建築基準法に基づく規制の内容や、室内濃度の測定方法、住まい方の留意点等について、消費者、事業者、関係団体等に対する情報提供等による周知徹底を図るとともに、相談体制の整備に努めること。

8　住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度による室内空気中の化学物質の濃度の実測値等の表示について、宅地建物取引業者の活用も図りつつ、周知徹底、普及促進に努めること。

9　違反建築物対策について、完了検査等の徹底、パトロールの重点的な実施等に努めること。

10　化学物質による室内空気汚染問題について、今後とも、関係省庁が連携して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策及び汚染住宅の改修に関する総合的な対策を推進すること。

右決議する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要旨】

本法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、次の措置等を講じようとするものである。

1　特定建築物の範囲を拡大し、学校、事務所、共同住宅、老人ホーム等不特定でなくとも多数の者が利用する一定の用途の建築物を追加する。

2　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもので、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして定める特別特定建築物について、一定の規模以上の建築をしようとする者及び維持保全をする者は、当該特別特定建築物を利用円滑化基準又は条例で付加した事項に適合させなければならない。

3　特定建築物のバリアフリー対応に関する努力義務の対象として、特定施設の修繕又は模様替を追加する。

4　特定建築物で、その建築等及び維持保全の計画が一定の基準に適合するとの認定を受けたものについて、容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う。

5　建築主事を置く市町村又は特別区の区域については、この法律の施行に関する事務を、都道府県知事から当該市町村又は特別区の長に委譲する。

6　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　知的障害者、精神障害者、妊産婦、けが人等建築物の利用上の制約を受ける恐れがある者について、設計上の配慮の必要性等の周知に努めること。

2　特別特定建築物の建築及び維持保全については、特に公共建築物の重要性にも留意し、利用円滑化基準に適合した建築物が普及するよう、義務付け対象となる特別特定建築物について条例による用途の追加、規模の引下げ等が可能である旨の周知徹底など必要な措置を講ずること。

3　利用円滑化基準及び利用円滑化誘導基準の策定に当たっては、高齢者、各種の障害を持つ関係者の意見を幅広く聴取し、その意向の的確な反映に努めること。

　また、設計者等へのガイドラインを作成し、十分な周知に努めること。

4　特定建築物の建築及び維持保全については、高齢者、身体障害者等が当該特定建築物を円滑に利用することができるよう、適切な情報提供方法の周知など必要な措置を講ずること。

5　ホテル、旅館、病院、老人ホームなど、宿泊や治療、療養等の滞在型用途に用いられる居室については、その一定の割合のバリアフリー対応が可能となるよう、適切な設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずるよう努めること。

6　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に

基づき市町村が重点整備地区の基本構想を策定する際には、特定建築物を含めた一体的なバリアフリー対応の推進が図られるよう、適切な助言等に努めること。

7　既存の特定建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言に努めるとともに、認定建築物制度の活用等による積極的な支援に努めること。

8　本法の施行の状況については、施行後５年を目途に検討を加えるとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。

右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、自動車のリサイクルの促進及び不法投棄防止の観点から、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車のリコールの実施をより確実にするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行うとともに、自動車の不正改造等の禁止規定の新設、整備管理者の選任義務の緩和等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車の永久抹消登録制度等について、自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車が「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に規定する手続により解体処理されたことを踏まえて行う。

2　使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする輸出抹消登録等の規定を整備する。

3　自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務付けている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定する。

4　不正改造車を撲滅するため、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を新設するとともに、不正改造車に対する整備命令手続を強化する。

5　自動車の後付装置に関するリコール制度を新設する。

6　自動車のリコール制度について、自動車製作者等又は装置製作者等による欠陥車又は後付装置の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行う。

7　この法律は、公布の日から起算して２年６月を超えない範囲で政令で定める日から施行する。ただし、６のうち装置製作者等に係る部分以外の改正は、公布の日から起算して６月を経過した日から、３及び４の改正は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内で政令で定める日から、５及び６のうち装置製作者等に係る部分の改正は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行する。

離島振興法の一部を改正する法律案（衆第31号）

【要旨】

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行おうと

するもので、その主な内容は次のとおりである。

1　離島振興法の目的規定において、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにする。

2　地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とする。

3　離島振興の追加施策として、離島振興計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要ずる経費に係る国の補助、離島振興対策実施地域における医療体制の整備と充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する。

4　離島振興法の有効期限を10年延長し、平成25年３月31日限りその効力を失うものとする。

5　この法律は、平成15年４月１日から施行する。ただし、４及びこれに伴う規定の整備等は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※11	都市再開発法等の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 8	14. 3.25	14. 3.28 可決 附帯	14. 3.29 可決	14. 3.14 国土交通	14. 3.19 可決 附帯	14. 3.22 可決
			○14.3.25 参本会議趣旨説明　○14.3.14 衆本会議趣旨説明						
※12	都市再生特別措置法案	衆	2. 8	3.25	3.28 可決 附帯	3.29 可決	3.14 国土交通	3.19 可決 附帯	3.22 可決
			○14.3.25 参本会議趣旨説明　○14.3.14 衆本会議趣旨説明						
※23	国土交通省設置法の一部を改正する法律案	衆	2.15	5.15	5.23 可決	5.24 可決	3.27 国土交通	3.29 可決	4. 2 可決
※24	平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案	衆	2.15	5.15	5.23 可決	5.24 可決	3.27 国土交通	3.29 可決	4. 2 可決
※25	船舶職員法の一部を改正する法律案	衆	2.15	5.22	5.30 可決	5.31 可決	4. 2 国土交通	4. 3 可決	4. 4 可決
※26	マンションの建替えの円滑化等に関する法律案	衆	2.15	5.24	6.11 可決 附帯	6.12 可決	4. 5 国土交通	4.17 可決 附帯	4.18 可決
			○14.5.24 参本会議趣旨説明　○14.4.5 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
44	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	参	14. 3. 1	14. 4. 1	14. 4. 4 可決 附帯	14. 4. 5 可決	14. 5.28 国土交通	14. 5.31 可決 附帯	14. 6. 4 可決
45	鉄道事業法等の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 3	4. 9 可決 附帯	4.10 可決	5.28 国土交通	6. 7 可決 附帯	6.11 可決
53	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	6.12	7. 2 可決	7. 3 可決	4.11 国土交通	4.24 可決	4.25 可決
54	首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案	衆	3. 8	6.12	7. 2 可決	7. 3 可決	4.15 国土交通	4.24 可決	4.25 可決
58	建築基準法等の一部を改正する法律案	参	3. 8	4.10	4.25 可決 附帯	4.26 可決	5.30 国土交通	6.28 可決 附帯	7. 5 可決
			○14.4.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.30 衆本会議趣旨説明						
59	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 8	4.10	4.25 可決 附帯	4.26 可決	5.30 国土交通	6.28 可決 附帯	7. 5 可決
			○14.4.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.30 衆本会議趣旨説明						
80	道路運送車両法の一部を改正する法律案	衆	3.18	7. 3	7. 9 可決	7.10 可決	5.14 国土交通	5.22 可決	5.28 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案	櫻井　充君 外6名 (14. 4. 9)	14. 4.10		14. 4.10	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
31	離島振興法の一部を改正する法律案	国土交通委員長 久保　哲司君 (14. 6.12)	14. 6.13	14. 6.20	14. 7. 8	14. 7.11 可決	14. 7.12 可決			14. 6.20 可決

【環境委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち本院先議２件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願１種類18件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき「京都議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するため、同議定書の締結に必要な国内法として提案された。その主な内容は、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部の設置等、その実施に必要な体制の整備を図るほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等を定めている。委員会においては、途上国の地球温暖化対策への我が国の支援の在り方、京都議定書に定める温室効果ガス６％削減目標達成の可能性、運輸部門における二酸化炭素排出抑制対策の在り方、地球温暖化対策としての原子力発電の位置付け、再生可能エネルギーの開発促進の必要性、事業者等からの温室効果ガス排出量の実態把握の必要性、森林吸収源の活用の是非、炭素税導入の必要性等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、民主党・新緑風会及び日本共産党より、京都議定書達成目標計画の策定に当たって広く一般から意見聴取を行うこと等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、９項目の附帯決議が付された。また、本法律案の基となる京都議定書の締結についての承認も外交防衛委員会の審査を経て議決された。

土壌汚染対策法案は、近年、工場跡地等の再開発を行う場合などにおける土壌汚染調査の実施等に伴い、重金属等の有害物質による土壌汚染が顕在化してきており、こうした土壌汚染によりヒトの健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壌汚染対策の実施を図るため、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壌が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出等の措置を講じようとするものある。委員会においては、汚染原因者の特定に当たっての都道府県及び国の対応の在り方、汚染の除去等の措置としての浄化の位置付け、指定地域台帳掲載内容及びその公開の在り方、操業中の特定有害物質を使用する工場等の汚染防止対策の必要性、本案による土地取引の影響等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、民主党・新緑風会及び日本共産党より、目的規定に土壌の汚染によるヒトの健康に係る被害の未然防止についての文言を明記すること等を内容とする修正案が提出された。次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案は、本院先議に係るもので、最近における鳥獣の保護及び狩猟の適正化の要請への的確な対応を図るため、狩猟免許に係る障害者の

欠格条項の見直し、水鳥の鉛中毒の防止、違法な鳥獣の捕獲等の防止、捕獲等をした後の報告等に関して所要の規定の整備を図るとともに、片仮名書きの文語体である鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の条文を平仮名書きの口語体に改めようとするものである。委員会においては、本法の適用除外となる鳥獣の定め方、平成11年改正時の鳥獣保護法見直し規定への対処姿勢、生物多様性の確保担保措置充実の必要性、鳥獣による農林業被害の状況と被害防止対策の現状、総合的な移入種対策の必要性等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、日本共産党岩佐委員より反対討論が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

自然公園法の一部を改正する法律案は、本院先議に係るもので、将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、自然公園における生物の多様性の確保を旨として、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、新生物多様性国家戦略と本改正案との関わり、自然公園内におけるトイレ整備等過剰利用対策の必要性、環境教育充実の重要性、里地里山保全等に係るＮＧＯへの支援拡充策、自然再生事業への取組姿勢等について質疑を行った。質疑終了後、日本共産党より、目的規定について生物多様性の確保の観点を盛り込むこと等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、９項目の附帯決議が付された。

さらに、経済産業委員会に付託された使用済自動車の再資源化等に関する法律案について、経済産業委員会との連合審査を行った。主な質議は、シュレッダーダストリサイクル（ＡＳＲ）業者の位置付け明確化の必要性、本法律案と廃掃法との関係、輸入車に対する有害物質使用規制への取組状況、廃タイヤのリサイクルの現状と対応策、資金管理法人等３法人に対する監視機能の在り方、自動車部品素材としての植物起源プラスチック使用の可能性、離島における使用済自動車リサイクル対策の現状と課題、本法律案における拡大生産者責任に対する考え方などである。

〔国政調査等〕

３月14日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策に関する件について、大木環境大臣から所信を聴取するとともに、山下副大臣から平成14年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について、川嵜公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会の業務等に関する件について、それぞれ説明を聴取した。

同月19日、環境行政の基本方針に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について質疑を行った。主な質議は、台風の大型化等の異常気象現象と地球温暖化との関連性、CO_2の森林吸収源等地球温暖化対策の実効性、新地球温暖化対策大綱の策定過程の経緯と今後の大綱見直しの可能性、希少動植物種の保護及び移入種問題の対策の在り方、新生物多様性国家戦略の意義とその国民への周知徹底策、分別収集等自治体のゴミ処理体制の現状とそのあるべき体制、シックハウス対策及びその被害者対策への取組姿勢、市民活動主体の自然再生事業に対する支援の在り方、国際協力銀行及び日本貿易保険両機関の環境ガイドラインについての差異などである。

同月29日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度環境省、総務省（公害等調整委員会）

所管予算について審査を行った。主な質疑は、環境行政への取組についての環境大臣の決意、新地球温暖化対策推進大綱の運用の在り方、容器包装リサイクル法の運用の在り方、家庭から排出される生ゴミのリサイクル対策を推進する必要性、農薬、ＰＣＢ由来のダイオキシンを含めた総合的ダイオキシン対策の必要性、地球憲章の意義とその趣旨をヨハネスブルグ・サミットで採択することの重要性、家電リサイクル法施行に伴う不法投棄増加への対処策、環境教育における体験学習の重要性と学習の場の整備充実の必要性などである。

４月23日、環境及び公害問題に関する調査のうち、Ｇ８環境大臣会合及び第４回日中韓３カ国環境大臣会合に関する件を議題とし、大木環境大臣から報告を聴取した。

７月11日、地球環境問題及び循環資源問題への取組状況等に関する実情調査のため、海洋科学技術センター横浜研究所、日本鋼管株式会社京浜製鉄所を視察した。

(2) 委員会経過

○平成14年３月14日（木）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件について大木環境大臣から所信を聴いた。

○平成14年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について山下環境副大臣から説明を聴いた。

○公害等調整委員会の業務等に関する件について川嵜公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年３月19日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について大木環境大臣、山下環境副大臣、古屋経済産業副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月20日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事浜中秀一郎君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年３月28日（木）（第４回）

○**自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第29号）**について大木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月２日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第29号）**について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第29号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月９日（火）（第６回）

○**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）**について大木環境大臣か

ら趣旨説明を聴いた。

○平成14年４月11日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）**について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月16日（火）（第８回）

○**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）**について参考人独立行政法人森林総合研究所東北支所地域研究官三浦慎悟君、野生生物保全論研究会事務局長坂元雅行君、みどりのコンビナート研究所主宰村尾行一君及び獣害総合研究所代表髙木直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月18日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）**について大木環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第81号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成14年４月23日（火）（第10回）

○**土壌汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について大木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○Ｇ８環境大臣会合及び第４回日中韓三カ国環境大臣会合に関する件について大木環境大臣から報告を聴いた。

○平成14年４月25日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**土壌汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について大木環境大臣、山下環境副大臣、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月９日（木）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**土壌汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について参考人福岡大学法学部教授浅野直人君、君津市環境部環境保全課主幹鈴木喜計君、社団法人土壌環境センター運営委員長大野眞里君及び大阪市立大学大学院教授畑明郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月21日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**土壌汚染対策法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について大木環境大臣、山下環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第27号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年５月23日（木）（第14回）

○**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）**について大木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年５月29日（水）（第15回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）**について参考人京都大学経済研究所所長佐和隆光君、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議専務理事早川光俊君、元日本経営者団体連盟環境安全特別委員会委員長山路敬三君及び毎日新聞社論説委員横山裕道君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月30日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）**について大木環境大臣、山下環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第84号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年６月27日（木）（第17回）

○**使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）**について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成14年７月２日（火）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第１回）

（経済産業委員会を参照）

○平成14年７月31日（水）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1854号外17件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

土壌汚染対策法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、近年、工場跡地等の再開発の際などにおける土壌汚染調査の実施等に伴い、重金属等の有害物質による土壌汚染が顕在化してきており、こうした土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壌汚染対策の実施を図るため、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壌が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出などの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

この法律の目的は、土壌の特定有害物質（鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。）による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することとする。

2　土壌汚染状況調査の実施

土壌汚染の状況を的確に把握するため、特定有害物質の製造、使用又は処理をする施設であって、使用が廃止されたものに係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、その土地の土壌汚染の状況について、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべきものとする。

また、都道府県知事は、土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、その土地の土壌汚染の状況について、その土地の所有者等に対し、環境大臣が指定する者に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができることとする。

3　指定区域の指定及び台帳の調製

土壌汚染状況調査の結果、その土地の土壌汚染の状態が一定の基準に適合しない場合に、その土壌汚染の管理を適切に図るため、都道府県知事は、その土地の区域を指定区域として指定及び公示するとともに、指定区域の台帳を調製し、保管すべきものとする。

4　土壌汚染による人の健康被害の防止措置の実施

土壌汚染による人の健康に係る被害の防止を図るための措置として、都道府県知事は、指定区域内の土地について、土壌汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者等以外の者の行為によって汚染が生じたことが明らかであって一定の場合には、その行為をした者に対し、それ以外の場合には、その土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとする。あわせて、この命令を受けた所有者等は、その汚染が他の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができることとする。

また、指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者にその施行方法等を都道府県知事に届け出ることを義務付けるとともに、都道府県知事は、その届出に係る施

行方法が一定の基準に適合しないと認めるときはその計画の変更を命ずることができることとする。

5　指定調査機関の指定

本法に基づく土壌汚染状況調査を行う者として環境大臣が指定する指定調査機関について、その指定手続、土壌汚染状況調査の義務等の所要の規定を設けることとする。

6　指定支援法人の指定

環境大臣は、指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対する助成金の交付等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、指定支援法人として指定することができるものとし、指定支援法人は、その業務に関する基金を設け、政府から交付を受けた補助金と政府以外の者からの出えん金をもってこれに充てることとする。

7　施行期日

この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　土壌汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の特定有害物質以外の他の物質による土壌汚染の実態把握などについて早急な科学的知見の集積に努めるとともに、土壌汚染の未然防止措置について早急に検討を進めること。

2　土壌汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壌汚染の調査について申し出があった場合には、適切な対応が行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。

3　操業中の工場・事業場、廃棄物の最終処分場跡地等及びその周辺の土地においても、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものについては、土壌汚染の調査が適宜行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。

4　操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壌を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。

また、汚染された土壌の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めること。

5　指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、周辺住民が安心できるよう、土壌汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について、情報の透明性確保に十分配慮するとともに、都道府県等との連携の下、リスクコミュニケーションを積極的に推進すること。

6　汚染の除去等の措置の実施に際して、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることのないよう、有害化学物質や重金属類の大気中への拡散を防ぐことに万全の措置を講ずること。

7　土壌汚染状況調査及び汚染の除去等の措置については、これが適正かつ円滑に実施されるよう、その手法が簡易で低コストなものとするための技術開発の促進を図ること。

8　農薬による土壌汚染の実態解明を進めるとともに、残留性有機汚染物質に指定されている農薬等について必要な措置を講ずること。
9　土壌に含まれている有害化学物質や重金属類の大気中への放散に対して、早急に知見を収集し客観的な基準の設定について検討を進めること。
10　本法の規定に関しては、その施行状況を踏まえ、施行後10年以内であっても適宜適切に見直しを行い、制度の改善を図ること。
右決議する。

自然公園法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（先議）

【要旨】

本法律案は、将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、自然公園における生物の多様性の確保を旨として、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特別地域等における行為規制の追加
国立公園又は国定公園の特別地域等において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆虫類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域内への立入り等を追加することとする。

2　利用調整地区制度の創設
国立公園又は国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、利用調整地区を指定し、当該地区に立ち入るには環境大臣又は都道府県知事の認定等を要することとする。

3　風景地保護協定制度の創設
環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体が土地所有者等と風景地保護協定を締結して、自然の風景地の管理を土地所有者等に代わって行うことができることとする。

4　公園管理団体制度の創設
環境大臣又は都道府県知事が、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理業務等を行う公園管理団体として民間団体等を指定する制度を創設する。

5　都道府県立自然公園への適用
都道府県立自然公園について、条例で、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体に係る規定を定めることができることとする。

6　その他
罰金の額の引上げ等所要の規定の整備を図る。

7　施行期日
この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

生物多様性の確保の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て適切な措置を講ずべきである。

1　新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。

2　自然公園における生態系を保全し、持続的な利用が図られるよう、利用調整地区制度を積極的に活用すること。

3　自然公園内の里地里山の保全に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、ＮＧＯとの連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。

4　自然公園内の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講じること。

5　登山道の荒廃、トイレ整備の遅れなど過剰利用による自然公園の利用上の問題が生じていることに対し、入園規制を含めた適切な手法を検討すること。

6　公園計画の策定に当たっては、地域住民、ＮＧＯ等関係者の意見を十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な見直しが行われるようにすること。

　また、自然再生事業等公園計画事業の実施に当たっては、生態系等環境の保全に万全を期すこと。

7　自然公園の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による自然公園に係る調査研究を推進し、自然公園の管理及び運営の基盤となる科学的知見の集積の充実に努めること。

8　自然公園における環境教育及び環境学習の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。

9　自然公園が生物多様性保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、公園管理に係る人員及び予算の一層の充実に努めること。

　右決議する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案（閣法第81号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の要請への適確な対応を図るため、狩猟免許に係る障害者の欠格条項の見直し、水鳥の鉛中毒の防止、違法な鳥獣の捕獲等の防止、捕獲等をした後の報告等に関し、規定を整備するとともに、片仮名書きで文語体である鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の条文を、平仮名書きの口語体に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　狩猟免許に係る障害者の欠格条項について、狩猟に伴う安全の確保に支障を来さないようにしつつ、障害者の参加を不当に阻むことがないよう、必要な見直しを図る。

2　水鳥の鉛中毒被害の防止のため、水辺域における鉛製散弾の使用を制限する指定猟法禁止区域を設けることができることとするとともに、生態系に重大な影響を及ぼす鳥獣の殺傷個体の放置を防止するための措置を講ずる。

3　違法な鳥獣の捕獲等を防止するため、違法に捕獲した鳥獣の飼養の禁止等の措置を講ずる。

4　鳥獣の生息状況を的確に把握するため、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者又は狩猟者は、捕獲等をした鳥獣について必要な報告を行わなければならないこととする。
5　手続の合理化を図る観点から、鳥獣の捕獲等について、この法律及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく環境大臣の許可手続を調整する規定を置く。
6　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

野生鳥獣は、生物多様性の重要な構成要素であり、永く後世に伝えていくべき国民の共有財産である。かかる観点から、政府は、現行の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律について、平成11年の法改正時に付された附帯決議事項の誠実な履行に努めるほか、同改正法附則により法施行後３年を目途とされている見直しに的確に対処するとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
1　生物多様性の確保に向けての担保措置の整備充実を図るとともに、野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行うこと。
2　生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することを目的とする捕獲等については、スポーツハンティングとの区分を明確にすること。
3　本法第13条によって捕獲許可等を要しない種、並びに、第80条によって適用が除外される「他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている」種を環境省令で定めるに当たっては、科学的根拠のある適切な調査及び広範な国民からの意見聴取を行うなど、その手続の透明化を図ること。
4　ニホンザル、ツキノワグマ及びヒグマが、捕獲許可なく、あるいは捕獲許可目的を偽って、違法捕獲され、それら捕獲個体が実験動物目的、あるいは製薬目的で譲渡されることがないよう、大学、市町村、狩猟者にその徹底を図るとともに、捕獲許可事務の適正な運用に努め、併せて違法捕獲・飼養を行う業者の取り締まりを強化すること。
5　生物多様性への影響が懸念されている移入種問題については、本法の更なる改正を含め総合的な対策を早急に構築すること。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）

【要旨】

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、京都議定書目標達成計画を策定することとし、その実施の推進に必要な体制の整備を図るとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1　京都議定書目標達成計画

政府は、「京都議定書」の約束を達成するため、京都議定書目標達成計画を定めるとともに、平成16年及び平成19年において、計画に定められた目標及び施策について検討を加え、必要に応じ変更することとする。

2　地球温暖化対策推進本部

内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本部を設置し、政府一丸となって地球温暖化対策を進める体制を整備することとする。

3　温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活動推進員の活動に、いわゆる「地球温暖化対策診断」の実施の追加、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象に特定非営利活動法人の追加、地方公共団体・事業者・住民等からなる地球温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整備することとする。

4　森林等による吸収作用の保全等

森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に基づき、森林の整備等を推進することとする。

5　国内制度の在り方の検討

京都メカニズムの活用のための国内制度の在り方の検討に関する規定を整備することとする。

6　施行期日

この法律は、一部を除き、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　地球温暖化対策の推進には国民の参加と協力が不可欠なことから、京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、パブリックコメントの実施はもとより、同計画の策定段階からの国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。

2　地球温暖化対策地域協議会ができるだけ多くの地域で組織されるよう、その趣旨の周知を図るとともに、必要な支援措置を講ずること。また、同協議会については、その協議対象を地域住民の家庭生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置に限定することなく、当該地域における温室効果ガスの削減に資するまちづくりなど幅広く協議する場とすることを妨げないこと。

3　本改正を契機として都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定が早急に行われるよう、未指定の都府県に対して強く働きかけるとともに、同センターの運営及びＮＰＯ活動に対する支援措置の拡充を図ること。

4　現行法第７条第２項第３号に規定する政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画が未だ策定されていないことは極めて重大であることにかんがみ、これを早急に策定すること。

5　実効ある地球温暖化対策を推進する上で、各主体ごとの温室効果ガスの排出量の把握が重要となることから、国及び各地方公共団体、事業者等からの温室効果ガス排出量の把握、公表及び評価のあり方について検討を進め、必要な措置を講ずること。

また、温室効果ガスの排出量の把握に資する各種情報の提供及び支援に努めるとともに、各種統計データについて、その共有化を進め、集計・公表の大幅な迅速化を図るこ

と。

6　森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に向けて、森林・林業基本計画等に基づく森林の整備等を着実に実施すること。また、そのための関係省庁による施策の連携を図るとともに、人的・財政的措置の拡充に努めること。

7　本法及び京都議定書目標達成計画については、本法に規定されている見直し時期到来前であっても、随時見直しを行い、京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス削減目標の達成のために必要な追加的施策を実施すること。なお、排出量取引等の京都メカニズムについては、これが国内対策に対して補足的であるとの原則に十分留意して、その活用のための国内制度のあり方の検討に当たること。

8　温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、排出削減の実効性を高める上で考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。

9　京都議定書に基づく地球温暖化対策の実効性を上げるため、世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し、あらゆる機会を利用して同議定書に参加するよう働きかけるとともに、今後、温室効果ガスの排出量が急増することが予想される途上国において、温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（４件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※27	土壌汚染対策法案	衆	14. 2.15	14. 4.22	14. 5.21 可決 附帯	14. 5.22 可決	14. 3.19 環境	14. 4. 5 可決 附帯	14. 4. 9 可決
			○14.4.22 参本会議趣旨説明 ○14.3.19 衆本会議趣旨説明						
29	自然公園法の一部を改正する法律案	参	2.18	3.27	4. 2 可決 附帯	4. 3 可決	4. 5 環境	4.12 可決 附帯	4.16 可決
81	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案	参	3.18	4. 8	4.18 可決 附帯	4.22 可決	5.31 環境	7. 2 可決 附帯	7. 5 可決
84	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.29	5.22	5.30 可決 附帯	5.31 可決	4.18 環境	5.21 可決 附帯	5.21 可決
			○14.5.22 参本会議趣旨説明 ○14.4.18 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

【 国家基本政策委員会 】

(1) 審議概観

第154回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を３回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、３回開かれ、鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君（第１回のみ）、土井たか子君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

４月10日の合同審査会（第１回）では、池田行彦衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、ＢＳＥ問題における武部農相の責任、鈴木宗男議員辞職勧告決議案への対応、外務省機密費上納問題をめぐる田中前外相発言、公共事業受注企業からの政治献金の禁止、パレスチナ問題での日本の態度、衆議院の早期解散、北方領土をめぐる日露交渉、有事法制の必要性等について討議が行われた。

６月12日の合同審査会（第２回）では、広中和歌子参議院国家基本政策委員長が会長を務め、米核戦略の変化への対応、核に関する福田官房長官発言、公共事業受注企業からの政治献金の禁止、あっせん利得処罰法への取組、防衛庁の情報公開請求者リスト作成問題、政治一新のための衆議院解散等について討議が行われた。

７月17日の合同審査会（第３回）では、池田行彦衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、ジェニン虐殺疑惑の調査、国際刑事裁判所条約の署名・批准、個人情報保護法案廃案の必要性、住民基本台帳ネットワークの凍結・延期、雇用保険料の値上げ、国民の社会保障負担増に伴う経済への影響、非核三原則の法制化等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年２月20日（水）（第１回）

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成14年４月10日（水）（合同審査会 第１回）

○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成14年６月12日（水）（合同審査会 第２回）

○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成14年７月17日（水）（合同審査会 第３回）

○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、志位和夫君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

【予算委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において、本委員会は平成13年度第２次補正予算２案及び平成14年度総予算３案の審査を行った。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成13年度第２次補正予算２案は、デフレスパイラルを阻止するとともに、構造改革に資するための緊急対応プログラムを実施するために編成されたものであり、国債発行枠30兆円を堅持するため、財源にはＮＴＴ株式売払収入の２兆5,000億円が充当された。一般会計の歳入歳出の純追加２兆6,392億円を加えた補正後の規模は86兆3,525億円となった。

第２次補正予算２案は、１月21日国会に提出され、２月１日成立した（補正予算の概要については、Ⅲの２(1)「財政演説」を参照されたい。)。

予算委員会では、１月23日、財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、30日、31日及び２月１日、小泉内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、質疑を行った。

主な論点は以下のとおりである。まず冒頭に「ＮＧＯ参加問題に絡んで国会が紛糾し、衆議院では、野党不在のまま、本補正予算の採決が行われたが、こうした異常な状況下で、参議院予算委員会の審議を迎えたことについて、総理はどう認識しているのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣から「本来、外務省内部の問題が国会全体を巻き込み、政府全体の問題となったことから、関係者に対し、事態打開のための協力をお願いした。今後は、正常な形で一日も早く、補正予算を成立させ、現下の厳しい経済情勢等の諸問題に対応していきたい」旨の答弁が行われた。

また、第２次補正予算について、「政府は、昨年11月の第１次補正予算に続き、今回、第２次補正予算を編成したが、その位置付け、経済への波及効果はどうか。ＮＴＴ株式売払収入を補正財源としているため、有効な雇用対策が採られていないのではないか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「経済の停滞が続いているが、産業構造が大きく変わろうとしており、改革を進めていく中で、新しい企業の創出、雇用のミスマッチの解消、不良債権の処理等を支援していくことが必要と考えている。昨年９月に米国でテロ事件が発生し、世界同時不況の様相を呈している面もあることから、デフレスパイラルを回避するとともに、構造改革を更に促進する観点で、第２次補正予算を編成した。ＧＤＰ押上げ効果は名目で1.2%程度、実質で0.9%程度と見込んでいる。また、本補正予算では、直接的な雇用対策は講じていないが、建設業の失業者の増大に配慮して、高い経済効果が期待できる事業の追加を行い、雇用の確保にも努めている。１次補正とは方法が異なるが、雇用に対しても大きな効果があると考えている」旨の答弁が行われた。

質疑は、このほか、ＢＳＥ対策、特殊法人改革、有事法制の必要性、不良債権問題、ペイオフの解禁、地球温暖化対策、高齢社会対策大綱、新エネルギー問題、若年層の失業問題等について質疑が行われた。

平成14年度総予算３案は、「国債発行額30兆円以下」との目標の下、歳出構造を抜本的に見直すこととし、(1)高齢化の進展など経済社会構造の変化に適合した安定的な制度構築を前提とすること、(2)中期的な経済の生産性の向上や民間の潜在的な活力を顕在化させる効果及び最近の雇用情勢を踏まえ雇用創出効果について重視するとともに、新たな財政ニーズに的確に対応すること、(3)改革に伴う当面の負担を国民が分かち合うことにより、社会的弱者に「痛み」が集中しないように配慮すること、(4)税制面においては、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、連結納税制度を創設するとともに、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずること等を基本方針として編成された。一般会計の予算規模は81兆2,300億円、前年度当初比1.7%減で２年連続のマイナスとなり、一般歳出も47兆5,472億円、同2.3%減と緊縮型の予算となった。

平成14年度総予算３案は、１月25日国会に提出され、３月27日成立した（平成14年度総予算の概要については、Ⅲの２(4)「財政演説」を参照されたい。)。

予算委員会では、２月28日、財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、３月７日及び８日の両日に基本的な質疑を行った。その後、一般的な質疑を行ったが、この間、12日には外務省問題に関する集中審議、18日には財政、経済、雇用に関する集中審議、26日には参考人質疑を行うとともに食品安全及び医療問題に関する集中審議を行った。また、19日には公聴会を、さらに20日及び22日には委嘱審査を、３月27日には締めくくり質疑を行った。

主な論点は以下のとおりである。経済・財政問題について、「政府のデフレ経済に対する認識の遅れが、政策対応の遅れを招き、現在の厳しい経済状況をもたらせたのではないか。日本経済の空洞化についてどのように認識しているか。現下の厳しい経済状況で、来年度の政府経済見通し及び税収見積もりの達成は可能か。平成15年度以降の財政運営でも国債発行枠30兆円にこだわるのか。日銀は年率１%程度のインフレ目標を設定するなどインフレ・ターゲットを設定すべきではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行総裁より、「世界経済がマイナス３%となり、我が国経済もその影響を受けた。デフレが経済にとってマイナスであるとの議論に対して幅広い支持が出てくるのを待ってデフレ対策を行ってきたが、景気の即効薬はなく、サッチャー改革やレーガン改革でも結果が出てくるまでには５年も６年もかかっている。内外の賃金格差により日本企業の中国への移転が顕著となっていることは事実であり、空洞化対策として、高コスト構造の是正、製品の高付加価値化・イノベーション等が重要だと考えている。政府経済見通しについては、直近の経済指標は厳しいが、第２次補正予算や来年度予算の政策効果、米国経済の動向等を見極める必要があり、経済見通しを変える段階にはない。また、税収見積もりについては、法人の経営環境が少し改善しており、予算より落ち込むとは考えていない。30兆円の国債発行枠については、財政規律を念頭に入れつつ、柔軟に対応したい。日銀としては、消費者物価の上昇率が安定的にゼロ%以上になるまで現在の思い切った金融緩和政策を続けていきたいが、現段階ではインフレ・ターゲットを設定しても信認を得られないと考えている」旨の答弁が行われた。次に、雇用問題について、「最近の雇用情勢をどのように認識しているか。失業率の地域間格差を是正するため、きめ細かな雇用対策が必要ではないか。ワーク・シェアリングの在り方について基本的な認

識を伺いたい」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「１月の失業率は5.3%と若干低下したが、非自発的失業者が増加し、新規求人も減少を続けていることから雇用は厳しい状況が続くと考えている。雇用の地域間格差の是正に向けては、経済産業省とタイアップして地域ごとの雇用対策を策定するとともに、きめ細かく相談に応じるカウンセラーを養成しているところである。ワーク・シェアリングについては、政、労、使の議論が続けられており、どうしたら、我が国においてこの制度が根付いていくのか各方面の意見を聞いて進めていきたい」旨の答弁が行われた。

また、医療保険制度改革について「改革する前に国民負担を増やすのは問題ではないか。医療の高コスト構造の是正等医療制度の抜本的な改革をどのように考えているか。政府は自己負担の適正な水準についてどう認識しているのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「まず、３割負担ありきではなく、来年４月からと期限を設定することにより、抜本改革が従来以上に加速化できると判断して決定した。医療費の適正化については、診療報酬体系の見直し、薬価差益の縮小等が課題となるが、診療報酬体系について出来高払いと包括医療をうまく機能させたり、薬価についてもある程度競争原理を導入することが重要である。また、高齢者医療や医療提供体制の在り方等の問題にも対応していかなければならない。保険制度を存続させる以上、自己負担については３割が限界ではないかと考えている」旨の答弁が行われた。

次に、食の安全問題について「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会の結論がまだ出ていないが、対応が遅すぎるのではないか。国民の信頼を裏切る形で食品の虚偽表示が続発しているが、農林水産省の責任は重大ではないか。食品の安全行政が縦割りとなっているのは問題ではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会の作業が検討項目の追加により遅れ気味であり、報告書は４月２日を予定している。それを踏まえ、できるだけ早期に関連法案を国会に提出したい。食品の表示制度の在り方については、各省とも連携しつつ、ＪＡＳ法の改正も視野に入れ、監視体制の強化、罰則の強化等を検討し、生産者サイドから消費者サイドに軸足を置いた農林水産行政の推進に真剣に取り組んでいきたい。縦割り行政の弊害については、国民の食に対する信頼を取り戻すため、機構の再編を含めて検討している」旨の答弁が行われた。

最後に、外務省問題に関連して「今後の外務省改革をどのように進めるつもりか。支援委員会が一度も開かれない中で北方四島支援事業が行われ、支援委員会の在り方自体に大きな問題はないか。３月４日に公表された外務省の調査結果は不十分であり、再調査が必要ではないか。政と官の役割についてどのように考えているのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「外務省としては、10の改革をまとめるとともに、外務省を変える会において議論していきたい。また、この会の結果を待つことなく、省内の局長、審議官、課長、在外の大使等、10のポストをめどに夏までに外部の人材を登用するほか、同じポストに３年以上いる職員はできるだけ早く交代させるなど外務省としてできるものは先にやっていきたい。支援委員会については正常に機能していたとは思えないので指摘された問題についてはよく調査したい。外務省の調査は国会で指摘を受けた事項についてとりまとめたものであるが、新しい事実が指摘されれば調査したい。政と官との在り方については、与野党を通じて国会議員が役所に何を言っても結構であり、

役所もいろいろな意見を聞くことは必要であるが、その意見が適切であるかどうか、よく点検する必要がある」旨の答弁が行われた。なお、政治家の政治倫理等に関連して、外務省と特定の国会議員との係わりをめぐり、さまざまな質疑が行われたほか、今般の国会議員の政策秘書給与不正受給疑惑について質疑が行われた。

このほか、救急救命士制度充実への取組、児童扶養手当削減の影響、犯罪件数の増加と対応策、産業廃棄物の不法投棄実態、森林整備・林業政策の在り方、今後の教育改革、京都議定書と地球温暖化対策、北朝鮮による拉致疑惑問題、有事法制への取組、花粉症への対応等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として以下のとおり、予算委員会が開かれた。

３月４日、ＮＧＯ問題に関する件について、参考人国際協力ＮＧＯセンター理事長船戸良隆君及びピースウィンズ・ジャパン統括責任者・ジャパン・プラットフォーム評議会議長大西健丞君から意見を聴取した後、両参考人に対し質疑を行った。

４月４日、ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会の報告について、参考人ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会委員長・女子栄養大学大学院客員教授髙橋正郎君から報告を聴取した後、政府及び参考人に対して質疑を行った。

５月27日、外交問題及び政治倫理等に関する件について、政府に対して質疑を行った。

さらに、７月10日、経済、外交、防衛に関する件について、政府に対して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年１月23日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年度一般会計補正予算（第２号）（予）
平成13年度特別会計補正予算（特第２号）（予）

以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年１月30日（水）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年度一般会計補正予算（第２号）（衆議院送付）
平成13年度特別会計補正予算（特第２号）（衆議院送付）

以上両案について小泉内閣総理大臣、塩川財務大臣、扇国土交通大臣、森山法務大臣、川口環境大臣、遠山文部科学大臣、福田内閣官房長官、武部農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、竹中経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、平沼経済産業大臣、片山総務大臣、中谷防衛庁長官、石原国務大臣、村井国家公安委員会委員長、若松総務副大臣、山下環境副大臣、津野内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年１月31日（木）（第３回）

○平成13年度一般会計補正予算（第２号）（衆議院送付）
平成13年度特別会計補正予算（特第２号）（衆議院送付）

以上両案について福田内閣官房長官、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣、坂口厚生労働大臣、川口環境大臣、武部農林水産大臣、扇国土交通大臣、石原国務大臣、遠山文部科学大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年２月１日（金）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年度一般会計補正予算（第２号）（衆議院送付）
平成13年度特別会計補正予算（特第２号）（衆議院送付）

以上両案について小泉内閣総理大臣、柳澤金融担当大臣、森山法務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、武部農林水産大臣、河野参議院法制局長、津野内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成13年度第２次補正予算）

賛成会派　自保、公明、国連の一部
反対会派　民主、共産、国連の一部、社民

○平成14年２月28日（木）（第５回）

○平成14年度一般会計予算（予）
平成14年度特別会計予算（予）
平成14年度政府関係機関予算（予）

以上３案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月４日（月）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、ＮＧＯ問題に関する件について参考人国際協力ＮＧＯセンター理事長船戸良隆君及びピースウィンズ・ジャパン統括責任者・ジャパン・プラットフォーム評議会議長大西健丞君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月７日（木）（第７回）― 基本的質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、竹中経済財政政策担当大臣、坂口厚生労働大臣、片山総務大臣、武部農林水産大臣、川口外務大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣、柳澤金融担当大臣、扇国土交通大臣、野間農林水産副大臣、松下内閣府副大臣、横内法務副大臣、滝総務大臣政務官、砂田財務大臣政務官、下地経済産業大臣政務官、木村防衛庁長官政務官、河野総務大臣政務官、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年３月８日（金）（第８回）― 基本的質疑 ―

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石原国務大臣、片山総務大臣、村井国家公安委員会委員長、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣、森山法務大臣、坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、平沼経済産業大臣、尾身科学技術政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、福田内閣官房長官、武部農林水産大臣、大木環境大臣、中谷防衛庁長官、尾辻財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月11日（月）（第９回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について川口外務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、塩

川財務大臣、中谷防衛庁長官、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、森山法務大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、片山総務大臣、村井国家公安委員会委員長、野間農林水産副大臣、植竹外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月12日（火）（第10回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、武部農林水産大臣、塩川財務大臣、大木環境大臣、片山総務大臣、平沼経済産業大臣、中谷防衛庁長官、川口外務大臣、村井国家公安委員会委員長、森山法務大臣、扇国土交通大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、若松総務副大臣、野間農林水産副大臣、尾辻財務副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月13日（水）（第11回）

○平成14年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について川口外務大臣、森山法務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、福田内閣官房長官、村井国家公安委員会委員長、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、中谷防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、扇国土交通大臣、武部農林水産大臣、石原規制改革担当大臣、尾辻財務副大臣、若松総務副大臣、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月14日（木）（第12回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、平沼経済産業大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、川口外務大臣、大木環境大臣、武部農林水産大臣、福田内閣官房長官、片山総務大臣、村井国務大臣、森山法務大臣、川村参議院事務総長、松下内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣、狩野厚生労働副大臣、宮路厚生労働副大臣、大島経済産業副大臣、若松総務副大臣、村田内閣府副大臣、滝総務大臣政務官、金子会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月15日（金）（第13回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について坂口厚生労働大臣、武部農林水産大臣、遠山文部科学大臣、塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、平沼経済産業大臣、川口外務大臣、福田内

閣官房長官、扇国土交通大臣、石原国務大臣、大木環境大臣、片山総務大臣、中谷防衛庁長官、野間農林水産副大臣、松下内閣府副大臣、岸田文部科学副大臣、尾辻財務副大臣、宮路厚生労働副大臣、若松総務副大臣、山下環境副大臣、岩永農林水産大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月18日（月）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、塩川財務大臣、中谷防衛庁長官、竹中経済財政政策担当大臣、平沼経済産業大臣、大木環境大臣、遠山文部科学大臣、片山総務大臣、石原国務大臣、柳澤金融担当大臣、武部農林水産大臣、扇国土交通大臣、安倍内閣官房副長官、宮路厚生労働副大臣、岸田文部科学副大臣、植竹外務副大臣、中島人事院総裁、根來公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成14年３月19日（火）（第15回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月20日の１日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会については３月22日の１日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成14年３月19日（火）（公聴会 第１回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

専修大学経済学部教授　正村　公宏君
東洋経済新報社記者　浪川　攻君
全日本民主医療機関連合会会長　肥田　泰君
株式会社リクルートワークス研究所所長　大久保　幸夫君
慶應義塾大学総合政策学部長　小島　朋之君
京都大学大学院農学研究科教授　新山　陽子君

〇平成14年３月25日（月）（第16回）

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について塩川財務大臣、坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、大木環境大臣、平沼経済産業大臣、石原国務大臣、川口外務大臣、中谷防衛庁長官、片山総務大臣、福田内閣官房長官、武部農林水産大臣、岸田文部科学副大臣、村田内閣府副大臣、狩野厚生労働副大臣、古屋経済産業副大臣、月原国土交通副大臣、宮路厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成14年３月26日（火）（第17回）

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について参考人明治大学客員教授・農政ジャーナリスト中村靖彦君、東京大学大学院農学生命科学研究科教授小野寺節君及び全国農業協同組合連合会代表理事専務堀番君に対し質疑を行った後、小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、武部農林水産大臣、平沼経済産業大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、森山法務大臣、野間農林水産副大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成14年３月27日（水）（第18回）― 締めくくり質疑 ―

○平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、片山総務大臣、森山法務大臣、中谷防衛庁長官、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、川口外務大臣、大木環境大臣、福田内閣官房長官、遠山文部科学大臣、金子会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成14年度総予算）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

〇平成14年４月４日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会報告について参考人ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会委員長・女子栄養大学大学院客員教授髙橋正郎君から報告を聴いた後、予算の執行状況に関する件について福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、武部農林水産大臣、上野内閣官房副長官、政府参考人、参考人ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会委

員長・女子栄養大学大学院客員教授髙橋正郎君及びＢＳＥ問題に関する調査検討委員会委員長代理・財団法人日本生物科学研究所理事山内一也君に対し質疑を行った。

○平成14年５月27日（月）（第20回）

○予算の執行状況に関する調査のうち、外交問題及び政治倫理等に関する件について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、森山法務大臣、片山総務大臣、福田内閣官房長官、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、安倍内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月10日（水）（第21回）

○予算の執行状況に関する調査のうち、経済、外交、防衛に関する件について小泉内閣総理大臣、竹中経済財政政策担当大臣、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、武部農林水産大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、川口外務大臣、森山法務大臣、中谷防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、尾辻財務副大臣、宮路厚生労働副大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予 算（５件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成13年度一般会計補正予算（第２号）	14.1.21	14.1.21（予備）	14.2.1 可決	14.2.1 可決	14.1.21 予算	14.1.28 可決	14.1.29 可決
		○14.1.21 衆・参 財政演説						
2	平成13年度特別会計補正予算（特第２号）	1.21	1.21（予備）	2.1 可決	2.1 可決	1.21 予算	1.28 可決	1.29 可決
3	平成14年度一般会計予算	1.25	1.25（予備）	3.27 可決	3.27 可決	1.25 予算	3.6 可決	3.6 可決
		○14.2.4 衆・参 財政演説						
4	平成14年度特別会計予算	1.25	1.25（予備）	3.27 可決	3.27 可決	1.25 予算	3.6 可決	3.6 可決
5	平成14年度政府関係機関予算	1.25	1.25（予備）	3.27 可決	3.27 可決	1.25 予算	3.6 可決	3.6 可決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成11・12年度決算外２件の審査〕

平成11年度決算及び国有財産関係２件は、第151回国会の召集日である平成13年１月31日に提出された。このうち、11年度決算については、13年11月28日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された（11年度決算外２件の概要については『審議概要（第153回国会）』51ページ及び161ページを参照）。

平成12年度決算及び国有財産関係２件は、第154回国会の召集日である14年１月21日に提出された。このうち、12年度決算については、14年５月８日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。

平成12年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲ３(2)「平成12年度決算の概要についての報告」を参照）。

平成12年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は93兆3,610億円、歳出決算額は89兆3,210億円であり、差引き４兆399億円の剰余を生じた。この剰余額は財政法第41条の規定により、平成13年度一般会計歳入に繰り入れられた。12年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は３兆5,550億円、不用額は6,960億円、また、財政法第６条の純剰余金は2,381億円である。

平成12年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は341兆1,463億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は305兆7,759億円である。

平成12年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は59兆8,131億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は59兆713億円であるため、差引き7,418億円が平成12年度末の資金残額である。

平成12年度政府関係機関決算書における９機関の収入済額を合計した収入決算額は７兆194億円、支出済額を合計した支出決算額は６兆9,877億円である。

国有財産関係２件の概要は、次のとおりである。

平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書における12年度中の国有財産の差引純増加額は１兆2,579億円、12年度末現在額は107兆944億円である。

平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書における12年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は1,028億円、12年度末現在額は１兆457億円である。

委員会においては、14年５月20日、財務大臣から平成12年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成12年度決算検査報告及び平成12年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、同年７月15日、11年度決算外２件及び12年度決算外２件を一括して審査することとし、全般的質疑を行った。

７月15日の委員会において行われた質疑の主な項目は、①小泉内閣発足以降の行政改革の進捗状況、②プライマリーバランス均衡の達成条件、③道路特定財源の一般財源化、④環境税の導入に向けた検討状況、⑤公会計制度改革などである。

〔予備費関係12件の審査〕

予備費関係12件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成12年４月から平成14年３月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

予備費案件については、**平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外３件**は第151回国会の平成13年３月30日に、**平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外２件**は同国会の同年５月29日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。また、**平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）外１件**は第154回国会の14年３月29日に、**平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外２件**は同国会の同年５月31日に提出された。

平成12年度一般会計公共事業等予備費の予算額（補正後）は5,000億円であり、このうち、12年７月25日から同年10月17日までの間に使用を決定した金額は4,999億円である。12年度一般会計予備費の予算額（補正後）は2,000億円であり、このうち、12年４月４日から13年３月23日までの間に使用を決定した金額は486億円である。12年度各特別会計予備費の予算額（補正後）は２兆3,039億円であり、このうち、12年４月28日から13年３月23日までの間に使用を決定した金額は50億円である。12年度特別会計予算総則第13条の規定に基づき、12年７月25日から13年３月30日までの間に経費の増額を決定した金額は3,976億円である。

平成13年度一般会計予備費の予算額（補正後）は2,500億円であり、このうち、13年４月13日から14年３月18日までの間に使用を決定した金額は1,247億円である。13年度各特別会計予備費の予算額（補正後）は２兆102億円であり、このうち、14年３月19日に使用を決定した金額は44億円である。13年度特別会計予算総則第14条の規定に基づき、13年６月８日から14年３月29日までの間に経費の増額を決定した金額は374億円である。

予備費使用の主な項目は次のとおりである。

平成12年度一般会計公共事業等予備費の使用は、①道路整備特別会計へ繰入れに必要な経費、②新幹線鉄道整備事業に必要な経費などである。

平成12年度一般会計の予備費使用は、①臨時老人薬剤費特別給付金等の不足を補うために必要な経費、②三宅島火山活動等に対する緊急観測監視体制の強化に必要な経費などである。

平成12年度特別会計の予備費使用は、①漁船再保険及漁業共済保険特別会計漁船普通保険勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費、②農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費などである。

平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業、街路事業、建設機械整備及び日本道路公団等出資に必要な経費の増額、②治水特別会計治水勘定における河川事業、河川総合開発事業、砂防事業及び建設機械整備に必要な経費の増額などである。

平成13年度一般会計の予備費使用は、①ハンセン病療養所入所者等に対する補償金に必要な経費、②市場隔離牛肉緊急処分事業に必要な経費などである。

平成13年度特別会計の予備費使用は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定における炭鉱整理促進費補助金の不足を補うために必要な経費であ

る。

平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整、推進調整及び推進に必要な経費の増額、②治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整、推進調整及び推進に必要な経費の増額などである。

予備費関係12件は、平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書については、14年５月30日に衆議院から送付され、また、平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外10件については、同年６月６日に衆議院から送付され、同年７月12日、併せて委員会に付託された。

委員会においては、14年７月15日、これら12件を一括して議題とし、まず、財務大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。その主な項目は、①公共事業等予備費使用の効果、②矯正収容費が連年支出されていることの妥当性、③テロ対策特別措置法に基づく協力支援活動等に必要な経費などである。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会より、予備費関係12件に反対、自由民主党・保守党及び公明党より、予備費関係12件に賛成、日本共産党より、平成12年度一般会計公共事業等予備費、平成12年度一般会計予備費（その１）、平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額（その１）、平成13年度一般会計予備費（その１）（その２）及び平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額（その１）の６件については反対、その他の予備費関係６件については賛成の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係12件は、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成13年12月11日（火）（第153回国会閉会後第１回）

○**平成11年度決算外２件**について扇国土交通大臣、川口国務大臣、田中外務大臣、塩川財務大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、坂口厚生労働大臣、石原国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、村井国家公安委員会委員長、大島経済産業副大臣、尾辻財務副大臣、佐藤国土交通副大臣、野間農林水産副大臣、小坂総務副大臣、青山文部科学副大臣、金子会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年５月20日（月）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○**平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書**
平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上３件について塩川財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について金子会計検査院長から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年度決算外２件及び平成12年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成14年７月15日（月）（第２回）

○**平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第151回国会提出）（衆議院送付）**
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（衆議院

送付）
平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（衆議院送付）
平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（衆議院送付）
平成13年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（衆議院送付）
以上12件について塩川財務大臣から説明を聴いた。

○平成11年度決算外２件及び平成12年度決算外２件並びに予備費関係12件について竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、大木環境大臣、川口外務大臣、中谷防衛庁長官、柳澤金融担当大臣、平沼経済産業大臣、扇国土交通大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、福田内閣官房長官、若松総務副大臣、尾辻財務副大臣、横内法務副大臣、熊代内閣府副大臣、狩野厚生労働副大臣、奥谷環境大臣政務官、金子会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、
平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第151回国会提出）（衆議院送付）
平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（衆議院送付）
平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（衆議院送付）
平成13年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（衆議院送付）
以上12件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。
（平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産、社民
（平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））
賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産、社民
（平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））
賛成会派　自保、公明、共産、国連、社民
反対会派　民主
（平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））
賛成会派　自保、公明、国連、社民
反対会派　民主、共産
（平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））
賛成会派　自保、公明、共産、国連
反対会派　民主、社民
（平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））
賛成会派　自保、公明、共産、国連、社民
反対会派　民主
（平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））
賛成会派　自保、公明、共産、国連
反対会派　民主、社民
（平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））
賛成会派　自保、公明、国連の一部
反対会派　民主、共産、国連の一部、社民
（平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））
賛成会派　自保、公明、国連の一部、社民
反対会派　民主、共産、国連の一部
（平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））
賛成会派　自保、公明、国連の一部、社民
反対会派　民主、共産、国連の一部
（平成13年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）
賛成会派　自保、公明、共産、国連の一部、社民
反対会派　民主、国連の一部
（平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））
賛成会派　自保、公明、共産、国連の一部
反対会派　民主、国連の一部、社民

○平成14年７月31日（水）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成11年度決算外２件**及び**平成12年度決算外２件**の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年度決算外２件及び平成12年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（６件）　　備考欄記載事項は本院についてのもの

<table>
<tr><th rowspan="2">件　　名</th><th rowspan="2">提出月日</th><th colspan="3">参議院</th><th colspan="3">衆議院</th></tr>
<tr><th>委員会付託</th><th>委員会議決</th><th>本会議議決</th><th>委員会付託</th><th>委員会議決</th><th>本会議議決</th></tr>
<tr><td rowspan="2">平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書</td><td>13. 1.31
(151回)</td><td>13.
11.28</td><td colspan="2">継続審査</td><td>14.
1.21
決算行監</td><td>14.
5. 8
議決</td><td>14.
5.10
議決</td></tr>
<tr><td colspan="7">○第153回国会 13.11.28 財務大臣報告</td></tr>
<tr><td>平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書</td><td>13. 1.31
(151回)</td><td>11.28</td><td colspan="2">継続審査</td><td>1.21
決算行監</td><td>5. 8
議決</td><td>5.10
議決</td></tr>
<tr><td>平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書</td><td>13. 1.31
(151回)</td><td>11.28</td><td colspan="2">継続審査</td><td>1.21
決算行監</td><td>5. 8
議決</td><td>5.10
議決</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書</td><td>14. 1.21</td><td>14.
5. 8</td><td colspan="2">継続審査</td><td>6.11
決算行監</td><td colspan="2">継続審査</td></tr>
<tr><td colspan="7">○14. 5. 8 財務大臣報告</td></tr>
<tr><td>平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書</td><td>14. 1.21</td><td>5. 8</td><td colspan="2">継続審査</td><td>6.11
決算行監</td><td colspan="2">継続審査</td></tr>
<tr><td>平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書</td><td>14. 1.21</td><td>5. 8</td><td colspan="2">継続審査</td><td>6.11
決算行監</td><td colspan="2">継続審査</td></tr>
</table>

・予備費等承諾を求めるの件（12件）

件　　名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	13. 3.30 (151回)	14. 7.12	14. 7.15 承諾	14. 7.19 承諾	14. 1.21 決算行監	14. 5.29 承諾	14. 5.30 承諾
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）	13. 3.30 (151回)	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	1.21 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）	13. 3.30 (151回)	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	1.21 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）	13. 3.30 (151回)	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	1.21 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	13. 5.29 (151回)	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	1.21 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	13. 5.29 (151回)	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	1.21 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）	13. 5.29 (151回)	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	1.21 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）	14. 3.29	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	6. 3 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）	14. 3.29	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	6. 3 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	14. 5.31	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	6. 3 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成13年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	14. 5.31	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	6. 3 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾
平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）	14. 5.31	7.12	7.15 承諾	7.19 承諾	6. 3 決算行監	6. 5 承諾	6. 6 承諾

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において、本委員会は、「行政の活動状況に関する件」をテーマに調査を行うこととし、中でも「行政改革の問題」、「食の安全の問題」及び「政府開発援助の問題」を中心に調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会においては、「行政の活動状況に関する件」をテーマに調査を行うこととし、中でも「行政改革の問題」、「食の安全の問題」及び「政府開発援助の問題」を中心に調査を行った。

まず、３月18日、行政評価・監視活動実績の概要について片山総務大臣から説明を、若松総務副大臣から補足説明を聴取した。

その後、４月１日に行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政の活動状況に関する件について質疑を行った。

続いて、４月８日、４月15日、５月20日、６月３日、６月10日、７月１日、７月８日、７月15日及び７月22日に行政の活動状況に関する件について質疑を行った。

６月10日には、政府開発援助に対する検査状況に関する件について金子会計検査院長から説明を聴取した。

質疑では、「行政改革の問題」について、公務員制度改革大綱の問題点、早期勧奨退職慣行是正に向けた取組、特殊法人・公益法人への天下りの規制、大使・公使の天下りの規制、独立行政法人評価に向けた取組、政策評価制度への取組、規制改革に向けた今後の対応、情報公開法施行後１年間の状況、公営ギャンブル５法人に対するチェック等の諸問題が取り上げられた。

「食の安全の問題」については、輸入食品の検査体制の在り方、消費者保護のための食品表示改善策、食の安全確保に向けた行政組織の整備、廃用牛の処理方針、牛肉在庫緊急保管対策事業助成金の実態、添加物指定の現状と今後の取組等の諸問題が取り上げられた。

また、「政府開発援助の問題」については、援助国同士の連携の在り方、ＯＤＡ予算削減の影響、相手国との協定によって設立された国際機関の実態、「援助庁」設置構想、帰国した留学生のフォロー体制、フィリピン・サンロケダム建設事業の実態等の諸問題が取り上げられた。

このほか、ＰＦＩ事業の普及に向けた方策、諫早湾干拓事業の費用対効果分析、沖縄振興開発への取組状況、浜岡原子力発電所の事故原因及び再発防止策、農業等就職促進支援事業の改善に向けた取組、売掛債権担保融資保証制度の利用実績、今年度診療報酬改定率の根拠、地方債の発行実態、公立学校と私立学校との間における保護者負担格差解消に向けた方策、帝京大学寄付金問題の経緯及び帝京大学と文部科学省との関係、乳幼児突然死症候群の実態解明、交通安全対策の現状、金融再生法第53条に基づく不良債権買取り状況、電源立地促進対策交付金の実態、米国資本市場の動揺及び米国経済の現状が日本経済に与える影響等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年３月18日（月）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○行政評価・監視活動実績の概要に関する件について片山総務大臣から説明を、若松総務副大臣から補足説明を聴いた。

○平成14年４月１日（月）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び行政の活動状況に関する件について片山総務大臣、石原国務大臣、坂口厚生労働大臣、川口外務大臣、松下内閣府副大臣、野間農林水産副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月８日（月）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について川口外務大臣、武部農林水産大臣、石原国務大臣、片山総務大臣、村井国家公安委員会委員長、岸田文部科学副大臣、宮路厚生労働副大臣、佐田総務副大臣、金子会計検査院長、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本中央競馬会理事長髙橋政行君に対し質疑を行った。

○平成14年４月15日（月）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について片山総務大臣、武部農林水産大臣、石原国務大臣、宮路厚生労働副大臣、嘉数内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年５月20日（月）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について坂口厚生労働大臣、竹中経済財政政策担当大臣、片山総務大臣、石原国務大臣、野間農林水産副大臣、大島経済産業副大臣、吉田財務大臣政務官、金子会計検査院長、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月３日（月）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について塩川財務大臣、片山総務大臣、柳澤金融担当大臣、坂口厚生労働大臣、石原国務大臣、大木環境大臣、中島人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成14年６月10日（月）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府開発援助に対する検査状況に関する件について金子会計検査院長から説明を聴い

た。

○行政の活動状況に関する件について塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、石原国務大臣、坂口厚生労働大臣、植竹外務副大臣、山下防衛庁長官政務官、政府参考人及び参考人国際協力事業団副総裁東久雄君に対し質疑を行った。

○平成14年７月１日（月）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について石原国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、扇国土交通大臣、村井国家公安委員会委員長、坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣、若松総務副大臣、岸田文部科学副大臣、熊代内閣府副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月８日（月）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について柳澤金融担当大臣、石原国務大臣、大島経済産業副大臣、若松総務副大臣、植竹外務副大臣、金子会計検査院長、中島人事院総裁、政府参考人、会計検査院当局及び参考人預金保険機構理事松田京司君に対し質疑を行った。

○平成14年７月15日（月）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について柳澤金融担当大臣、竹中経済財政政策担当大臣、遠山文部科学大臣、石原国務大臣、大木環境大臣、川口外務大臣、村田内閣府副大臣、吉田財務大臣政務官、田村厚生労働大臣政務官、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行った。

○平成14年７月22日（月）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政の活動状況に関する件について川口外務大臣、森山法務大臣、平沼経済産業大臣、坂口厚生労働大臣、村井防災担当大臣、石原国務大臣、尾辻財務副大臣、若松総務副大臣、田村厚生労働大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第12回）

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の２件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案は、議長、副議長及び議員の歳費年額について、平成15年３月31日までの間、１割減額した額とするとともに、永年在職表彰議員特別交通費及び憲政功労年金の制度を廃止するものである。

本法律案は、３月26日に衆議院から提出、27日、本委員会に付託され、29日に多数をもって可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館の図書館奉仕の充実及び効率化を図るため、関西館を設置するとともに、複写事務の委託に関する規定等を整備するものである。

本法律案は、３月26日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、29日に全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年１月18日（金）（第153回国会閉会後第１回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成14年度予定経費要求並びに参議院及び国立国会図書館の平成13年度予定経費補正要求（第２号）に関する件について決定した。

○平成14年１月21日（月）（第１回）

一、理事を選任した。

一、元議員故加藤シヅエ君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・保守党10人、民主党・新緑風会５人、公明党及び日本共産党各２人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）１人　計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守党10人、民主党・新緑風会５人、公明党及び日本共産党各２人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）１人　計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守党９人、民主党・新緑風会５人、公明党３人、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各１人　計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守党12人、民主党・新緑風会６人、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各２人、社会民主党・護憲連合１人　計25人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党17人、民主党・新緑風会９人、公明党及び日本共産党各３人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）２人、社会民主党・護憲連合１人　計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・保守党７人、民主党・新緑風会４人、公明党２人、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各１人　計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　１月23日

ロ、時　間　自由民主党・保守党10分、民主党・新緑風会20分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ハ、人　数　各派１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党・保守党　３公明党　４日本共産党　５国会改革連絡会（自由党・無所属の会）

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年１月23日（水）（第２回）

一、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び素友会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年１月31日（木）（第３回）

一、大橋巨泉君の議員辞職を許可することに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年２月１日（金）（第４回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年２月４日（月）（第５回）

一、本会議における内閣総理大臣外３国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　２月７日及び８日

ロ、時　間　自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党及び日本共産党各30分、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）25分、社会民主党・護憲連合10分

ハ、人　数　自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各２人、公明党、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党・保守党　３公明党　４日本共産党　５国会改革連絡会（自由党・無所属の会）　６民主党・新緑風会　７自由民主党・保守党　８社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年２月７日（木）（第６回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年２月８日（金）（第７回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年３月13日（水）（第８回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について上野内閣官房副長官及び宮路厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ロ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ハ、社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年３月15日（金）（第９回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

一、本会議における平成14年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年３月20日（水）（第10回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年３月25日（月）（第11回）

一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年３月27日（水）（第12回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年３月29日（金）（第13回）

一、**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案（衆第９号）（衆議院提出）**について提出者衆議院議院運営委員長鳩山邦夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第９号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産

反対会派　国連

一、**国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）**を可決した。

（衆第10号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連

反対会派　なし

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館複写規程の制定を承認することに決定した。

一、国立国会図書館組織規程の制定を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月３日（水）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月５日（金）（第15回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について上野内閣官房副長官、尾辻財務副大臣及び狩野厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ハ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

一、農林水産大臣武部勤君問責決議案（角田義一君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月10日（水）（第16回）

一、建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月12日（金）（第17回）

一、パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案（山崎正昭君外８名発議）及び日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案（山崎正昭君外８名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月17日（水）（第18回）

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月22日（月）（第19回）

一、事務総長から議長の辞任願に関する報告を聴いた。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、土壌汚染対策法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月24日（水）（第20回）

一、人権擁護法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年４月26日（金）（第21回）

一、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月８日（水）（第22回）

一、井上裕君の議員辞職を許可することに決定した。

一、平成12年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月15日（水）（第23回）

一、黒岩たかひろと歩む会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本会議における瀋陽総領事館事件に関する外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守党７分、民主党・新緑風会10分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各７分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月17日（金）（第24回）

一、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月20日（月）（第25回）

一、教育職員免許法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月22日（水）（第26回）

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月24日（金）（第27回）

一、マンションの建替えの円滑化等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月27日（月）（第28回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月29日（水）（第29回）

一、理事の補欠選任を行った。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年５月31日（金）（第30回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年６月５日（水）（第31回）

一、法人税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年６月７日（金）（第32回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年６月12日（水）（第33回）

一、使用済自動車の再資源化等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年６月24日（月）（第34回）

一、次の件について松下内閣府副大臣、村田内閣府副大臣、佐田総務副大臣、横内法務副大臣、狩野厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
イ、情報公開審査会委員の任命同意に関する件
ロ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件
ハ、公正取引委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
ニ、公害等調整委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
ホ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ヘ、中央更生保護審査会委員長の任命同意に関する件
ト、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
チ、土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

一、健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第46号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本会議において共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年６月26日（水）（第35回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月３日（水）（第36回）

一、本会議における内閣総理大臣の第28回主要国首脳会議出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月５日（金）（第37回）

一、本会議において国際問題に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月10日（水）（第38回）

一、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、日本郵政公社法案、日本郵政公社法施行法案、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月12日（金）（第39回）

一、次の件について上野内閣官房副長官及び若松総務副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、公正取引委員会委員長の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月19日（金）（第40回）

一、国立国会図書館長戸張正雄君の辞任を承認することに決定した。

一、国立国会図書館長に黒澤隆雄君を任命することに決定した。

一、本会議において国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月24日（水）（第41回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月26日（金）（第42回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成14年７月31日（水）（第43回）

一、議長不信任決議案（簗瀬進君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案（角田義一君外９名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、決算委員長及び行政監視委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶務関係小委員会 】

○平成14年１月18日（金）（第153回国会閉会後第１回）

○参議院の平成14年度予定経費要求及び平成13年度予定経費補正要求（第２号）に関する件について協議決定した。

【 図書館運営小委員会 】

○平成14年１月18日（金）（第153回国会閉会後第１回）

○国立国会図書館の平成14年度予定経費要求及び平成13年度予定経費補正要求（第２号）に関する件について協議決定した。

○平成14年３月28日（木）（第１回）

一、次の件について協議決定した。

イ、国立国会図書館法の一部改正に関する件

ロ、国立国会図書館複写規程の制定に関する件

ハ、国立国会図書館組織規程の制定に関する件

ニ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

ホ、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件

(3) 成立議案の要旨

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案（衆第９号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　25年以上在職し、表彰の議決があった者が月額30万円を受ける永年在職表彰議員特別交通費の制度を廃止すること。

2　議長、副議長及び議員の歳費月額を、平成15年３月31日までの間、１割削減した額とすること。

3　50年以上在職し、表彰の議決があった者に年額500万円の功労年金を支給することを規定した憲政功労年金法を廃止すること。

4　この法律は、平成14年４月１日から施行すること。ただし、３は、平成15年１月１日から施行すること。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　関西館の設置

中央の図書館に関西館を設置し、その位置及び所掌事務は館長が定める。

2　インターネット等を通じた情報を用いる図書館サービス

インターネット等を通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を閲覧・複写等の利用に供する。

3　複写事務の委託

複写に関する事務の一部を非営利法人に委託することができることとし、複写料金を受託者の収入として複写事務に要する費用を受託者の負担とする。

4　図書館資料の収集方法に関する規定の整備

図書館資料の収集方法に納入、交換等以外の方法を加える。

5　施行期日

この法律は、平成14年４月１日から施行する。ただし、３に係る部分は同年10月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
9	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案	議院運営委員長 鳩山　邦夫君 (14. 3.26)	14. 3.26	14. 3.26	14. 3.27	14. 3.29 可決	14. 3.29 可決			14. 3.26 可決
10	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 鳩山　邦夫君 (14. 3.26)	3.26	3.26	3.26	3.29 可決	3.29 可決			3.26 可決

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出２件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案は、豪雪地帯の現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例措置並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を引き続き10年間講ずる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、全会一致をもって可決した。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定、東南海・南海地震防災対策推進基本計画等の作成等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

３月20日、村井防災担当大臣から災害対策の基本施策について所信を聴いた後、松下内閣府副大臣から平成14年度防災関係予算に関する概要説明を聴取した。

同月29日、質疑を行い、最近の山火事の発生状況とその対策、災害被害者の心のケア、治水対策、東海地震の強化地域の指定、災害避難情報の提供の在り方、アフガニスタン地震の状況と我が国の支援策、三宅島の復興支援策、災害援護資金弁済負担の緩和策等の諸問題が取り上げられた。

５月29日、東海地震等の災害及び防災対策に関し参考人から意見を聴取するとともに質疑を行い、東海地震の予知可能性、学校校舎の耐震診断費用、最近明らかになってきた地震発生メカニズムと東海地震想定震源域の見直し、大規模地震対策特別措置法の仕組みの根幹である予知システムの実効性、気象・動物等の異常現象と地震予知との関係、防災・救助における住民・企業・ＮＰＯと行政の連携、ＧＰＳによる地殻変動の観測、地震の切迫性の根拠、東海・南海・東南海地震の同時多発に備えた超広域的対策の必要性等の諸問題が取り上げられた。

６月５日、防災及び震災後の対策に関し参考人から意見を聴取するとともに質疑を行い、火山観測体制の問題点、大学の独立行政法人化に伴う今後の研究体制、桜島の火山特徴と今後の動向、火山との生活共存の在り方、津波予報の在り方、三宅島の終息しない火山ガスと帰島問題、実質的な防災意識の涵養の必要性、海外における防災対策の先進的事例、

富士山噴火の警戒の必要性、市民の災害対策への自発的取組等の諸問題が取り上げられた。

また、７月19日、村井防災担当大臣より平成14年台風第６号及び第７号に伴う大雨による被害の状況について報告を聴取した後、火山災害地域の住居移転促進、災害救助犬の支援施策、住宅地域における内水による洪水被害対策、高速自動車国道の雨水排水問題、三宅村村民に対する生活支援と住宅保全対策、台風第６号の河川被害に対する管理者の対応の違い、近年の水害発生状況の変化と行政への影響等をめぐる諸問題について質疑が行われた。

また、**三宅島の災害対策に関する決議**を行った。

(2) 委員会経過

○平成14年１月21日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年３月20日（水）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○災害対策の基本施策に関する件について村井防災担当大臣から所信を聴いた。

○平成14年度防災関係予算に関する件について松下内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成14年３月27日（水）（第３回）

○**豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第７号）（衆議院提出）**について提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第７号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産
　　反対会派　なし
　　欠席会派　国連

○平成14年３月29日（金）（第４回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○最近の山火事の発生状況とその対策に関する件、災害被災者の心のケアに関する件、治水対策に関する件、東海地震の強化地域の指定に関する件、災害避難情報の提供の在り方に関する件、アフガニスタン地震の状況と我が国の支援策に関する件、三宅島の復興支援策に関する件、災害援護資金弁済負担の緩和策に関する件等について村井防災担当大臣、松下内閣府副大臣、奥山内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月29日（水）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○東海地震等の災害及び防災対策に関する件について参考人東京大学地震研究所教授島崎邦彦君、株式会社環境アセスメントセンター代表取締役塩坂邦雄君及び芝浦工業大学教授・東京大学名誉教授岡田恒男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月５日（水）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○防災及び震災後の対策に関する件について参考人岩手県立大学総合政策学部教授首藤伸夫君、京都大学防災研究所附属火山活動研究センター教授石原和弘君、株式会社ケーピー代表取締役森下慶子君及び財団法人兵庫県ヒューマンケア研究機構こころのケア研究所研究部長加藤寛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月17日（水）（第７回）

○**東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第39号）（衆議院提出）**について提出者衆議院災害対策特別委員長田並胤明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第39号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年７月19日（金）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年台風第６号及び第７号に伴う大雨による災害について村井防災担当大臣から報告を聴いた。

○火山災害地域の住居移転促進に関する件、災害救助犬の支援施策に関する件、住宅地域における内水による洪水被害対策に関する件、高速自動車国道の雨水排水問題に関する件、三宅村村民に対する生活支援と住宅保全対策に関する件、台風第６号の河川被害に対する管理者の対応の違いに関する件、近年の水害発生状況の変化と行政への影響に関する件等について村井防災担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**三宅島の災害対策に関する決議**を行った。

○平成14年７月31日（水）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第７号）

【要旨】

本法律案は、豪雪地帯の現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例措置並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を引き続き10年間講ずる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が行うことができる期限を10年間延長する。

2　特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を10年間延長する。

3　国及び地方公共団体は、利雪に関する研究開発の成果の普及の促進及び総合的な雪情報システムの構築の促進について適切な配慮をするものとする。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等について特別の措置を定めることにより、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣総理大臣は、東南海・南海地震の地震防災対策を推進する必要がある地域を、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。

2　中央防災会議は、推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進基本計画を作成する。

3　指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は、推進地域の指定があったときは、東南海・南海地震防災対策推進計画として、防災業務計画、地域防災計画等において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定める。

4　推進地域内において津波に係る地震防災対策を講ずべき者で、不特定多数の者が出入りする施設、鉄道事業等を管理、運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた東南海・南海地震防災対策計画を作成し、都府県知事に届け出る。

5　国は、東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努める。

6　国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に努める。

7　国は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をする。

8　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

【附帯決議】

東南海・南海地震は海溝型地震の中でも大規模であり、発生した場合において国民の生命、身体及び財産等に重大かつ広範な被害を及ぼすおそれがあることに鑑み、政府は、東南海・南海地震等に係る地震等防災対策の推進を図るため、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　東南海・南海地震に係る防災対策推進のための国・地方公共団体の組織体制の充実強化を図るとともに、必要な施策の速やかな実施に万全を期すること。

2　地震に関する観測・測量のための施設等の早急な整備を図るとともに、東南海・南海地震における地震予知の重要性に鑑み、予知に資する科学的な技術水準の向上に努めること。

3　東南海・南海地震において最も警戒をすべき津波災害については、緊急を要する危機管理の視点に立って、津波災害の特性について国民への周知徹底を図るとともに、定期的避難訓練の実施等に配慮すべきこと。

4　津波災害防止という視点に立ち、港湾整備事業等の速やかな実施、避難地、避難路等の避難施設の整備等、必要な施策を講ずること。

5　災害復旧を円滑かつスピーディーに推進するために、あらかじめハザードマップの整備や電子図面の整備等、復旧に必要な対策の強化に努めること。

6　災害の発生に際し、国民生活の生命線でもあるライフラインの復旧について国及び地方公共団体等は積極的に協調・協力すること。

7　他の海溝型地震についても同様の措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 田並　胤明君 (14. 3.13)	14. 3.13	14. 3.14	14. 3.25	14. 3.27 可決	14. 3.29 可決			14. 3.14 可決
39	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案	災害対策特別委員長 田並　胤明君 (14. 7.16)	7.16	7.16	7.16	7.17 可決 附帯	7.19 可決			7.16 可決

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

―― 三宅島の災害対策に関する決議 ――

平成12年７月の三宅島雄山の噴火から既に２年が経過しているが、依然として三宅村村民は避難生活を余儀なくされ、帰島の目途は立っていない。離島村民の２年近くに及ぶ全島的避難生活は、他の被災地域においても例を見ない。

この間、国、都及び村において様々な支援措置が講じられており、とりわけ都においては、独自の被災者生活再建支援金の支給を始め、保健衛生、住宅、農林水産業、中小企業、雇用・就業、就学等、諸般の分野で対策が講じられている。しかし、行政は、村民が各地に散在して生活しているため、その効率が低下し、村民は、長期に及ぶ避難生活から安定的な就労や進学が困難となり、生活の困窮と精神的な疲労はその度合いを増している。

三宅島においては、昨年以降、大量の降灰を伴う大規模な噴火は観測されておらず、火山性ガスの量は漸減の傾向にあり、昨年７月から村民の一時帰島も行われている。災害復旧工事の作業員のためのクリーンハウスが設置され、泥流や降灰の除去、砂防ダムの建設、幹線道路の整備等が進みつつあるが、村民にとって、家屋の修復、農地等の降灰の除去には多大な費用負担が必要である。電気、水道等のライフラインの復旧も進み、徐々に村の復興に向けて生活や産業の基盤が整備されつつあるが、この地での安住と生業の確保にはほど遠く、なお一層の整備の促進が必要である。

三宅島は、村民の故郷であり、生活の足場である。現在、帰島後に向けて村の復興計画が検討されているが、生活の目途が立たない限り、その足場を島外に求めざるを得ないという村民もあり、一刻も早い復旧、復興が求められている。しかし、村の財政基盤は脆弱であり、また、避難生活は更に長期化する懸念もあることから、国家的見地からの救済が必要であり、政府においては財政措置と行政施策に最大限の対応が要請される。

こうした状況を踏まえ、政府は、早急に島の復興と村民の生活の安定を図るため、都及び村と緊密な連携を図りつつ、左記の事項について積極的に施策を講じるとともに、順次予算編成に反映するよう努めるべきである。

1　村民の生活支援に際し、村民の意向を十分に踏まえた措置を講じるとともに、教育、就労、健康等のための相談体制の充実を図り、精神的ケアについても支援策を講じること。

2　災害支援におけるボランティアの果たす役割の重要性にかんがみ、ＮＰＯ等との連携を図りつつ、ボランティア活動の環境整備に努めること。

3　被災者の避難が長期化していることにかんがみ、三宅島火山活動災害に係る特別立法の制定に向けた要望も踏まえつつ、生活支援に関する既存制度の弾力的運用及び拡充を図り、被災家屋の再建等のための円滑な措置等を含め更なる支援措置の実施について検討するとともに、帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう被災者対策に万全を期すこと。

4　避難生活においては就労が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、公共事業における就業機会の優先確保、緊急地域雇用創出特別交付金事業の弾力的活用等の就業対策の充実に努めるとともに、島の本格的復興事業にできるだけ早く着手することにより雇用機

会の確保を図ること。

5　児童・生徒の円滑な就学・進学に資するよう教育資金の援助に特段の配慮を払うとともに、児童・生徒の意向、将来の動向をにらみながら島における教育体制の見直しについて早期にその方向性を示すこと。

6　村民にあっては帰島が当面の課題であることから、一時帰島に要する費用の軽減措置を講じるとともに、帰島時の村民の安全確保に万全の対策を講じつつ一時帰島での宿泊滞在が可能となるよう措置すること。

　また、帰島プロセスの在り方について、段階的・部分的帰島の可能性を含め、専門家の協力を得ながら、広範な観点から検討すること。

7　活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に指定されたことを踏まえ、村民の滞在型の一時帰宅及び本格的帰島に備えたクリーンハウスの早期設置を促進するとともに、本格帰島の時期を勘案しながら早急に避難施設緊急整備計画の下で道路、港湾、広場、各地区の退避施設等の整備を推進すること。

8　三宅島が地震防災対策強化地域に指定されたことにも留意しつつ、火山との共存を図るという観点から防災しまづくりについて検討し、避難救援手段を確保するため、本格帰島の時期を勘案しながら道路、港湾等の施設を早急に整備すること。

9　三宅島の早期復興に向けて、ライフラインの復旧を確実にするとともに、交通アクセス及び産業基盤の整備を推進し、国、都及び村の役割分担の下で、観光関連業、農林水産業、商工業等を中核とする地域振興について各般にわたる方策を検討すること。

10　火山活動に関する研究機関相互の一層の連携を図ることにより火山研究の推進に努めるとともに、三宅島火山活動の監視・観測体制の充実強化を図り、正確で迅速な火山情報の提供を行うこと。

　右決議する。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願１種類１件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄振興特別措置法案は、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するため、これまでの沖縄の振興のための諸般の特別措置の成果をも踏まえ、新たに沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、これに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を更に一層図ろうとするものである。

委員会においては、尾身沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、本法律案と現行沖縄振興開発特別措置法との相違点、これまでの３次にわたる振興開発計画とその実施の評価、観光リゾート産業や情報通信産業の振興策、金融特区の対象業務、沖縄における新大学院大学の構想、赤土等流出による環境被害の対策、沖縄産品の物流コスト低減化への取組、沖縄経済モデルの構築、新たな産業振興の下での沖縄公庫の役割等について質疑が行われたほか、沖縄から３名の有識者を参考人として招致し、新しい沖縄振興についての意見聴取と質疑が行われ、３月29日に全会一致をもって原案どおり可決した。なお、本法律案に対して、不発弾処理や旧軍飛行場用地問題などの戦後処理等の諸問題についての検討、沖縄振興計画への事業評価等の手法の導入などを内容とする９項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月13日、第153回国会閉会後の１月15日から同月17日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。次に、沖縄及び北方問題に関しての施策について、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣から所信を聴取した。

３月15日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、日ロ青年交流事業の概要、北方四島住民支援の見直し、北方領土「並行協議」に対する認識と今後の対ロ外交、北方四島交流事業の活性化のための取組、国後島にディーゼル発電設備が設置された経緯、北方領土問題等解決促進特別措置法の見直しの必要性、北方四島支援委員会の設立目的、自然科学系大学院大学を沖縄に設置する有用性、日米地位協定改定の必要性、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者指定の問題点などが取り上げられた。

７月12日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖縄振興特別措置法制定後の沖縄振興、新大学院大学構想、普天間飛行場代替施設問題、沖縄振興計画に基づく産業振興、在沖米軍基地の整理縮小、北方領土問題等解決促進特別措置法の改正要望、沖縄の戦後処理問題、日米地位協定の見直しなどについて質疑が行われた。

なお、３月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度内閣府所管（内閣本府（沖縄

振興局)、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫予算について審査を行い、その中で、沖縄振興開発事業費の執行方法、新たな沖縄振興計画の決定時期、これまでの沖縄振興の評価と今後の振興の基本方向、金融特区に係る人材育成事業、北方基金の見直しや増額の検討、北方墓参に使用する船舶についての支援強化などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年１月21日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年３月13日（水）（第２回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について尾身沖縄及び北方対策担当大臣及び川口外務大臣から所信を聴いた。

○平成14年３月15日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について川口外務大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月22日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（内閣本府（沖縄振興局)、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について尾身沖縄及び北方対策担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
　本委員会における委嘱審査は終了した。

○**沖縄振興特別措置法案（閣法第５号）（衆議院送付）**について尾身沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年３月25日（月）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**沖縄振興特別措置法案（閣法第５号）（衆議院送付）**について尾身沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、佐田総務副大臣、植竹外務副大臣、嘉数内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月28日（木）（第６回）

○**沖縄振興特別措置法案（閣法第５号）（衆議院送付）**について参考人琉球大学名誉教授・放送大学沖縄学習センター所長尚弘子君、九州大学大学院法学研究院助教授前泊

博盛君及び環境運動家・沖縄県高等学校障害児学校教職員組合教文部長前川盛治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月29日（金）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**沖縄振興特別措置法案（閣法第５号）（衆議院送付）**について尾身沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、佐藤国土交通副大臣、古屋経済産業副大臣、嘉数内閣府大臣政務官、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第５号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年７月12日（金）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄振興特別措置法制定後の沖縄振興に関する件、新大学院大学構想に関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、沖縄振興計画に基づく産業振興に関する件、在沖米軍基地の整理縮小に関する件、那覇空港の整備に関する件、北方領土問題等解決促進特別措置法の改正要望に関する件、沖縄の戦後処理問題に関する件、日米地位協定の見直しに関する件等について尾身沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第９回）

○請願第500号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興特別措置法案（閣法第５号）

【要旨】

本法律案は、本年、本土復帰30年を迎える沖縄の新たな振興に向けた取組として、沖縄の特殊事情にかんがみ、これまでの沖縄の振興のための諸般の特別措置の成果をも踏まえ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を新たに策定し、これに基づき沖縄の特性をいかした各種産業の振興のための特別措置を講じるほか、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等、沖縄の総合的かつ計画的な振興を更に一層図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　沖縄振興計画の策定

沖縄県知事が沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣が同案に基づき計画を決定するものとし、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進等に関する事項のほか、圏域別の振興に関する事項について定める。

2　産業振興のための特別措置

(1) 観光の振興のため、計画期間５年以下の観光振興計画の策定を始め、観光の利便性の増進、観光振興地域における施設の整備、環境保全型自然体験活動の推進、沖縄の観光振興のための免税、本土・沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置等を講ずる。

(2) 情報通信産業の振興のため、計画期間５年以下の情報通信産業振興計画の策定を始め、情報通信産業振興地域制度の拡充、情報通信産業特別地区の創設を行う。

(3) 沖縄の製造業等その他の事業の高度化のため、産業高度化地域制度の創設、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の拡充を図る。

(4) 金融業務の集積を促進するため、金融業務特別地区を創設する。

(5) 農林水産業の振興のため、計画期間５年以下の農林水産業振興計画を策定し、国及び地方公共団体は、同計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(6) 沖縄の中小企業の振興のため、中小企業経営革新支援法の特例等の措置を講ずる。

3　雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定を図るため、計画期間５年以下の職業安定計画の策定を始め、地域雇用開発促進法に基づく地域の要件を沖縄において緩和する等の措置を講ずるとともに、沖縄失業者求職手帳の発給、雇用・能力開発機構による失業者の再就職の促進等の措置を講ずる。

4　文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

沖縄固有の文化的所産の継承を図り、その保存及び活用等文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針を作成する規定を設けるほか、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずる。また、国際協力及び国際交流の推進のため、必要な措置を講ずる。

5　沖縄の均衡ある発展のための特別措置

医療及び福祉の向上のため、無医地区における医療の確保及び離島における高齢者の福祉の増進のための措置を講ずるとともに、離島の振興のため、交通の確保、小規模校

における教育の充実、旅館業に係る課税の特例等の措置を講ずる。

6　駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

沖縄における駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則を明らかにし、大規模振興拠点駐留軍用地跡地及び特定振興駐留軍用地跡地の指定等の手続を定めるとともに、大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給の措置を講ずる。

7　沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

沖縄振興計画に基づく事業について、国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を講ずる。

8　沖縄振興審議会を設置し、その他必要な規定を設ける。

9　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する県産酒類に係る酒税等に関する特例を５年間延長するとともに、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律を平成24年３月31日まで延長する措置を講ずる。

10　施行期日

この法律は、平成14年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本土復帰30年を迎える沖縄が、現在もなお厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、沖縄の特性をいかした産業の振興や沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置いた取組を、沖縄県や民間セクター等とも連携して積極的に進めるとともに、特に、次の諸点に配意して、適切な施策を講ずるべきである。

1　沖縄の自立型経済構築のため、各種の産業振興制度の運用に当たっては、沖縄県が自主的な取組を強化することができるようにするとともに、国の責任ある支援策を継続すること。

2　依然として厳しい雇用情勢に対処するため、雇用の積極的な創出に向けた産業の振興に全力を尽くすとともに、沖縄の実情に応じたきめ細かな雇用対策を推進すること。

3　沖縄の産業振興及び住民生活の向上のため、総合的な交通体系の整備や水資源の確保など、引き続き必要な社会的資本整備に取り組み、その充実に努めること。

4　沖縄の貴重な自然を守るため、開発に当たっては、環境の保全に十分配慮すること。特に、赤土等流出による環境被害については、引き続き発生源対策等を強力に推進し、その防止に努めること。

5　沖縄がアジア太平洋地域における我が国の国際協力・国際交流の拠点の一翼を担うよう、配慮すること。

6　事業評価等を積極的に行い、その結果を公表するとともに、沖縄振興計画にもその手法等を盛り込むこと。

7　米軍施設・区域の整理縮小と基地の環境問題に引き続き取り組み、その早期返還に努めるとともに、米兵による事件・事故の根絶に努め、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くすこと。

8　沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。

9　沖縄の電気通信事業者の電気通信事業法に基づく移動通信分野の支配的事業者への指

定については、事業者の全国的シェアの状況や沖縄における今後の情報通信産業の振興等の観点を十分に配慮し、慎重に対処すべきこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※5	沖縄振興特別措置法案	衆	14. 2. 8	14. 3.22	14. 3.29 可決 附帯	14. 3.29 可決	14. 3.13 沖縄・北方	14. 3.20 可決 附帯	14. 3.22 可決

(注) 附帯 附帯決議

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

５月８日、国会等の移転に関して、参議院事務局当局及び政府参考人から説明を聴取した後、意見の交換を行った。

５月15日、国会等の移転に関して、参考人東京都知事石原慎太郎君から意見を聴取し、参考人に対し、首都圏以外の場所に必要最低限度のバックアップ機能を持たせる必要性、著書で首都機能移転論を展開した小泉総理と石原都知事とで移転論争を行うこと、二極中心構造の発想、新都市建設が首都圏一極集中の解消にならないとの懸念、移転が国民の国会へのアクセスに与える影響、国会議員時代の石原都知事の国会移転への考え、災害から生ずる被害を最小限とする必要性、東京に固執せず首都になりうる他地域に目を向けること、首都機能の政経分離、首都が東京都である必要性、国会等移転審議会が候補地を１か所に絞らず決定を国会に委ねたこと等について質疑を行った。

また同日、国会等の移転に関して、参考人作家・エコノミスト堺屋太一君から意見を聴取し、参考人に対し、首都移転が中央集権の強化になるとの懸念、首都機能以外のものを移転して東京をスリム化すること、首都機能移転と財政構造改革・国地方の借金問題との整合性、50万都市等の建設では東京の過密解消とならないこと、世界の首都移転の失敗例・成功例、官邸等の新築と首都移転の整合性、首都機能移転による国民との距離、国家の中枢機能のバックアップ体制造りの必要性、首都機能移転の手順についての見解等について質疑を行った。

７月31日、本委員会の今後の進め方について、「国会等の移転について、早急に結論を得るべく、各会派での意見集約に努めることとする」申合せを行った。

(2) 委員会経過

○平成14年１月21日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年５月８日（水）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国会等の移転に関する件について参議院事務局当局及び政府参考人から説明を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成14年５月15日（水）（第３回）

○国会等の移転に関する件について参考人東京都知事石原慎太郎君及び作家・エコノミスト堺屋太一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第４回）

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

３月29日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく、**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成13年９月11日提出）について、柳澤金融担当大臣から説明を聴取し、引き続き同報告に関する質疑を行った。

報告の内容は、①特別公的管理が行われてきた長銀及び日債銀に係る措置、②金融整理管財人による処分が命ぜられた金融機関に対する措置、③預金保険法に基づく金融機関の破綻処理、④破綻金融機関の処理に係る公的資金の使用状況等である。

質疑においては、主に不良債権処理に関する議論が集中した。その中で、不良債権の直接償却の促進が国民を雇用不安に導くとの指摘に対し、竹中経済財政政策担当大臣から、不良債権処理に前向きに取り組まない限り日本経済は発展の方向に向かないとし、雇用問題には細心の注意を払い、セーフティーネットに万全の配慮をしながらこの問題に取り組む、との答弁があった。

また、不良債権の処理をしても次々と新規の不良債権が発生する状況について、竹中経済財政政策担当大臣からは、重大な問題と認識し不良債権が発生するメカニズムを踏まえて、解明を含めて議論する、との答弁があった。柳澤金融担当大臣からは、要管理債権の条件の厳格化により金額的に大きな影響があった上、破綻懸念先以下の業況悪化が反映されている、との答弁があった。

一方、翌月に控えたペイオフ一部解禁に関しては、地方公共団体の公金の取扱いについての不安が指摘された。これに対し政府からは、地方公共団体に対して当面の流動性預金の活用、専門的な人材の育成、情報収集や資金運用等に係る方針の明確化等、適切な対応の周知を図った旨の答弁がなされた。

その他、金融機関の中小企業に対する融資の低迷や破綻信金の事業譲渡手続の適法性、ＲＣＣ機能強化後の企業再生等の取組状況等、多岐にわたる質疑がなされた。

７月５日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく、**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（５月24日提出）について、柳澤金融担当大臣から説明を聴取し、引き続き同報告に関する質疑を行った。

報告の内容は、①金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の状況、②破綻金融機関の受け皿金融機関への事業譲渡等による処理の状況、③新生銀行及びあおぞら銀行からの預金保険機構による瑕疵担保条項に基づく債権買取りの状況、④破綻金融機関の処理に係る預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況等である。

質疑においては、ペイオフ一部解禁を受け、ペイオフや金融環境に関する議論が集中した。その中で、ペイオフ完全解禁が更なる金融不安と金融機関の破綻につながるのではないかという指摘に対し、柳澤金融担当大臣からは、金融機関が自律し金融システムの一環

を担うことが本当の意味での金融システムの安定であるから、ペイオフ完全解禁による厳しい状況を克服することによって金融機関の構造改革が進み、強靭な金融システムが生まれる、との考えが示された。

また、ペイオフ解禁に伴う資産流出対策として、地域金融の合併促進が行政主導で行われようとしていることへの懸念及び地域金融が求めているのは合併促進策ではなくペイオフ完全解禁の延期であるという指摘に対し、柳澤金融担当大臣から、地域金融は地域経済を支える極めて重要な存在であるから、最善の選択として合併という動きが出ているなら、その環境を整えることが政府の仕事だ、との答弁がなされた。

さらに、今後の金融業務の動向によってペイオフ解禁を延期する可能性の有無について、柳澤金融担当大臣からは、現在の段階ではペイオフが金融機関の経営基盤を弱める状況に至っていないと認識しており、ペイオフ解禁の政策的な意味合いから言って、実施時期を変更すべき状況にない旨の答弁がなされた。

その他、不良債権問題に関して、政府の言う「不良債権の正常化」とは何を指すのか、との指摘に対し、柳澤金融担当大臣から、平成14年３月末で8.4％である不良債権比率が３％台後半から４％程度になることである、との答弁がなされ、また、不良債権を３年でオフバランス化する計画が実現されない金融機関に対しては、業務改善命令を発する考えもある、との見解が示された。

(2) 委員会経過

○平成14年１月21日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年３月29日（金）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年７月５日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、竹中経済財政政策担当大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年７月19日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○マイクロクレジットの活用と育成に関する件、公的金融機関の役割に関する件、地域金融機関の立て直しに関する件、公金のペイオフ解禁対策に関する件、外国為替市場への介入に関する件、不良債権処理に関する件等について竹中経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、谷口財務副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成14年７月31日（水）（第５回）

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出１件、本院議員提出１件及び衆議院議員提出１件の合計３件であり、そのうち内閣提出１件及び衆議院議員提出１件の合計２件を可決した。

また、本委員会付託の請願２種類19件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)(衆議院提出)は、政治に対する国民の信頼を回復するため、衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書によるあっせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、議員秘書あっせん利得罪の主体に、衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は参議院議員の政治活動を補佐するもの(いわゆる私設秘書)を加えるものである。

委員会においては、本法律案の外、公職にある者、いわゆる私設秘書を含めた公職にある者の秘書及び公職にある者の親族による特定の者に利益を得させる目的でのあっせん行為に係る収賄等を処罰することなどを内容とする民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合共同提出の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(参第17号)を一括して議題とした。あっせん利得罪の処罰対象を私設秘書に拡大する趣旨、処罰対象を親族等にまで拡大することの当否、処罰対象の拡大と自由な政治活動に対する影響、国民の政治に対する信頼回復のための方策等の質疑が行われた。また参考人から意見聴取を行った。衆議院提出の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)について質疑終局の後、討論を行い、本法律案は賛成多数をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する等の措置を講ずるものである。

委員会においては、１票の格差の２倍未満達成の必要性、市町村合併の進展と区割りの在り方、現行の衆議院小選挙区比例代表並立制の問題点等の質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、本法律案は賛成多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成14年１月21日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年５月31日（金）（第２回）

○特別委員長の補欠選任を行った。

○平成14年６月12日（水）（第３回）

○**公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員保利耕輔君から趣旨説明を聴き、

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年６月28日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）**

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、同池田幹幸君、同平野貞夫君、同大脇雅子君、発議者衆議院議員白保台一君、同保利耕輔君、同町村信孝君、同西博義君、同亀井久興君、同西川太一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月８日（月）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）**

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について参考人筑波大学名誉教授・元最高検察庁検事土本武司君、政策研究大学院大学教授飯尾潤君及び日本大学法学部教授板倉宏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月12日（金）（第６回）

○**公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）**

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、同小川敏夫君、同平野貞夫君、同大脇雅子君、発議者衆議院議員保利耕輔君、同町村信孝君、同西博義君、同西川太一郎君、同白保台一君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月17日（水）（第７回）

○**公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）**

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員江田五月君、発議者衆議院議員保利耕輔君、同町村信孝君、同亀井久興君、同西博義君、同西川太一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

（衆第16号）　賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、社民

○平成14年７月19日（金）（第８回）

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年７月22日（月）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第101号）賛成会派　自保、民主、公明、社民

反対会派　共産、国連

○平成14年７月31日（水）（第10回）

○請願第1391号外18件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成12年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、20都道府県において68選挙区の改定を行う。

2　衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員数について、平成12年国勢調査の結果に基づき、南関東選挙区を22人（現行21人）とし、近畿選挙区を29人（現行30人）とする。

3　この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行し、改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼を回復するため、衆議院議員又は参議院議員のいわゆる私設秘書によるあっせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　議員秘書あっせん利得罪の主体の拡大

議員秘書あっせん利得罪の主体に、衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は参議院議員の政治活動を補佐するもの（いわゆる私設秘書）を加える。

2　その他

(1) いわゆる私設秘書によるあっせん利得罪についても、国外犯処罰規定を設ける。

(2) この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
101	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	14. 5.24	14. 7.18	14. 7.22 可決	14. 7.24 可決	14. 6.11 倫理選挙	14. 7.17 可決 附帯	14. 7.18 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	江田　五月君 外４名 (14. 6.10)	14. 6.11		14. 6.11	未了				

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
16	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	保利　耕輔君 外６名 (14. 4.26)	14. 4.30	14. 6. 6	14. 6.11	14. 7.17 可決	14. 7.19 可決	14. 5.16 倫理選挙	14. 6. 6 可決	14. 6. 6 可決

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
35	警備業法の一部を改正する法律案	衆	14. 3. 1				14. 4.24 内閣	継続審査	
66	母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案	衆	3.12				5.17 厚生労働	継続審査	
			○14.5.17 衆本会議趣旨説明						
68	古物営業法の一部を改正する法律案	衆	3.15						継続審査（内閣）
70	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3.15				4.25 内閣	継続審査	
			○14.4.25 衆本会議趣旨説明						
71	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3.15				4.25 内閣	継続審査	
			○14.4.25 衆本会議趣旨説明						
72	情報公開・個人情報保護審査会設置法案	衆	3.15				4.25 内閣	継続審査	
			○14.4.25 衆本会議趣旨説明						
73	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	3.15				4.25 内閣	継続審査	
			○14.4.25 衆本会議趣旨説明						
79	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案	衆	3.18				5.28 法務	継続審査	
			○14.5.28 衆本会議趣旨説明						
83	独立行政法人国立病院機構法案	衆	3.26				4.11 厚生労働	継続審査	
87	安全保障会議設置法の一部を改正する法律案	衆	4.17				4.26 事態対処	継続審査	
			○14.4.26 衆本会議趣旨説明						
88	武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案	衆	4.17				4.26 事態対処	継続審査	
			○14.4.26 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
89	自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14. 4. 17				14. 4. 26 事態対処	継続審査	
			○14. 4. 26 衆本会議趣旨説明						
151回 90	個人情報の保護に関する法律案	衆	13. 3. 27				1. 21 内閣	継続審査	
			○14. 4. 25 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（13件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	池田　幹幸君 外２名 (14. 2. 5)	14. 2. 7		未了					
2	政党助成法を廃止する法律案	池田　幹幸君 外２名 (14. 2. 5)	2. 7		未了					
6	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案	池田　幹幸君 外６名 (14. 3. 7)	3. 11		未了					
7	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案	郡司　彰君 外２名 (14. 3. 13)	3. 15		未了					
9	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	江田　五月君 外９名 (14. 3. 25)	3. 27		未了					
13	食品衛生法等の一部を改正する法律案	岩佐　恵美君 外２名 (14. 4. 30)	5. 2		未了					
14	行政運営の適正化のための行政機関等の業務の執行に関する報告及び通報等に関する法律案	櫻井　充君 外４名 (14. 5. 21)	5. 23		未了					
15	立候補休暇に関する法律案	千葉　景子君 外２名 (14. 5. 29)	5. 31		未了					
16	乳幼児医療費の支給に関する法律案	井上　美代君 外１名 (14. 5. 30)	6. 3		未了					

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
19	民法の一部を改正する法律案	円　より子君外5名(14. 7. 3)	14. 7. 5		未了					
20	地域金融の活性化に関する法律案	池田　幹幸君外1名(14. 7.16)	7.18		未了					
21	中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案	池田　幹幸君外1名(14. 7.16)	7.18		未了					
22	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案	千葉　景子君外11名(14. 7.30)	7.31		未了					

・衆議院議員提出法律案（74件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案	五十嵐 文彦君外4名(14. 2. 7)	14. 2.12							継続審査(財務金融)
2	金融再生委員会設置法案	五十嵐 文彦君外4名(14. 2. 7)	2.12							継続審査(財務金融)
4	伝染性海綿状脳症対策緊急措置法案	鮫島　宗明君外4名(14. 2.22)	2.25					14. 5.30 撤回		
5	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	岡田　克也君外8名(14. 3. 5)	3. 5					3. 6 財務金融	継続審査	
6	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	岡田　克也君外8名(14. 3. 5)	3. 5					3. 6 総務	継続審査	
11	医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案	山井　和則君外3名(14. 4. 5)	4. 8					4.19 厚生労働	継続審査	
			○14.4.19 衆本会議趣旨説明							
12	国会法の一部を改正する法律案	島　聡君外3名(14. 4.11)	4.12					未了		

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	健康保険法等の一部を改正する法律案	五島　正規君 外3名 (14. 4.15)	14. 4.16					14. 4.23 厚生 労働	継続審査	
14	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	岡田　克也君 外9名 (14. 4.19)	4.22					5.16 倫理 選挙	6. 6 否決	6. 6 否決
15	自然エネルギー発電促進法案	田中　慶秋君 外5名 (14. 4.19)	4.22					4.23 経済 産業	未　了	
17	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	岡田　克也君 外10名 (14. 5. 9)	5.10							継続審査 (倫理選挙)
18	裁判所法の一部を改正する法律案	平岡　秀夫君 外5名 (14. 5.22)	5.23					5.28 法務	継続審査	
			○14.5.28 衆本会議趣旨説明							
19	検察庁法の一部を改正する法律案	平岡　秀夫君 外5名 (14. 5.22)	5.23					5.28 法務	継続審査	
			○14.5.28 衆本会議趣旨説明							
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案	水島　広子君 外5名 (14. 5.22)	5.23					5.28 法務	継続審査	
			○14.5.28 衆本会議趣旨説明							
21	安全保障基本法案	東　祥三君 外1名 (14. 5.23)	5.24					5.27 事態 対処	未　了	
22	非常事態対処基本法案	東　祥三君 外1名 (14. 5.23)	5.24					5.27 事態 対処	未　了	
23	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案	古賀　誠君 外9名 (14. 5.28)	5.29					7.16 農林 水産	継続審査	
26	特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案	都築　譲君 外1名 (14. 6.10)	6.11							継続審査 (内閣)
27	国家公務員の政治的中立に関する法律案	中井　洽君 外1名 (14. 6.10)	6.11							継続審査 (内閣)
28	自衛隊員の政治的中立に関する法律案	中井　洽君 外1名 (14. 6.10)	6.11							継続審査 (内閣)
29	交通基本法案	細川　律夫君 外4名 (14. 6.11)	6.12							継続審査 (国土交通)

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
32	軽犯罪法の一部を改正する法律案	長妻　昭君 外3名 (14. 6.13)	14. 6.14							継続審査 (法務)
33	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案	原田 昇左右君 外8名 (14. 6.19)	6.20					14. 7.16 撤　回		
34	国民主導の国政の実現に関する基本法案	達増　拓也君 外1名 (14. 6.27)	6.28					未　了		
35	内閣法制局設置法を廃止する法律案	達増　拓也君 外1名 (14. 6.27)	6:28					未　了		
36	郵政事業改革基本法案	塩田　晋君 外1名 (14. 7. 2)	7. 3					未　了		
37	住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	枝野　幸男君 外7名 (14. 7.12)	7.12					7.24 総務	未　了	
38	税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案	海江田 万里君 外3名 (14. 7.12)	7.15					未　了		
40	有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案	佐藤 謙一郎君 外5名 (14. 7.16)	7.16					7.17 農林 水産	継続審査	
41	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	長勢　甚遠君 外3名 (14. 7.17)	7.18							継続審査 (内閣)
45	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案	谷津　義男君 外7名 (14. 7.19)	7.22							継続審査 (財務金融)
46	自然再生推進法案	谷津　義男君 外6名 (14. 7.24)	7.25							継続審査 (環境)
47	ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案	枝野　幸男君 外5名 (14. 7.26)	7.29							継続審査 (厚生労働)
148回1	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴　鐵三君 外1名 (12. 7. 5)						1.21 倫理 選挙	継続審査	
148回2	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	北橋　健治君 外6名 (12. 7. 5)						1.21 倫理 選挙	継続審査	

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
150回18	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山 由紀夫君 外4名 (12.11.20)						14. 1.21 議院運営	継続審査	
150回19	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12.11.20)						1.21 災害対策	継続審査	
150回20	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12.11.20)						1.21 災害対策	継続審査	
151回6	犯罪被害者基本法案	細川 律夫君 外4名 (13. 3.13)						1.21 内閣	継続審査	
151回13	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案	中川 智子君 外8名 (13. 3.30)						1.21 厚生労働	継続審査	
151回20	農業経営再建特別措置法案	小平 忠正君 外2名 (13. 4.12)						1.21 農林水産	継続審査	
151回23	民法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君 外7名 (13. 5.8)						1.21 法務	継続審査	
151回25	公職選挙法の一部を改正する法律案	中野 寛成君 外15名 (13. 5.18)						1.21 倫理選挙	継続審査	
151回33	証券取引委員会設置法案	海江田 万里君 外10名 (13. 6. 4)						1.21 財務金融	継続審査	
151回36	公共事業基本法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						1.21 国土交通	継続審査	
151回37	公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						1.21 国土交通	継続審査	
151回38	公共事業一括交付金法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						1.21 国土交通	継続審査	
151回39	ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						1.21 国土交通	継続審査	
151回40	国会法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外1名 (13. 6. 5)						1.21 議院運営	継続審査	

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
151回45	衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	鹿野　道彦君外3名(13. 6. 8)						14. 1.21 倫理選挙	未了	
151回49	ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案	鍵田　節哉君外9名(13. 6.14)						1.21 厚生労働	7.17撤回申出 7.17撤回(委員会許可)	
151回53	少子化社会対策基本法案	中山　太郎君外8名(13. 6.19)						1.21 内閣	継続審査	
151回54	民法の一部を改正する法律案	漆原　良夫君外2名(13. 6.20)						1.21 法務	継続審査	
151回55	医療法の一部を改正する法律案	今野　東君外12名(13. 6.25)						1.21 厚生労働	継続審査	
151回56	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	鹿野　道彦君外3名(13. 6.27)						1.21 倫理選挙	5. 9撤回申出 5.22撤回(委員会許可)	
151回57	道路交通法の一部を改正する法律案	長妻　昭君外1名(13. 6.27)						1.21 内閣	継続審査	
151回58	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	石井　紘基君外6名(13. 6.27)						1.21 総務	継続審査	
151回59	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	石井　紘基君外6名(13. 6.27)						1.21 総務	継続審査	
151回60	特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案	石井　紘基君外6名(13. 6.27)						1.21 総務	継続審査	
151回61	日本銀行法の一部を改正する法律案	石井　紘基君外6名(13. 6.27)						1.21 財務金融	継続審査	
151回62	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	中井　洽君(13. 6.28)						1.21 倫理選挙	継続審査	
151回63	道路交通法の一部を改正する法律案	西村　眞悟君(13. 6.28)						1.21 内閣	継続審査	
151回64	防衛省設置法案	野田　毅君(13. 6.28)						1.21 内閣	継続審査	

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153回3	聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	大畠　章宏君 外2名 (13.10.30)						14. 1.21 総務	継続審査	
153回11	一括交付金の交付等に関する法律案	中塚　一宏君 (13.11.13)						1.21 内閣	継続審査	
153回15	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案	田中　慶秋君 外5名 (13.11.22)						1.21 経済産業	7.17 否決	7.18 否決
153回16	入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案	田中　慶秋君 外5名 (13.11.22)						1.21 経済産業	未了	
153回17	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案	田中　慶秋君 外5名 (13.11.22)						1.21 経済産業	未了	
153回21	消防法の一部を改正する法律案	海江田 万里君 外3名 (13.11.28)						1.21 総務	未了	
153回22	商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案	玄葉 光一郎君 外2名 (13.11.28)						1.21 総務	4. 5撤回申出 4. 9撤回(委員会許可)	
153回23	航空法の一部を改正する法律案	細川　律夫君 外2名 (13.11.28)						1.21 国土交通	継続審査	
153回24	民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案	鈴木　淑夫君 外1名 (13.11.29)						1.21 内閣	継続審査	
153回26	学校教育法の一部を改正する法律案	武正　公一君 外3名 (13.12. 4)						1.21 文部科学	継続審査	
153回27	消費生活用製品に係る危険情報の提供を促進する等のための食品衛生法等の一部を改正する法律案	石毛　鉄子君 外5名 (13.12. 4)						1.21 内閣	継続審査	

・ＮＨＫ決算（２件）

件　　名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	13. 2. 9 (151回)				14. 1.21 総務		
日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	14. 2. 8						

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年８月７日に設置され、今期３年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。

第１年目においては、同調査テーマの下、「イスラム世界と日本の対応」について、①イスラム世界の歴史と現在、②イスラム世界と国際政治、③イスラム諸国と国際資源問題、④イスラム社会と開発協力、⑤文明間の対話など、幅広くかつ重点的に調査を行うこととし、また、「東アジア経済の現状と展望」について、自由貿易協定、中国のＷＴＯ加盟の影響など東アジア経済の将来について調査を行うこととした。

第154回国会においては、８回の調査を行った。

「イスラム世界と日本の対応」では、平成14年２月13日に、「イスラム世界と国際政治」について、立山良司（防衛大学校教授）、酒井啓子（日本貿易振興会アジア経済研究所地域研究第二部副主任研究員）、平山健太郎（白鷗大学経営学部教授）の３参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月20日には、「イスラム諸国と国際資源問題」について、宮田律（静岡県立大学国際関係学部助教授）、畑中美樹（財団法人国際開発センターエネルギー・環境室長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月27日には、「イスラム社会と開発協力」について、清水学（宇都宮大学国際学部教授）、遠藤義雄（拓殖大学海外事情研究所教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。４月３日には、「文明間の対話」について、板垣雄三（日本学術会議第一部長・東京大学名誉教授・東京経済大学名誉教授）、大塚和夫（東京都立大学人文学部教授）、梶田孝道（一橋大学大学院社会学研究科教授）の３参考人から意見を聴取し、質疑を行った。次いで、４月８日に、政府からの報告を杉浦正健外務副大臣、田勢修也経済産業大臣官房審議官、松永和夫資源エネルギー庁資源・燃料部長から聴取し、外務副大臣及び政府参考人（外務省及び経済産業省）に対し、質疑を行った。また、４月24日にも、政府参考人（外務省及び経済産業省）に対する質疑と委員間の意見交換を行った。以上のような調査を踏まえて、５月22日には、委員の意見表明及び委員間の意見交換を行った。

また、「東アジア経済の現状と展望」については、２月６日に、青木健（杏林大学社会学部教授）、大野健一（政策研究大学院大学教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

７月３日に、第１年目の調査報告書（中間報告）を取りまとめ議長に提出し、７月５日、本会議において調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

１．イスラム世界と日本の対応

(1)イスラム世界と国際政治

２月13日の調査において、参考人から意見を聴取した後、米国の対イラク軍事行動、

ユダヤ人入植地の拡大と水資源問題、アラブ・イスラム世界における日本のイメージ、米国の対イラン政策、イスラム世界の民主化、ブッシュ大統領の「悪の枢軸」発言、異なる文明・宗教の平和的共存、オスロ合意の現状と今後、グローバリゼーションとイスラム世界、イスラム世界と西洋文明との対話の可能性、中東情勢の今後とアラファト議長の後継者問題などについて質疑を行った。

(2)イスラム諸国と国際資源問題

２月20日の調査において、参考人から意見を聴取した後、ブッシュ大統領の「悪の枢軸」発言、我が国の石油外交の在り方、中央アジア・カスピ海における地戦略の重要性、ユーラシア外交におけるアフガニスタン復興の位置付け、アジア外交を足場とした中東外交の展開、米国がイスラム社会から憎悪される理由、中近東におけるポスト石油産業、イスラム教の考え方が近代化の阻害要因となる可能性、中東における近代化・工業化の可能性と方法論、対中東議員外交の在り方、民間の保有する情報収集能力・交渉能力の活用、対中東外交におけるＮＧＯの役割、欧米社会がイスラム世界と折り合う可能性などについて質疑を行った。

(3)イスラム社会と開発協力

２月27日の調査において、参考人から意見を聴取した後、開発協力による貧困撲滅と民族的文化的アイデンティティーの両立、地域研究者養成のための方策、アフガニスタン復興における米国のコミットメント、中東諸国に対する我が国ＯＤＡの量的拡大の必要性、石油の安定供給の確保と対中東経済援助とのリンケージの必要性、アフガニスタン復興における我が国の果たすべき役割、庶民レベルでの文化交流拠点の設置の必要性、異なる文明・宗教の共存に必要なもの、中央アジア・コーカサス諸国に対するロシアの政策、アフガニスタン復興における地雷除去の重要性、アフガニスタンにおける公教育の再生と我が国の支援策、アフガニスタンにおける将来の主要産業などについて質疑を行った。

(4)文明間の対話

４月３日の調査において、参考人から意見を聴取した後、異なる価値観を持つ人々との共存・対話のために持つべき考え方、イスラム世界に対する理解を深めていくための方策、イスラム人口増大の日本社会への影響、文明間の対話を推進する上で日本に欠けているもの、イスラム世界との対話において日本に求められる自己変革、９・11同時多発テロの背景・理由、外務省イスラム研究会でまとめられた政策目標（試論）の政府の対イスラム政策への反映状況などについて質疑を行った。

(5)政府からの報告聴取及び質疑

４月８日の調査において、政府から報告を聴取した後、米国の「悪の枢軸」発言と我が国の対応、「イスラム研究会」の今後の展望、対中東戦略の必要性、文明間の対話と我が国の文明戦略の在り方、我が国の石油輸入において中東依存度が高い理由、中東和平のための日本のイニシアティブ、中東諸国に対する経済協力、ユーラシア外交を推進する上での基本方針、カスピ海周辺地域において我が国のプレゼンスを高めるための方策、文化・芸術を通じた中東地域との交流などについて質疑を行った。

４月24日の調査においては、石油の中東依存度の高さ、中東における日本独自の外交戦略、パレスチナ問題に対する日本政府の対応、イスラムとの交流のための地方公共団

体の活用、反米を掲げるイスラム諸国の経済戦略、カスピ海・中央アジアにおける日本の外交戦略、９・11以降のアラブ諸国の反米感情の高まりと日本の対応、異なる文明同士の平和的共存の必要性、米国流グローバルスタンダードに対するイスラム世界の受け止め方、日本に対するイスラム諸国のイメージ、米国がテロ支援国家を攻撃した場合の日本の対応、対中東ＯＤＡのこれまでと今後、中国の対中東外交政策、「イスラム地域研究」を政策に反映するための方策、イスラム地域を対象とした調査研究機関の在り方などについて質疑を行った。

(6)委員の意見表明及び委員間の意見交換

５月22日の調査において、イスラム世界の研究の拡充強化の必要性、イスラム諸国における対米憎悪の広がり、イスラムへの理解と平和共存の重要性、「新しい共存」を求める取組の必要性、イスラム文化の多様性とアジア的側面、イランと我が国との関係強化の重要性、日本外交における理念や構想力の欠如、イスラム世界に対する日本独自のアプローチの可能性、イスラムを始めとする宗教への理解の必要性、日本のエネルギー安全保障におけるイスラム諸国の重要性、我が国の経済力・産業技術力をいかしたイスラム世界との関係強化、イスラムに対する理解を深めるための交流の重要性、イスラム社会に対する我が国の技術協力の在り方、地域研究を基盤にした総合的・戦略的・主体的外交構築の必要性、中東・中央アジア地域を含めたアジアの共同体形成の必要性、日本独特の「しなやかな外交」の活用、日本の持ち柄をいかした外交の必要性、イスラムの価値観を受け入れる必要性、イスラム研究者育成の必要性などについて意見が示された。

２．東アジア経済の現状と展望

２月６日の調査において、青木健参考人から「東アジア経済の展望と可能性」について、大野健一参考人から「グローバル化時代の途上国為替問題」について意見を聴取した後、中国における民間資本移動の不在、日本を中心とした資本投下国による中国への生産拠点のシフトの可能性、為替レートの変動が世界経済に与える影響、中国の市場及び労働力に対して我が国がとるべきアプローチ、日本の対中セーフガードが我が国農業の再生に与えた作用、円の国際化を進める必要性、貿易・投資自由化後の我が国における新たな産業育成、東アジアにおける現実的な枠組み、アジア通貨危機の際のマレーシアとＩＭＦの教訓、中国が経済大国となる可能性と東アジア経済における位置付け、日韓ＦＴＡの重要性、アジアのＦＴＡにおいて日本がイニシアティブをとる場合の具体的戦術などについて質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成14年２月６日（水）（第１回）

○理事を選任した。

○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望について参考人杏林大学社会科学部教授青木健君及び政策研究大学院大学教授大野健一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年２月13日（水）（第２回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（イスラム世界と国際政治）について参考人防衛大学校教授立山良司君、日本貿易振興会アジア経済研究所地域研究第二部副主任研究員酒井啓子君及び白鷗大学経営学部教授平山健太郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年２月20日（水）（第３回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（イスラム諸国と国際資源問題）について参考人静岡県立大学国際関係学部助教授宮田律君及び財団法人国際開発センターエネルギー・環境室長畑中美樹君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年２月27日（水）（第４回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（イスラム社会と開発協力）について参考人宇都宮大学国際学部教授清水学君及び拓殖大学海外事情研究所教授遠藤義雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月３日（水）（第５回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応（文明間の対話）について参考人日本学術会議第一部長・東京大学名誉教授・東京経済大学名誉教授板垣雄三君、東京都立大学人文学部教授大塚和夫君及び一橋大学大学院社会学研究科教授梶田孝道君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月８日（月）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について杉浦外務副大臣及び政府参考人から報告を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月24日（水）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応について意見の交換を行った。

○平成14年５月22日（水）（第８回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、イスラム世界と日本の対応につい

て意見の交換を行った。

○平成14年７月３日（水）（第９回）

○国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成14年７月24日（水）（第10回）

○国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成13年８月７日に設置され、３年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。

第１年目においては、「イスラム世界と日本の対応」及び「東アジア経済の現状と展望」について調査を進め、去る７月３日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1　イスラム世界と日本の対応

(1) イスラム世界の歴史と現在

参考人から、イスラム教を信仰する人々は世界の人口の５分の１を占め、国際社会の中で、イスラムを一つの共通項として様々なことを主張し、まとまりを持って行動しているとの意見、イスラムの中は多様であり、それぞれの国の歴史があるので、イスラム一般では語れないことが多いとの意見が述べられた。

(2) イスラム世界と国際政治

参考人から、ブッシュ米大統領の「悪の枢軸」発言は米国とイスラエルが組んで世界を支配しようとしているとの「陰謀論」を中東アラブ世界に拡大させる原因となるとの意見が述べられた。また、委員から、パレスチナ問題に関して、我が国は、報復に次ぐ報復は何も産まないこと、怒りのエネルギーを平和な国家の建設や国際社会の安定に向けて展開させていくことを、平和で豊かな社会を作った戦後の経験に基づいてアドバイスすべきであるとの意見が述べられた。

(3) イスラム諸国と国際資源問題

委員から、資源のない我が国が経済を維持していくためにエネルギーの安定供給は極めて重要であるとの意見、中央アジア、カスピ海沿岸諸国は産油国としてのプレゼンスが増大しており、我が国はエネルギー安全保障の方向性を考え直す時期にあるとの意見、イスラム産油国との関係強化のため我が国の技術協力などの援助が有効であるとの意見、我が国のシーレーンに影響を及ぼすおそれのある紛争の防止やイスラムの資源保有国に対する民主化の支援が重要であるとの意見が述べられた。

(4) イスラム社会と開発協力

委員から、我が国のＯＤＡ供与に関して、国益にかなうのであればＯＤＡ対象国リストにとらわれずにイスラム諸国といかに良好な関係を結ぶかという発想が必要であるとの意見、アフガン支援に関して、人道的支援だけでなくユーラシア外交や中央アジア外交の中でアフガン復興を明確に位置づけるなど、国益や戦略をより重視する必要があるとの意見が述べられた。

(5) 文明間の対話

委員から、相互の意見を押しつけ合うのではなく対話によって相互の違いを認識し、新しい価値をすり合わせることが重要であるとの意見、無知による誤った価値判断は避けなければならず、イスラムについてより多くを知り、調査し、勉強することが必要であるとの意見が述べられた。また、参考人から、イスラム文明と西洋文明の双方において共通する要素と違いを認識した上で、様々な集団と様々な形で対話を行い、それを拡大していくという考え方が好ましいとの意見、相互の価値観を尊重しながら異なった宗教や考え方を理解していくことは今後ますます重要になるとの意見が述べられた。

(6) 我が国のイスラム外交

委員から、我が国は欧米とイスラム社会との懸け橋としての役割を果たすべきであるとの意見、イスラムに関する地域研究の拡充を前提に、総合的、戦略的あるいは主体的な外交をいかに構築すべきかが課題であるとの意見、今後イスラムのプレゼンスが増大することが予想される中で、イスラム世界に対する研究の重要性を再認識すべきであるとの意見が述べられた。

2　東アジア経済の将来

参考人から、東アジアでは、ＡＳＥＡＮ自由貿易地域という地域経済協力体がある中で、中国とＡＳＥＡＮ、日本とＡＳＥＡＮという新しい地域統合の胎動が見られるとの所見、2010年までにはＡＳＥＡＮ、中国、日本、韓国を加えた東アジアの自由貿易地域が形成される可能性があるが、そこに至るまでには様々な問題が発生するとの所見が示された。

また、委員から、米国の経常収支や対外純債務の状況からドルへの信任が永久に続くか疑問がある中で、ＥＵのユーロ創設も参考に、日本もドルだけに依存するのではなく円の信頼力を高め、将来的には円の国際化を進める必要があるとの意見が述べられた。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成13年８月７日（第152回国会）に設置され、11月21日（第153回国会）には、３年間の調査項目を「真に豊かな社会の構築」とし、「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」と「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」をサブテーマとすることを決定した。

今国会においては、まず、平成14年２月13日に、内閣府から「構造改革と経済財政の中期展望（平成14年１月25日閣議決定）」について説明を聴取し、「「構造改革と経済財政の中期展望」と経済の活性化策、雇用政策及び社会保障制度の在り方」について関係省庁に対し質疑を行った。

２月27日には、「雇用環境の変化とその対応」について、株式会社日本総合研究所調査部主任研究員山田久君、日本労働組合総連合会総合労働局雇用労働局長中村善雄君及び日本経営者団体連盟労務法制部次長松井博志君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

３月６日には、「国民生活の変化に応じた社会保障制度の在り方」について、上智大学文学部社会福祉学科教授山﨑泰彦君、慶應義塾大学商学部教授城戸喜子君及び埼玉大学名誉教授暉峻淑子君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月10日には、「公的規制の緩和及び起業促進に当たっての課題」について、株式会社ウェブハット・コミュニケーションズ代表取締役社長・立教大学大学院ビジネスデザイン研究科兼任講師高柳寛樹君、シンクタンク・ソフィアバンク代表・多摩大学大学院教授田坂広志君、一橋大学イノベーション研究センター教授米倉誠一郎君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月17日には、「産業の空洞化問題及びグローバル化における企業の国際競争力の強化」について、専修大学経済学部教授鶴田俊正君及び社団法人大田工業連合会会長小倉康弘君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月24日には、「豊かさを支える雇用環境の整備」について、東京大学社会科学研究所教授佐藤博樹君、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授永瀬伸子君及び株式会社ベネッセコーポレーション人財部長柏渕忠君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

５月22日には、これまでの調査を踏まえ、初年度の中間報告書を取りまとめるに当たり、委員の意見表明及び意見交換を行った。

なお、２月19日から21日の３日間、熊本県及び福岡県に委員を派遣し、経済、雇用対策及び社会保障等に関する実情調査を行い、３月６日に派遣委員から報告を聴取した。

以上の調査結果を踏まえ、７月17日の調査会において中間報告を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月13日の調査会では、「構造改革と経済財政の中期展望（平成14年１月25日閣議決定）」について、松下忠洋内閣府副大臣から説明を聴取した後、短期的にみた不況の原因、インフレ・ターゲット論、大学改革の必要性、産学官連携に向けた制度改革、新たな雇用対策

基本計画の策定、ワークシェアリング導入のための具体的な環境整備、児童扶養手当見直しの影響、放課後児童クラブの拡充、構造改革とデフレ対策、景気対策の整合性、不良債権及び過剰債務処理の遅滞、金融機関への公的資金投入、不良債権の最終処理に伴う雇用対策等について、質疑を行った。

２月27日の調査会では、山田参考人から、失業率急上昇の背景、高雇用実現のための条件、ポスト戦後型雇用モデルへの課題等に関する意見が、中村参考人から、市場万能主義と雇用不安の拡大、福祉型社会の構築、人間的な労働と生活の枠組みづくり、ソーシャルパートナーシップの確立等に関する意見が、松井参考人から、総額人件費管理の徹底、緊急避難的ワークシェアリングの必要性、多様な就業形態の検討、経済のグローバル化に対応した労働市場の構築等に関する意見が述べられた。これらの意見に関し、ワークシェアリングに対する検討状況と政策的支援の在り方、就業形態・家族モデルに中立的な社会保障制度、日本が生き残るために必要な労働環境及び税制等社会制度の在り方等について、質疑を行った。

３月６日の調査会では、山崎参考人から、支え手を増やす視点からの社会保障制度改正、世代間公平の確保、基礎年金における次世代育成支援事業の創設、現金給付による家族介護の評価、政管健保の分権化等に関する意見が、城戸参考人から、就労形態及び世帯形態の多様化に対応した社会保障制度の見直し、社会保障給付の高齢者への偏りの是正、年金・医療・社会サービスの総合効果点検の必要性、医療提供体制の改革の重要性等に関する意見が、暉峻参考人から、失業者の本格的な生活調査の必要、失業給付を受けられない失業者対策、失業手当受給期間の延長、職業安定所の機能の不足等に関する意見が述べられた。これらの意見に関し、高齢者給付に関する今後の政策課題、保険料負担の世帯単位から個人単位への移行、年金保険料の税方式化への反対理由、ドイツにおける職業訓練の現状、高齢者への土地担保貸付の普及の可能性等について、質疑を行った。

４月10日の調査会では、高柳参考人から、若い経営者は売上げを得ることを最優先課題とすべきこと、起業に対する大学及び教育の役割、インキュベーターの役割等に関する意見が、田坂参考人から、新しい産業が生まれてこない理由、日本型インキュベーションの手法等に関する意見が、米倉参考人から、国家戦略としてのベンチャー支援の在り方、新産業育成のための政府の役割等に関する意見が述べられた。これらの意見に関し、21世紀の日本に必要な国家戦略、インキュベーションに関する政府の役割、地方におけるベンチャービジネス促進に向けた方策、ＩＴベンチャーによる地方産業活性化等について、質疑を行った。

４月17日の調査会では、鶴田参考人から、産業空洞化の定義及び原因、日本の対外直接投資のダイナミズム、日本への直接投資の促進、企業競争力の強化等に関する意見が、小倉参考人から、産業空洞化の影響、大田区工業の今後の方向及び行政施策に対する要望等に関する意見が述べられた。これらの意見に関し、空洞化を乗り越えるための具体的施策、ものづくり技術に対する認識及び行政支援の在り方、対内直接投資拡大のための規制緩和、特許取得等の促進のための研究開発促進税制等について、質疑を行った。

４月24日の調査会では、佐藤参考人から、多様な就業形態に対応した環境整備、目標就業率の設定、能力開発施策の拡充、正社員を含めた雇用システム全体の見直し等に関する意見が、永瀬参考人から、非正社員の増加及び特徴、正社員と非正社員の均等処遇の必要

性及び随時転換の促進、若年層への労働施策の重点的な実施等に関する意見が、柏渕参考人から、成果主義及び自由と自己責任の考え方に基づく人事制度改革、制度改革がもたらす会社側のメリット、女性社員の現状と課題等に関する意見が述べられた。これらの意見に関し、パートと正社員の均等処遇への取組、多就業型ワークシェアリングとオランダモデルとの関連、非正規雇用の増加に伴う会社と社員の信頼関係及び勤労形態の変化、女性の子育て機会費用についての考え方、女性の仕事と家庭の両立に向けての必要な施策、パート等に対する社会保険及び税制上の課題、女性の創業しやすい環境整備等について、質疑を行った。

５月22日の調査会では、委員の意見表明及び意見交換が行われ、「真に豊かな社会の構築」に向けて、時代に合った新しい価値観の創出、国民が望むライフスタイルの検討、再起可能な社会の実現、雇用対策と働き方の在り方、社会を牽引できるリーダーの育成等に関する意見が述べられた。

以上の調査結果を踏まえ、７月17日の調査会において次年度以降に議論を深めていく基礎となる課題等を含む中間報告書を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成14年２月13日（水）（第１回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、「構造改革と経済財政の中期展望」と経済の活性化策、雇用政策及び社会保障制度の在り方について松下内閣府副大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成14年２月27日（水）（第２回）

○「真に豊かな社会の構築」のうち、雇用環境の変化とその対応について参考人株式会社日本総合研究所調査部主任研究員山田久君、日本労働組合総連合会総合労働局雇用労働局長中村善雄君、日本経営者団体連盟労務法制部次長松井博志君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月６日（水）（第３回）

○「真に豊かな社会の構築」のうち、国民生活の変化に応じた社会保障制度の在り方について参考人上智大学文学部社会福祉学科教授山崎泰彦君、慶應義塾大学商学部教授城戸喜子君及び埼玉大学名誉教授暉峻淑子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年４月10日（水）（第４回）

○「真に豊かな社会の構築」のうち、公的規制の緩和及び起業促進に当たっての課題について参考人株式会社ウェブハット・コミュニケーションズ代表取締役社長・立教大学大学院ビジネスデザイン研究科兼任講師高柳寛樹君、シンクタンク・ソフィアバンク代表・多摩大学大学院教授田坂広志君及び一橋大学イノベーション研究センター教授米倉誠一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月17日（水）（第５回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、産業の空洞化問題及びグローバル化における企業の国際競争力の強化について参考人専修大学経済学部教授鶴田俊正君及び社団法人大田工業連合会会長小倉康弘君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月24日（水）（第６回）

○「真に豊かな社会の構築」のうち、豊かさを支える雇用環境の整備について参考人東京大学社会科学研究所教授佐藤博樹君、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授永瀬伸子君及び株式会社ベネッセコーポレーション人財部長柏渕忠君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月22日（水）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○「真に豊かな社会の構築」について意見の交換を行った。

○平成14年７月17日（水）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成14年７月24日（水）（第９回）

○国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、平成13年８月７日に設置され、「真に豊かな社会の構築」を調査項目として、初年度は「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」と「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」をサブテーマと決定し、これまで参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取及び質疑、委員派遣による実情調査、さらに委員間の意見交換等を行い、調査項目全般について鋭意調査を進めてきた。

調査の過程を通じ、調査項目に関して各種の意見や見解が表明されたが、これらの意見等を主要な論点と思われる事項について取りまとめて課題として整理し、これら課題を含む内容の調査報告書（中間報告）を、去る７月17日、議長に提出した。以下は、その概要である。

まず「真に豊かな社会の構築」については、これからは物質的な豊かさのみでなく、ゆとりある、心の豊かさを共有できる真に豊かな社会の構築が必要である。そのためには、従来の経済社会システムや地域社会の在り方、心の教育の在り方、国民のライフスタイルを見直すことも重要な課題であるとの意見があった。

次に「日本経済の活性化策」については、我が国経済社会は、長期にわたり景気低迷が続いており、デフレの進行と不良債権が重くのしかかっている。デフレの進行は、消費、投資の抑制、資産価格の下落に伴い経済を縮小させることから、その解消が必要である。財政赤字の拡大は国民の将来不安にもつながっており、財政の立て直し、負担と受益の関係を国民に提示することが重要であって、長期的にはプライマリーバランスの改善が必要である。産業構造の転換を促し、厳しい国際競争を勝ち抜くためには、規制を緩和、撤廃し、構造改革を進めることが必要であるが、特区の設置による規制改革が必要との意見がある一方で、リストラアセスメント法の整備等が必要との意見もあった。

次に「起業の促進」については、厳しい国際競争下で大企業が雇用創出力を失いつつある中で、働く機会を増やすためには、新しい企業、産業の創出が必要である。現状では一度失敗するとリスタートが難しいので、起業を促すための環境整備が必要であり、資金調達を促すために、直接金融の充実、拡大が望ましい。女性の起業は、我が国ではまだ障害があり、萌芽も見えていない状態であるため、女性が起業しやすい環境整備が求められる。大学における産学官の連携を促す日本の制度は世界とは格差があり、我が国では、学内での起業に対する抵抗感が大学発ベンチャーを進める上で障害ともなっているとの意見があった。

次に「産業の空洞化問題及び企業の国際競争力の強化」については、対日直接投資が少ない一方、日本からの直接投資が増大しており、我が国の産業空洞化が懸念されている。そのため、対日直接投資による経済の活発化が望ましく、投資拡大のためには、投資促進税制、規制や閉鎖的な取引慣行の見直しにより、海外企業がビジネスを展開しやすい風土を作ることが必要との意見があった。無資源国である我が国では、ものづくりをしなければ経済を支えていくことができず、そのため、ものづくり技術を継承しつつ、産学官の連携の下、全力を挙げて研究開発に取り組むことが必要である。そして、同時に我が国経済

を生産、雇用の両面で支えている中小企業への対策を講じる必要があり、マル経融資制度の拡充、融資の際の個人保証制度の在り方、事業承継を条件とした資産への相続税軽減策の創設等について意見があった。

次に「雇用環境の変化とその対応」については、雇用環境が、現下の失業問題の深刻化、国民の就労意識の多様化などにより大きく変化している。そのため、当面の短期の措置と中長期の措置に分けた対応が必要であり、短期的には、深刻な雇用失業情勢に対する雇用対策が、中長期的には、社会経済情勢の変化に適切に対応する仕組みの構築が重要であるとの意見があった。雇用保険の失業給付が失業者の生活保障に大きな役割を果たしているので、事業主の未加入、短い加入期間、失業給付を受給できないパートタイム労働者等の問題点の解消が必要であり、非自発的な失業者に重点を置いた失業給付の延長を図るべきとの意見があった。また、多様就業対応型ワークシェアリングについては同一労働同一賃金、時間比例にすべきであり、緊急避難的なワークシェアリングについては社会政策的な観点から何らかの支援が重要との意見に対し、ワークシェアリングについては生産性の議論を別途する必要がある等の意見があった。

次に「国民生活の変化に応じた社会保障制度の在り方」については、現行の社会保障制度は社会保険方式になっているが、女性の労働が増え、就労形態が多様化する中で対応できなくなっている。そのため、今日の就労形態や男女共働きに変わりつつある社会の家族モデルに中立的な仕組みにしていくことが必要との意見があった。国民年金の第３号被保険者問題については、根強い反対があって直ちに制度を無くすことは困難であるが、第３号で得られる権利を半減させ、非正社員では報酬比例部分も付ける年金制度が望ましいとの意見や、現行制度では年金上メリットのないパートタイム労働者でも、保険料を支払えば年金が増える制度に変える必要があるとの意見があった。高齢者医療制度は、隣接する介護保険と類似の仕組みとするのが合意を得やすく、制度的にも高齢者医療と介護保険の整合性を図る必要があるとの意見があった。介護保険制度について、第２号被保険者の範囲や給付対象を拡大する必要性、家族介護を評価した手当を給付する必要性、現金給付の容認等の意見があった。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年８月７日に設置され、調査テーマを「共生社会の構築に向けて」と決定し、当面の具体的調査事項として「児童虐待防止に関する件」を取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成14年２月13日には、駿河台大学法学部教授吉田恒雄君、筑波大学心身障害学系教授宮本信也君及びエンパワメント・センター主宰森田ゆり君を、４月３日には東京大学大学院教育学研究科教授汐見稔幸君、徳永家族問題相談室室長・保健師徳永雅子君及び日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員・東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員・弁護士坪井節子君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成14年４月10日には、これら参考人からの意見聴取及び質疑を通じて得られた児童虐待防止に向けての諸課題についての政府等の取組状況や採るべき諸施策について、狩野厚生労働副大臣、岸田文部科学副大臣、横内法務副大臣、内閣府、警察庁及び最高裁判所に対し質疑を行った。

このような児童虐待防止に関しての参考人からの意見聴取や政府等の取組状況についての説明を踏まえ、平成14年５月８日、本件に対する調査会委員の認識の共有化を図るとともに、今後の取組の方向性を見いだすために委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、児童虐待についての当面する課題について意見を集約し、５項目から成る「児童虐待防止についての提言」を取りまとめ、平成14年６月12日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

なお、平成14年２月18日から20日までの３日間、共生社会に関する実情調査のため、香川県及び岡山県において現地調査を行った。

また、平成14年２月27日に、本調査会が第１期に提出し成立している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律のフォローアップ調査を行い、同法施行後の状況に関する件ついて松下内閣府副大臣、横内法務副大臣、狩野厚生労働副大臣、警察庁及び最高裁判所から説明を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成14年２月13日の調査会では、参考人から、児童虐待の防止等に関する法律は実効性や関連法との整合性の点で不十分な面があるが、現行法改正の前提として、児童虐待に対応するための人的・物的資源の質的・量的な充実が必要である、子ども虐待への対応についての緊急検討課題は、子どもの心のケア、親への対応及び予防である、「子どもの人権を擁護する」という文言を法律に明記し、子どもの人権を守るというビジョンを明確にする必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①児童虐待問題における家庭裁判所の関与の在り方、②親権と懲戒権の相違を理解できない親への対応策、③児童虐待に限定した親権制限の法制度整備の在り方等について質疑を行った。

平成14年４月３日の調査会では、参考人から、児童虐待防止のためには、虐待が起こり

得る過程における防止のための教育プログラムの充実が必要である、虐待を有効に早期発見できる体制として母子保健システムを整備することが急務である、性的虐待に関しては、その深刻さを調査の上、立法等に反映する必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①被虐待児を養育する非養子型里親制度の拡充の必要性、②乳幼児健診における未受診者の把握方法、③性的虐待に関する訴訟における被害者保護のために講ずべき施策等について質疑を行った。

平成14年４月10日の調査会では、政府等に対し、①母子保健施策の視点を母親の育児ケアをも含んだものへと変えていく必要性、②学校教育における育児体験教育の重要性、③児童福祉司が保護者から暴行等を受けた場合の対応策の必要性、④親子分離時の面接の制限・許可の場面において家庭裁判所が関与する機会を増やす必要性等について質疑を行った。

平成14年５月８日の調査会では、①虐待親への児童福祉司指導の実効性を担保するような制度を工夫する必要がある、②児童虐待への対応における市町村ネットワークを全国的に充実させる努力が一層必要である、③在宅支援体制の整備、里親制度の充実等地域における相談支援体制を強化する必要がある、④子どもの安全確認のため、裁判所の令状による住居への立入り、一時保護などが可能となるよう児童相談所の権限を強化する必要がある、⑤親が安心して子育てができるよう社会全体で支援する体制を整備する必要がある等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、児童虐待防止に関する件ついて意見を集約し、「児童虐待の発生予防対策の充実」を始めとする５項目の提言を取りまとめた。

また、平成14年２月27日の調査会では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、政府等に対し、①公証人面前宣誓供述書による保護命令の申立てをより利用しやすいものとする必要性、②保護命令発出後の被害者の安全対策、③民間シェルターに対する財政的援助の必要性、④身体的暴力だけでなく精神的暴力も法律の対象とする必要性、⑤ＤＶ加害者から婦人相談員への加害行為について婦人相談員へのカウンセリング等の対応策を講じる必要性等について質疑を行った。

○　児童虐待防止についての提言

平成12年11月の児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い、相談件数の急激な増大などに見られるように児童虐待に対する国民の関心が高まる一方で、虐待に伴う悲惨な事件は後を絶たず、児童相談所の体制も相談件数の増大に十分対応できないなど、児童虐待を取り巻く環境は極めて深刻な状況にあるといえる。

このような中で、本調査会は、21世紀の日本を担う子どもの人権が侵害され、生命の危機にもつながりかねない児童への虐待を防止し、その対応を図っていくことは、児童の権利に関する条約の趣旨に照らしても喫緊の課題であるとの認識の下、虐待の発生原因・予防、虐待の早期発見・早期対応、被虐待児の保護や虐待者への指導、さらにはケア対策などについて広範な論議を行い、その課題を明らかにするとともに、解決のために採り得る諸施策について鋭意検討を進めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

1　児童虐待の発生予防対策の充実

(1) 虐待を防止するための予防的な教育の一環として、総合学習の中で育児体験活動を行うなど、学校教育における異年齢交流の場の確保に努めるとともに、子ども自らが自分自身の身を守るような教育の推進に努力していく必要がある。

(2) 育児における親の孤立化が虐待を招く例も多いことから、地域子育て支援センターの拡充や子育て支援ネットワークの充実等により、子育て中の親同士が交流・情報交換ができるような場の確保に努めるとともに、父親も子育てに対する責任を果たし、特に子育て世代の親がゆとりを持って育児にいそしめるよう、労働時間の短縮等の労働環境の整備を図っていく必要がある。

(3) 母子保健施策の視点を子どもの成育を中心とした育児指導から親の育児に対するケアを含んだものへと変えていくとともに、重要な役割を担う保健師に対する教育・研修等の実施による資質の向上を図り、併せてその人員の確保に努めるべきである。

(4) 虐待の予防には早期にハイリスク群の把握や対応を行うことが重要であり、そのためには妊産婦健診、周産期診療や乳幼児健診の場を通じて、個人のプライバシーに配慮しつつ望まない妊娠等ハイリスク妊産婦及び養育者を把握する体制の構築を図るべきである。

(5) 児童虐待対策予算の増額に引き続き努めるとともに、育児支援を始めとする虐待予防対策へのより一層の配分が必要である。

2　児童虐待を早期発見・早期対応できる体制の確立

(1) 乳幼児健診の場は虐待の早期発見に有効であるが、特に健診を受けに来ない家庭への対応が重要であり、保健師等が積極的に訪問するなど当該家庭の育児状況の把握に努める必要がある。

(2) 学校教育、保育及び医療関係者など職務上、虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう通告義務の周知徹底を図るとともに、各機関において対応要領を作成するなど早期発見・早期対応のための体制の整備に引き続き努めていく必要がある。

(3) 虐待を受けている子どもが相談しやすい環境をつくるための体制の整備を図り、相談先の周知など広報活動にも力を入れる必要がある。

(4) 虐待への早期対応を行うため、虐待の通告を受けた場合における児童相談所の速やかな安全確認について、通告から安全確認までの期間を明確にすることを検討すべきである。また、児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、福祉事務所が通告受理機関として機能するよう人員・予算を増加し、相談体制の充実・強化を図る必要がある。

(5) 児童虐待相談件数の増加等により、児童福祉司、児童相談所職員等の心身への負担が増加しており、その軽減を図るため、児童福祉司の配置基準の見直し等関係職員の増員について検討を行うべきである。また、関係職員の専門性向上のため各種研修を充実させるほか、保護者から職員への加害行為への対応についても検討すべきである。

(6) 児童虐待のおそれのある家庭への児童相談所職員の立入りについては、子どもの安全確認を優先できるよう児童相談所の立入権限の強化に向け、司法手続上の整備を含

めて検討していく必要がある。

(7) 児童相談所を中心とした広域的なネットワークに加えて、市町村における虐待防止ネットワークの構築をより一層推進するとともに、早期発見・早期対応のノウ・ハウの共有等各ネットワーク間における連携強化を図る必要がある。

3　被虐待児への支援体制の確立等

(1) 子どもの心の健全な発育には通常の集団生活、学校生活を送ることが極めて有効であり、そのためには保育所、幼稚園、小学校等において被虐待児への適切な対応ができるようその方策を検討する必要がある。

(2) 被虐待児のケアのため、ケア担当職員の質的・量的な確保に努め、情緒障害児短期治療施設等の治療機関の整備・充実を図るとともに、治療機関と養育機関の役割分担の在り方について検討していく必要がある。

(3) 子どもの安全を守るため、施設からの一時帰宅や入所措置解除に際しての客観的な基準と手続に関するガイドラインの策定を促進するとともに、再発防止に向けた地域の見守り体制を更に整備していく必要がある。

(4) 児童養護施設等の職員・予算の一層の充実を図るとともに、居住環境を整備していく必要がある。

(5) 被虐待児の養護については、家庭的養護の比率を高めていくべきであり、期間に弾力性を持たせた里親や心理ケアを行う里親等非養子型里親制度の拡充・多様化を更に進めていく必要がある。

(6) 虐待する親に対しては、治療的なアプローチが不可欠であり、親の養育能力を回復させるための治療・指導プログラムを早期に確立する必要がある。

4　性的虐待への適切な対応

性的虐待を受けた子どもについては、その心身のケアを特に充実させる必要がある。また、刑事司法手続については、子どもからの事情聴取が困難であることを配慮したものとなるよう検討するとともに、被害者の二次的被害防止に向けた関係職員の教育・研修の充実に努める必要がある。

5　児童虐待の防止等に関する法律等の見直し

児童虐待の防止等に関する法律の見直しに当たっては、子どもの人権尊重の理念の明文化を始め、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、被虐待児への支援等が適切に図られるよう十分検討がなされる必要がある。

なお、子どもに対する性的虐待への適切な対応については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の見直しに際しても十分な検討がなされる必要がある。

(2) 調査会経過

○平成14年２月13日（水）（第１回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について参考人駿河台大学法学部教授吉田恒雄君、筑波大学心身障害学系教授宮本信也君及びエンパワメント・センター主宰森田ゆり君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成14年２月27日（水）（第２回）

○共生社会の構築に向けてのうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について松下内閣府副大臣、横内法務副大臣、狩野厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局から説明を聴いた後、横内法務副大臣、狩野厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年４月３日（水）（第３回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について参考人東京大学大学院教育学研究科教授汐見稔幸君、徳永家族問題相談室室長・保健師徳永雅子君及び日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員・東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員・弁護士坪井節子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年４月10日（水）（第４回）

○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について狩野厚生労働副大臣、岸田文部科学副大臣、横内法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成14年５月８日（水）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○共生社会の構築に向けてのうち、児童虐待防止に関する件について意見の交換を行った。

○平成14年６月12日（水）（第６回）

○共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成14年７月24日（水）（第７回）

○共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第152回国会の平成13年８月に設置された。

本調査会は、「共生社会の構築に向けて」をテーマと定め、委員間の自由討議を経て、「児童虐待防止に関する件」を当面の調査事項とした。

政府等からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「児童虐待防止についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、去る12日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

1　児童虐待の発生予防対策の充実

(1) 学校教育における異年齢交流の場の確保に努めるとともに、子ども自らが自分自身の身を守るような教育の推進に努力していく必要がある。

(2) 地域子育て支援センターの拡充等により、子育て中の親同士が交流・情報交換ができる場の確保に努めるとともに、父親も子育てに対する責任を果たせるよう、労働時間の短縮等の労働環境の整備を図っていく必要がある。

(3) 母子保健施策の視点を親の育児に対するケアを含んだものへと変えていくとともに、保健師に対する教育・研修等の実施による資質の向上を図り、併せてその人員の確保に努めるべきである。

(4) 妊産婦健診、周産期診療や乳幼児健診の場を通じて、個人のプライバシーに配慮しつつハイリスク妊産婦を把握する体制の構築を図るべきである。

2　児童虐待を早期発見・早期対応できる体制の確立

(1) 乳幼児健診を受けに来ない家庭への対応が重要であり、保健師等が積極的に訪問するなど当該家庭の育児状況の把握に努める必要がある。

(2) 職務上、虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者に対し通告義務の周知徹底を図るとともに、各機関において早期発見・早期対応のための体制の整備に引き続き努めていく必要がある。

(3) 虐待を受けている子どもが相談しやすい環境をつくるための体制の整備を図り、相談先の周知など広報活動にも力を入れる必要がある。

(4) 児童福祉司等の心身への負担の軽減を図るため、児童福祉司の配置基準の見直し等関係職員の増員について検討を行うべきである。また、関係職員の各種研修を充実させるほか、保護者から職員への加害行為への対応についても検討すべきである。

(5) 児童虐待のおそれのある家庭への児童相談所職員の立入りについては、子どもの安全確認を優先できるよう児童相談所の立入権限の強化に向け、司法手続上の整備を含めて検討していく必要がある。

(6) 児童相談所を中心とした広域的なネットワークに加えて、市町村における虐待防止ネットワークの構築をより一層推進するとともに、各ネットワーク間における連携強化を図る必要がある。

3　被虐待児への支援体制の確立等

(1) 子どもの心の健全な発育のために保育所、幼稚園、小学校等において被虐待児への適切な対応ができるようその方策を検討する必要がある。

(2) 被虐待児のケア担当職員の質的・量的な確保に努め、治療機関の整備・充実を図るとともに、治療機関と養育機関の役割分担の在り方について検討していく必要がある。

(3) 施設からの一時帰宅や入所措置解除に際しての客観的な基準と手続に関するガイドラインの策定を促進するとともに、再発防止に向けた地域の見守り体制を更に整備していく必要がある。

(4) 被虐待児の養護については、家庭的養護の比率を高めていくべきであり、非養子型里親制度の拡充・多様化を更に進めていく必要がある。

(5) 虐待する親の養育能力を回復させるための治療・指導プログラムを早期に確立する必要がある。

4　性的虐待への適切な対応

性的虐待を受けた子どもの心身のケアを特に充実させる必要がある。また、刑事司法手続については、子どもからの事情聴取が困難であることを配慮したものとなるよう検討するとともに、被害者の二次的被害防止に向けた関係職員の教育・研修の充実に努める必要がある。

5　児童虐待の防止等に関する法律等の見直し

児童虐待の防止等に関する法律の見直しに当たっては、子どもの人権尊重の理念の明文化等を始め、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、被虐待児への支援等が適切に図られるよう十分検討がなされる必要がある。

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として、第147回国会の平成12年１月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね５年程度を目途とすることとされている。

第151回国会からは、憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」、「平和主義と安全保障」の４つのテーマを取り上げ、まず「国民主権と国の機構」に関する調査を開始し、今国会の平成14年４月前半まで行った。引き続いて４月後半からは「基本的人権」に関する調査を開始した。

なお、調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指しており、この方針に基づき今国会においては２回の公聴会を行っている。

今国会においては、まず、平成14年２月20日に「国民主権と国の機構」に関する国民の関心や意見を聞くため公聴会を開催し、「国会の在り方と二院制」及び「地方自治と地方分権の在り方」をテーマに一般公募により選ばれた７名の公述人から意見を聴取した。

さらに、２月27日には近畿大学法学部教授佐藤幸治氏を参考人として招き、司法分野を中心に意見を聴取した後、質疑を行った。

そして、４月10日にはそれまで行ってきた「国民主権と国の機構」についての調査を踏まえて自由討議を行った。

４月20日の調査会より「基本的人権」のテーマに入り、まず人権総論ついて、学習院大学法学部教授戸松秀典氏を、５月８日には京都大学大学院法学研究科教授初宿正典氏を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

５月15日は、基本的人権に関する国民の関心や意見を聞くため、「私たちにとっての人権」をテーマに一般公募により選ばれた８名の公述人から意見を聴取した。

５月29日には、「公共の福祉と義務」について、立命館大学法学部教授中島茂樹氏及び日本大学法学部教授百地章氏、６月12日は、「人権の国際化」について、中央大学法学部教授横田洋三氏及び神戸大学大学院国際協力研究科助教授戸塚悦朗氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

７月17日には日本弁護士連合会から人権擁護委員会元委員長岡部保男氏及び同委員会委員長村越進氏を参考人として招き、その人権擁護活動について説明を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

１．委員間の自由討議

委員間の自由討議では、１年余りにわたって議論してきたテーマである「国民主権と国の機構」に関する意見等憲法を巡る諸問題について、今までの調査を踏まえて、総括的な

議論を行った。

国会について、二院制は、慎重審議・民意の反映・人権保障などの観点から全体的にこれを維持すべき、衆参の関係については、参議院は人事案件について優越させるとともに、政権にはかかわらない等の改革が必要、衆議院の優越が強すぎる等の意見が出された。

内閣について、首相のリーダーシップを担保する観点から首相の権限を強化すべき、首相の権限強化は人権保障の観点からこれを危惧する、首相公選制については、ポピュリズムの危険性が強く、また国会との関係などに問題があり、まず議院内閣制の成熟を図るべき等の意見が出された。

司法については、憲法解釈を最高裁判所ではなく、事実上内閣法制局が行ってきたことは問題、抽象的審査権を司法権とは別の機能として最高裁に付与することも可能ではないか等の意見が出された。憲法裁判所の必要性については賛否両見解があった。

地方自治について、国と地方の役割分担を憲法に明示すべき、財源を地方へ移譲すべき、道州制や連邦制の方向を目指すべき等の意見が出された。

２．学識経験者からの意見聴取

「国民主権と国の機構」について、司法制度改革審議会会長であった佐藤参考人は、①司法制度改革は、政治改革・行政改革など一連の諸改革の最後のかなめであり、政治の復権や過度の事前規制型社会からの転換を実現するためには司法の役割が重要となる、②司法への国民参加について、個人的には、陪審制・参審制・裁判員制とも憲法上問題ないと考える、③憲法裁判の在り方について、抽象的違憲審査は観念化する危険が高く、具体的事件の中で判断するという考え方を維持する方がよい旨、発言した。

「基本的人権」について、意見を６名の学識経験者から聴取した。

戸松参考人は、①憲法の人権規定は、どの国も一般的・抽象的であり、実態との関係から議論する必要がある、②日本では、平等原則・経済活動の自由・政教分離原則については学説・判例が発展しているが、表現の自由・刑事手続上の人権については一層の発展が求められる、③人権保障の展望として、社会の変化への対応が求められるが、憲法に規定されたからといって一義的な価値が定まるわけではなく、立法による具体化、司法による個別具体化が必要であり、憲法の条文上何らかの解釈が可能であれば、憲法改正をしなくとも、立法によればよい旨、発言した。

初宿参考人は、①最近、人権の語がルーズに使われているが、人権とは、基本的に、国籍や年齢などの区別なしに保障されるものを指すべきである、②新しい人権を憲法に書き込むことについては、現憲法の解釈で読み得るもの、立法で対応できるもの等があり、自分は慎重である、③人権は、基本的には個々の人間の権利であり、団体の権利と個人の権利が衝突する場合にはできる限り個人の方に軍配をあげるべきである旨、発言した。

中島参考人は、「公共の福祉、義務」に関し、①公共の福祉の内容は、従来、公権力が定めてきたが、今後は、政府・個人・ＮＰＯ等が対等の立場で実現するという視点が必要である、②日本国憲法には義務規定が少ないとの意見もあるが、憲法はそもそも国家権力を制限するための枠組みである旨、発言した。

百地参考人は、「公共の福祉、義務」に関し、①戦後憲法学では個人を超える価値を認めない傾向にあるが、国家あっての人権でもある、②憲法は国家権力行使の根拠規範でも

あり、国民国家を維持するために必要な義務を明らかにしていくことも必要である旨、発言した。

横田参考人は、「人権の国際化」に関し、①日本国憲法と世界人権宣言では人権規定において優劣がないが、人権の議論において、日本では、憲法の厳格解釈の枠を出ず、世界との間にギャップが生じている、②日本の人権状況や人権政策は世界的評価の対象となっており、世界の動向をとらえた議論と世界の人権状況の改善への積極的な取組が重要である旨、発言した。

戸塚参考人は、「人権の国際化」に関し、①日本における人権保障の経緯を見ると、国際的に保障された人権が国内的に保障されたというのが正確である、②国際法の国内的効力を定めた憲法98条２項の実効的実施のためには、政治的決断が必要である、例えば、国際人権法に関する限り国際機関の解釈を受け入れること、国際人権機関への個人通報制度を保障した人権規約選択議定書を批准することである旨、発言した。

３．日本弁護士連合会からの意見聴取

日本弁護士連合会のこれまでの人権擁護活動についての説明の後、①憲法の人権規定が十分に生かされていない理由として、最高裁判所を始めとする裁判所の憲法判断に対する消極性、差別禁止法等個別人権法の不備、人権侵害に対する救済機関の不備等があげられる、②基本的人権の実効的保障のためには、司法改革、個人通報制度を定めた人権規約選択議定書の批准、個別人権法の制定、政府から独立した人権救済機関が必要である等の見解が述べられた。

４．公聴会

平成14年２月20日の公聴会においては、「国会の在り方と二院制」について、３名の公述人より意見を聴取した。参議院が衆議院の是正・補充の任務をいかに果たすかが重要である、間接選挙により各種の専門家を選んではどうか、政党中心の参議院の選挙制度は問題がある等の見解が述べられた。また「地方自治と地方分権の在り方」については４名の公述人より意見を聴取した。単なる合併のみを促進する昨今の市町村合併政策は問題がある、身近な存在である市町村を効率のみで追求することは無理がある、生存権に基づく福祉国家の観点から国と地方の分担の在り方を国民的に議論すべき、広域連合制度は自治権を奪い問題がある等の見解が述べられた。

平成14年５月15日の公聴会においては、「私たちにとっての人権」について、在日外国人、障害者団体の代表など８名の公述人から意見を聴取した。外国人の人権については、地方参政権の獲得と公務員就任に係る国籍条項の撤廃が必要、憲法上の国民は原則として定住外国人を含むと理解すべき、障害者の人権については、障害者年金では憲法25条の保障する生活が不可能である、民法の親族間の扶養義務のため、障害者は幾つになっても親が面倒を見るというのは時代遅れである等の見解が述べられた。その他、女性や子供の人権保障が十分でない、性の態様による不当な扱いは差別である、国民健康保険の短期保険証の表示方法が差別を作り出している、今の憲法の課題は、人間らしい生存、平和の中での生存、皆の共生の３点である等の見解が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成14年１月23日（水）（第１回）

○幹事の補欠選任を行った。

○「国会の在り方と二院制」及び「地方自治と地方分権の在り方」について公聴会を開会することを決定した。

○平成14年２月20日（水）（公聴会 第１回）

○「国会の在り方と二院制」について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

専修大学法学部教授　隅野　　隆徳君
弁護士　早川　　忠孝君
日本婦人有権者同盟事務局員　本田　　年子君

○「地方自治と地方分権の在り方」について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

自治体問題研究所・研究担当常務理事　池上　　洋通君
埼玉県議会議員　舩津　　徳英君
中国短期大学幼児教育科専任講師　松井　　圭三君
ジャーナリスト　山本　　節子君

○平成14年２月27日（水）（第２回）

○国民主権と国の機構について参考人近畿大学法学部教授佐藤幸治君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成14年３月29日（金）（第３回）

○「私たちにとっての人権」について公聴会を開会することを決定した。

○平成14年４月10日（水）（第４回）

○国民主権と国の機構について意見の交換を行った。

○平成14年４月24日（水）（第５回）

○基本的人権について参考人学習院大学法学部教授戸松秀典君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月８日（水）（第６回）

○基本的人権について参考人京都大学大学院法学研究科教授初宿正典君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成14年５月15日（水）（公聴会 第２回）

○「私たちにとっての人権」について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

弁護士　杉井　　静子君
全国生活と健康を守る会連合会事務局長　辻　　清二君
歯科医師　柳　　時悦君
都留文科大学教授　横田　　力君
桃山学院大学大学院教授　徐　　龍達君
主婦　福島　　依璘君
早稲田大学大学院生　柳原　　良江君
神奈川肢体障害者団体連絡協議会会長　前田　　豊君

○平成14年５月29日（水）（第７回）

○「基本的人権」のうち、公共の福祉、義務について参考人立命館大学法学部教授中島茂樹君及び日本大学法学部教授百地章君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年６月12日（水）（第８回）

○「基本的人権」のうち、人権の国際化について参考人中央大学法学部教授横田洋三君及び神戸大学大学院国際協力研究科助教授戸塚悦朗君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成14年７月17日（水）（第９回）

○基本的人権について参考人弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会元委員長岡部保男君及び弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会委員長村越進君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

5　参議院改革協議会

【参議院改革協議会】

(1) 発足の経緯

平成13年12月６日（第153回国会）、井上議長と各会派代表者との懇談会（各会派代表者懇談会）において、参議院改革の問題について協議する機関を次期常会において設置し、その機関の名称、任務、構成、運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

平成14年３月13日（第154回国会）、議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員11人をもって組織する参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置することを決定し、同日の本会議において山崎正昭議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

(2) 協議会経過

○平成14年３月20日（水）（第１回）

o 井上議長及び本岡副議長からあいさつがあった。

○平成14年７月18日（木）（第２回）

o 倉田議長からあいさつがあった。

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第１　名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第２　構成

(1) 参議院改革協議会は、協議員11人をもって組織する。

(2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第３　運営

(1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。

① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項

② 参議院改革協議会が必要と認める事項

(2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。

(3) 議長及び副議長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。

(4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。

(5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。

(6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。

(7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第４　その他

(1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。

(2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。

(3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

1 議案審議概況

【 概　観 】

閣法は、新規提出104件（うち本院先議22件）のうち本院先議18件を含む88件が成立、12件が衆議院において、本院先議４件が本院において、それぞれ継続審査となった。また、継続審査となっていた２件のうち地方自治法改正案は成立、個人情報保護法案は引き続き衆議院で継続審査となった。

参法は、新規提出22件のうち総務委員会提出に係る特定電子メール送信適正化法案が成立、３件が本院において継続審査、18件は審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた２件のうち戦時性的強制問題解決法案は引き続き継続審査、民法改正案は審査未了となった。

衆法は、新規提出47件のうちあっせん利得処罰法改正案等12件が成立、１件が否決、21件が衆議院において、２件が本院においてそれぞれ継続審査、９件は審査未了となった（撤回２件）。また、衆議院で継続審査となっていた44件のうち身体障害者補助犬法案等３件が成立、１件が否決、33件は引き続き継続審査、４件は審査未了となった（撤回３件）。

予算は、平成13年度一般会計補正予算外１件（２次補正）及び平成14年度一般会計予算外２件が提出され、いずれも成立した。

条約は、提出された18件（うち本院先議４件）すべてが承認された。

承認案件としては、平成14年度NHK予算が提出され、承認された。

予備費は、新規に提出された平成13年度予備費等５件及び衆議院で継続審査となっていた平成12年度予備費等７件すべてが承諾された。

決算は、平成12年度決算及び平成12年度ＮＨＫ決算が提出され、平成12年度決算及び継続審査となっていた平成11年度決算は継続審査となり、平成12年度ＮＨＫ決算及び平成11年度ＮＨＫ決算は審査に入るに至らなかった。

決議案は、提出された５件のうちパレスチナ紛争決議案、日本人拉致疑惑決議案が可決された。

このほか、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成13年度一般会計補正予算外１件は、平成14年１月21日に提出され、同日の衆・参両院本会議における財政演説、22日衆議院、23日参議院のこれに対する質疑の後審査に入り、同月29日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、２月１日の参議院本会議において可決された。

今回の補正予算は２次補正であり、昨年12月、政府において決定された緊急対応プログラムを実施するため編成された。その内容は、ＮＴＴ株式売払収入の活用により、都市機能高度化等対策費、環境配慮型地域社会実現対策費、少子高齢化対策費等を計上するもので、今年度一般会計予算の補正後の総額は、当初予算に対し３兆7,002億円増加し、86兆3,526億円となる。

平成14年度一般会計予算外２件は、平成14年１月25日に提出され、２月４日の衆・参両院本会議における施政方針演説等４演説、６日及び７日衆議院、７日及び８日参議院の４演説に対する質疑の後審査に入り、３月６日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、同月27日の参議院本会議において可決された。なお、衆議院において撤回の上編成替えを求める動議が提出されたが否決された。

今回の予算は、国債発行額30兆円以下との目標を掲げ、５兆円を削減しつつ２兆円を重点分野に再配分するとの理念の下、少子高齢化への対応、科学技術、教育、ＩＴの推進等の重点分野に予算配分を大胆にシフトするとの観点から編成されたもので、歳出面では、一般歳出を前年度当初予算比2.3%減の47兆5,472億円とし、一般会計全体でも1.7%減の81兆2,300億円となっている。また、歳入面では、公債発行額を目標どおり30兆円とし、公債依存度は36.9%となっている。

〔法律案の審議〕

－　閣　　法　－

【成立した主な閣法】

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案（６月７日成立）

特殊法人等整理合理化計画に基づいて道路関係４公団を民営化を前提とした新たな組織に改編するための道路関係四公団民営化推進委員会の設置、同委員会の組織、職務等について定める。

地方自治法等改正案（第151回国会提出　３月28日成立）

議会の解散及びリコールに係る直接請求の要件を緩和し、住民訴訟の訴訟類型の再構成を行うとともに、合併協議会設置に係る住民投票制度の創設等の措置を講ずる。

日本郵政公社法案、同施行法案、民間事業者信書送達法案、同整備法案 －郵政事業改革関連－（７月24日成立）

郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、独立採算性の下に運営される日本郵政公社を設立するとともに、一定の条件の下に信書の送達の事業に民間企業が参入できるようにするための制度を創設する。**〔衆議院修正〕**郵便局のあまねく全国における設置の明記、公社が出資を行うことを可能とする規定の追加、国庫納付金の規定の見直しを行った。

法人税法等改正案（６月26日成立）

株式を100%保有する子会社を含めた連結所得に対して法人税を課すことのできる連結納税制度を創設する。

教育職員免許法改正案（５月24日成立）

中学・高校の教諭が小学校の相当教科を担任することを可能とする等の教員免許制度上の弾力的措置、特別免許状の授与要件の緩和等により学校教育への社会人の活用を促進するための措置を講ずるとともに、教員免許状の失効等の規定を厳格化する。

健康保険法等改正案、健康増進法案 －健康保険制度改革関連－（７月26日成立）

健康保険法等に定める一部負担金を原則として３割負担とし、保険料算定に総報酬制を導入するとともに、老人医療について対象者を75歳に、公費負担割合を５割に段階的に引き上げる等の措置を講ずる。また、疾病の予防等を図るため、国民の健康の増進を総合的

に推進するための措置を講ずる。

石油公団法等廃止法案、独立行政法人石油等資源機構法案 -石油公団廃止関連-（７月19日成立）

石油公団及び金属鉱業事業団を廃止するとともに、石油公団の機能のうちエネルギー安全保障上国が果たすべき機能及び金属鉱業事業団の機能を承継する独立行政法人を設立する。なお、石油公団のその他の機能は、これを廃止する際に設立する民営化を前提とした政府全額出資の株式会社が承継する。

都市再生特別措置法案（3月29日成立）

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上のため、内閣に都市再生本部を設置し基本計画等を策定するとともに、民間事業者の提案を受け入れる制度等を整備する。

地球温暖化対策推進法改正案（５月31日成立）

気候変動枠組条約京都議定書の約束を達成するため、目標達成計画を策定するとともに、内閣に地球温暖化対策推進本部を設置し、温室効果ガスの排出抑制、吸収作用の保全のための施策を講ずる。

【衆議院で継続審査となった主な閣法】

個人情報保護法案

個人情報についての個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いの基本原則を規定するとともに、事業者が遵守すべき義務等の基本的事項について定める。

心神喪失他害行為者医療観察法案

重大な他害行為を行った責任無能力者に対する強制入院等について、裁判所が審判手続で決定する制度を創設する。

武力攻撃事態対処法案

武力攻撃事態の際の国等の責務を明確にするとともに、事態に至った際の対処の手続、内閣総理大臣の権限等について定める。

【参議院で継続審査となった主な閣法】

人権擁護法案

法務大臣所管の独立行政委員会である人権委員会を設置し、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設する。

－ 参　法 －

【成立した参法】

特定電子メール送信適正化法案（４月11日成立）

電子メールの良好な環境整備のため、広告・宣伝を行う電子メールについて、送信者に対し、送信を拒否した者への送信及び架空アドレスへの送信を禁止する。なお、通信販売等の事業者に対し、広告の提供を拒否した者への提供禁止を定めた内閣提出に係る特定商取引法改正案も成立した。

－ 衆　法 －

【成立した主な衆法】

身体障害者補助犬関連２法案（第153回国会提出　５月22日成立）

盲導犬、介助犬、聴導犬を身体障害者補助犬と位置付け、補助犬の訓練事業者の義務、施設等への同伴、認定制度の創設、育成等について定める。

ＢＳＥ対策特措法案（６月７日成立）

牛海綿状脳症の発生を予防し、まん延を防止するため、ＢＳＥに係る基本計画の策定、牛の肉骨粉を原料とする飼料の牛への使用禁止、牛の個体管理の徹底のための体制整備、牛の生産者等への援助等を定める。

あっせん利得処罰法改正案（７月19日成立）

議員秘書あっせん利得罪の対象に国会議員のいわゆる私設秘書を加えるとともに、私設秘書による同罪の国外犯処罰規定を整備する。

〔条約の審議〕

【承認された主な条約】

日本・シンガポール自由貿易協定（５月８日承認）

日本・シンガポール間で貿易及び投資の自由化及び円滑化を一層進める我が国初の自由貿易協定であり、金融サービス、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送、観光等幅広い分野での経済上の連携を約する。

テロ資金供与防止条約（５月17日承認）

既存のテロ防止関連条約の適用対象であり、犯罪を構成する行為その他の行為で公衆等脅迫目的で行われる行為に対する資金の提供等を犯罪とすることを約する。なお、本条約及びテロ資金凍結等のための安保理決議1373号によるテロ資金封じ込めを実効あるものとするため、テロ資金供与処罰法案、金融機関本人確認法案、外為法改正案が提出され成立した。

気候変動枠組条約京都議定書（５月31日承認）

先進国等が、当該国により排出される温室効果ガスの全体量を平成20年から平成24年までの５年間に、平成２年の水準より少なくとも５％削減することを目的として、二酸化炭素に換算した人為的排出量の合計が割当量を超えないことを約する。なお、我が国が削減すべき割合は平成２年水準の６％である。

〔決議案〕

【可決された決議案】

パレスチナ紛争決議案（４月12日可決）

報復の連鎖により緊迫化するパレスチナ情勢に強い憂慮の念を表明し、イスラエル軍の早期全面撤退、軍事行動の即時停止、イスラエル・パレスチナ双方の和平交渉再開に向けた政治的決断を求めるとともに、国連安保理決議の全面的支持を表明し、政府に対し米国による仲介努力の支援と可能な限りの役割を果たすことを求める。

日本人拉致疑惑決議案（４月12日可決）

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による日本人拉致疑惑の新たな展開を踏まえ、北朝鮮赤十字会に対し拉致疑惑の早期解決に真摯に取り組むよう強く要請するとともに、政府に対し国交正常化に向けた話し合いの中で、毅然たる態度で本問題の早期解決に取り組むことを求める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	104	88	4	0	0	12	0	0	
	衆継	1	0	0	0	0	1	0	0	
	参継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参法	新規	22	1	3	0	18	0	0	0	
	参継	2	0	1	0	1	0	0	0	
衆法	新規	47	12	2	0	0	21	1	9	撤回 2
	衆継	44	3	0	0	0	33	1	4	撤回 3
予算		5	5	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	18	18	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	5	5	0	0	0	0	0	0	
	衆継	7	7	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新規	4	0	3	0	1				
	継続	4	0	3	0	1				
決議案		5	2	0	3	0				
規程		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（106件）（うち本院において前国会から継続１件、衆議院において前国会から継続１件）

●両院通過（89件）（うち本院において前国会から継続１件）

1 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
2 平成14年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
3 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
4 租税特別措置法等の一部を改正する法律案
5 沖縄振興特別措置法案
6 地方税法の一部を改正する法律案
7 地方交付税法等の一部を改正する法律案
8 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
9 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
10 国立学校設置法の一部を改正する法律案
11 都市再開発法等の一部を改正する法律案
12 都市再生特別措置法案
13 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
14 2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
15 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
16 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案
17 日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案（修）
18 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
19 平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
20 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
21 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案
22 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案
23 国土交通省設置法の一部を改正する法律案
24 平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案
25 船舶職員法の一部を改正する法律案
26 マンションの建替えの円滑化等に関する法律案
27 土壌汚染対策法案
28 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（修）

29　自然公園法の一部を改正する法律案
30　特許法等の一部を改正する法律案
31　弁理士法の一部を改正する法律案
32　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案
33　電波法の一部を改正する法律案
34　更生保護事業法等の一部を改正する法律案
36　教育職員免許法の一部を改正する法律案
37　教育公務員特例法の一部を改正する法律案
38　野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
39　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案
40　漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案
41　水産業協同組合法等の一部を改正する法律案
42　漁業災害補償法の一部を改正する法律案
43　遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
44　全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
45　鉄道事業法等の一部を改正する法律案
46　健康保険法等の一部を改正する法律案
47　健康増進法案
48　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
49　消防法の一部を改正する法律案
50　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案
51　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
52　司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
53　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
54　首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案
55　障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
57　著作権法の一部を改正する法律案
58　建築基準法等の一部を改正する法律案
59　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案
60　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案
61　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案
62　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
63　独立行政法人造幣局法案
64　独立行政法人国立印刷局法案
65　貨幣回収準備資金に関する法律案
67　国際受刑者移送法案
69　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する

法律案
74　政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案
75　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案
76　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案
77　商法等の一部を改正する法律案
78　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
80　道路運送車両法の一部を改正する法律案
81　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案
82　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
84　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
85　薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律案《修》
86　使用済自動車の再資源化等に関する法律案
90　文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律案
91　文化財保護法の一部を改正する法律案
92　日本郵政公社法案（修）
93　民間事業者による信書の送達に関する法律案
94　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
95　日本郵政公社法施行法案（修）
96　民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
97　地方税法の一部を改正する法律案
98　法人税法等の一部を改正する法律案
99　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案
100 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案
101 公職選挙法の一部を改正する法律案

（第151回国会提出）
64　地方自治法等の一部を改正する法律案

●本院継続（４件）
56　人権擁護法案
102 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案
103 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
104 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

●衆議院継続（13件）（うち衆議院において前国会から継続１件）
35　警備業法の一部を改正する法律案
66　母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案
68　古物営業法の一部を改正する法律案
70　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案
71　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案
72　情報公開・個人情報保護審査会設置法案

73　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
79　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案
83　独立行政法人国立病院機構法案
87　安全保障会議設置法の一部を改正する法律案
88　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案
89　自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
（第151回国会提出）
90　個人情報の保護に関する法律案

◎本院議員提出法律案（24件）（うち本院において前国会から継続２件）
●両院通過（１件）
10　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案
●本院継続（４件）（うち本院において前国会から継続１件）
3　地域金融の円滑化に関する法律案
5　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案
8　特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
（第153回国会提出）
4　戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案
●本院未了（19件）（うち本院において前国会から継続１件）
1　政治資金規正法の一部を改正する法律案
2　政党助成法を廃止する法律案
4　国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
6　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案
7　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案
9　特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
11　特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案
12　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案
13　食品衛生法等の一部を改正する法律案
14　行政運営の適正化のための行政機関等の業務の執行に関する報告及び通報等に関する法律案
15　立候補休暇に関する法律案
16　乳幼児医療費の支給に関する法律案
17　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
18　医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案
19　民法の一部を改正する法律案

20　地域金融の活性化に関する法律案
21　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
22　刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
（第153回国会提出）
3　民法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（91件）（うち衆議院において前国会から継続44件）
●両院通過（15件）（うち衆議院において前国会から継続３件）
3　平成13年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
7　豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案
8　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
9　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案
10　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
16　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
24　牛海綿状脳症対策特別措置法案
30　入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案
31　離島振興法の一部を改正する法律案
39　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
42　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案
44　食品衛生法の一部を改正する法律案
（第153回国会提出）
6　エネルギー政策基本法案（修）
28　身体障害者補助犬法案
29　身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案（修）
●本院継続（２件）
25　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
43　社会保険労務士法の一部を改正する法律案
●衆議院継続（54件）（うち衆議院において前国会から継続33件）
1　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
2　金融再生委員会設置法案
5　特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
6　特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
11　医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案
13　健康保険法等の一部を改正する法律案
17　政治資金規正法等の一部を改正する法律案

18　裁判所法の一部を改正する法律案
19　検察庁法の一部を改正する法律案
20　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案
23　有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案
26　特殊法人等及び独立行政法人の整理等に関する法律案
27　国家公務員の政治的中立に関する法律案
28　自衛隊員の政治的中立に関する法律案
29　交通基本法案
32　軽犯罪法の一部を改正する法律案
40　有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案
41　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
45　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案
46　自然再生推進法案
47　ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案

(第148回国会提出)

1　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
2　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

(第150回国会提出)

18　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
19　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
20　災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

6　犯罪被害者基本法案
13　医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案
20　農業経営再建特別措置法案
23　民法の一部を改正する法律案
25　公職選挙法の一部を改正する法律案
33　証券取引委員会設置法案
36　公共事業基本法案
37　公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案
38　公共事業一括交付金法案
39　ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案
40　国会法の一部を改正する法律案
53　少子化社会対策基本法案
54　民法の一部を改正する法律案
55　医療法の一部を改正する法律案

57　道路交通法の一部を改正する法律案
58　国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
59　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
60　特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案
61　日本銀行法の一部を改正する法律案
62　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
63　道路交通法の一部を改正する法律案
64　防衛省設置法案

(第153回国会提出)

3　聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
11　一括交付金の交付等に関する法律案
23　航空法の一部を改正する法律案
24　民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案
26　学校教育法の一部を改正する法律案
27　消費生活用製品に係る危険情報の提供を促進する等のための食品衛生法等の一部を改正する法律案

●衆議院否決（２件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

14　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

(第153回国会提出)

15　入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案

●衆議院未了（13件）（うち衆議院において前国会から継続４件）

12　国会法の一部を改正する法律案
15　自然エネルギー発電促進法案
21　安全保障基本法案
22　非常事態対処基本法案
34　国民主導の国政の実現に関する基本法案
35　内閣法制局設置法を廃止する法律案
36　郵政事業改革基本法案
37　住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
38　税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

45　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

(第153回国会提出)

16　入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案
17　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案
21　消防法の一部を改正する法律案

●撤回（５件）（うち衆議院において前国会から継続３件）

4　伝染性海綿状脳症対策緊急措置法案

33　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

（第151回国会提出）

49　ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案

56　政治資金規正法等の一部を改正する法律案

（第153回国会提出）

22　商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案

◎予算（５件）

●両院通過（５件）

1　平成13年度一般会計補正予算（第２号）

2　平成13年度特別会計補正予算（特第２号）

3　平成14年度一般会計予算

4　平成14年度特別会計予算

5　平成14年度政府関係機関予算

◎条約（18件）

●両院通過（18件）

1　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

2　国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

3　国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約（第144号）の締結について承認を求めるの件

4　世界保健機関憲章第24条及び第25条の改正の受諾について承認を求めるの件

5　アジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

6　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（締約国の第９回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件

7　オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

8　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締結について承認を求めるの件

9　テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

10　実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

11　1967年７月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約第９条(3)の改正の受諾について承認を求めるの件

12　エネルギー憲章に関する条約の締結について承認を求めるの件
13　エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書の締結について承認を求めるの件
14　刑を言い渡された者の移送に関する条約の締結について承認を求めるの件
15　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結について承認を求めるの件
16　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
17　犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
18　文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（１件）
●両院通過（１件）
1　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（12件）（うち衆議院において前国会から継続７件）
●両院通過(12件)　（うち衆議院において前国会から継続７件）
○平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成13年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成13年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
○平成13年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）
（第151回国会提出）
○平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
○平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成12年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成12年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成12年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（８件）
●継続（６件）
○平成12年度一般会計歳入歳出決算、平成12年度特別会計歳入歳出決算、平成12年度

国税収納金整理資金受払計算書、平成12年度政府関係機関決算書
○平成12年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成12年度国有財産無償貸付状況総計算書
（第151回国会提出）
○平成11年度一般会計歳入歳出決算、平成11年度特別会計歳入歳出決算、平成11年度国税収納金整理資金受払計算書、平成11年度政府関係機関決算書
○平成11年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成11年度国有財産無償貸付状況総計算書
●未了（２件）
○日本放送協会平成12年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
（第151回国会提出）
○日本放送協会平成11年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（５件）
●可決（２件）
２　パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案
３　日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案
●否決（３件）
１　農林水産大臣武部勤君問責決議案
４　議長不信任決議案
５　内閣総理大臣小泉純一郎君問責決議案

◎規程案（１件）
●可決（１件）
○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、4,820件（214種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願」249件、「医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願」217件、「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策のための緊急措置法の制定に関する請願」212件、「患者負担増に反対し、医療制度を抜本的に改革することに関する請願」159件などであった。また、有事法制関連三法案に関連した請願は10種類219件が紹介提出された。

各委員会への付託件数は、内閣208件、総務52件、法務249件、外交防衛337件、財政金融259件、文教科学159件、厚生労働2,962件、農林水産245件、経済産業33件、国土交通278件、環境18件、沖縄・北方１件、倫理選挙19件であった。

請願者の総数は2,366万0,889人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初６月５日の議院運営委員会理事会において会期終了日の７日前の同月12日までと決定されたが、19日の衆・本会議において42日間の会期延長が議決されたため、翌20日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、７月17日の議院運営委員会理事会において会期終了日の７日前の同月24日までと決定された。

７月31日、各委員会において請願の審査が行われ、６委員会において630件（18種類）の請願が採択すべきものと決定された。このうち「商業捕鯨の早期再開等に関する請願」４件は多数をもって採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「商業捕鯨の早期再開等に関する請願」外629件が採択され、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願」125件を除く505件を、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、13.1%であり、また、種類別の採択率（採択数／付託数）は、8.4%であった。

2 請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	208	0	0	208	0	
総務	52	0	0	52	0	
法務	249	71	0	178	71	
外交防衛	337	2	0	335	2	
財政金融	259	0	0	259	0	
文教科学	159	2	0	157	2	
厚生労働	2,962	550	0	2,412	550	内閣に送付するを要しないもの 125件
農林水産	245	4	0	241	4	
経済産業	33	0	0	33	0	
国土交通	278	0	0	278	0	
環境	18	0	0	18	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	19	0	0	19	0	
計	4,820	630	0	4,190	630	提出総数 4,820件

3　本会議において採択された請願件名一覧

○法務委員会 …… 71件

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第2260号外46件）

裁判所の人的及び物的充実に関する請願（第2452号外23件）

○外交防衛委員会 …… ２件

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願（第4167号外１件）

○文教科学委員会 …… ２件

保護者の負担軽減及び教育条件の改善を目的とする私学助成の拡充に関する請願（第431号外１件）

○厚生労働委員会 …… 550件

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願（第39号）

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願（第239号外２件）

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第581号外124件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第1148号外82件）

精神障害者に対する通院医療費公費負担制度の維持に関する請願（第1190号外３件）

障害者の雇用率引上げ及び職域開発に関する請願（第2513号外25件）

脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（第2517号外25件）

小規模通所授産施設制度における格差是正を始めとする成人期障害者施策の拡充に関する請願（第2530号外248件）

ウイルス肝炎総合対策の充実に関する請願（第2762号外25件）

骨髄バンク事業の充実に関する請願（第3320号外１件）

抗がん剤治療の改善に関する請願（第4412号）

食品衛生法の抜本的見直し等に関する請願（第4809号外３件）

○農林水産委員会 …… ４件

商業捕鯨の早期再開等に関する請願（第4160号外３件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… １件

北方領土返還促進に関する請願（第500号）

質問主意書一覧

【第154回国会（常会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
1	勤務医を取り巻く諸問題に関する質問主意書	櫻井　充君	14. 1.24	14. 1.28	14. 2.22	14.2.1 内閣から通知書受領(14.2.25まで答弁延期)
2	自賠責保険の適用除外に関する質問主意書	櫻井　充君	1.28	1.30	3. 5	2. 5 内閣から通知書受領(3. 6まで答弁延期)
3	国際協力におけるＮＧＯとのパートナーシップの在り方に関する質問主意書	谷　博之君	1.31	2. 4	2.15	2. 8 内閣から通知書受領(2.18まで答弁延期)
4	大学附属病院の特定機能病院としての役割に関する質問主意書	櫻井　充君	1.31	2. 4	3. 1	2. 8 内閣から通知書受領(3. 4まで答弁延期)
5	米軍機の低空飛行訓練に関する質問主意書	小泉　親司君	2. 1	2. 6	2.22	2.12 内閣から通知書受領(2.25まで答弁延期)
6	労働基準法における監督機関に対する申告に関する質問主意書	井上　美代君外1名	2. 1	2. 6	2.26	2.12 内閣から通知書受領(2.27まで答弁延期)
7	法律における「一部」の解釈に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 7	2.13	2.19	
8	アフガニスタン復興支援会議へのＮＧＯの出席問題に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 8	2.13	2.26	2.19 内閣から通知書受領(2.27まで答弁延期)
9	特定疾患治療研究事業の見直しに関する質問主意書	小池　晃君	2.14	2.18	3. 1	2.22 内閣から通知書受領(3. 4まで答弁延期)
10	労働分野における規制改革に関する質問主意書	大脇　雅子君	2.18	2.20	4.12	2.26 内閣から通知書受領(4.15まで答弁延期)
11	歯科技工士の技工料の決定方法に関する質問主意書	櫻井　充君	2.19	2.20	3.19	2.26 内閣から通知書受領(3.20まで答弁延期)
12	国際協力銀行及び独立行政法人日本貿易保険の環境ガイドラインに関する質問主意書	谷　博之君	2.21	2.25	3.19	3. 1 内閣から通知書受領(3.20まで答弁延期)
13	2002年度診療報酬改定に関する質問主意書	小池　晃君	2.21	2.25	3.29	3. 1 内閣から通知書受領(4. 1まで答弁延期)
14	ペイオフ凍結解除とマンションの管理費及び修繕積立金の保全に関する質問主意書	井上　美代君外6名	2.25	2.27	3.15	3. 5 内閣から通知書受領(3.18まで答弁延期)
15	法律における「一部」の解釈に関する再質問主意書	櫻井　充君	2.26	2.27	3. 5	
16	独占禁止法に定める事業者の範囲に関する質問主意書	神本　美恵子君	3.14	3.18	4. 5	3.22 内閣から通知書受領(4. 8まで答弁延期)
17	米のカドミウム汚染に関する質問主意書	中村　敦夫君	3.27	4. 1	4.19	4. 5 内閣から通知書受領(4.22まで答弁延期)
18	小田急小田原線連続立体交差事業・事業認可取消判決に関する質問主意書	中村　敦夫君	4. 2	4. 3	4.26	4. 9 内閣から通知書受領(4.30まで答弁延期)
19	過剰水源開発問題に関する質問主意書	中村　敦夫君	4. 3	4. 8	6.28	4.12 内閣から通知書受領(7. 1まで答弁延期)

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備　考
20	ＢＳＥで被害を被った和牛繁殖農家に対する施策に関する質問主意書	櫻井　充君	14. 4.23	14. 4.24	14. 5.31	14.4.26 内閣から通知書受領(14.6.3まで答弁延期)
21	米のカドミウム汚染に関する再質問主意書	中村　敦夫君	4.25	5. 1	5.28	5. 7 内閣から通知書受領(5.29まで答弁延期)
22	歯科訪問診療料の算定基準に関する質問主意書	櫻井　充君	5.14	5.15	6.18	5.21 内閣から通知書受領(6.19まで答弁延期)
23	在瀋陽日本総領事館への北朝鮮住民駆け込み事件に関する質問主意書	櫻井　充君	5.16	5.20	5.28	5.24 内閣から通知書受領(5.29まで答弁延期)
24	アスベスト禁止措置に関する質問主意書	中村　敦夫君	5.17	5.20	6.28	5.24 内閣から通知書受領(7. 1まで答弁延期)
25	我が国における「予防原則」の確立と化学物質対策等への適用に関する質問主意書	加藤　修一君	5.23	5.27	6.28	5.31 内閣から通知書受領(7. 1まで答弁延期)
26	米のカドミウム汚染に関する第３回質問主意書	中村　敦夫君	6.14	6.19	7.16	6.25 内閣から通知書受領(7.17まで答弁延期)
27	都道環状六号線拡幅事業及び首都高速道路中央環状新宿線建設事業に関する質問主意書	中村　敦夫君	6.14	6.19	7.19	6.25 内閣から通知書受領(7.22まで答弁延期)
28	平成13年度国所管公益法人に対する立入検査の実施結果に関する質問主意書	山本　孝史君	6.19	6.24	7.19	6.28 内閣から通知書受領(7.22まで答弁延期)
29	公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問主意書	井上　美代君外７名	6.26	7. 1	7.26	7. 5 内閣から通知書受領(7.29まで答弁延期)
30	知的障害者及び精神障害者に係る歯科訪問診療料の算定基準に関する質問主意書	浅尾　慶一郎君	7. 1	7. 3	7.19	7. 9 内閣から通知書受領(7.22まで答弁延期)
31	増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に関する質問主意書	山本　孝史君	7.11	7.15	7.19	
32	公務職場における臨時・非常勤職員等の実情に関する質問主意書	大脇　雅子君	7.18	7.22		7.26 内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
33	納税者の権利利益の保護のための国税通則法の改正に関する質問主意書	齋藤　勁君	7.18	7.22		7.26 内閣から通知書受領(9. 9まで答弁延期)
34	給与所得者の納税制度の見直しに関する質問主意書	齋藤　勁君	7.18	7.22		7.26 内閣から通知書受領(9. 9まで答弁延期)
35	固定資産税の安定確保に関する質問主意書	齋藤　勁君	7.18	7.22	8. 2	7.26 内閣から通知書受領(8. 5まで答弁延期)
36	メロックス社製ＭＯＸ燃料について東京電力の行った製造確認試験及び製造実績調査に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.18	7.22		7.26 内閣から通知書受領(9. 4まで答弁延期)
37	一般戦災傷病者の実態調査に関する質問主意書	大脇　雅子君	7.22	7.24		7.30 内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
38	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の政省令制定に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.23	7.29		8. 2 内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
39	在沖縄米軍基地に出入りするいわゆる「ベースタクシー」の「営業権料」に関する質問主意書	大田　昌秀君	7.24	7.29	8. 7	8. 2 内閣から通知書受領(8. 7まで答弁延期)

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備　考
40	ＪＣＯ臨界事故と安全審査に関する質問主意書	福島　瑞穂君	14. 7.25	14. 7.29		14.8.2 内閣から通知書受領(14.9.18まで答弁延期)
41	京都第二外環状道路北（Ｂ区間）の建設計画に関する質問主意書	中村　敦夫君	7.25	7.29		8. 2内閣から通知書受領(9. 2まで答弁延期)
42	厚木基地上空の飛行・離発着訓練に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.26	7.31		8. 2内閣から通知書受領(9.11まで答弁延期)
43	セクシュアル・ハラスメントの被害者救済に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.26	7.31		8. 2内閣から通知書受領(9.24まで答弁延期)
44	道路法による路線の変更又は廃止の要件並びに道路管理者等の責務に関する質問主意書	浅尾 慶一郎君	7.29	7.31		8. 2内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
45	中国製ダイエット食品による健康被害及び中国医学の適切な普及に関する質問主意書	福本　潤一君	7.29	7.31		8. 2内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
46	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に関する質問主意書	山本　孝史君	7.29	7.31		8. 2内閣から通知書受領(10.30まで答弁延期)
47	米軍横田基地に関する質問主意書	井上　美代君外1名	7.29	7.31		8. 2内閣から通知書受領(9. 9まで答弁延期)
48	米兵の「急使」の不逮捕特権に関する質問主意書	大田　昌秀君	7.29	7.31		8. 2内閣から通知書受領(9.11まで答弁延期)
49	大使天下り人事と北方三島疑惑に関する質問主意書	又市　征治君	7.30	7.31		8. 2内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
50	電源開発特別会計と電源地域振興センターの業務に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.30	7.31		8. 2内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)
51	ミャンマー国バルーチャン第二水力発電所補修計画における環境・社会面の影響に関する質問主意書	谷　博之君	7.30	7.31		8. 2内閣から通知書受領(8.28まで答弁延期)

【第153回国会（臨時会）答弁書未受領分】

番号	件　　名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備　考
6	米軍厚木基地周辺の航空機騒音軽減に関する質問主意書	福島　瑞穂君	13. 12. 4	13. 12. 7	14. 1.22	13.12.11 内閣から通知書受領(14.1.23まで答弁延期)
7	日本国債の格下げに関する質問主意書	福島　瑞穂君	12. 6	12. 7	1.22	12.11 内閣から通知書受領(1.23まで答弁延期)

※ なお、第154回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第155回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

1　国会会期一覧

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第140回（常　会）	9. 1.20(月)	9. 1.20(月)	9. 6.18(水)	150	—	150
第141回（臨時会）	9. 9.29(月)	9. 9.29(月)	9.12.12(金)	75	—	75
第142回（常　会）	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18(木)	150	8	158
第143回（臨時会）	10. 7.30(木)	10. 8. 7(金)	10.10.16(金)	70	9	79
第144回（臨時会）	10.11.27(金)	10.11.27(金)	10.12.14(月)	18	—	18
第145回（常　会）	11. 1.19(火)	11. 1.19(火)	11. 8.13(金)	150	57	207
第146回（臨時会）	11.10.29(金)	11.10.29(金)	11.12.15(水)	48	—	48
第147回（常　会）	12. 1.20(木)	12. 1.20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回（特別会）	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回（臨時会）	12. 7.28(金)	12. 7.28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回（臨時会）	12. 9.21(木)	12. 9.21(木)	12.12. 1(金)	72	—	72
第151回（常　会）	13. 1.31(水)	13. 1.31(水)	13. 6.29(金)	150	—	150
第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8.10(金)	4	—	4
第153回（臨時会）	13. 9.27(木)	13. 9.27(木)	13.12. 7(金)	72	—	72
第154回（常　会）	14. 1.21(月)	14. 1.21(月)	14. 7.31(水)	150	42	192

直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回（特別会）	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回（臨時会）	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回（特別会）	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回（臨時会）	31.11.12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回（臨時会）	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回（臨時会）	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回（臨時会）	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回（臨時会）	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回（臨時会）	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回（臨時会）	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回（臨時会）	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回（特別会）	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第99回（臨時会）	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回（特別会）	61. 7.22(火)
第15回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第115回（臨時会）	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回（臨時会）	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回（臨時会）	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)

※任期3年議員（第1回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

小泉内閣　（平成13年４月26日認証式）

内閣総理大臣	小泉　純一郎	（衆・自民）
総務大臣	片山　虎之助	（参・自保）
法務大臣	森山　眞弓	（衆・自民）
外務大臣	田中　眞紀子 （14.1.30 辞任）	（衆・自民）
外務大臣	川口　順子 （14.2.1 就任）	
財務大臣	塩川　正十郎	（衆・自民）
文部科学大臣	遠山　敦子	
厚生労働大臣	坂口　力	（衆・公明）
農林水産大臣	武部　勤	（衆・自民）
経済産業大臣	平沼　赳夫	（衆・自民）
国土交通大臣	扇　千景	（参・自保）
環境大臣	川口　順子	
環境大臣	大木　浩 （14.2.8 就任）	（衆・自民）
国務大臣 （内閣官房長官） （男女共同参画担当大臣）	福田　康夫	（衆・自民）
国務大臣 （国家公安委員会委員長） （防災担当大臣）	村井　仁	（衆・自民）
国務大臣 （防衛庁長官）	中谷　元	（衆・自民）
国務大臣 （沖縄及び北方対策担当大臣） （科学技術政策担当大臣）	尾身　幸次	（衆・自民）
国務大臣 （金融担当大臣）	柳澤　伯夫	（衆・自民）
国務大臣 （経済財政政策担当大臣）	竹中　平蔵	
国務大臣 （行政改革担当） （規制改革担当大臣）	石原　伸晃	（衆・自民）
内閣法制局長官	津野　修	

4 本会議・委員会等傍聴者数

（会期終了日 14.7.31 現在）

回次	総計	内訳	
		本会議	委員会等
140 （常 会）	5,108	1,451	3,657
141 （臨時会）	1,668	410	1,258
142 （常 会）	3,301	999	2,302
143 （臨時会）	1,621	665	956
144 （臨時会）	506	269	237
145 （常 会）	6,108	1,837	4,271
146 （臨時会）	1,115	362	753
147 （常 会）	4,497	1,340	3,157
148 （特別会）	45	32	13
149 （臨時会）	432	193	239
150 （臨時会）	2,028	902	1,126
151 （常 会）	4,788	1,351	3,437
152 （臨時会）	122	78	44
153 （臨時会）	3,041	913	2,128
154 （常 会）	7,088	2,438	4,650

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

（会期終了日 14.7.31 現在）

年（平成）	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別参観
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,657	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11	190,559	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13	204,125	45,943	152,822	3,063	2,200	97
14	137,126	28,974	105,519	1,336	1,297	0

＊特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第１及び第３日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行			滞在期間
フランス共和国上院議長 (13.12.6 招待状発送)	団長	上院議長	クリスチアン・ポンスレ君	14. 1.18 ～ 1.24
	団員	上院議員	ジャック・ヴァラード君	
	同	同	グザヴィエ・ド・ヴィルパン君	
	同	同	ダニエル・ビダール＝レデ君	
	同	同	ジャン・ベッソン君	
	同	同	フランソワ・トリュシィー君	
	同	同	ベルナール・ジョリー君	
	随員	上院議長官房長	アラン・メア君	
	同	上院事務局国際関係局長	ブリュノ・ボフュメ君	
	同	上院議長外交顧問	ピエール・フィラトフ君	
	同	上院議長官房副主事	ブレーズ・ミストレー君	
	同	警護官	シモン・ヴェルデ君	
モンゴル国国家大会議議長 (14.1.23 招待状発送)	団長	国家大会議議長	サンジベグジーン・トゥムルオチル君	14. 2.17 ～ 2.24
		同夫人	ダシラブダンギーン・チメドツェレン君	
	団員	国家大会議議員	ダンザンギーン・ルンデージャンツァン君	
	同	同	ツェレンダシーン・ダミラン君	
	同	同	バルダンギーン・バータルゾリグ君	
	同	同	ラムジャビーン・グンダライ君	
	随員	外務省アジア・アメリカ局長	パニジュナイギーン・ハリョーン君	
	同	国家大会議対外関係局長	マルハージーン・チョイドルジ君	
	同	国家大会議官房報道局長	ビービシーン・オヨンエルデネ君	
	同	国家大会議対外関係局職員	ビャンバーギーン・ヒシグバヤル君	
	同	国家大会議議長秘書	テルビシーン・アルタンホヤグ君	
	同	ＴＶカメラマン	ツェレンドルジーン・トヤー君	
	同	国家大会議議長主治医	プレブダワーギーン・ドルゴルマー君	
	同	警備局長	アバルゼディーン・スフバルト君	
	同	主任警備官	ゴンチギーン・ルハグワスレン君	
ＡＳＥＡＮ議員機構（ＡＩＰＯ）議長一行 (14.4.5 招待状発送)	団長	ＡＳＥＡＮ議員機構議長 ヴィエトナム社会主義共和国国会議長	グエン・ヴァン・アン君	14. 5.26 ～ 5.31
		同夫人	ダオ・ティ・ハオ君	
	団員	ＡＳＥＡＮ議員機構事務局長 ヴィエトナム社会主義共和国国会議員	ヴー・マオ君	
	同	カンボディア王国国民議会議員	オック・ソチアット君	

同　インドネシア共和国国会議員
バフルム・ラシール君
同　ラオス人民民主共和国国民議会議員
ドゥワンディ・ウッタチャック君
同　マレイシア下院議員
ン・リップ・ヨン君
同夫人　フゥン・イエ君
同　フィリピン共和国下院議員
プロスペロ・ノグラレス君
同夫人　ロドラ・ノグラレス君
同　シンガポール共和国国会議員
オン・セーホン君
同　タイ王国下院議員
アタシット・カンチャナシット君
同　ヴィエトナム社会主義共和国国会議員
ゴー・アイン・ズン君
同　ヴィエトナム社会主義共和国国会議員
グエン・ゴック・チャン君
同　ブルネイ・ダルサラーム国閣僚評議会事務局長
ペヒン・ジュディン君
随員　ヴィエトナム社会主義共和国国会議長通訳
タ・ヴァン・トン君
同　ヴィエトナム社会主義共和国国会儀典専門官
グエン・トゥオン・ヴァン君
同　ヴィエトナム社会主義共和国国会議長警護官
グエン・ヴァン・トゥオン君
同　カンボディア王国国民議会対外関係部長
ティム・バナ君

○両院議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行		滞在期間
中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長 (14.2.27 招待状発送)	全国人民代表大会常務委員会委員長	李　鵬君	14. 4. 2 ～ 4. 9
	同夫人	朱　琳君	
	(公式随員)		
	全国人民代表大会常務委員会副委員長	王光英君	
	同夫人	応伊利君	
	貴州省人民代表大会常務委員会主任	劉方仁君	
	山西省人民代表大会常務委員会主任	盧功勲君	
	全国人民代表大会財政経済委員会副主任委員	周正慶君	
	全国人民代表大会外事委員会副主任委員 全国人民代表大会中日友好グループ主席	徐敦信君	
	中国駐日本国大使	武大偉君	
	同夫人	毛姫平君	
	全国人民代表大会常務委員会副秘書長	呂聡敏君	
	外交部副部長	王　毅君	
	李鵬委員長弁公室主任	呉文昌君	

（同行事務職員）

中央警護局副局長　趙　留　江　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局局長
陳　国　民　君
全国人民代表大会外事委員会弁公室主任
曹　衛　洲　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁新聞局局長
郭　　瑞　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁離・退職幹部局局長
双　世　平　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁信訪局局長
翟　炳　愷　君
教授　牛　光　明　君
教授　楊　庭　樹　君
李鵬委員長秘書　邱　　勇　君
党中央外事弁公室参事官　劉　江　永　君
外交部アジア司参事官　劉　　健　君
王光英副委員長秘書　牛　建　国　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局処長
胡　暁　犁　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局処長
郝　貴　誠　君
外交部アジア司日本処長　呉　江　浩　君
外交部アジア司一等書記官　郭　　燕　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁新聞局副処長
朱　　傑　君
全国人民代表大会財政経済委員会弁公室副処長
徐　風　雷　君
貴州省人民代表常務委員会弁公庁副処長
田　茂　松　君
山西省人民代表常務委員会弁公庁副処長
湯　俊　権　君
外交部弁公庁二等書記官　白　　天　君
外交部アジア司二等書記官　薛　　剣　君
外交部アジア司二等書記官　何　振　良　君
駐日大使館二等書記官　楊　　宇　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局主任科員
張　　偉　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁副主任科員
劉　　偉　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局副主任科員
鐘　　声　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局副主任科員
白　丹　丹　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局副主任科員
胡　　文　君
全国人民代表大会常務委員会弁公庁外事局副主任科員
鄭　常　衛　君
外交部アジア司随員　聶　　佳　君

7　参議院議員海外派遣一覧

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第10回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会出席及びアメリカ合衆国の政治経済事情等視察 （13.12.10 議長決定）	アメリカ	14. 1. 5 ～ 1.11	狩野　　安君 川橋　幸子君	14.7.31 議院運営委員会に報告書提出
トルコ共和国大国民議会議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 （13.12.14 議長決定）	トルコ ジョルダン	14. 1. 8 ～ 1.17	（副議長） 本岡　昭次君 矢野　哲朗君 輿石　　東君 木庭 健太郎君 富樫　練三君	――――
第107回列国議会同盟（ＩＰＵ）会議出席及び各国の政治経済事情等視察 （14.2.12 議長決定）	モロッコ イギリス	14. 3.14 ～ 3.26	大野 つや子君 岸　　宏一君 谷林　正昭君	14.7.31 議院運営委員会に報告書提出
国連子ども特別総会及び子どものための議会人フォーラム出席並びに各国の政治経済事情等視察 （14.4.12 議長決定）	アメリカ ハイティ	14. 5. 6 ～ 5.16	南野 知惠子君 羽田 雄一郎君	14.7.31 議院運営委員会に報告書提出
第23回日本・ＥＵ議員会議出席及び各国の政治経済事情等視察 （14.4.18 議長決定）	ベルギー スウェーデン	14. 5.19 ～ 5.27	山東　昭子君 鶴保　庸介君 池口　修次君	14.7.31 議院運営委員会に報告書提出

8 国会関係日誌 (13.12.8～14.7.31)

【第153回国会（臨時会）閉会後】

平成13年

12. 8(土) ○日・ＥＵ首脳会談（ブリュッセル）
10(月) ○日印首脳会談
11(火) ○参・決算委（平成11年度決算第１回全般的質疑）
○総合規制改革会議答申（15分野）
○アフガニスタン復興ＮＧＯ東京会議（～13日）
13(木) ○衆・財務金融委
14(金) ○平成14年度税制改正大綱
17(月) ○衆・予算委
18(火) ○衆院選の重複立候補制度は有効の最高裁判決
○消防白書
19(水) ○政府経済見通し、平成14年度の実質成長率を0.0%
○衆議院議員選挙区画定審議会勧告
○特殊法人・認可法人整理合理化計画
20(木) ○平成13年度第２次補正予算閣議決定
○平成14年度予算財務省原案内示
21(金) ○対中セーフガード正式発動を見送り
22(土) ○アフガニスタン暫定行政機構発足
○東シナ海の不審船に海上保安庁が威嚇射撃、不審船は沈没
○加藤シヅエ元参議院議員逝去
24(月) ○平成14年度予算政府案閣議決定
25(火) ○公務員制度改革大綱
○平成12年度国民経済計算
28(金) ○高齢社会対策大綱
○政策評価に関する基本方針

平成14年

1. 1(火) ○欧州12カ国でユーロ流通始まる
6(日) ○第10回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会（ホノルル、～９日）
7(月) ○参議院第19回通常選挙当選議員資産等報告書閲覧開始
8(火) ○参・議院運営委理事会
○本岡副議長トルコ等訪問（～17日）
○新任副大臣の認証式
9(水) ○綿貫衆議院議長東南アジア訪問（～17日）
○小泉総理、東南アジア５カ国訪問（～15日）
10(木) ○与党３党幹事長、中東訪問（～14日）
○衆・農林水産委
○衆・国土交通委（九州南西海域不審船事案）
○世界経済の現状と展望（国連）、2002年の日本の成長率を－1.25%と予測
○元札幌国税局長を脱税容疑で逮捕（東京地検）
11(金) ○国会改革連絡会結成
○第154回国会１月21日召集を閣議決定
15(火) ○鹿野道彦衆議院議員の元秘書を競争入札妨害容疑で逮捕（東京地検）
17(木) ○参・農林水産委
○平成14年度税制改正要綱（閣議決定）
18(金) ○フランス上院議長一行来日（参議院議長招待、～24日）
○参・議院運営委、庶務小委、図書小委
○衆・議院運営委、庶務小委、図書小委
○自民党大会
○文部科学白書
○平成12年度決算閣議決定
○構造改革と経済財政の中期展望（経済財政諮問会議）
19(土) ○民主党大会
20(日) ○アフガニスタン復興支援ＮＧＯ会議

【第154回国会（常会）】

1.21(月) ○平成13年度第２次補正予算閣議決定
○**第154回国会（常会）召集**
○**開会式**
○**参・本会議**（議席の指定、５特別委員会の設置、財政演説（第２次補正予算））
○衆・本会議（議席の指定、12常任委員長の選挙、６特別委員会の設置、財政演説）
○アフガニスタン復興支援国際会議（東京、～22日）
22(火) ○衆・本会議（財政演説に対する質疑）
23(水) ○**参・本会議**（財政演説に対する質疑）
○参・予算委
○衆・予算委
○岸本光造衆議院議員逝去
24(木) ○衆・予算委（補正予算対総理等質疑）
25(金) ○衆・予算委
○平成14年度予算提出を閣議決定（一般会計予算総額81兆2,300億円）
○平成14年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度
○構造改革と経済財政の中期展望
28(月) ○衆・予算委（平成13年度第２次補正予算可決）
29(火) ○衆・本会議（平成13年度第２次補正予算可決）
○米大統領、一般教書演説
30(水) ○参・予算委（補正予算対総理等質疑）

○田中眞紀子外相が辞任
31(木)○**参・本会議**(大橋巨泉議員辞職許可、野依良治君のノーベル賞受賞につき祝意)
○参・予算委
○世界経済フォーラム・ダボス会議(ニューヨーク、～２月４日)
2. 1(金)○参・予算委(平成13年度第２次補正予算可決)
○**参・本会議**(平成13年度第２次補正予算、ＮＴＴ株式売払収入活用特措法等改正案成立)
○川口環境大臣が外相に就任
2(土)○日ロ外相会談
3(日)○沖縄県名護市長選、普天間飛行場代替施設建設推進を訴えた現職の岸本健男氏が再選
4(月)○**参・本会議**(政府４演説)
○衆・本会議(政府４演説、鈴木宗男君の議院運営委員長辞任を許可、後任に鳩山邦夫君)
5(火)○衆・本会議(武部農林水産大臣不信任決議案否決)
6(水)○衆・本会議(代表質問：鳩山由紀夫君、山崎拓君、川端達夫君、神崎武法君)
7(木)○**参・本会議**(代表質問：江田五月君、竹山裕君)
○衆・本会議(代表質問：都築譲君、志位和夫君、土井たか子君、井上喜一君)
○衆・憲法調査会(４小委員会設置)
○鹿野道彦衆議院議員、民主党・無所属クラブを離脱
8(金)○**参・本会議**(代表質問：草川昭三君、富樫練三君、西岡武夫君、柳田稔君、鶴保庸介君、福島瑞穂君)
○衆・本会議
○衆・予算委
○大木浩衆議院議員が環境大臣に就任
○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議(オタワ、～９日)
12(火)○衆・予算委(平成14年度予算総括質疑、～13日)
○外務省改革の基本方針
13(水)○京都議定書の締結に向けた今後の方針(地球温暖化対策推進本部会議)
14(木)○衆・予算委
○日・ルーマニア首脳会談
15(金)○衆・予算委
○東チモール国際平和協力業務実施計画
○国土交通白書
17(日)○ブッシュ米大統領来日(～19日)
○モンゴル国家大会議議長一行来日(参議院議長招待、～24日)
18(月)○衆・予算委
○日米首脳会談
19(火)○衆・本会議
○衆・予算委
○ブッシュ米大統領国会演説(参議院議場)
20(水)○参・憲法調査会公聴会
○衆・予算委(外務省等問題参考人質疑)
21(木)○衆・予算委
22(金)○衆・本会議(平成14年度地方財政計画)
○衆・予算委
25(月)○衆・予算委
26(火)○衆・予算委(経済・金融問題集中審議)
27(水)○衆・予算委公聴会(～28日)
○「早急に取り組むべきデフレ対応策」(経済財政諮問会議)
28(木)○参・予算委(平成14年度予算趣旨説明)
3. 1(金)○衆・予算委分科会
3(日)○スイスの国民投票で国連加盟賛成が過半数
4(月)○参・予算委(ＮＧＯ問題参考人質疑)
○衆・予算委分科会
○北方四島住民支援に関する調査報告書(外務省)
○カンボジア国民議会議長一行来日(衆議院議長招待、～８日)
○圓藤徳島県知事を収賄容疑で逮捕(東京地検)
5(火)○衆・予算委(外務省問題に関する集中審議)
6(水)○衆・予算委(平成14年度予算可決)
○衆・本会議(予算委員長津島雄二君解任決議案否決、平成14年度予算、地方税法改正案、地方交付税法改正案、平成14年度公債発行特例法案、租税特措法等改正案可決)
7(木)○参・予算委(平成14年度予算基本的質疑、～８日)
8(金)○加藤紘一衆議院議員の元秘書を脱税の疑いで逮捕(東京地検)
11(月)○参・予算委(一般質疑)
○衆・予算委(鈴木宗男衆議院議員証人喚問)
12(火)○参・予算委(外務省問題に関する集

中審議）
○衆・本会議
○ムシャラフ・パキスタン大統領来日（～15日）
○内閣官房機密費流用事件で判決（東京地裁）
○国連安保理、パレスチナ国家樹立を容認
13(水)○**参・本会議**（平成14年度公債発行特例法・租特法改正案趣旨説明、参改協設置報告）
○参・予算委（一般質疑、公聴会開催を決定）
○議員会館自治委員会（委員長選任）
○日ロ次官級協議、ロシア側は「並行協議」を否定
○世界経済見通し（世界銀行）
14(木)○衆・本会議
○参・予算委（一般質疑）
15(金)○**参・本会議**（平成14年度地方財政計画についての総務大臣の報告）
○参・予算委（一般質疑）
○徳島県議会、収賄容疑で逮捕された圓藤知事の辞職に同意
○人権教育・啓発に関する基本計画
17(日)○石川県知事選、谷本正憲氏３選
○中田宏衆議院議員退職（公選法90条）
○第107回ＩＰＵ会議（マラケシュ、～23日）
18(月)○参・予算委（財政・経済・雇用に関する集中審議）
○加藤紘一・鈴木宗男衆議院議員、自民党離党
19(火)○参・予算委（委嘱審査議決）
○参・予算委公聴会
○衆・本会議
○司法制度改革推進計画を閣議決定
20(水)○**参・本会議**（地方自治法等改正案可決）
○参・予算委嘱審査
○参議院改革協議会初会合
22(金)○参・予算委嘱審査
○日韓首脳会談（ソウル）
○衆・本会議（都市再開発法等改正案、都市再生特措法案可決）
○地方財政白書
25(月)○**参・本会議**
○参・予算委
○国会議員資産公開規程改正
○カナダ連邦議会下院議長一行来日（衆議院議長招待、～30日）
○地価公示
○アフガニスタン東北部で強い地震
26(火)○参・予算委（食品安全及び医療問題に関する集中審議）
○衆・本会議
○外形標準課税訴訟で東京都が敗訴
○ＫＳＤ前理事長・古関忠男被告に有罪判決（東京地裁）
○国民生活白書
○水産基本計画、漁港漁場整備長期計画を閣議決定
27(水)○参・予算委（締めくくり質疑、平成14年度予算可決）
○**参・本会議**（平成14年度予算、地方税法改正案、地方交付税法等改正案成立）
○裁判官弾劾裁判所裁判員会議（次期裁判長に中曽根弘文君を互選）
○議員会館自治委員会
○新・生物多様性国家戦略（地球環境保全に関する関係閣僚会議）
○人事院年次報告（天下り白書）
28(木)○衆・本会議（辻元清美衆議院議員辞職許可、地方自治法等改正案成立）
29(金)○**参・本会議**（平成14年度公債発行特例法案、租税特措法等改正案、都市再開発法等改正案、都市再生特措法案、国会議員歳費旅費法改正案成立、参議院事務局職員定員規程改正）
○衆・本会議
○規制改革推進３か年計画改定、行政委託型公益法人改革実施計画を閣議決定
31(日)○横浜市長選、中田宏・前衆議院議員が当選
4. 1(月)○ペイオフの凍結解除
○第一勧業、富士、日本興業銀行が統合したみずほ銀行でＡＴＭにシステム障害発生
○小中学校が原則完全週５日制に
2(火)○衆・本会議
○李鵬全人代委員長訪日（両院議長招待、～９日）
○ＢＳＥ問題調査検討委最終報告
3(水)○**参・本会議**（国立学校設置法改正案成立）
4(木)○参・予算委（ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会報告）
○衆・本会議（農業近代化資金助成法改正案、農業法人投資円滑化特措法案可決、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案趣旨説明）
5(金)○**参・本会議**（武部農林水産大臣問責

決議案否決）
○衆・本会議（防衛庁設置法及び自衛隊法改正案可決）
7(日)○京都府知事選、山田啓二・前副知事
8(月)○衆・予算委（加藤紘一・鹿野道彦衆議院議員参考人質疑）
9(火)○衆・本会議(加藤紘一議員辞職許可、土壌汚染対策法案可決)
○原子力安全白書
10(水)○**参・本会議**
○基本政策委・合同審査会
11(木)○衆・本会議（パレスチナ和平に関する決議、北朝鮮拉致疑惑に関する決議、特定電子メール送信適正化法案成立）
12(金)○**参・本会議**（パレスチナ和平に関する決議、北朝鮮拉致疑惑に関する決議）
○博鰲アジア・フォーラム（海南島、～13日）
15(月)○参議院特別体験プログラム開始
16(火)○衆・本会議
○裁判官訴追委員会
17(水)○**参・本会議**（防衛庁設置法及び自衛隊法改正案趣旨説明）
○坂野重信議員逝去
18(木)○衆・本会議(独禁法改正案、マンション建替え円滑化法案可決)
○中教審中間報告
○世界経済見通し（ＩＭＦ）
19(金)○衆・本会議（健保法等改正案・健康増進法案趣旨説明）
○井上参議院議長、辞表提出
○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議（ワシントン、～20日）
21(日)○小泉総理、靖国神社参拝
22(月)○**参・本会議**（井上裕議長辞任許可、議長選挙で倉田寛之君当選）
○衆・憲法調査会沖縄公聴会
○大阪高検公安部長を詐欺などの疑いで逮捕（大阪地検）
23(火)○衆・本会議（事態対処特別委員会設置、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案可決）
○森林・林業白書
24(水)○**参・本会議**(人権擁護法案趣旨説明、防衛庁設置法及び自衛隊法改正案成立)
○諫早湾水門を５年ぶりに開放
25(木)○衆・本会議（教育職員免許法改正案可決、個人情報保護法案等趣旨説明）
○衆・予算委（辻元清美前衆議院議員参考人招致）
○ＩＷＣ年次会合（下関市、総会は５月20～24日）
26(金)○**参・本会議**（道路関係四公団民営化推進委員会設置法案趣旨説明、建築基準法改正案、高齢者身体障害者等円滑利用特定建築物建築促進法改正案可決）
○衆・本会議（政策金融機関検査権限委任のための関係法律整備法案可決、有事法制関連３法案趣旨説明）
○プローディ欧州委員会委員長国会演説（衆議院議場）
○日本航空と日本エアシステムの統合を公取委が承認
○雪印食品、株主総会で解散決議
○銃器対策推進計画
○中小企業白書、水産白書
27(土)○小泉総理、ベトナム、東チモール、オーストラリア及びニュージーランド訪問（～５月３日）
28(日)○参院新潟選挙区補選、黒岩宇洋氏
○衆院和歌山２区補選、石田真敏氏
○徳島県知事選、大田正氏
30(火)○鈴木宗男衆議院議員秘書を偽計業務妨害容疑で逮捕（東京地検）
5. 1(水)○世界経済の潮流
2(木)○井上裕前参議院議長の政策秘書を競売入札妨害容疑で逮捕（千葉地検）
5(日)○仏大統領選決選投票、シラク大統領が再選
6(月)○アウン・サン・スー・チー氏の自宅軟禁を解除
7(火)○衆・本会議
8(水)○**参・本会議**（井上裕議員辞職許可、平成12年度決算報告）
○国連子供特別総会（～10日）
○北朝鮮の５人が瀋陽市の日本総領事館に駆け込みを図り、敷地内で中国の武装警察官に拘束される
9(木)○あっせん利得処罰法を初適用、和歌山県橋本市市議を逮捕
10(金)○衆・本会議（平成10年度・11年度決算議決）
○衆・予算委（鈴木宗男衆議院議員偽証告発否決）
○外交青書、政府開発援助（ＯＤＡ）白書
13(月)○海上保安レポート
14(火)○衆・本会議（瀋陽総領事館事件に関する報告）
○衆・議院運営委（鈴木宗男君辞職勧

告決議案質疑終局動議否決）
15(水)○**参・本会議**（瀋陽総領事館事件に関する報告）
○衆・本会議（鳩山議院運営委員長解任決議案否決）
16(木)○衆・本会議
17(金)○**参・本会議**（テロ資金供与防止条約承認）
○衆・本会議
○食料・農業・農村白書
○自衛隊の対テロ支援活動の派遣期間延長を閣議決定
19(日)○沖縄本土復帰30周年記念式典（宜野湾市、正副議長出席）
20(月)○**参・本会議**
○東チモール独立
21(火)○衆・本会議（気候変動国際連合枠組条約京都議定書承認、地球温暖化対策推進法改正案可決、日本郵政公社法案等４法案趣旨説明）
22(水)○**参・本会議**（独禁法改正案、身体障害者補助犬法案、土壌汚染対策法案、農業近代化資金助成法改正案、農業法人投資円滑化特措法案成立）
○衆・予算委（外務省問題集中審議）
24(金)○**参・本会議**（気候変動国際連合枠組条約京都議定書趣旨説明、政策金融機関検査権限委任のための関係法律整備法案、教育職員免許法改正案成立）
○循環型社会白書、環境白書
26(日)○ＡＩＰＯ議長（ヴェトナム国会議長）一行来日（参議院議長招待、～31日）
27(月)○**参・本会議**（故坂野重信君哀悼演説）
○参・予算委（瀋陽総領事館などの集中審議）
28(火)○衆・本会議（エネルギー政策基本法案修正議決）
○経団連と日経連が統合、日本経済団体連合会が発足
○首都圏整備白書
29(水)○**参・本会議**
30(木)○衆・本会議（法人税法改正案可決、平成12年度一般会計公共事業等予備費使用総調書承諾）
○サッカーワールドカップ（～６月30日）
31(金)○**参・本会議**（気候変動国際連合枠組条約京都議定書承認、地球温暖化対策推進法改正案成立）
○観光白書
6. 3(月)○自由党大会
4(火)○衆・本会議（牛海綿状脳症対策特別措置法案可決）
○京都議定書を批准
○防災白書、土地白書
5(水)○**参・本会議**（法人税法等改正案趣旨説明、薬事法及び採血供血あつせん業取締法改正案修正議決）
○参議院自民党特別総会、竹山議員会長と青木幹事長の再任を承認
6(木)○衆・本会議（平成12・13年度予備費関係11件承諾、あっせん利得処罰法改正案可決）
7(金)○**参・本会議**（エネルギー政策基本法案、道路関係四公団民営化推進委員会設置法案、牛海綿状脳症対策特別措置法案成立）
○科学技術白書
10(月)○衆・事態対処特委（集中審議）
11(火)○衆・本会議（使用済自動車再資源化法案可決）
○裁判官訴追委員会
○今後の食品安全行政のあり方について（関係閣僚会議）
○交通安全白書、製造基盤白書
12(水)○**参・本会議**（マンション建替え円滑化法案成立）
○基本政策委・合同審査会
○Ｇ８外相会合（カナダ・ウィスラー、～13日）
13(木)○アフガニスタンの緊急ロヤ・ジルガ（国民大会議）で、移行政権の国家元首にカルザイ暫定行政機構議長が当選
14(金)○高齢社会白書
○Ｇ７財務相会合（カナダ・ハリファクス、～15日）
17(月)○地方分権改革推進会議中間報告
18(火)○衆・議院運営委（鈴木宗男衆議院議員逮捕許諾について秘密会）
○男女共同参画白書
19(水)○参・常任委員長懇談会
○衆・常任委員長会議
○衆・本会議（会期延長可決、鈴木宗男衆議院議員逮捕許諾）
○鈴木宗男衆議院議員をあっせん収賄容疑で逮捕（東京地検）
20(木)○衆・本会議（厚生労働委員長解任決議案否決）
21(金)○衆・本会議（健保法等改正案・健康増進法案可決、鈴木宗男衆議院議員辞職勧告決議案可決）
23(日)○岡山県新見市の市長・市議会選挙で

初の電子投票
○沖縄全戦没者追悼式（糸満市、議長出席）
24(月)○**参・本会議**（健保法等改正案・健康増進法案趣旨説明、共生社会調査中間報告）
○衆・事態対処特委（防衛庁情報公開請求者リスト問題集中審議）
○衆・憲法調査会地方公聴会（札幌）
25(火)○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（閣議決定）
○通商白書
26(水)○**参・本会議**（法人税法改正案成立）
○主要国首脳会議（カナナスキス・サミット、～27日）
29(土)○韓国と北朝鮮の警備艇が黄海で銃撃戦
7. 1(月)○国会議員所得・資産補充報告書公開
○日韓首脳会談
○日・ヨルダン首脳会談
○田中眞紀子衆議院議員、自民党離脱
2(火)○情報通信白書
3(水)○**参・本会議**（サミット報告）
○国家公務員白書
4(木)○外務省、瀋陽総領事館事件で関係者を処分
5(金)○**参・本会議**（使用済自動車再資源化法案成立、国際問題調査中間報告）
○衆・本会議（建築基準法改正案、高齢者身体障害者等円滑利用特定建築物建築促進法改正案成立、石油公団法等廃止法案可決）
○長野県議会、田中知事不信任決議案を可決
○福島県議会、核燃税増税条例を可決
○ＡＳＥＭ財務相会議（コペンハーゲン、～６日）
6(土)○天皇皇后両陛下、ポーランド、ハンガリー御訪問（～20日）
7(日)○滋賀県知事選、國松善次氏再選
8(月)○日・ＥＵ定期首脳協議
9(火)○衆・本会議（日本郵政公社法案修正議決、民間事業者信書送達法案可決）
○労働経済白書
○ＡＵ（アフリカ連合）発足
10(水)○**参・本会議**（日本郵政公社法案等４法案趣旨説明）
○参・予算委（経済、外交、防衛に関する集中審議）
11(木)○参・厚生労働委（医療事故問題参考人質疑）
12(金)○**参・本会議**(離島振興法改正案成立)
15(月)○参・決算委
○宮路厚生労働副大臣が大学入試口利き問題で辞任
16(火)○衆・本会議（東南海・南海地震防災対策推進特措法案可決）
○「政・官の在り方」（閣僚懇談会申合せ）
○環境基本計画の進捗状況の点検結果
17(水)○参・倫理選挙特委（あっせん利得処罰法改正案可決）
○基本政策委・合同審査会
18(木)○衆・本会議（公選法改正案、入札談合等関与行為排除防止法案、ホームレス自立支援特措法案可決、国会図書館長に黒澤隆雄・元参議院事務総長を承認）
○参議院改革協議会
19(金)○**参・本会議**（国会図書館長に黒澤隆雄・元参議院事務総長を承認、平成12・13年度予備費関係12件承諾、あっせん利得処罰法改正案、石油公団法等廃止法案成立、国民生活・経済調査中間報告）
○都市再生基本方針（閣議決定）
22(月)○衆・予算委（経済、財政、金融問題集中審議）
○「変える会」（外相の私的諮問機関）最終報告
23(火)○衆・本会議（衆議院法制局長に窪田勝弘君を任命）
○青少年白書
24(水)○**参・本会議**（公選法改正案、入札談合等関与行為排除防止法案、日本郵政公社法案等４法案成立）
○衆・政倫審（田中眞紀子君審査）
25(木)○参・厚生労働委（健保法等改正案・健康増進法案可決）
○衆・本会議
○水資源白書
26(金)○**参・本会議**（健保法等改正案・健康増進法案成立）
○５か国農相会議（奈良、～27日）
30(火)○衆・本会議（小泉内閣不信任決議案否決）
○日中韓外相会談（ブルネイ）
31(水)○**参・本会議**（議長不信任決議案、内閣総理大臣問責決議案否決、ホームレス自立支援特措法案成立、閉会手続、９常任委員長の選挙）
○衆・本会議（閉会手続）
○**第154回国会閉会**
○日朝外相会談